

工事監督処理方法

目次

建築工事編

電気設備工事編

機械設備工事編

機械設備工事編（参考資料）

注) 監督員の事務欄中◎印のついていない項目でも重要な事項は、実施機関の長の承諾を受ける。

<凡例>

「標仕」・・・・・・・・公共建築工事標準仕様書（建築工事編）

同（電気設備工事編）

同（機械設備工事編）

「改仕」・・・・・・・・公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）

同（電気設備工事編）

同（機械設備工事編）

「契約約款」・・・・地方独立行政法人埼玉県立病院機構建設工事標準請負契約

「監督要綱」・・・・地方独立行政法人埼玉県立病院機構工事監督要綱

「材料検査要領」・・・・埼玉県材料検査実施要領

「事故防止要領」・・・・埼玉県建築工事に伴う災害、公害及び事故防止対策要領

「工事写真要領」・・・・埼玉県建築工事写真作成要領

「電子納品要領」・・・・埼玉県電子納品運用ガイドライン

※公共住宅建設工事共通仕様書は「標仕」と番号共通につき記載を省略

編 事 工 築 建

1. 一般共通事項

項 目	監 督 員 の 事 務		処 理 方 法	資 料
	報 告 ◎実施機関の長 ○担当主幹	受注者に 対する措置		
設計図書及び現場の納まり等に関する疑義への対応	○	協議 指示	<p>設計図書その他関係図書をよく確認し、十分に内容を検討し、不明確な事項は、設計者等に設計意図等を確認する。</p> <p>疑義内容（軽易なものを除く）については、速やかに、工事報告書により担当主幹に報告する。</p> <p>受注者との協議結果は、軽易なものを除き工事報告書にまとめ、設計図書と異なる部分がある場合は、概算差引金額等を記入し、担当主幹の承認又は指示を受ける。</p> <p>なお、契約内容の変更については、約款第18条から第25条の規程及び設計変更ガイドラインに基づき行うものとする。</p>	<p>標 仕 1.1.6</p> <p>” 1.1.8</p> <p>監督要綱 19条</p>
別 契 約 の 関 連 工 事		指示	<p>関連工事の監督員等と、工程、取合い等について協議し、工事全体の円滑な進捗を図る。</p>	<p>標 仕 1.1.7</p> <p>契約約款 2条</p>
工 程 表	○	確認	<p>契約締結後、「工程表」を提出させ、担当主幹に報告する。</p>	<p>契約約款 3条</p>
請負代金額 内 訳 書		確認	<p>契約締結後、「請負代金額内訳書」を提出させ、確認する。</p>	<p>契約約款 3条</p>
施工体制台帳及び施工体系図		確認	<p>「施工体制台帳」及び「施工体系図」の写しを提出させ、確認する。</p> <p>変更が生じた場合は、その都度速やかに提出させ、同様の確認を行う。</p> <p>なお、以下の書類を添付させる。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 建設業許可の許可証の写し（建設業許可が必要な場合） 2. 下請け契約書及び契約約款の写し（必要により基本契約書等を添付） 	<p>建設業法 22条</p> <p>” 24条の7</p>
火災保険等の写し		確認	<p>証券の写しを提出させ、保険の種類、期間等について特記仕様書と照合する。</p> <p>請負代金額、工期等に変更が生じた場合は、保険加入条件変更後の証券の写しを提出させ、同様の確認を行う。</p>	<p>契約約款 57条</p>

1. 一般共通事項

項 目	監 督 員 の 事 務		処 理 方 法	資 料
	報 告 ◎実施機関の長 ○担当主幹	受注者に対する措置		
現場代理人	○	確認	「現場代理人等通知書」及び「経歴書」を提出させ、確認し担当主幹に報告する。 現場への常駐を要しない期間を特記した場合は、当該期間に常駐を求めることのないようにする。また、特記にて常駐を要しない期間が確定していない場合は、契約締結後、受注者と協議し、結果を工事報告書にまとめ速やかに工事報告書により担当主幹に報告する。	契約約款 10 条 監督要綱 11 条
監理技術者等	○	確認	「現場代理人等通知書」及び「経歴書」を提出させ、確認し担当主幹に報告する。	契約約款 10 条
	○	協議	現場への専任を要しない期間を特記した場合は、当該期間に専任を求めることのないようにする。また、特記にて専任を要しない期間が確定していない場合は、契約締結後、受注者と協議し、結果を工事報告書にまとめ速やかに工事報告書により担当主幹に報告する。	建設業法 26 条 監理技術者制度運用マニュアル 監督要綱 11 条
		確認	建設業法で規定する工事に係る監理技術者は、監理技術者資格者証を有する者とし、その写し（表裏）及び監理技術者講習修了証の写しを添付させる。また、現場においても、必要に応じ資格者証及び監理技術者講習終了証の提示を求め施工体制を確認する。 1. 請負代金額が建築一式工事 7,000 万円以上（建築一式以外の工事は 3,500 万円以上）の場合は専任の主任技術者（監理技術者）が必要 2. 下請代金の額の総額が建築一式工事 6,000 万円以上（建築一式工事以外の工事は 4,000 万円以上）の場合は監理技術者が必要 ※特定建設工事共同企業体については、取扱い別途 請負代金額が建築一式工事 7,000 万円以上（建築一式工事以外の工事は 3,500 万円以上）の場合は、建設業許可申請書添付書類の専任技術者証明書の写し等を添付させ、営業所の専任技術者と兼務をしていないかを確認する。 専任の主任技術者又は監理技術者においては、直接的雇用かつ 3 ヶ月以上の恒常的な雇用関係を確認する。 監理技術者等の専任が必要な工事の場合は、契約後速やかに専任確認を実施する。また、必要により、適宜、施工中に専任確認を行う。	

1. 一般共通事項

項目	監督員の事務		処理方法	資料
	報告 ◎実施機関の長 ○担当主幹	受注者に対する措置		
専門技術者	○	確認	<p>その他、監理技術者制度の運用については、「監理技術者制度運用マニュアル」により確認する。</p> <p>専門技術者を置く場合は、「現場代理人等通知書」及び「経歴書」を提出させ、「工事現場等における施工体制の確認要領」により確認し、担当主幹に報告する。</p> <p>なお、建設業法で規定する専門技術者は、附帯する他業種の工事を自ら施工する場合に必要となるため、当該業種の工事に関し主任技術者の資格を有する者とし、その写しを添付させる。</p>	建設業法 26 条の 2 契約約款 10 条
工事現場への標識の掲示		確認	<p>1. 建設業の許可票 公衆の見やすい場所に、下請負人を含むすべての建設業者の標識が掲げられているかを確認する。</p> <p>2. 施工体系図 施工体系図が、工事現場の関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲げられているかを確認する。</p> <p>3. 労災保険関係成立票 労災保険に係る保険関係成立の年月日及び労働保険番号を見やすい場所に掲示しているかを確認する。</p>	建設業法 40 条 建設業法 施行規則 25 条 建設業法 24 条の 7 労働者災害補償 保険法 施行規則 49 条
電気工作物の工事に関する保安	○	指示 承諾	<p>電気保安技術者について、総合施工計画書に記入させるとともに、その資格を証明する資料を添付させる。</p>	標 仕 1.3.3
工事用電力設備の保安		指示 確認	<p>工事用電力設備の保安責任者について、総合施工計画書に記入させる。</p>	標 仕 1.3.4

1. 一般共通事項

項目	監督員の事務		処理方法	資料
	報告 ◎実施機関の長 ○担当主幹	受注者に対する措置		
発生材の処理	○	確認	<p>1. 再資源化を図ると指定されたものは、次の事項について明記した報告書を提出させ、内容を確認する。</p> <p>(1) 発生材の種類、数量 (2) 収集運搬業者名及び許可証の写し (3) 再資源化処理施設等の名称及び許可証の写し (4) 施設に搬入した証明書等の写し (5) 解体工事業者の登録証写し (6) 解体工事の技術管理者選任届</p> <p>2. 1以外のものは、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」「資源の有効な利用の促進に関する法律」、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」「特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律」「特定家庭用機器再商品化法」「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」その他関係法令等に基づくところによるほか、「彩の国建設リサイクル実施指針」、「建設副産物適正処理推進要綱」に従い適切に処理させ、その内容を報告させる。</p>	建設リサイクル実施指針
臨機の処置	◎	指示	<p>災害、公害又は事故が発生した場合は、「埼玉県建築工事に伴う災害、公害及び事故防止対策要領」に基づき処理する。</p>	標仕 1.3.9 契約約款 27条 事故防止要領

1. 一般共通事項

項目	監督員の事務		処理方法	資料
	報告 ◎実施機関の長 ○担当主幹	受注者に対する措置		
実施工程表		承諾	<p>実施工程表は、次の事項等について確認する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 工程の順序及び気候、風土、慣習等の影響 2. 施工計画書、製作図及び施工図の作成並びに承諾の時期、官公署への届出書類提出時期 3. 主要材料等の現場搬入時期 4. 試験の時期及び期間 5. 検査及び施工の立会いを受ける時期（監督員、検査員、特定行政庁、消防署等） 6. 電気設備及び機械設備並びにその他の工事の工程（特に大型機器の搬入時期等） 7. 各仮設物の設置期間、後片付け期間 8. 上記の各事項に対する余裕 	標 仕 1.2.1
週間又は月間工程表等		指示	<p>工事施工上の調整及び確認のために必要な場合（養生期間等）又は関連工事の受注者に必要な場合、週間又は月間工程表、工種別工程表の提出を求める。</p>	標 仕 1.2.1
施工計画書		指示	<p>施工計画書（施工計画図及び試験計画書を含む。）は、次のものについて期限を定め作成するよう指示する。提出後、設計図書、実施工程表等と照合して速やかに検討（関連工事の監督員との協議等も含む）する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 総合施工計画書 2. 工種別の施工計画書 <p>ただし、施工計画書作成の必要性の少ないものは省略させてもよい。</p>	標 仕 1.2.2
		確認	<ol style="list-style-type: none"> 1. 総合施工計画書 <p>総合施工計画書の記載事項の標準は以下のとおりとし、工事内容により記載の必要性の少ないものは省略してもよい。</p>	<p>材料検査要領 契約約款 1条3項</p>

1. 一般共通事項

項目	監督員の事務		処理方法	資料
	報告 ◎実施機関の長 ○担当主幹	受注者に対する措置		
施工計画書 (続)			<p>契約額が建築工事一式においては1,500万円未満、その他の工事においては500万円未満の場合は必要な事項のみ記載でよいものとする。</p> <p>なお、設計図書で特に指定された事項については承諾を要する。</p> <p>(1) 施工体制と安全管理</p> <p>ア 現場施工体制(現場職員構成、工種別責任者、電気保安技術者)</p> <p>イ 現場安全・衛生管理体制(統括安全衛生責任者、安全衛生責任者、元方安全衛生管理者、電力設備保安責任者、特定元方事業者※等) ※発注者が指名</p> <p>ウ 災害防止協議会の設置及び運営</p> <p>エ 日常安全管理(店社パトロール、安全教育、訓練、安全巡視、TBM、KY等)</p> <p>(2) 総合仮設計画(総合仮設計置配置図)</p> <p>ア 敷地周囲の仮囲い(出入口)</p> <p>イ 各仮設物の概略配置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・受注者事務所、材料置場等 ・施設使用者行動範囲との分離措置 ・人、材料、機器搬入の動線 ・別契約者に対する余地の確保 ・危険物置場の規模、位置 <p>(3) 災害、公害、事故防止への配慮</p> <p>(4) 出入口の交通安全対策</p> <p>ア 関係者以外の立入禁止</p> <p>イ 出入口の交通安全</p> <p>(5) 危険箇所の点検方法</p> <p>(6) 緊急時の連絡方法(掲示)</p> <p>(7) 火災予防(消火器、すいがら入れ等)</p> <p>(8) 休日及び夜間警備体制</p> <p>(9) 官公署その他への届出手続等</p> <p>(10) 救急用品の常備</p> <p>2. 工種別施工計画書</p> <p>工種別施工計画書は、施工の品質を決定する具体的な施工計画書であり、工種毎に工事着手前に提出させ、次の事項について確認する。</p> <p>なお、工事内容により必要性の少ない事項は省略してもよい。契約額が建築工事一式においては1,500万円未満、その他の工事においては500万円未満の場合は必要な事項のみ記載でよいものとする。</p>	<p>労働安全衛生法 15条, 15条の2, 16条</p> <p>〃 30条</p> <p>〃 30条</p> <p>事故防止要領</p> <p>標 仕 1.1.3</p>
		確認		

1. 一般共通事項

項目	監督員の事務		処 理 方 法	資 料
	報告 ◎実施機関の長 ○担当主幹	受注者に対する措置		
施工計画書 (続)		承諾 (品質計画)	<p>また、個別の工事について具体的に検討することなく、どの工事にも共通的に利用できるように便宜的に作成されたものでないことを確認する。</p> <p>(1) 品質計画、一工程の施工の確認、施工の具体計画を定めるもの。</p> <p>原則として設計図書と相違ないものとし、設計図書に明示のない施工上必要な事項についても記載させる。</p> <p>工種別施工計画書のうち、品質計画に係る部分について承諾する。</p> <p>ア 工期</p> <p>イ 使用材料及び使用機具</p> <p>ウ 施工方法</p> <p>エ 安全管理計画</p> <ul style="list-style-type: none"> ・作業主任者等の資格者証の写し ・リスクアセスメント実施手順(受注者が実施する場合のみ) <p>オ 設計図書との相違</p> <p>カ 施工管理計画</p> <p>キ 養生計画</p> <p>ク 他の関連工事との施工区分</p> <p>ケ 品質計画</p> <ul style="list-style-type: none"> ・品質管理体制、フロー ・品質管理チェックリスト(管理項目、管理値等) <p>コ 搬入計画</p> <ul style="list-style-type: none"> ・搬入用車両、使用揚重機 ・搬入ルート(マシンハッチ等の確包含む) ・資格者証の写し <p>サ 建設副産物処理計画</p> <ul style="list-style-type: none"> ・再生資源利用[促進]計画書 ・産業廃棄物収集・運搬委託契約書の写し ・産業廃棄物処理委託契約書の写し ・処理業者等の許可証の写し ・産業廃棄物収集運搬車一覧表 ・積換、保管施設、中間処理施設、最終処分場までのフロー及び運搬経路地図 	<p>労働安全衛生法 14条, 28条の2 事故防止要領</p> <p>標 仕 1.3.8 改 仕 1.3.9</p>

1. 一般共通事項

項 目	監 督 員 の 事 務		処 理 方 法	資 料
	報 告 ◎実施機関の長 ○担当主幹	受注者に対する措置		
施 工 図 見本その他		承諾	<p>(2) 工種別施工計画書を作成する工種は、各項によるほか、監督員が必要と認める工事とする。</p> <p>(3) 工種毎に施工に必要な資格者(技能士等)の資格者証の写しの添付を確認する。</p> <p>施工図等は、期限を定め作成させ、設計図書と照合し、技術的、法的検討をするとともに、関連工事の取合い等、及び維持管理性等の検討を行う。</p> <p>1. 施工図等の種類(例) 仮設計画図、杭位置図、コンクリート寸法図、鉄骨工事工作図及び原寸図(必要な場合)、ALCパネル割付図、PCカーテンウォール製作図及び取付け施工図、石工事割付図及び取付け施工図、タイル割付図、金属製建具施工図、木製建具施工図、内装工事割付図、舗装工事出来形図、その他監督員が必要と認め指示するもの。</p> <p>見本は、必要と認めるものについて期限を定め提出させ、設計図書と照合し、承諾する。</p> <p>2. 総合図(プロット図) 関連工事との取合い(寸法的な納まり、技術上の関連)を検討するため、必要に応じて総合図(プロット図)の作成を指示する。</p> <p>3. バリアフリー及びユニバーサルデザイン すべての施設利用者が円滑かつ快適に利用できるよう配慮されているか確認する。</p>	標 仕 1.2.3
色、柄等の指示	◎	指示	見本等に基づき速やかに検討し、受注者に指示する。なお、外壁や屋根などの主要な材料、基調色についてはは実施機関の長の承認を受ける。	標 仕 1.4.2

1. 一般共通事項

項目	監督員の事務		処理方法	資料
	報告 ◎実施機関の長 ○担当主幹	受注者に対する措置		
材料検査及び施工検査に係る試験計画書	○	指示 承諾 立会承諾	<p>材料の品質及び性能を試験により証明する場合は、試験に先立ち、試験計画書の提出を指示する。</p> <p>提出された試験計画書については、担当主幹に報告し指示を受ける。</p> <p>試験方法（設計図書に定めがない場合）及び試験場所を承諾する。</p> <p>試験は立会いとするが、公的試験所（これに準ずる試験所を含む。）であれば、承諾することにより省略できる。</p> <p>なお、試験体は、原則として監督員立会いのもとで採取し、封印又は検印を行い、必要事項を明確に表示させ、試験所等に送付させる。</p>	<p>標 仕 1.4.5</p> <p>〃 1.5.6</p> <p>監督要綱 18条</p> <p>材料検査要領</p>
材料の搬入		確認	<p>受注者から監督員への報告は、材料検査請求書の提出をもって行う。</p>	<p>標 仕 1.4.3</p>
材料の検査		検査	<p>材料は、見本、設計図書等に基づき、あらかじめ次の事項について検討し、材料ごとにその検査実施方法を決定し、材料検査請求書を提出させ、検査を行う。</p>	<p>標 仕 1.4.2</p> <p>〃 1.4.4</p> <p>〃 1.4.5</p> <p>監督要綱 18条</p> <p>契約約款 13条</p> <p>材料検査要領</p>

1. 一般共通事項

項 目	監 督 員 の 事 務		処 理 方 法	資 料
	報 告 ◎実施機関の長 ○担当主幹	受注者に対する措置		
施 工 管 理 技 術 者		承諾	<p>1. 検査方法 抽出検査（対象となるロットの数量と抽出数量）又は全数検査</p> <p>2. 検査項目 数量、寸法、重量、外観、仕上の程度、性能・機能、構造、材質、J A S ・ J I S ・ B L等の規格マーク、品質証明書、指定製造所のマーク等</p> <p>ねじや釘などの補助的な材料は、材料検査を省略することができるが、製造業者の信頼度、見本、カタログ等を十分に検討して承諾する。</p>	
		確認 承諾	<p>既成コンクリート杭地業、鋼杭地業、場所打ちコンクリート杭地業、レディーミクストコンクリートの製造工場、鉄骨製作工場、鉄骨工場の溶接作業及び溶融亜鉛めっき高力ボルト接合において定められており、資格又は能力を証明する資料の提出を求める。</p>	<p>標 仕 1.3.2, 4.3.2 , 4.4.2, 4.5.2 , 6.4.2, 7.1.3 , 7.1.4, 7.6.2 , 7.12.2 改 仕 8.26.3</p>
	技能資格者	確認 承諾	<p>杭の継手溶接、鉄筋ガス圧接、鉄骨の溶接及び超音波探傷試験などにおいて、資格証明書及び工事経歴書の提出を求める。</p>	<p>標 仕 1.5.3, 4.3.7 , 4.4.5, 4.5.3 , 5.4.2, 5.4.3 , 5.5.3, 5.6.2 , 5.6.4, 7.6.3 , 7.6.9 7.6.11 , 7.6.12 7.7.2 , 7.12.3</p>
施工の検査		検査	<p>施工後では検査・確認が困難なものにあっては作業以前又は作業中に、検査・確認を行うものとする。なお、やむを得ず検査が出来ない場合には、受注者に、施工を適切に行ったことを証明する記録（写真、試験成績書等）の提出を指示し、施工内容の確認を行う。</p>	<p>標 仕 1.5.5</p>

1. 一般共通事項

項目	監督員の事務		処理方法	資料
	報告 ◎実施機関の長 ○担当主幹	受注者に対する措置		
施工の立会い等 工事の記録	○	立会	工事が設計図書に基づき施工されているか確認する。なお、適切な時期に行うため、早めに受注者と日程調整を行う。	標 仕 1.5.7
	○	確認	工事の経過に伴い、次の文書等を整理する。 1. 工事報告書 工事の経過に伴う仕様の変更又は不測の発生事項のうち、重要な事項について、その経過、原因、対策を記録・報告し、担当主幹の指示を受ける。 2. 工事現場連絡票（工事現場打合せ記録） 協議、指示、承諾に関する事項及び監督員検査の結果等について、詳細に記録する。 3. 工事写真 「埼玉県建築工事写真作成要領」により撮影されていることを確認する。 4. 見本品及び試験成績書 施工を適切に実施したことを証明することができるものを提出させる。 5. 工事進捗状況報告書 監督要綱に基づき、必要に応じて毎月末に作成し、担当主幹に報告する。 6. 品質管理（社内検査）に係る記録 7. 安全活動に係る記録 (1) 災害防止協議会等 (2) 店社パトロール (3) 安全教育、訓練等 (4) 安全巡視、TBM、KY 等 (5) 新規入場者教育 8. 仮設備点検等に係る記録 (1) 過積載防止対策 (2) 機械・車両等点検整備 (3) 重機操作時安全点検記録 (4) 山留め、足場等の点検及び管理記録 9. 排出ガス対策型及び低騒音・低振動型建設機械の使用に係る記録	標 仕 1.2.4 監督要綱 12, 22, 23, 24, 26, 27, 31, 32, 34, 35 条 監督要綱 12 条 工事写真要領 電子納品要領 監督要綱 12 条
	○	指示 協議 承諾 指示 指示 指示 指示		

1. 一般共通事項

項目	監督員の事務		処理方法	資料
	報告 ◎実施機関の長 ○担当主幹	受注者に対する措置		
完成図 保全に関する説明書	◎	<p>確認</p> <p>10. 建設副産物の適正処理に係る記録 工事が完成したときは、次のものにより適正に処理されていることを確認する。</p> <p>(1) 再生資源利用〔促進〕実施書 (2) 産業廃棄物管理票（マニフェスト）又は電子マニフェストのA票、B2票、D票、E票 (3) 産業廃棄物収集運搬車の確認写真 (4) 中間処理場又は最終処分場に関する現地写真</p> <p>指示</p> <p>工事が完成したときは、設計図書に基づき、次のものを提出させる。 なお、完成写真は、必要に応じ実施機関の長に報告する。</p> <p>1. 完成図等</p> <p>(1) 完成図面 (2) CADデータ等 「埼玉県電子納品運用ガイドライン」又は「埼玉県建築工事図面情報電子化媒体作成要領」により作成させる。</p> <p>(3) 完成写真 「埼玉県電子納品運用ガイドライン」及び「埼玉県建築工事写真作成要領」により作成させる。</p> <p>指示</p> <p>2. 保全に関する説明書</p> <p>(1) 敷地、建物の構造規模などの建物概要 (2) 建物の主要な構造部及び外構についての説明 (3) 建物を使用する上での注意事項 (4) 建物に設置されている家具、機器等の概要説明</p>	<p>標仕 1.7.1 ～1.7.3</p> <p>電子納品要領 工事写真要領</p>	

1. 一般共通事項

項 目	監 督 員 の 事 務		処 理 方 法	資 料
	報 告 ◎実施機関の長 ○担当主幹	受注者に対する措置		
電子納品		協議 指示 確認	<p>(5) 建物を管理する上での保全業務の要点 (6) 建物等の清掃の要点 (7) 建物に使用されている主要材料の製造所名、所在地及び連絡先並びに非常時の連絡体制に関する一覧表 (8) その他 3. 保証書</p> <p>「埼玉県電子納品運用が이드라인」により「建築・設備工事着手時チェックシート」の項目に沿って着手時協議を行う。 工事が完成したときは、「埼玉県電子納品運用が이드라인」に基づき、次のものを提出させる。 1. 電子成果品（CD-R・DVD-R） 2. 電子媒体納品書</p> <p>電子成果品の内容確認は、「建築・設備工事完了時チェックシート」の項目に沿って、電子媒体の内容について確認する。</p>	電子納品要領

2. 仮設工事

項目	監督員の事務		処理方法	資料
	報告 ◎実施機関の長 ○担当主幹	受注者に対する措置		
施工計画書		確認	<p>契約約款において、仮設、施工方法等は、受注者の責任において定めることが規定されている。なお、図面等で指定していない事項については、次のような内容を記述するよう指示し、内容を確認する。</p> <p>1. 施工計画書</p> <p>(1) 工事目的物の位置と敷地との関係（配置と高低）</p> <p>(2) 仮囲いの位置及び構造</p> <p>(3) 材料運搬経路と主な作業動線</p> <p>(4) 仮設物等の配置（監督員事務所、受注者事務所、設備業者事務所、従業員休憩所、危険物貯蔵所、材料置場、下小屋、廃棄物分別置場等）</p> <p>(5) 排水経路、工事用電力並びに水道の引込み位置及び供給能力</p> <p>(6) 足場並びに栈橋の位置及び構造</p> <p>(7) 揚重機（リフト、クレーン、エレベーター、ゴンドラ等）の種類及び配置</p> <p>(8) 作業員の墜落防止及び感電防止並びに落下物の危険防止の施設</p> <p>(9) 近隣の安全に対する処置（近隣使用道路の配置計画図等）</p> <p>(10) 作業構台の位置及び構造</p> <p>2. 仮設工事計画図</p> <p>(1) 仮設計画図</p> <p>ア 配置は、動線計画が適当であり、工事の進行に伴い移動することはないか</p> <p>イ 監督員事務所の規模、仕上げ及び備品等は適切か</p> <p>ウ 他の関連工事の受注者事務所、下小屋作業所及び材料置場等は確保できるか</p> <p>エ 仮囲いの位置、高さ及び材料は適当か</p> <p>オ 法令等の規定による表示板の位置や内容について</p> <p>カ 危険物（引火性材料）の保管位置</p> <p>(2) 足場・揚重計画</p> <p>ア 足場、栈橋の位置、高さ、材料及び安全性は適当か</p>	標仕 2章 契約約款 第1条 事故防止要領

2. 仮設工事

項目	監督員の事務		処理方法	資料
	報告 ◎実施機関の長 ○担当主幹	受注者に対する措置		
敷地の状況確認		立会	<p>イ クレーン、リフト、エレベーター等の計画に問題はないか</p> <p>(3) 敷地現況図</p> <p>ア 工事目的物の敷地との関係</p> <p>イ ベンチマーク及び仮ベンチマークの位置、養生方法</p> <p>(4) その他必要な事項</p> <p>着工に先立ち、次のような事項を受注者に確認させ、その状況の報告を受け、必要に応じ確認・調査に立ち会う。</p> <p>1. 敷地境界の確認</p> <p>敷地境界の確認について不明確な点は、必要に応じて関係者の立会いを受けて明確にし、状況を記録する。</p> <p>2. 既設構造物、地下埋設物の確認</p> <p>建築物、工作物あるいは地中に埋設されたガス管、電線、電話ケーブル、給排水管、埋蔵文化財等を設計図書により確認するとともに、関係機関の協力を得て、設計図書に示されたもの以外に埋設物がないかを確認する。また、これらの埋設物等が工事の障害になるおそれのある場合は、柵やマンホール等により位置を調べ、必要があれば試掘を行い、必要な対策を行う。</p> <p>3. 近隣対策</p> <p>騒音、振動等について、事前に適切な処置を検討しておく。(特に近隣に影響を及ぼすおそれのある工事を行う場合は、近接建物や工作物等に、振動によるひび割れ、はく落、沈下等の事故が生じた場合の現状確認の資料とするため、関係者の立会いを求め、写真、測量等により現状を記録すること。)</p> <p>さらに、工事中はこれらの建物等を観察し、事故を未然に防止する。</p> <p>4. 排水経路</p> <p>排水経路については、排出先のレベル、放流先の管理者、許容量及び雑排水と汚水との区別の有無等について確認する。</p>	標 仕 2.2.1

2. 仮設工事

項目	監督員の事務		処理方法	資料
	報告 ◎実施機関の長 ○担当主幹	受注者に対する措置		
縄張り		検査	<p>5. 敷地周辺の状況 敷地周辺の交通量、交通規制（特に通学路に注意）、架空配線等を考慮し、建設機械、資材等の搬出入口の位置が適当かどうか確認すること。また、工事現場内に柵や覆いを設けるなど搬出入口に交通整理員を配置する等道路の交通の危険防止のため必要な措置を講じる。</p> <p>6. 地盤の高低差 敷地の高低は、敷地の現状測量図等（設計図書への指定による）により確認する。 また、現況測量図がない場合は、測量図を作成させて確認する。 地質の状況については、土質調査報告書により確認すること。</p> <p>設計図書に基づき、建物の外周線（柱心・壁心）を現地に縄等で張らせ検査し、敷地境界、法規上の制約（斜線、延焼のおそれ、日影限界、避難距離等）、境界との離れ（民法等）など周囲の状況に支障がないことを確認する。</p>	標仕 2.2.1
ベンチマーク		検査	<p>ベンチマーク（B・M）は通常、2ヶ所以上設け、相互にチェックできるようにし、位置と基準高さを検査し、保護養生を確認する。（仮ベンチマーク共）</p>	標仕 2.2.2
遣方		検査	<p>遣方の検査は、墨出しの順序を変えるなど、受注者が行った方法とできるだけ異なる方法でチェックする。 検査用鋼製巻尺は、その工事現場専用の基準巻尺を使用する。 遣方は、次の事項について確認する。</p> <p>1. ベンチマークと設計GL</p>	標仕 2.2.3

2. 仮設工事

項目	監督員の事務		処理方法	資料
	報告 ◎実施機関の長 ○担当主幹	受注者に対する措置		
遣方 (続)			2. 遣方天端（設計G Lからの高さの表示） 3. 設計G Lと前面道路の関係 4. 敷地境界線と柱心（壁心）との距離 5. 各基準心の距離、角度 6. 逃げ心（工事に支障がないところに設け養生しておく。）	

3. 土工事

項目	監督員の事務		処 理 方 法	資 料
	報告 ◎実施機関の長 ○担当主幹	受注者に対する措置		
施工計画書		承諾	<p>施工計画書は、次の事項等について検討する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 工程表（山留め設置、根切り、埋戻し、山留め撤去等の時期、天候等に対する予備日数） 2. 山留め工法及び安全を確認できる構造計算書（荷重、振動等に対する安全性の確認等） 3. 根切りの工法（順序、掘削機の種類と能力、予定搬出土量等） 4. 埋設物が根切りにかかるもの及び周辺にあるものの移設、養生等の処置 5. 残土の処理方法（場外処理の場合は、地番、距離、処分地の種類等） 6. 法勾配並びに法面の養生方法及び法面の滑動のおそれのある場合の観測方法 7. 排水計画（排水溝の位置、釜場の位置、地下水の状況、揚水ポンプ能力と台数、台風あるいは停電時の対策、揚水停止時期の検討、流末の処置） 8. 埋戻し土の種類、締固め方法及び余盛り高さ 9. 安全管理対策 10. 公害対策 11. 作業のフロー、管理の項目・水準、方法、品質管理体制・管理責任者、品質記録の文書の書式と管理方法等 	標 仕 3 章
根 切 り	○	<p>協議</p> <p>検査</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 根切り中の障害物 関係者と協議し、適切な処置をする。 なお、重要な事項は、関係者と協議し担当主幹に報告し、その指示を受ける。 2. 根切り底の検査 根切り深さ及び幅を測定し、底のすきとり状況、崩壊土砂、土質等を土質試料等を参考に目視によって検査する。 	標 仕 3.2.1 監督要綱 25 条

3. 土工事

項目	監督員の事務		処理方法	資料
	報告 ◎実施機関の長 ○担当主幹	受注者に対する措置		
建設発生土の処理		指示	1. 構内敷均し 数量、土質及び施工状況を考慮し、処理方法（敷均し、盛土、堆積等）及び位置を指示する。	標仕 3.2.5
山留め		指示	山留めの危険防止のため、工事施工中、必要に応じて、次の点検及び観測を行わせる。 1. 周辺地盤の沈下及びひび割れ 2. 山留め壁の変形 山留め壁頭部の移動量をトランシット、下げ振り等により測定する。 3. 山留め支保工の変形 4. 切張りに作用する側圧測定 5. 山留め壁からの漏水 6. 山留め壁背面土の状態 ・せき板をたたいて背面土の状態を点検 ・横矢板の配列の乱れ 異常を発見した場合は、受注者に対して、直ちに適切な処理をとり、監督員に報告するよう指示する。	標仕 3.3.2 事故防止要領

4. 地業工事

項目	監督員の事務		処理方法	資料
	報告 ◎実施機関の長 ○担当主幹	受注者に対する措置		
施工計画書		承諾	<p>施工計画書は、下記地業別記載の各事項等について検討する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 既製コンクリート杭地業及び鋼杭地業 <ol style="list-style-type: none"> (1) 工程表（施工機械及び杭の搬入時期、ブロックごとの試験杭と本杭打込みの開始及び完了等の時期、1日当りの杭施工本数） (2) 杭の製造業者名 (3) 施工業者名、施工管理技術者名（資格証明書等、工事経歴書等）及び作業の管理組織（作業員の資格及び工事経歴） (4) 杭の種類、規格、寸法及び使用箇所（鋼杭の場合は、防錆処置を含む。） (5) 材料の受入れ検査の方法 (6) 地中埋設物、障害物の調査、移設、防護、撤去等の計画 (7) 施工機械の仕様の概要及び性能 (8) 杭打ちの施工方法（建入れの検査方法） (9) プレボーリングを使用する場合はその深さ (10) セメントミルク工法の場合は安定液、根固め液等の調合計画及び管理方法 (11) 杭配置図、試験杭の位置及び杭の施工順序 (12) 継手の工法（溶接機の種類と溶接技術者の資格を含む） (13) 施工機械及び杭の搬入経路 (14) 杭支持力の確認方法（算定式、所要最終貫入量等） (15) 支持地盤の確認方法（地盤資料と掘削深さ、電流値との対照等）と判断基準 (16) 杭頭の処理方法（切断方法、鉄筋の処理方法等） (17) 安全対策（施工機械の転倒防止と杭穴への転落防止等） (18) 公害対策（騒音、振動、油滴飛散防止対策及び掘削液の廃液処理方法等） 	<p>標 仕 4 章</p> <p>標 仕 4 章 3 節</p> <p>〃 4 節</p> <p>事故防止要領</p>

4. 地業工事

項目	監督員の事務		処理方法	資料
	報告 ◎実施機関の長 ○担当主幹	受注者に対する措置		
施工計画書 (続)			<p>(19) 産業廃棄物の処理（廃棄物の量、運搬方法、処理業者、処分地、処理方法）</p> <p>(20) 施工結果報告書の内容</p> <p>(21) 作業のフロー、管理の項目・水準・方法、品質管理体制・管理責任者、品質記録文書の書式と管理方法、立会プロセスと頻度等</p> <p>2. 場所打ちコンクリート杭地業</p> <p>(1) 工程表（機械搬入、段取り、鉄筋加工、機械搬出及び片付けの時期、掘削とコンクリート打込みの開始及び完了等の時期、一日当りの杭施工本数）</p> <p>(2) 施工業者名、施工管理技術者名（資格証明書等、工事経歴書等）及び作業の管理組織</p> <p>(3) コンクリートの計画調合表及び計算書</p> <p>(4) 鉄筋の種類と規格</p> <p>(5) 地中埋設物、障害物の調査、移設、防護、撤去等の計画</p> <p>(6) 施工機械の仕様の概要及び性能</p> <p>(7) 施工方法（掘削精度の確認方法を含む）</p> <p>(8) 杭の配置図及び施工順序</p> <p>(9) 安定液等を用いる場合の調合計画及び管理方法</p> <p>(10) 支持地盤の確認方法</p> <p>(11) スライム（沈殿物）の処理方法</p> <p>(12) 鉄筋加工及び建込み方法（浮上がり防止方法を含む）</p> <p>(13) コンクリートの打込み及び養生方法</p> <p>(14) 安全対策（酸欠、有毒ガス、施工機械の転倒等）</p> <p>(15) 公害対策（土砂の運搬によるこぼれ、安定液等の廃液等の飛散と処理、騒音及び振動等の対策）</p> <p>(16) 産業廃棄物の処理（廃棄物の量、運搬方法、処理業者、処理方法、処分地）</p> <p>(17) 施工結果報告書の内容</p> <p>(18) 作業のフロー、管理の項目・水準・方法、品質管理体制・管理責任者、品質記録文書の書式とその管理方法等</p>	<p>標 仕 4 章 5 節 事故防止要領</p>

4. 地業工事

項目	監督員の事務		処理方法	資料
	報告 ◎実施機関の長 ○担当主幹	受注者に対する措置		
施工図		承諾	<p>施工図は、次の事項を設計図書等と照合・検討する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 杭の位置、試験杭の位置（基準心との関係） 2. 杭の径、厚さ、長さ、本数 3. 打込み又は掘削順序及び杭番号 4. 杭頭と基礎との納まり（杭頭補強） 5. 鉄筋加工図（現場打ち杭） 6. その他 	標 仕 4 章
杭心出し		確認	<p>施工図に基づき、遣方からの寸法を確認する。</p>	標 仕 4.1.3
材料検査		検査	<p>杭の規格品証明書又は評価証明書を添付させ、長さ、径、厚さ、種類、製造会社名、製造年月日、J I S マーク、損傷の有無等を確認する。</p>	標 仕 4 章 材料検査要領
試験杭	○	立会指示	<p>原則として試験杭に立会い、その後の施工の指示を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 打込み杭については次による。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 試験杭に先立ち、地盤資料の確認を十分に行い、試験中は、杭の長さ及び所要支持力を確認するため、打込み方法や記録の測定の仕方に注視する。 (2) 試験は、杭の打込み記録を順次検討して、敷地全体の支持層の深さや起伏の状態を推定し、その後の施工を指示する。 2. 埋込工法及び場所打ちコンクリート杭工法については次による。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 試験杭は、施工機械や各種の安定液等の適否、土質状態、地下水位及び被圧水等の有無、施工時間、支持地盤、杭の支持力の確認を行い、その後の施工を指示する。 3. 所定の深さまでの施工が困難となった場合又は設計支持力が得られなかった場合は、適切な処置を行い、担当主幹に報告し指示を受ける。 	標 仕 4.2.1,2

4. 地業工事

項目	監督員の事務		処理方法	資料
	報告 ◎実施機関の長 ○担当主幹	受注者に対する措置		
本杭		立会	<p>試験杭の結果や地盤の状況等を踏まえ、立会い確認を行う杭を抽出する。</p> <p>1. 既製コンクリート杭地業及び鋼杭地業 (1) 一群の杭の打込みは、なるべく群の中心から外側へ向かって打ち進める（逆に進めると地盤が締まってしまい、中心部分で打込みが困難になる。片押しも同じ理由で避けるのがよい。）ように注意する。 (2) 打込みはなるべく中断しないで連続して行う（一時中止すると打込み困難になることがある。）ように注意する。 (3) 打込み中は、随時杭軸の変位、傾斜及び貫入状況を観測し、傾斜、変位については打込み初期に修正する（杭頭等が破壊した場合は、位置を変更し、新規に打込む等の処置が必要である。）ように注意する。</p> <p>2. 場所打ちコンクリート杭地業 (1) 掘削完了後、深さ、径及び支持地盤について確認する。 (2) スライムは先端支持力の低下を招くので処理について十分注意する。 (3) 鉄筋かごは、曲がり及び変形のないように建込む。なお、コンクリート打設における浮上がり防止に注意する。</p> <p>3. 心ずれ、傾斜、ひび割れ、異常沈下、穴周壁の崩落、根固め液及び安定液の散逸等については、速やかに適切な処置を行い、受注者に指示する。 なお、重要な事項については、担当主幹の承認を受ける。</p>	<p>標仕 4章3節 " 4節</p> <p>標仕 4章5節</p>
杭工事 施工報告書		承諾	<p>「施工記録」として、下記工法別記載の各事項を明記した報告書を提出させ、確認する。</p> <p>1. 打込み工法 (1) 工事概要 (2) 杭位置図及び杭番号</p>	<p>標仕 4.2.5 " 4.3.9</p>

4. 地業工事

項目	監督員の事務		処理方法	資料
	報告 ◎実施機関の長 ○担当主幹	受注者に対する措置		
杭工事 施工報告書 (続)			(3) 杭の種類、材質、形状、寸法、質量、製造工場名 (4) 施工機械の仕様の概要及び性能 (5) 実施工程表 (6) 工事写真 (7) 施工年月日、施工時間、天候 (8) 打撃回数 (回/m) 及び全打撃回数 (回) (9) 全打込み長さ (m) (10) 打込み所要時間 (時分) (11) 支持力 (t/本) ア ハンマーの落下高 (m) (最終 10 回以上の打撃による平均値) イ 最終貫入量 (mm) ウ リバウンド量 (mm) (12) 心ずれ、傾斜の一覧表 (13) 溶接施工記録 (14) 杭頭切断記録 2. セメントミルク工法 (1) 工事概要 (2) 杭位置図及び杭番号 (3) 杭種類、材質、形状、寸法、質量、製造工場名 (4) 施工機械の仕様の概要及び性能 (5) 各掘削・固定液等の諸元 (6) 施工年月日、施工時間、天候 (7) 実施工程表 (8) 工事写真 (9) 掘削深さ及び建込み月日 (10) 杭貫入の別 (軽打、圧入) (11) 掘削液の記録 (標準調合、比重、粘性、イーロードバリュー、使用量) (12) 根固め液及び杭周固定液の強度、使用量 (13) 掘削土の確認事項 (14) 掘削所要時間 (15) 等深線図と掘削深さの関係 (16) 駆動用電動機の電流値と地層の関係	標 仕 4.2.5 " 4.3.9

4. 地業工事

項目	監督員の事務		処理方法	資料
	報告 ◎実施機関の長 ○担当主幹	受注者に対する措置		
産業廃棄物 処理			(17) 注入材の吐出量、吐出圧、注入量 (18) 心ずれ、傾斜の一覧表 3. 場所打ち杭工法 (1) 工事概要 (2) 杭仕様 (杭の工法、形状、寸法、コンクリート強度等) (3) 施工機械の仕様・概要 (4) 施工年月日、施工時間、天候 (5) 実施工程表 (6) 杭位置及び杭番号 (7) 鉄筋かご加工仕様 (8) 工事写真 (9) 掘削所要時間 (10) 掘削土砂量 (11) 安定液等の記録 (12) 孔底スライムの沈積状況と処理時間 (13) 支持地盤の確認記録 (14) 鉄筋かごの建込み時間 (15) コンクリート打込み日、打込み時間及び強度試験結果 (16) コンクリートの使用量 (17) 心ずれ、傾斜の一覧表	標 仕 4.2.5 " 4.5.8
	指示 確認	次の事項について明記した報告書を確認する。 1. 産業廃棄物の種類、数量 2. 収集運搬業者名及び許可証の写し 3. 資源化再利用、中間処理又は最終処理場の名称及び許可証の写し 4. 産業廃棄物処理及び収集運搬に係る契約書の写し 5. 産業廃棄物管理票 (A,B2,D,E 票) 6. 上記の他、適正に処理されたことを確認できる書類	特別共仕 1.1.13	

5. 鉄筋工事

項目	監督員の事務		処理方法	資料
	報告 ◎実施機関の長 ○担当主幹	受注者に対する措置		
施工計画書		承諾	<p>施工計画書は、次の事項等について検討する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 鉄筋加工・組立て <ol style="list-style-type: none"> (1) 工程表（材料、柱、壁、梁、階段、スラブ等の検査時期及び関連設備工事の期間） (2) 施工業者名、作業の管理体制 (3) 鉄筋の種別、種類、製造所名及びその使用区分 (4) 規格品証明書の提出時期 (5) 荷札の照合と提出時期（ラベル、鉄筋のマーク等の確認方法） (6) 鉄筋の試験（試験所、回数、試験成績書） (7) 材料の保管場所及び貯蔵方法 (8) 材料の加工場所（現場又は工場の別、規模及び機械設備） (9) 鉄筋加工機具（切断、曲げ） (10) 鉄筋の継手位置、継手長さ、定着長さ及び余長 (11) 異形鉄筋にフックを付ける箇所 (12) 鉄筋のかぶり厚さ及びスペーサーの種類 (13) 梁、壁、スラブ等の開口部補強、屋根スラブ、片持スラブ、壁付きスラブ、パラペット等の特殊補強の要領 (14) 鉄筋位置の修正方法 (15) 鉄筋組立後の乱れを防止する方法（歩み板の使用等） (16) 関連工事との取合い（柱付きコンセント、スラブ配管、壁配管、貫通孔等） (17) 作業のフロー、管理の項目・水準・方法、品質管理体制・管理責任者、品質記録文書の書式とその管理方法等 2. ガス圧接 <ol style="list-style-type: none"> (1) 工程表（圧接の時期） (2) 施工業者名及び作業の管理体制 (3) ガス圧接技能資格者の資格種別等（資格証明書等） (4) ガス圧接技能資格者の人数 (5) ガス圧接器具 	<p>標仕 5章</p> <p>標仕 5章3節</p> <p>標仕 5章4節</p>

5. 鉄筋工事

項 目	監 督 員 の 事 務		処 理 方 法	資 料
	報告 ◎実施機関の長 ○担当主幹	受注者に対する措置		
施 工 図		承諾	<p>(6) 圧接部の外観試験（全圧接部）</p> <p>(7) 圧接部の引張試験（本数、採取方法、作業班ごとの施工範囲、試験所、成績書、鉄筋切断後の補強方法）</p> <p>(8) 圧接部の超音波探傷試験（本数、試験方法、試験位置、探傷器、試験従事者、成績書）</p> <p>(9) 不良圧接の補正方法</p> <p>施工図は、次の事項を設計図書等と照合・検討する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 各部の設計符号 2. 鉄筋の種類（異形、強度） 3. 径、本数、間隔 4. 定着長さ、のみ込み、継手長さ及び位置圧接位置、折曲げ位置 5. 異形鉄筋末端部のフック（特に最上階柱頭四隅に注意） 6. 帯筋、あばら筋の径、形、間隔 7. 段違いはりの主筋（段差が 100 mm を超える場合、主筋は柱内に定着） 8. 各径ごとのフック折曲げ現寸図 9. 鉄筋のかぶり厚さ （かぶり厚さ＝最小かぶり厚さ＋10 mm） 10. 開口部の補強 11. 屋根、片持ちスラブの出隅、入隅の補強 12. 壁付きスラブ 13. さし筋の位置（土間等） 14. 階段の配筋 15. 片持ちスラブを受ける壁の配筋（縦筋は外側） 16. 梁貫通孔の補強 17. 柱梁等の打増し補強 	標 仕 5 章 2 節 " 3 節
材 料 試 験		承諾	<p>規格品証明書を提出させ、設計図書等と照合する。なお、使用鉄筋量の少ない場合は、他の工事に使用される鉄筋とあわせた規格証明となる場合があり、規格品証明書は、写しとして</p>	標 仕 5.2.3 材料検査要領

5. 鉄筋工事

項目	監督員の事務		処理方法	資料																										
	報告 ◎実施機関の長 ○担当主幹	受注者に対する措置																												
材料検査		検査	<p>も良いが、当該鉄筋と整合していることを保証した会社の社名、社印、保証責任者の氏名・押印及び日付を明示したことを確認する。</p> <p>規格品証明書、荷札、鉄筋のマーク等を確認し、設計図書等と照合する。</p> <p>ロールマークによる材質記号の見分け方種類を区別する表示方法</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">種類の記号</th> <th colspan="2">種類を区別する表示方法</th> </tr> <tr> <th>圧延マークによる表示</th> <th>色別塗色による表示</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>S R 2 3 5</td> <td>適用しない</td> <td>赤（片断面）</td> </tr> <tr> <td>S R 2 9 5</td> <td>適用しない</td> <td>白（片断面）</td> </tr> <tr> <td>SD295A</td> <td>圧延マークなし</td> <td>適用しない</td> </tr> <tr> <td>SD295B</td> <td>1 又は I</td> <td>白（片断面）</td> </tr> <tr> <td>S D 3 4 5</td> <td>突起の数1個(・)</td> <td>黄（片断面）</td> </tr> <tr> <td>S D 3 9 0</td> <td>突起の数2個(・・)</td> <td>緑（片断面）</td> </tr> <tr> <td>S D 4 9 0</td> <td>突起の数3個(・・・)</td> <td>青（片断面）</td> </tr> </tbody> </table>	種類の記号	種類を区別する表示方法		圧延マークによる表示	色別塗色による表示	S R 2 3 5	適用しない	赤（片断面）	S R 2 9 5	適用しない	白（片断面）	SD295A	圧延マークなし	適用しない	SD295B	1 又は I	白（片断面）	S D 3 4 5	突起の数1個(・)	黄（片断面）	S D 3 9 0	突起の数2個(・・)	緑（片断面）	S D 4 9 0	突起の数3個(・・・)	青（片断面）	標仕 5.2.1 材料検査要領
種類の記号	種類を区別する表示方法																													
	圧延マークによる表示	色別塗色による表示																												
S R 2 3 5	適用しない	赤（片断面）																												
S R 2 9 5	適用しない	白（片断面）																												
SD295A	圧延マークなし	適用しない																												
SD295B	1 又は I	白（片断面）																												
S D 3 4 5	突起の数1個(・)	黄（片断面）																												
S D 3 9 0	突起の数2個(・・)	緑（片断面）																												
S D 4 9 0	突起の数3個(・・・)	青（片断面）																												
圧接完了後の試験		承諾	<p>1. 外観試験の記録（全数）を提出させ、確認する。</p> <p>2. 圧接を完了した部分の抜き取り箇所を指示し、超音波探傷試験又は引張り試験を行う。試験結果の報告書は、提出を求め、確認する。</p>	標仕 5.4.10																										
配筋検査		検査	<p>基礎、柱、はり及び壁は、型枠の組立て前又は一部組立て後とし、床版は、コンクリート打込み前に、次の事項について検査を行う。</p> <p>1. 組立時の確認</p> <p>(1) 種別、径、本数</p> <p>(2) 折曲げ寸法、余長、フック</p> <p>(3) 鉄筋のあき、かぶり厚さ</p> <p>(4) 定着・継手の位置、長さ</p> <p>(5) 補強筋、差し筋</p> <p>(6) スペーサーの配置、数量</p>	標仕 5.1.3 " 5.3.7																										

5. 鉄筋工事

項目	監督員の事務		処理方法	資料
	報告 ◎実施機関の長 ○担当主幹	受注者に対する措置		
配筋検査 (続)			(7) ガス圧接継手の抜取試験（超音波探傷試験又は引張試験） (8) 機械式継手及び溶接継手の試験（全数又は抜取り） (9) 配管等の取合い 2. 検査後の手直し修正確認	

6. 型枠工事

項目	監督員の事務		処理方法	資料
	報告 ◎実施機関の長 ○担当主幹	受注者に対する措置		
施工計画書		承諾	<p>施工計画書は、次の事項等について検討する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 工程表 2. 施工業者名及びその管理組織 3. 型枠の材料と準備量 4. 型枠緊張材の種別及び緊張材にコーンを使用する箇所 5. 型枠の構成部材の大きさ、間隔（必要に応じて構造計算により決定する。） 6. コンクリート寸法図（スケルトン、コンクリート躯体図、コンクリートプラン） 7. 基準部分の型枠組立図 8. 型枠材取外しの条件（材齢又は構造計算により安全を確認する場合） 9. はく離剤の使用の有無及び材料名 	標 仕 6 章 8 節
施工図		承諾	<p>コンクリート寸法図は、次の事項等について検討する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 構造体の形状、寸法、位置関係 <ol style="list-style-type: none"> (1) 通り心、壁心等の基準線からの構造材の位置 (2) 構造材（柱、はり、壁、床版、基礎、階段等）の形状、寸法、割付け及び符号 (3) 軒高、階高及びGLと1階床高との関係 (4) はり、床版その他の基準階高との上下関係 (5) 打継ぎ箇所 (6) 構造材相互の取合い 2. 仕上げ、納まり等の関係 <ol style="list-style-type: none"> (1) 仕上げ（左官、タイル下地等）と関連して必要な増打ち等のコンクリート寸法図 (2) 建具、造作等の納まりによる開口及び周辺の形状寸法 (3) タイル、石等の割付けによるコンクリート寸法の増減 (4) 構造体に断熱材等を打込みとする場合の寸法 (5) インサート、ブロック壁の位置及び差し 	標 仕 6 章 8 節

6. 型枠工事

項目	監督員の事務		処理方法	資料
	報告 ◎実施機関の長 ○担当主幹	受注者に対する措置		
施工図 (続)			筋の径並びに間隔、アンカーボルト、丸環、ルーフトレンその他の取付け金物類の位置 (6) 打放しコンクリート部分(化粧目地、伸縮目地、ひび割れ誘発目地) (7) その他、特にコンクリートを欠き込む必要のある場合及びコンクリートに打込みとなるもの 3. 防水上の納まり (1) 屋根面の勾配、パラペット回り等の立上り部分、笠木等の防水の納まり (2) 便所、浴室等の防水層の納まり(床版の高さ、周囲の納まり) (3) エキスパンションジョイントの納まり (4) 水を使用する部分の床勾配、排水溝等の納まり (5) 地階二重壁内の水抜きパイプ 4. 設備関係 (1) はり、壁等の貫通孔(スリーブ等) (2) 便所、洗面所、浴室等の衛生器具用開口 (3) ダクト用の開口 (4) 設備機器用機械台及び機械吊り上げ用フック類 (5) 分電盤、端子盤、消火栓、改め口等の開口あるいはプルボックス等のコンクリート打込みとなる箇所 (6) マンホールの大きさ及び位置(タラップの位置、二重床内に設置するポンプ類の大きさ) (7) タンク類の位置及び総重量 (8) エレベーターとの納まり (9) 二重床版内の水抜き及び通気パイプ、集水桝、床勾配 5. 仮設関係 (1) 材料搬出入口 (2) 設備用大型機械の搬入開口部、搬入経路及び総重量	

6. 型枠工事

項目	監督員の事務		処理方法	資料
	報告 ◎実施機関の長 ○担当主幹	受注者に対する措置		
材料検査		検査	(3) パイプシャフトの器材搬入口 (4) 切張り支柱用開口 (5) タワークレーン用開口 (6) 外部足場つなぎ用インサート 6. その他 コンクリート工事と関連するもの 1. せき板は、表面の状態（樹種、平滑度、死節、くされ等）に注意し、再使用せき板は、特に表面の清掃等に注意し検査を行う。 2. 特殊なせき板を使用する場合は、実績や品質等の資料の提出を求め、適否を判断する。	標仕 6.8.2 材料検査要領
型枠組立状態の確認		承諾	コンクリートの打込みに先立ち、次の事項等の報告求め、内容を確認する。 1. 柱及び壁の建入れの位置、鉛直度、寸法、通り及びころびの有無 2. 柱、はり及び壁の内り寸法及び階高寸法 3. 型枠と足場、遣方等の資材の分離 4. 設備関係の配管、箱入れ等の作業完了の確認 5. 支保工及び緊結材の締付け 6. 型枠内の清掃	標仕 6.8.3

7. コンクリート工事

項目	監督員の事務		処理方法	資料
	報告 ◎実施機関の長 ○担当主幹	受注者に対する措置		
施工計画書		承諾	<p>施工計画書は、次の事項等について検討する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 工程表（配合計画書の提出、試し練り、型枠組立、コンクリート打込み、支柱取外し等の時期） 2. 製造所名（J I S表示認証工場） 3. 配合計画書、計画調合の計算書（軽量コンクリートの気乾単位容積質量を含む） 4. コンクリートの仕上りに関する管理基準値、管理方法等 5. 仮設計画（排水、コンクリートの搬入路等） 6. 打込み量、打込み区画、打止め方法及び打込み順序 7. 打込み作業員の配置、作業動線 8. コンクリートポンプ車の圧送能力及び設置場所 9. 輸送管の配置及び支持方法、輸送可能距離の検討 10. 練り混ぜ開始から打込み完了までの時間 11. コンクリート運搬車の配車 12. 輸送が中断したときの処置 13. 圧送後、著しい異状を生じたコンクリートの処置 14. 打継ぎ面の処置方法 15. タンピングの方法 16. 打込み後の養生（暑中、寒中） 17. コンクリートの補修方法 18. 供試体の採取（採取場所、養生方法） 19. 試験所 	標 仕 6 章
配合計画書		承諾	<ol style="list-style-type: none"> 1. 気乾単位容積質量 2. セメントの種類、強度 3. 骨材の種類（最大寸法、粗粒率、J I Sの規格、細骨材の塩分、骨材のアルカリシリカ反応性） 4. 混和剤の種類 5. コンクリートの調合管理強度（設計基準 	<p>標 仕 6.2.3</p> <p>〃 6.3.1</p> <p>〃 6.3.2</p>

7. コンクリート工事

項目	監督員の事務		処理方法	資料
	報告 ◎実施機関の長 ○担当主幹	受注者に対する措置		
試し練り		承諾	<p>強度、構造体強度補正值)及び調合強度(標準偏差、許容不良率に応じた正規偏差)</p> <p>6. 計画スランプ</p> <p>7. 計画空気量(所要空気量 4.5%)</p> <p>8. 単位水量の最大値(185kg/m³)</p> <p>9. 単位セメント量の最小値(標仕: 270kg/m³)</p> <p>10. 水セメント比の最大値(普通・早強・中庸熟ポルトランドセメント、高炉セメントA種、シセメントA種及びフライッシュセメントA種: 65%、低熟ポルトランドセメント、高炉セメントB種、シセメントB種及びフライッシュセメントB種: 60%、普通エコセメント: 55%、再生骨材Hを使用する場合: 60%)</p> <p>11. 配合計画書(材料、調合設計資料及び計算書)</p> <p>12. 材料の試験成績書</p> <p>I類コンクリート(普通エコセメント又は再生骨材Hを使用するコンクリートを除く)を使用する場合、工場の実績及び経験を確認し、試し練りの省略を判断する。</p>	標仕 6.3.2 材料検査要領
フレッシュコンクリートの試験		立会	<p>普通コンクリートは、試験材料を工事現場の荷卸し地点で採取し、次の試験を行わせ、試験結果報告書の提出を指示する。</p> <p>1. スランプ</p> <p>2. 空気量</p> <p>3. 単位容積質量(必要な場合)</p> <p>4. 温度(気温 25℃以上又は寒中などの場合)</p> <p>5. 塩化物量(打込み当初、かつ標準仕様書で定めた時期に実施)</p>	標仕 6.9.2 材料検査要領
コンクリート強度試験		承諾	<p>1. 調合管理強度の管理用、構造体コンクリートの圧縮強度の推定用及び型枠取外し時期決定用等について、試験結果の報告を指示</p>	標仕 6章9節 材料検査要領

7. コンクリート工事

項目	監督員の事務		処理方法	資料
	報告 ◎実施機関の長 ○担当主幹	受注者に対する措置		
打込み	○	承諾 指示	し、合格していることを確認する。 2. 強度試験に不合格の場合は、監督員の承諾を受け、J I S A 1 1 0 7 又はその他の適切な試験方法により構造体の強度を確認し、その後の処置を検討するとともに、担当主幹に報告し、必要な処置を指示する。	
		立会	コンクリート打込みにおいて、原則として立会い、次の事項などに注意を払う。 1. 打込み計画の再確認 2. 型枠・配筋状態の再確認 3. 関係工事の検査完了の確認 4. 型枠内の清掃、散水 5. 当初圧送モルタルの処置 6. 突き固めの指導 7. 差し筋（位置、間隔、径、定着、かぶり厚さ） 8. 打継ぎ面の清掃、散水 9. コンクリートポンプ車の清掃水の処理 10. 打設完了後の養生	標 仕 6 章 6 節 JASS 5
打込み後の確認等		指示	1. 豆板・空洞等の有無、コンクリート構造体の有害なひび割れやたわみの有無等の確認は、せき板及び支保工の取外し後に行う。 2. 構造体コンクリートの仕上り及びかぶり厚さ等で設計図書に適合しない欠陥が認められた場合には、監督員へ直ちに報告するよう指示する。	標 仕 6.6.7 標 仕 6.9.6
	○	指示	3. 構造体コンクリートの仕上り及びかぶり厚さ等で設計図書に適合しない欠陥が認められるとの報告を受けた場合、監督員は、必要に応じて設計担当者と協議の上、その後の処置を検討するとともに、担当主幹に報告し、必要な処置を指示する。	標 仕 6.9.6

8. 鉄骨工事

項目	監督員の事務		処 理 方 法	資 料
	報告 ◎実施機関の長 ○担当主幹	受注者に対する措置		
鉄骨の製作工場		承諾	<p>(7) 溶接接合作業手順と精度・外観・内部検査方法並びに不合格処理方法</p> <p>(8) 超音波探傷試験の検査機関及びその管理組織（特記により指定された場合）</p> <p>3. 耐火被覆</p> <p>(1) 工程表（材料の搬入、機器の設置、養生施工・検査等の時期）</p> <p>(2) 使用材料</p> <p>(3) 施工方法</p> <p>(4) 認定工法の場合は、認定書及び認定マーク</p> <p>(5) 養生計画</p> <p>(6) 検査方法</p> <p>製作工場については、次の事項により加工能力等を確認する。</p> <p>1. 工事経歴</p> <p>2. 鉄骨製作工場の規模、契約電力及び機械設備</p> <p>3. 生産能力（月産能力及び加工能力の余裕）</p> <p>4. 他工事の製品の出来ばえ</p> <p>5. 鉄骨製作業者の資格基準</p> <p>6. 鉄骨製作管理技術者、溶接施工管理技術者、非破壊検査技術者及び溶接技能者の資格・人数</p> <p>7. 品質管理システム等</p> <p>8. 施工管理技術者を適用する場合、鉄骨製作指導を行う施工管理技術者の常駐の有無</p> <p>9. その他</p>	標 仕 7.1.3
社内検査成績書		承諾	<p>鉄骨製作工場における品質管理が適切に行われたことを示す記録として、社内検査成績書の提出を求め、次の事項等について確認する。</p> <p>1. 製品寸法について、所定の形状及び寸法精度であること。</p> <p>2. 仕口部・取合いプレートについて、設計図書の指示通りであること。</p>	標 仕 7.1.3

8. 鉄骨工事

項目	監督員の事務		処理方法	資料
	報告 ◎実施機関の長 ○担当主幹	受注者に対する措置		
材料検査		承諾	<p>3. 部材表面・切断面・工事現場溶接部の開先について、傷・ノッチ等の有無を確認すること。</p> <p>4. 高力ボルト接合面について、所定の形状・寸法精度・外観であること。</p> <p>5. 溶接部の表面欠陥・内部欠陥について、所定の許容範囲にあること。</p> <p>6. スタッド溶接部について、所定の形状・寸法精度・外観であることを確認すること。</p> <p>7. その他必要な事項について</p> <p>規格品証明書には、溶鋼番号<製鋼番号、鋼番、チャージナンバー等>が記載されているので、鋼板、形鋼等に表示されている溶鋼番号と対照して、当該鋼材の規格品証明書であることを確認する。なお、使用鋼材量の少ない場合は、他の工事に使用される鋼材とあわせた規格証明となる場合があり、規格品証明書は、写しとしても良いが、当該鋼材と整合していることを保証した会社の社名、社印、保証責任者の氏名・押印及び日付を明示したことを確認する。</p>	標仕 7章2節 材料検査要領
工作図		承諾	<p>工作図は、次の事項等について検討し、工作が可能であることを確認する。</p> <p>1. 柱、はり、工場組立部材等の符号（建物の通り符号を利用する場合や通し番号による場合が多い。）</p> <p>2. 建物の基準線と鉄骨の基準線との関係</p> <p>3. スパン（はり間）、階高等の基準寸法・基準線と柱、はり、工場組立部材等との位置関係、床からベースプレート下端までの寸法</p> <p>4. 柱、はり、工場組立部材等の形状・寸法及び構成部材の形状・寸法</p> <p>5. 各部の部分的詳細</p> <p>(1) 柱とはりの取合い</p> <p>(2) ベース回りの納まり</p> <p>(3) スリーブ貫通部の補強等や空間が狭い</p>	標仕 7章3節

8. 鉄骨工事

項目	監督員の事務		処理方法	資料
	報告 ◎実施機関の長 ○担当主幹	受注者に対する措置		
工 作 図 (続)			<p>ために加工、溶接等の作業の困難な箇所の発見と処置</p> <p>6. 接合部分のスプライスプレート、フィラープレート、クリアランス等及び次の事項について設計図書と照合する。</p> <p>(1) 高力ボルトの径、本数、ゲージ、ピッチ、へりあき等</p> <p>(2) 溶接の種類、開先形状、大きさ、長さ、位置等</p> <p>(3) アンカーボルトの径、長さ、本数、位置等</p> <p>(4) SRC造の場合の鉄筋工事との関係</p> <p>7. 異種の鋼材を使用する場合は材質を表示すること。</p> <p>8. 鉄筋工事との関連</p> <p>(1) 鉄筋の貫通位置、径、本数</p> <p>(2) スペーサー (かんざし) の位置、高さ</p> <p>9. 設備工事との関連</p> <p>(1) 主としてスリーブ位置及び大きさ及び間隔の確認をする (構造耐力上の制約についても確認する。)</p> <p>(2) ダクト、配管等の系統を確認し、スリーブの数、大きさ等が不足しないようにする。</p> <p>(3) 鉄骨の近くで交差する配管等の系統は、保温の被覆材を含めて、施工性を確認する。</p> <p>(4) 排水管等一定の勾配を必要とするもの及び柱、はり近くで方向を変えるものは、特に注意する。</p> <p>10. 他の建築工事との関連</p> <p>(1) 内外装材料との関連</p> <p>(2) 建具類の埋込み金物の納まり、特にフローアーヒンジ、シャッターケース等</p> <p>(3) 最上部柱頭のトッププレートはコンクリートの充填性を考慮した空気孔の設置等</p>	

8. 鉄骨工事

項目	監督員の事務		処理方法	資料
	報告 ◎実施機関の長 ○担当主幹	受注者に対する措置		
現寸検査		検査	<p>11. 仮設工事との関係</p> <p>(1) クレーンの設置、重量物の積載、風・地震に対する倒壊防止、土圧に対する支持等のために鉄骨を補強する場合は、設計担当者と打ち合わせる。</p> <p>(2) 安全タラップ、吊りピース、足場用ピース、建入れ直し用ピース、親綱掛け用ピース等の仮設用金物の必要性。</p> <p>(3) ウェブ板厚が薄く、溶接・運搬・建方の際に変形のおそれがある場合又は施工上タラップとして必要な場合を除き、原則としてバンドプレートは取り付けない。</p> <p>曲率や90°以外の取合い角度を有する変形した建築構造物の場合、溶接作業及び高力ボルトの締付けが困難と判断される箇所が存在する場合、納まりが複雑で工作図からの直接読取りが困難な箇所が存在する場合は、必要に応じて現寸図を作成させ、次の事項等を確認する。</p> <p>1. 基準巻尺の照合（10mにおいて0.5mm以下であることを確認）</p> <p>2. 現寸図の検査は次による。</p> <p>(1) 基本寸法（階高、スパン等）</p> <p>(2) 各部材の位置・寸法、部材構成の位置・寸法（ラチス、スチフナー、その他プレート等）</p> <p>(3) 各部のクリアランス</p> <p>(4) ボルト、アンカーボルトの位置・寸法（ピッチ、ゲージ、エッジ等）、本数等</p> <p>(5) 溶接位置、長さ等</p> <p>(6) 各貫通孔の位置、大きさ</p> <p>(7) 型板定規</p>	<p>事故防止要領</p> <p>標仕 7.3.2</p> <p>〃 7.3.11</p> <p>材料検査要領</p>
建方検査		検査	<p>受注者が行った次の事項における管理・検査の結果について、報告を受けた後、必要に応じて検査する。</p>	<p>標仕 7章10節</p>

8. 鉄骨工事

項目	監督員の事務		処理方法	資料
	報告 ◎実施機関の長 ○担当主幹	受注者に対する措置		
締付け検査		検査	<ol style="list-style-type: none"> 1. アンカーボルトの埋込み（位置・出の高さ、モルタル面の精度） 2. 搬入された鉄骨製品の外観（曲がり・傷の有無、塗装面の傷の有無等） 3. 建方（建入れ精度・接合部の精度） 4. 高力ボルト接合（一次締め、マーキング、ピンテールの破断状態、とも回り・軸回りの有無、締付け後のナット回転量、余長等） 5. 工事現場溶接接合（開先部の精度、溶接外観、表面欠陥、内部欠陥） 6. デッキプレート工事（焼抜き栓溶接、アークスポット溶接の外観、母材への影響） 7. スタッド工事（デッキ貫通溶接外観、打撃曲げ試験結果、母材への影響） 8. 他工事との関連溶接（ビード外観、溶接位置） 9. 現場塗装（素地ごしらえ、塗膜厚、外観） 10. 耐火被覆（下地処理、厚さ、かさ比重） <p>本締め完了後、次の事項について締付け確認の記録（検査成績書）を提出させ、記録に基づいて、適宜施工済みボルトを抽出し、検査を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 高力ボルト（印の確認、トルクの測定） 2. トルシア形高力ボルト（印の確認、ボルトの締付け確認） 	標 仕 7.4.8

9. コンクリートブロック・ALCパネル・押出成形セメント板工事

項 目	監 督 員 の 事 務		処 理 方 法	資 料
	報 告 ◎実施機関の長 ○担当主幹	受注者に対する措置		
コンクリートブロック工事施工計画書（補強コンクリートブロック造）		承諾	<p>施工計画書は、次の事項について検討する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 工程表（施工図の作成、各工区別の着工・完了等の時期） 2. 施工業者名、作業の管理組織 3. 使用材料名及び品質（コンクリートブロック、コンクリート、鉄筋、モルタル） 4. コンクリート及びモルタルの調合及び充填方法 5. ブロック割りの基準 6. 一般部分の工法（鉄筋間隔、定着方法、継手の工法及び位置、ブロックの積み方） 7. 1日の積上げ高さの限度（1.6m程度） 8. 鉄筋位置の修正の方法 9. ブロック壁の取合い部の工法 10. 開口部まぐさの工法及びその周辺の補強方法 11. がりょうの工法 12. 建具枠の取付け方法 13. 木れんが、アンカーボルト、諸金物等の埋込みの必要な箇所及び処置の方法 14. 他の材料による柱、壁等との取合い部の処置の方法 15. 設備配管、ボックス類の取付け方法 16. 寒冷期の施工に関する対策（シート養生、採暖養生等） 17. 作業のフロー、管理の項目・水準・方法、品質管理体制・管理責任者、品質記録文書の書式とその管理方法等 	標 仕 8章2節
コンクリートブロック工事施工計画書（コンクリートブロック帳壁及び塀）		承諾	<p>施工計画書は、次の事項について検討する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 工程表（各工区別の着工・完了等の時期） 2. 施工業者名、作業の管理組織 3. 帳壁の位置と主体構造の種別及び寸法 4. 帳壁の主要支点間距離及び主要支持辺の位置 5. 鉄筋の種類、径、及び定着・継手の方法位置 6. コンクリートブロックの種類、形状寸法 	標 仕 8章3節

9. コンクリートブロック・ALCパネル・押出成形セメント板工事

項 目	監 督 員 の 事 務		処 理 方 法	資 料
	報 告 ◎実施機関の長 ○担当主幹	受注者に対する措置		
ALCパネル工事施工計画書		承諾	<p>7. ブロック割りとその組積パターン（開口部、金物取付け位置を明示）</p> <p>8. 鉄筋のかぶり厚さ及び鉄筋の間隔・あき</p> <p>9. 帳壁の施工方法（先積み工法とあと積み工法で、鉄筋の組立順序が異なる）</p> <p>10. 主体構造との緊結方法（主体構造に対するクリアランスの大きさによる固定緊結又は可動緊結を明示）</p> <p>11. 鉄筋の継手又は定着方法（溶接の場合は溶接方法）</p> <p>12. 壁端部又は開口部周囲の補強方法</p> <p>13. 仕上げの有無と仕上げ材の種類</p> <p>14. 孔あけ等の位置と寸法</p> <p>15. 先付け金物の位置と取付け方法</p> <p>16. 配管位置とその形状寸法</p> <p>17. 作業のフロー、管理の項目・水準・方法、品質管理体制・管理責任者、品質記録文書の書式とその管理方法等</p> <p>施工計画書は、次の事項について検討する。</p> <p>1. 工程表（施工図の作成、各ブロック別の着工・完了等の時期）</p> <p>2. パネル製造所、製品名及び施工業者名</p> <p>3. パネルの種類、使用箇所</p> <p>4. パネルの搬入・保管方法</p> <p>5. パネルの取付け詳細及び工法</p> <p>6. パネルと建具枠等の取合い及び納まりの詳細</p> <p>7. 設備用配管ボックス類に対する処置</p> <p>8. 目地用モルタル、仕上材等の種類、調合、工法及び使用箇所</p> <p>9. シーリング材の種類及び使用箇所</p> <p>10. パネルの養生計画</p> <p>11. 作業のフロー、管理の項目・水準・方法、品質管理体制・管理責任者、品質記録文書の書式とその管理方法等</p>	標 仕 8章4節

9. コンクリートブロック・ALCパネル・押出成形セメント板工事

項目	監督員の事務		処 理 方 法	資 料
	報告 ◎実施機関の長 ○担当主幹	受注者に対する措置		
押出成形セメント板工事施工計画書		承諾	<p>施工計画書は、次の事項について検討する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 工程表（施工図の作成、各ブロック別の着工・完了等の時期） 2. パネル製造所及び施工業者名 3. パネルの種類、耐火性能（認定番号）、使用箇所及び搬入・保管方法 4. パネルの割付け、取付け詳細及び伸縮目地の配置 5. パネルと建具枠等の取合い及び納まりの詳細 6. 仕上材等の種類及び工法 7. シーリング材の種類 8. パネルの養生計画 9. 作業のフロー、管理の項目・水準・方法、品質管理体制・管理責任者、品質記録文書の書式とその管理方法等 	標 仕 8章5節
コンクリートブロック工事施工図		承諾	<p>補強コンクリートブロック造及びコンクリートブロック帳壁及び塀の施工図は、ブロック割付図、配筋図等とし、次の事項等について確認する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. ブロック割付け 2. 鉄筋の種類、規格 3. 鉄筋の径、本数、間隔 4. 鉄筋の定着、継手の長さ及び位置 5. 横筋用ブロックの使用箇所 6. まぐさの配筋 7. 土間コンクリートの補強 8. 平面関係（壁心、開口部の位置、寸法及び枠取合い） 9. 断面関係（階高、勾配等） 10. 木レンガ、ボルト、埋込金物の位置、寸法数量 11. 設備用配管、ボックス類の位置、寸法 	標 仕 8章2節 " 3節
ALCパネル施工図		承諾	<p>パネル割付図は、次の事項等を確認する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. パネルの割付け（パネル幅の最小限度は、300 mm） 	標 仕 8章4節

9. コンクリートブロック・ALCパネル・押出成形セメント板工事

項目	監督員の事務		処理方法	資料
	報告 ◎実施機関の長 ○担当主幹	受注者に対する措置		
材料検査		検査	<p>2. パネル取付け構法、種別</p> <p>3. 建具枠の取付け工法</p> <p>4. パネルと他の材料との取合い</p> <p>5. みぞ掘り孔あけ及び開口部の処置</p> <p>6. 防火区画の場合の取付け金物の耐火被覆</p> <p>1. コンクリートブロック、ALCパネル及び押出成形セメント板は、JISマークの表示のほか、種類、種別、厚さ等について確認する。</p> <p>2. ALCパネル及び押出成形セメント板に用いる付属金物（鋼製）については、亜鉛めっきにより防錆処理されたことを確認する。</p>	<p>標 仕 8章2節</p> <p>〃 3節</p> <p>〃 4節</p> <p>〃 5節</p> <p>材料検査要領</p>

10. 防水工事

項 目	監 督 員 の 事 務		処 理 方 法	資 料
	報告 ◎実施機関の長 ○担当主幹	受注者に対する措置		
施工計画書		承諾	<p>施工計画書は、次の事項について検討する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 工程表（箇所別、防水の種類別の着工、完成等の時期） 2. 施工業者名、製造業者名及び作業の管理組織 3. 施工範囲及び防水層の種類、材料 4. 工法（下地の種類及び状態、施工法等を含む。） 5. 材料置場（材料搬入、数量等を含み、シーリングについては消防法分類、保管条件を含む） 6. アスファルト溶融がまの設置場所及び構造（アスファルト防水の場合） 7. 消防法、火災予防条例による消防署への届出（火気使用の場合） 8. 排水勾配 9. コンクリート打継ぎ箇所、PC屋根版、ALC屋根版の継ぎ目箇所における処置 10. 立上り、立下がりの構造、納まり 11. ルーフドレン回り、出入口回り及び排水管（防水層貫通管）、衛生設備（便器・浴槽その他）の納まり 12. 保護コンクリートの目地割り及び目地の構造・仕上げ材料 13. エキспанションの構造と防水の納まり 14. 異種防水層接続部の処置 15. シーリング材、プライマー、バックアップ材及びボンドブレイカーの材質（材種を含む）、形状 16. シーリングにおける施工箇所の形状、施工法及び養生等（目地詳細図、二面接着・三面接着、表面仕上げの有無等） 17. シーリングにおける作業のフロー、管理の項目・水準・方法、品質管理体制・管理責任者、品質記録文書の書式とその管理方法等 18. シーリング以外の防水工事における品質管理、基本要件品質の確認方法等 	標 仕 9 章

10.防水工事

項目	監督員の事務		処理方法	資料
	報告 ◎実施機関の長 ○担当主幹	受注者に対する措置		
施工図		承諾	<p>施工図は、次の事項について確認する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 排水勾配（水上、水下の納まり） 2. 立上り、立下り、入隅、出隅、配管、便器との取合い等の納まり（増張り、張りかけ幅、立上り押さえ） 3. アスファルトルーフィング類、アスファルトシート、ルーフィングシート、及び塗膜防水の補強布等における重ね幅 4. ドレン部分の納まり（位置、高さ、増張り） 5. ALCパネルの支持部 6. 下地の異なる場合の取合い 7. 伸縮調整目地（間隔、位置、幅、深さ、材種） 8. 打継ぎ箇所及びエキスパンション部分の納まり 	標 仕 9 章
材料検査		検査	<ol style="list-style-type: none"> 1. 防水材 設計図書と照合し、J I Sマーク等を確認する。（アスファルトプライマーは、組織変化に注意） 2. シーリング材 (1) J I Sマーク及び有効期限を確認する。 (2) 特記による接着性試験（特記がない場合は簡易接着性試験）を行う。 	標 仕 9 章 材料検査要領
防水層の施工		検査	<p>防水層の施工は、実際の施工の各段階において、次の事項等について随時検査する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 下地の乾燥状態・勾配・不陸・き裂・清掃 2. 塗膜防水では、外観検査と共に、各材料が規定どおり使用されていること。 3. 立上り箇所の状態 	標 仕 9.1.3 " 9.X.4 (注)X=2, 3, 4, 5, 6
漏水試験 満水試験		確認	<p>漏水試験等が特記された場合は、試験結果報告書の提出を指示し、内容を確認する。</p>	標 仕 9.1.2

10.防水工事

項 目	監 督 員 の 事 務		処 理 方 法	資 料
	報 告 ◎実施機関の長 ○担当主幹	受注者に 対する措置		
防水工事施 工票		指示	建物等の管理状況を勘案し、取付け位置を指示する。	特別共仕 2.1.2

11. 石工事

項 目	監 督 員 の 事 務		処 理 方 法	資 料
	報 告 ◎実施機関の長 ○担当主幹	受注者に対する措置		
施工計画書		承諾	<p>施工計画書は、次の事項等について検討する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 工程表（見本決定、材料搬入、製品検査、着工・完了等の時期） 2. 施工業者名、作業の管理組織 3. 製作工場の機械設備 4. 現場における揚重・運搬計画・設備 5. 石材・テラゾの種類、品質、仕上げの種類及び その使用箇所 6. 材料加工の方法、石の裏面処理方法・材料 7. 置場の確保、整備（運搬しやすい場所、破損に対して安全な場所、角材等の受け台準備） 8. 保管方法 9. 標準的 stone 張り工法、施工順序 10. アンカー、下地鉄筋、引金物、だぼ、かすがい、取付け金物等の材質、形状、寸法 11. 伸縮調整目地 12. 取付け後の養生 13. 作業のフロー、管理の項目・水準・方法、品質管理体制・管理責任者、品質記録の文書の書式とその管理方法等 	標 仕 10 章
施 工 図		承諾	<p>施工図は、石割図、取付け施工図、その他の詳細図及び現寸図等とし、次の事項等について確認する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 各面の石の割付け（基準線、目地寸法） 2. 一般部分、出隅、入隅等の各部の納まり詳細 3. 湿式・空積工法においては、取付け金物類（引金物、だぼ、緊結金物、受金物等）の使用箇所及びその詳細、特に落下時の危険性が高い箇所の詳細 4. 乾式工法においては、取付け金物類（乾式工法ファスナー等）の使用箇所及びその詳細、特に落下時の危険性が高い箇所の詳細 	標 仕 10 章

11.石工事

項目	監督員の事務		処理方法	資料
	報告 ◎実施機関の長 ○担当主幹	受注者に対する措置		
見本		承諾	<p>5. 特殊部位（窓、出入口、エレベーター等の開口部、アーチ、上げ裏、笠木、甲板、隔て板等）周辺の詳細</p> <p>6. 関連工事との取合い（設備機器等の取付けのために必要な欠き込み、穴あけ等の位置、寸法及び目地等）</p> <p>7. 水切り、水返し等の詳細</p> <p>8. その他必要と思われる部分の詳細</p> <p>見本品の提出を指示し、設計図書と照合する。</p>	<p>標仕 1.4.2</p> <p>〃 10.2.1</p>
材料検査		検査	<p>材料は、見本品と照合し、次の事項等を確認する。</p> <p>形状・寸法、色合い、模様、平滑度、欠陥・損傷、合端のみ込み部分の仕上げ、水切り、割れやすいところの補強、緊結金物（材質、径、長さ）</p>	材料検査要領

12. タイル工事

項目	監督員の事務		処 理 方 法	資 料
	報告 ◎実施機関の長 ○担当主幹	受注者に対する措置		
施工計画書		承諾	<p>施工計画書は、下記工法別記載の各事項等について検討する。</p> <p>1. タイル張り工法</p> <p>(1) 工程表（見本決定、施工図完了、材料搬入、着工・完了、試験等の時期）</p> <p>(2) タイルの製造工場名、施工業者名及び作業の管理組織</p> <p>(3) タイルの種類、形状、寸法（裏足の形状、高さ、乾式・湿式の別）</p> <p>(4) 張付け用モルタル（調合、塗厚）、保水剤の使用</p> <p>(5) タイルの施工箇所、張付け工法、目地工法</p> <p>(6) まぐさ、窓台等のタイルの施工法</p> <p>(7) タイル割りの基準（基準線、目地寸法）</p> <p>(8) 伸縮調整目地（位置、構成、施工法）</p> <p>(9) 関連工事との取合い（電気、機械、仮設）</p> <p>(10) タイル施工箇所の張付け順序</p> <p>(11) 下地モルタルの浮きの検査方法及び補修方法</p> <p>(12) 1回の張付けモルタルの塗付け量、練混ぜ方法及びその量の確認方法、練置き時間</p> <p>(13) タイル張り施工中及び施工後の養生方法（特に外壁の場合）</p> <p>(14) 排水勾配（雨掛り、水掛りの場合）</p> <p>(15) 施工後の清掃及び水洗いの方法</p> <p>(16) 施工後の外観確認及び打診検査</p> <p>(17) タイル接着力試験方法（箇所、使用機器、試験体の作成方法）</p> <p>(18) 接着力試験不合格の場合の処置方法</p> <p>(19) 作業のフロー、管理の項目・水準・方法、品質管理体制・管理責任者、品質記録文書の書式とその管理方法等</p> <p>2. タイル型枠先付け工法</p> <p>(1) 工程表（見本決定、施工図完了、タイル</p>	<p>標 仕 11 章</p> <p>標 仕 11 章 2 節</p> <p>標 仕 11 章 4 節</p>

12.タイル工事

項目	監督員の事務		処理方法	資料
	報告 ◎実施機関の長 ○担当主幹	受注者に対する措置		
施工計画書 (続)			<p>及びタイルユニットの製造、材料搬入、躯体工事工程、着工・完了、試験等の時期)</p> <p>(2) タイルの製造工場名、施工業者名及び作業の管理組織</p> <p>(3) タイル型枠先付けの種別</p> <p>(4) タイル及びタイルユニットの試験、検査要領、合否の判定基準（タイルの寸法精度、品質及びタイルユニットの寸法精度）</p> <p>(5) タイルの種類、形状、寸法（裏足の形状、高さ、緊張材取付け部のタイルの形状、乾式、湿式の別）</p> <p>(6) タイル及びタイルユニットの取付け順序及び方法</p> <p>(7) まぐさ、窓台等の取付け方法</p> <p>(8) 割付の基準（基準線、目地寸法）</p> <p>(9) 伸縮（調整、ひび割れ誘発）目地（位置、構成、施工法）</p> <p>(10) タイル型枠先付け面のせき板、精度、検査基準</p> <p>(11) 関連工事との取合い（建具、電気、機械等）</p> <p>(12) タイルユニット取付け中及び取付け後の養生方法（コンクリート打設までの雨掛り）</p> <p>(13) 目地モルタルの調合（栈木法の目地、タイル補修の張付けモルタル）</p> <p>(14) コンクリート打込み方法（コンクリートの打込み、棒形振動機による締固め、型枠振動機による締固め）</p> <p>(15) 外壁型枠の取外し時期及び方法（留付け材の取外しを含む）</p> <p>(16) 外壁型枠取外し後の養生（上階コンクリート打込みによる汚れ防止）</p> <p>(17) 先付けされたタイルの検査及び合否の判断基準（検査方法、タイル張替え基準）</p> <p>(18) タイル裏面のコンクリート品質</p>	

12.タイル工事

項目	監督員の事務		処理方法	資料
	報告 ◎実施機関の長 ○担当主幹	受注者に対する措置		
見本 施工図	承諾		(19) 施工後の外観確認、打診検査及び接着力試験方法（箇所、使用機器、試験体の作成方法） (20) タイルの補修方法（時期、コンクリートの補修、張替え） (21) 水洗い (22) 発生材処理（裏打ち材等） (23) 作業のフロー、管理の項目、水準・方法・品質管理体制・管理責任者、品質記録文書の書式とその管理方法等	標仕 1.4.2 " 11章
	承諾		見本は、設計図書と照合し、品質、形状、寸法、色あい及び質感等を確認する。 施工図は、タイル割付図とし、次の事項を確認する。 1. タイルの割付け（基準線、タイルの半裁以下の使用の有無及び使用箇所、役物タイルの使用箇所、水栓・配管・設備器具等の位置） 2. ひさし鼻、開口部の上部の落下防止処置 3. 目地幅、目地の仕上げ（材質、色等）、伸縮調整目地の位置及び構造 4. 床タイルの排水勾配	標仕 11章
材料検査	検査		材料の品質、形状、寸法、色あい等が見本品と同等であることを照合する。	標仕 11章 材料検査要領
施工後の確認及び試験	承諾		外観の確認及び打診検査の確認結果報告の確認を行う。	標仕 11.1.5
	検査		接着力試験は、原則として検査に立ち会い、試験体の位置を指示し、その記録を提出させ、必要な強度を有していることを確認する。	

13. 木工事

項 目	監 督 員 の 事 務		処 理 方 法	資 料
	報告 ◎実施機関の長 ○担当主幹	受注者に対する措置		
施工計画書		承諾	<p>施工計画書は、次の事項等について検討する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 工程表（施工図完了、材料搬入、着工、完了等の時期） 2. 施工業者名及び作業の管理組織 3. 加工機器等（主として仕上げ） 4. 使用する材料の種類、形状、寸法及びその使用箇所 5. 加工・組立又は取付けの工法 6. 防虫、防腐、防蟻処理 7. 養生方法 8. 作業のフロー、管理の項目・水準・方法、品質管理体制・管理責任者、品質記録文書の書式とその管理方法等 	標 仕 12 章
施 工 図		承諾	<p>施工図は、次の事項等を確認する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 木材の断面寸法 2. 小屋組（垂木を含む）、間仕切軸組（下地材を含む）、天井下地、床組等の構造及び継手・仕口等 3. 窓、出入口等の建具回り、壁、天井、床の取合い及び納まり等 4. 躯体との取合い（床、柱、壁、梁、スラブ下端） 	標 仕 12 章
材 料 検 査		検査	<p>主要な材料は、あらかじめ見本を提出させ、次の事項等を確認する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 製材：規格、樹種、材質、等級、含水率 2. 集成材：規格、樹種、形状、寸法、化粧薄板（樹種、厚さ）、仕上り 3. 単板積層材、合板、構造用パネル、パーティクルボード：規格、材質、等級 4. 建具枠、敷居、かもい等：加工の状態 5. 釘、諸金物：規格、材質、形状、寸法、防錆処理 	標 仕 12 章 2 節 材料検査要領

14. 屋根工事

項目	監督員の事務		処理方法	資料
	報告 ◎実施機関の長 ○担当主幹	受注者に対する措置		
施工計画書		承諾	<p>施工計画書は、下記屋根葺形式別記載の各事項等について検討する。</p> <p>1. 長尺金属板葺</p> <p>(1) 工程表（見本決定、材料搬入、製品検査、着工・完了等の時期）</p> <p>(2) 専門工事業者名及び施工管理組織</p> <p>(3) 下葺（材料及び工法）</p> <p>(4) 鋼板類（種類、厚さ、工法及び留付け材料）</p> <p>(5) 谷、棟、軒先、けらば等の納まり</p> <p>(6) 折曲げ及び小はぜ掛け</p> <p>(7) 壁との取合い等の工法</p> <p>(8) 付属材料</p> <p>(9) その他専門業者の工法の仕様</p> <p>(10) 風圧力及び積雪荷重に対応した工法、作業のフロー、管理の項目・水準・方法、品質管理体制・管理責任者、品質記録文書の書式とその管理方法等</p> <p>2. 折板葺</p> <p>(1) 工程表（見本決定、材料搬入、製品検査、着工・完了等の時期）</p> <p>(2) 専門工事業者名及び施工管理組織</p> <p>(3) 折板（種類、厚さ、構成部品）</p> <p>(4) 各部の納まり工法（棟、けらば、軒先、壁との取合いの各部）</p> <p>(5) タイトフレームの取付け方法</p> <p>(6) その他専門業者の工法の仕様</p> <p>(7) 付属材料</p> <p>(8) 風圧力及び積雪荷重に対応した工法、作業のフロー、管理の項目・水準・方法、品質管理体制・管理責任者、品質記録文書の書式とその管理方法等</p> <p>3. 粘土瓦葺</p> <p>(1) 工程表（見本決定、材料搬入、製品検査、着工・完了等の時期）</p> <p>(2) 専門工事業者名及び施工管理組織</p> <p>(3) 瓦の種類、製造所</p>	標 仕 13 章

14.屋根工事

項 目	監 督 員 の 事 務		処 理 方 法	資 料
	報告 ◎実施機関の長 ○担当主幹	受注者に対する措置		
施 工 図		承諾	<p>(4) 揚重及び小運搬計画</p> <p>(5) 役物及び留付け用釘・緊結線・金物等の種類</p> <p>(6) その他専門業者の工法の仕様</p> <p>(7) 風圧力及び積雪荷重に対応した瓦等の留付け工法、管理の項目、品質管理体制・管理責任者、品質記録文書及びその管理方法等</p> <p>施工図は、次の事項等を確認する。</p> <p>1. はぎ合わせ、重ね等の工法及び寸法</p> <p>2. 留付け金物の納まり</p> <p>3. 軒先、けらば、棟、軒先、役物瓦の納まり</p> <p>4. 谷、雨押さえ、壁等との取合い</p>	標 仕 13 章
見 本	○	承諾	<p>必要に応じて見本の提出を指示し、材質、色等について確認する。</p>	<p>標 仕 1.4.2</p> <p>住仕総則 1.5.4</p> <p>1. 一般事項「色、柄等の指示」</p>
材 料 検 査		検査	<p>J I S マーク等を確認し、規格、種別、厚さ等について確認する。</p>	材料検査要領

15. 金属工事

項目	監督員の事務		処理方法	資料
	報告 ◎実施機関の長 ○担当主幹	受注者に対する措置		
施工計画書		承諾	<p>施工計画書は、次の事項等について検討する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 工程表(施工図の作成、搬入、組立て等の時期とともに、必要に応じて場所別等の作成を含む) 2. 製造所名、施工業者名及び作業の管理組織 3. 使用材料の材質、形状、寸法(天井施工の金属成形板張り、手すり及びタラップにあつては、あと施工アンカーを含む) 4. 加工機器、場所等(切断、溶接等) 5. 表面処理の方法 6. 加工、組立又は取付け工法(アルミニウム製笠木にあつては、風圧力及び積雪荷重に対応した固定金具の間隔、固定方法、管理方法等を含む) 7. 風圧力(積雪荷重)による検討(屋外等) 8. 耐震性の検討(天井のふところが1.5m以上の場合の補強方法、大規模空間の天井に関しては、崩落対策の検討) 9. 施工手順及び養生方法 10. 作業のフロー、管理の項目・水準・方法、品質管理体制・管理責任者、品質記録文書の書式とその管理方法等 	標 仕 14章
見 本		承諾	<p>必要に応じて見本の提出を指示し、材質、色等について確認する。</p>	標 仕 1.4.2
施 工 図		承諾	<p>施工図は、次の事項等を確認する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 軽量鉄骨下地材 吊りボルトの割付け、各部取合いの納まり及び補強方法(開口部、設備用機器類、改め口等) 2. 金属成形板張り、アルミニウム製笠木 場所別割付け図、各部取合いの納まり 3. 手すり等 場所別割付け図、各部取合いの納まり 	標 仕 14章

15.金属工事

項目	監督員の事務		処理方法	資料
	報告 ◎実施機関の長 ○担当主幹	受注者に対する措置		
材料検査		検査	<p>主要な材料は、次の事項等を確認する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 軽量鉄骨下地材は、寸法、形状及び J I S マークを確認する。 2. 屋外に用いる鉄製品は、亜鉛メッキの付着量を確認する。 3. アルミ製品は、被膜及び塗膜の厚さを確認する。(特に特注品について) 4. ステンレスの製品は、試験成績書により材質を確認する。 	標仕 14章 材料検査要領

16.左官工事

項目	監督員の事務		処 理 方 法	資 料
	報告 ◎実施機関の長 ○担当主幹	受注者に対する措置		
見 本	○	承諾	<p>(9) 作業のフロー、管理の項目・水準・方法、品質管理体制・管理責任者、品質記録文書の書式とその管理方法等</p> <p>1. 見本帳又は見本塗り板の提出を指示し、模様、色及びつや等を確認する。</p> <p>2. 仕上塗材仕上げに係る見本塗り板は、主材が2回塗りであること（ローラー塗り等の場合で仕上塗材製造所の仕様によるものを除く）及び1回目の主材が下地に均一に塗られていることを確認する。</p>	<p>標 仕 15.1.3</p> <p>1. 一般事項「色、柄等の指示」</p>
材 料 検 査		検査	<p>材料は、次の事項等を確認する。</p> <p>1. セメントの種類・品質、砂の粒度・品質、水質並びにモルタルの調合</p> <p>2. 接着剤混入モルタルの接着剤は、試験成績表及び製造所の仕様を確認</p> <p>3. 石こうプラスターは、J I Sマーク、製造年月日の確認（4ヶ月以上経過したものは使用不可）</p> <p>4. セメント系下地調整塗材は、工場で調合した粉体と混和液がセットになっている製品であるか又は、仕上塗装と同一の製造所の製品であることを確認</p> <p>5. 仕上塗材、軽量骨材仕上塗材は、製造所、出荷証明及び製造年月日を確認（同一製造所でないものや有効期間を経過したものは、使用不可）</p>	<p>標 仕 15章</p> <p>材料検査要領</p>
施 工		検査	<p>1. モルタル塗り、石こうプラスター塗り等の各工程（壁塗り）の放置期間は、次のとおりとし、放置期間が確保されているか確認する。</p> <p>また、墨出しにより仕上げしろの厚い箇所及び薄すぎる箇所は報告するよう指示する。</p> <p>(1) モルタル塗り（コンクリート下地） 下地の処置—（夏期は7日以上、冬期は</p>	<p>標 仕 15章</p>

16.左官工事

項目	監督員の事務		処理方法	資料
	報告 ◎実施機関の長 ○担当主幹	受注者に対する措置		
施工 (続)			<p>1 4日以上) →下塗り→(1 4日以上) →むら直し→(7日以上) →中塗り→上塗り</p> <p>(2) 石こうプラスター(コンクリート下地) 下地の処置→(夏期は7日以上、冬期は14日以上) →下地モルタル→(14日以上) →下塗り→(7日以上) →中塗り→上塗り</p> <p>(3) (1)により仕上げしろの厚くなる箇所があった場合はつけ送りを行うが、必要に応じメタルラス等を挿入し、1回の塗り厚は6mm程度とし、十分な乾燥時間を置く。</p> <p>また、仕上げしろが薄すぎる箇所があった場合は、はつりを行い必要な仕上げ厚さを確保する。</p> <p>2. 仕上塗材仕上げ工事の各工程の放置期間は、次のとおりとし、放置期間が確保されているか確認する。</p> <p>また、仕上塗材の塗り回数(メタリックの上塗り材は注意)及び塗り付け時に見本帳又は見本塗板と同様の模様であり塗残しや足場むらがないことを確認する。</p> <p>(1) コンクリート面及びモルタル面等でモルタル等を充てんした下地処理の場合は、モルタル充てん後14日程度とする。</p> <p>(2) 次の行程に移る放置期間及び最終工程後の放置期間は、塗材の種類や気象条件を踏まえ適切に定めた期間とする。</p> <p>3. 1、2の放置期間の短縮は、原則として認めないが、試験等により確認された場合は、承諾することができる。</p>	標 仕 15.6.4

17. 金属及び樹脂製建具工事

項 目	監 督 員 の 事 務		処 理 方 法	資 料
	報告 ◎実施機関の長 ○担当主幹	受注者に対する措置		
施工計画書		承諾	<p>施工計画書は、次の事項等について検討する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 管理体制（製作者及び施工者の管理組織表、連絡先） 2. 工程表（製作及び現場の施工日程・手順・作業内容） 3. 使用材料の名称・規格（部品、部材、付属部品及びその使用箇所） 4. 製作者・製作工場（工場名称、所在地） 5. 加工及び組立（材料加工の方法、接合法、組立要領） 6. 製品の検査（検査方法、検査項目、検査基準） 7. 防食・防錆処理（防食・防錆の方法、材料） 8. 運搬（搬入方法、現場内保管方法） 9. 取付け精度・要領（取付け方法、精度、取付け検査方法、検査基準） 10. 養生・清掃（養生、清掃方法） 11. 安全管理（管理体制、安全点検、作業環境整備） 	標 仕 16 章 (7 節を除く)
施 工 図		承諾	<p>施工図は、次の事項等を確認する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 性能（気密、水蜜、断熱、遮音等）、材料（アルミ、ステンレス等）、仕上げ（防錆処理等）、位置、符号、開き勝手、引き勝手 2. 形状、寸法（見付け、見込み）、板厚又は樹脂肉厚、防火戸（種別、認定番号） 3. 引き違い及び片引き障子の構造 4. すれ合う部分、振れ止め、戸当たりの類の納まり 5. ガラスの取付詳細、寸法、形状、有効面積 6. 付属金物（水切、くつづり等）の種類、取付詳細及び取付位置、リスト 7. 連窓の場合の伸縮の逃げ 8. ガラスの種類、厚さ、留付け材、ガラスみぞの幅、深さ 	標 仕 16 章 (7 節を除く)

17.金属及び樹脂製建具工事

項目	監督員の事務		処理方法	資料
	報告 ◎実施機関の長 ○担当主幹	受注者に対する措置		
実物見本		検査	9. アンカーの寸法、位置、間隔 10. 排煙機構の詳細（オペレーター（スイッチボックス、手動閉鎖装置）の位置、設備関連（ダクトの接続等） 11. 構造体、仕上材及び設備との取合、雨仕舞 受注者に見本の製作を指示した上、検査する。（特記された場合）	標 仕 16.1.4
特殊な建具 (シャッター類を含む) の仮組検査		検査	特殊な建具がある場合は、受注者に仮組み検査をすることを指示した上、検査する。 （特記された場合）	標 仕 16.1.4
社内検査 報告書		確認	「施工計画書」に定められている要領に基づいて社内検査を行わせ、結果を報告書として提出させ、次の事項等を確認する。 1. 建具符号、形式、性能 2. 全体の形状、使用材料の材質、板厚等 3. 表面処理皮膜の皮膜厚さ及び塗料の塗膜厚さ 4. 主要部分の寸法精度（JIS A4702（ドアセット）又はJIS A4706（サッシ）による） 5. 漏水防止処置 6. 仕上げの状態 7. その他必要に応じて開閉の作動状況等	標 仕 16.1.2 " 16.1.5
取付け検査		検査	建具の作動や調整の確認を行う。	標 仕 16.1.5
建具金物見本		承諾	建具金物は、材質（有害なす等の有無）及び機能について検討する。	標 仕 16.8.2 材料検査要領
鍵		指示	1. 鍵は整理番号及び室名札をつけて平面図及び鍵番号一覧表を添えて提出するよう指示する。 2. マスターキーについては、既存建具との統一に注意する。	標 仕 16.8.4

18. 木製建具工事

項目	監督員の事務		処理方法	資料
	報告 ◎実施機関の長 ○担当主幹	受注者に対する措置		
施工計画書		承諾	<p>施工計画書は、次の事項等について検討する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 管理体制（製作者及び施工者の管理組表、連絡先） 2. 工程表（施工図の作成、加工、組立て、取付け開始、完了等の時期） 3. 使用材料の品質・名称・規格（部品、部材、付属部品及びその使用箇所）及びホルムアルデヒド放散量等 ※特に木材の含水率に注意 4. 製作者・製作工場（工場名称、所在地） 5. 加工及び組立（材料加工の方法、接合法、組立要領、使用機械設備） 6. 製品の検査（検査方法、検査項目、検査基準） 7. 防食・防錆・防腐処理（防食・防錆・防腐の方法、材料） 8. 運搬（搬入方法、現場内保管方法） 9. 取付け精度・要領（取付け方法、精度、取付け検査方法、検査基準） 10. 養生・清掃（養生、清掃方法） 11. 安全管理（管理体制、安全点検、作業環境整備） 	標 仕 16章7節
ふすま紙 見 本		承諾	<p>ふすま紙は、品質、色及び柄等について確認する。</p>	標 仕 16.7.2
材 料 検 査		検査	<p>材料（製品）は、次の事項等を検査する。 なお、現場で検査できない骨組等は、あらかじめ製作する段階で写真撮影させる。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 材料 樹種・品質等の確認、材質と色（生地仕上げ）、有害な欠陥（生節、ひずみ、そり、その他）の有無及び程度、合板の種類・厚さ等、ホルムアルデヒド放散量等、接着剤、建具金物 2. 製品 (1) フラッシュ戸 	標 仕 16.7.2 材料検査要領

18.木製建具工事

項目	監督員の事務		処理方法	資料
	報告 ◎実施機関の長 ○担当主幹	受注者に対する措置		
取付け検査		検査	<p>縦かまち、上・下さん、中骨、すじ切り 空気孔、つり元等の補強、表面板（合板）</p> <p>(2) ふすま 周囲骨、中骨、紙張り</p> <p>(3) ガラス戸、から戸、障子等 製作図に示された事項の確認</p> <p>取付け検査は、次の要領で行う。</p> <p>1. 丁番は、枠及びかまちに正確に掘り込み、取付け心が一直線になるように取付けさせる。</p> <p>2. 枠、柱のくるい等で、立付けの悪いものは調整させる。</p> <p>3. 検査終了後は、養生を行わせる。</p>	標 仕 16.1.5
実物見本		検査	<p>受注者に見本の製作を指示した上、検査する。(特記された場合)</p>	標 仕 16.1.4
建具金物 見 本		承諾	<p>建具金物は、材質及び機能について確認する。</p>	標 仕 16.8.2 材料検査要領
鍵		指示	<p>1. 鍵は整理番号及び室名札をつけて平面図及び鍵番号一覧表を添えて提出するよう指示する。</p> <p>2. マスターキーについては、既存建具との統一に注意する。</p>	標 仕 16.8.4

19. カーテンウォール工事

項目	監督員の事務		処理方法	資料
	報告 ◎実施機関の長 ○担当主幹	受注者に対する措置		
施工計画書		承諾	<p>施工計画書は、工場製作と現場施工に対するものに分けて作成を指示し、下記工事別記載の各事項等について検討する。</p> <p>なお、施工計画書の作成に先立ち、他の関連工事との工事区分（責任区分）を明確にするよう指示する。</p> <p>1. メタルカーテンウォール工事</p> <p>1-1. 工場製作</p> <p>(1) 工程表（性能等を証明する計算書の作成、製作図の作成、材料検査、製作、製品検査搬出等の時期）</p> <p>(2) 製作者及びその管理組織</p> <p>(3) 工事関連の製作機械設備</p> <p>(4) 使用材料の名称、規格、製造所名及びその使用箇所</p> <p>(5) 性能等を証明する計算書の作成</p> <p>(6) 材料加工及び工場組立ての方法</p> <p>(7) 溶接技能者の資格</p> <p>(8) 試験及び検査の要領、合否の判定基準（材料、組立、加工、表面処理、製品）</p> <p>(9) 取り付け金物の防錆処理、ガラス溝の寸法・形状等及び耐火構造（認定番号）等</p> <p>(10) 仕上（塗装等）、工法、使用箇所及び製品仕上程度</p> <p>(11) 製品の運搬計画、運搬方法、養生方法、部材の大きさの検討</p> <p>1-2. 現場施工</p> <p>(1) 工程表（施工図の作成、構造体付け金物の取付け、製品検査、カーテンウォール等の取付け、取付け検査等の時期）</p> <p>(2) 揚重、取付け施工業者名及び作業の管理組織</p> <p>(3) 仮設計画（運搬、揚重、保管、養生、清掃計画を含む）</p> <p>(4) 取付精度、目地、本止め、溶接後の錆止め、防火・防災処理区画の位置</p> <p>(5) 火煙防止層・耐火被覆等の施工方法</p>	標 仕 17 章

19. カーテンウォール工事

項目	監督員の事務		処理方法	資料
	報告 ◎実施機関の長 ○担当主幹	受注者に対する措置		
工事施工図		承諾	<p>(6) 検査方法及び合否の判定基準</p> <p>(7) 落下及び火災防止等の安全対策</p> <p>2. PCカーテンウォール工事</p> <p>2-1. 工場製作</p> <p>(1) 工程表（性能等を証明する計算書の作成、製作図の作成、材料検査、製作、製品検査搬出等の時期）</p> <p>(2) 製作者及びその管理組織</p> <p>(3) 工事関連の製作機械設備</p> <p>(4) 使用材料の名称、規格、製造所名及びその使用箇所</p> <p>(5) 性能等を証明する計算書の作成</p> <p>(6) 材料加工及び工場組立ての方法</p> <p>(7) 溶接技能者の資格</p> <p>(8) 試験及び検査の要領、合否の判定基準（材料、型枠、鉄筋の組立、製品）</p> <p>(9) コンクリートの所要強度及び調合</p> <p>(10) 仕上材料（塗装、型枠先付タイル等）、工法、使用箇所及び製品仕上程度</p> <p>(11) 製品の運搬計画、運搬方法、養生方法、部材の大きさの検討</p> <p>2-2. 現場施工</p> <p>(1) 工程表（施工図の作成、構造体付け金物の取付け、製品検査、カーテンウォール等の取付け、取付け検査等の時期）</p> <p>(2) 揚重、取付け施工業者名及び作業の管理組織</p> <p>(3) 仮設計画（運搬、揚重、保管、養生、清掃計画を含む）</p> <p>(4) 取付精度、目地、本止め、溶接後の錆止め、防火・防災処理区画の位置</p> <p>(5) 火煙防止層・耐火被覆等の施工方法</p> <p>(6) 検査方法及び合否の判定基準</p> <p>(7) 落下及び火災防止等の安全対策</p> <p>施工図は、部材の製作図、構造体への取付け図及び取付け詳細図とし、下記工事別記載</p>	

19. カーテンウォール工事

項目	監督員の事務		処理方法	資料
	報告 ◎実施機関の長 ○担当主幹	受注者に対する措置		
見本 材料検査	○	承諾	<p>の各事項等を確認する。</p> <p>1. メタルカーテンウォール工事</p> <p>(1) 形状、寸法</p> <p>(2) 取付け金物、溶接方法</p> <p>(3) 溶接・高力ボルト等の接合方法、錆止め 塗装種別・範囲</p> <p>(4) 建具との取合い、構造ガスケットを用いる場合のガラスの取付け方法</p> <p>(5) 仕上げ</p> <p>2. PCカーテンウォール工事</p> <p>(1) 形状、寸法及び配筋</p> <p>(2) 取付け金物</p> <p>(3) 溶接・高力ボルト等の接合方法、錆止め 塗装種別・範囲</p> <p>(4) 建具との取合い、構造ガスケットを用いる場合のガラスの取付け方法</p> <p>(5) 仕上げ</p>	<p>標 仕 17 章 2 節</p> <p>標 仕 17 章 3 節</p>
		検査	<p>見本は、設計図書と照合し、品質、形状、寸法、色あい及び質感等を確認する。</p> <p>カーテンウォールに用いる付属金物（鋼製）については、亜鉛めっきにより防錆処置されたことを確認する。</p>	<p>標 仕 1.4.2</p> <p>1. 一般事項「色、柄等の指示」 材料検査要領</p> <p>標 仕 17.2.3</p> <p>〃 17.3.3</p> <p>材料検査要領</p>

20. 塗装工事

項目	監督員の事務		処理方法	資料
	報告 ◎実施機関の長 ○担当主幹	受注者に対する措置		
施工計画書		承諾	<p>施工計画書は、次の事項等について検討する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 工程表（色見本の決定、施工（全体、部屋別、階別等）等の時期） 2. 製造所名、施工業者名及び作業の管理組織 3. 塗装箇所及び下地材による塗料の種別（防火材料の指定がある場合には認定品）並びに工程 4. 色調別による塗装範囲 5. 工場及び現場塗装の区分 6. 工法（はけ、吹付け、ローラ等） 7. 養生方法（施工中及び完了後） 8. 塗料の保管方法、安全管理の方法等 9. 作業のフロー、管理の項目・水準・方法、品質管理体制・管理責任者、品質記録文書の書式とその管理方法等 	標 仕 18 章
見 本 色 合 い		指示	<p>（一社）日本塗料工業会の最新年度版の塗料標準色見本帳又は見本塗り板及び色合い別による塗装範囲を明示できる図面等を提出させ、検討する。</p>	<p>標 仕 1.4.2 " 18.1.5 1. 一般事項 「色、柄等の指示」</p>
材 料 検 査		検査	<p>材料は、次の事項等を確認する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 塗料種別（危険物等級含む）、規格、数量 2. 製造所名、製造年月日 3. 色、ホルムアルデヒド放散量 4. 規格証明及び防火材料認定表示 5. 開封の有無 	材料検査要領
施 工		検査	<p>施工は、次の事項等について随時検査する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 素地ごしらえ 2. 塗装種別、施工箇所 3. 塗装環境（温度、湿度、換気、風速、明るさ） 4. 工程、塗料の塗布量及び塗り回数、その他 5. 放置期間 6. 塗装困難な部分の塗装方法 7. 仕上がり状態、仕上がり後の養生 	標 仕 18 章

20. 塗装工事【参考資料】

塗装工程の事前確認

		木部面	鉄鋼面	亜鉛めつき鋼面	モルタル・ プaster面	コンクリート・ ALCパネ ル・押出成 形セメント板 面	ボード面
18.2	素地ごしらえ	18.2.2 表 18.2.1	18.2.3 表 18.2.2	18.2.4 表 18.2.3	18.2.5 表 18.2.4	18.2.6 表 18.2.5 表 18.2.6	18.2.7 表 18.2.7
18.3	錆止め	—	○	○	—	—	—
18.3.2	塗料種別		表 18.3.1	表 18.3.2			
18.3.3	錆止め塗料塗 り		表 18.3.3	表 18.3.4			
18.4	合成樹脂調合 ペイント塗 (SOP)	表 18.4.1	表 18.4.2	表 18.4.3	—	—	—
18.5	クリヤッカー塗 り (CL)	表 18.5.1	—	—	—	—	—
18.6	アクリル樹脂系非 水分散型塗料 塗 (NAD)	—	—	—	○ (プaster面除 く)	表 18.6.1 (ALC面除く)	—
18.7	耐候性塗料塗 り (DP)	—	表 18.7.1	表 18.7.2	—	表 18.7.3	—
18.8	つや有合成樹 脂エマルジョンペ イント塗 (EP- G)	表 18.8.2	表 18.8.3	表 18.8.4	○	表 18.8.1	○
18.9	合成樹脂エマル ジョンペイント塗 り (EP)	—	—	—	○	表 18.9.1	○
18.10	合成樹脂エマル ジョン模様塗料塗 り (EP-T)	—	—	—	○	表 18.10.1	○
18.11	ウレタン樹脂ワニス 塗 (UC)	表 18.11.1	—	—	—	—	—
18.12	オイルステイン塗 り (OS)	表 18.12.1	—	—	—	—	—
18.13	木材保護塗料 塗 (WP)	表 18.13.1	—	—	—	—	—

・表の数字は、「標仕」の章・節・項の番号を示す。

21. 内装工事

項 目	監 督 員 の 事 務		処 理 方 法	資 料
	報告 ◎実施機関の長 ○担当主幹	受注者に対する措置		
施工計画書		承諾	<p>施工計画書は、下記工事別記載の各事項等について検討する。</p> <p>1. ビニル床シート、ビニル床タイル、ゴム床タイル張り及び壁紙張り</p> <p>(1) 工程表（必要に応じて室別・場所別の工程表の作成）</p> <p>(2) 製造所名及び施工業者名</p> <p>(3) 材質（色調別に応じた施工箇所別、ホルムアルデヒド放散量及び防火性能）</p> <p>(4) 接着剤の種類（施工箇所別、ホルムアルデヒド放散量含む）</p> <p>(5) 工法（割付け、継目、見切り部分の納まり等）</p> <p>(6) 施工時及び施工後の換気方法</p> <p>(7) 設備機器等の取合調整</p> <p>(8) 養生方法（材料の保管方法等）</p> <p>(9) 作業のフロー、管理の項目・水準・方法、品質管理体制・管理責任者、品質記録文書の書式とその管理方法等</p>	<p>標 仕 19 章</p> <p>標 仕 19 章 2 節</p> <p>〃 19 章 8 節</p>
			<p>2. カーペット敷き</p> <p>(1) 工程表（製作期限、搬入、敷込みの時期、必要に応じて室別敷込み工程）</p> <p>(2) 施工業者名及び防災表示者登録番号</p> <p>(3) 構成材料の品質、密度</p> <p>(4) 取付け用付属品</p> <p>(5) 割付け要領（継目の位置）</p> <p>(6) 各部取合い納まり（他の仕上材、床改め口、設備機器との取合い）</p> <p>(7) 工法</p> <p>(8) 施工時及び施工後の換気方法</p> <p>(9) 養生方法</p> <p>(10) 作業のフロー、管理の項目・水準・方法、品質管理体制・管理責任者、品質記録文書の書式とその管理方法等</p>	<p>標 仕 19 章 3 節</p>
			<p>3. 合成樹脂塗床</p> <p>(1) 工程表（必要に応じて室別・場所別の工程表の作成、下地調整、塗床材施工、養生等</p>	<p>標 仕 19 章 4 節</p>

21.内装工事

項目	監督員の事務		処理方法	資料
	報告 ◎実施機関の長 ○担当主幹	受注者に対する措置		
施工計画書 (続)			(2) 製造所名、銘柄、色番及び施工業者名 (3) 材料保管方法、取扱い注意事項(消防法、労働安全衛生法等により管理) (4) 室別・場所別の工法(表面仕上り状態(平滑、防滑、つや消し)、工法(流し展べ、樹脂モルタル仕上げ)) (5) 下地コンクリートの水分管理、表層強度の確認、下地調整(下地状態別) (6) 施工時期・工期(他の仕上げ工事との関係) (7) 施工環境(気温、湿度、結露、塵あい、臭気、騒音等) (8) 施工時及び施工後の換気方法 (9) 養生方法(塵あい、傷、汚れ、雨水、硬化前の歩行等からの保護) (10) 作業のフロー、管理の項目・水準・方法、品質管理体制・管理責任者、品質記録文書の書式とその管理方法等 (11) 廃材の分別処理(不燃物、可燃物、毒劇物等) 4. フローリング張り、せっこうボード、その他ボード及び合板張り (1) 工程表(必要に応じて室別・場所別の工程表の作成、下地調整、施工、養生等) (2) 製造所名等及び施工業者名 (3) 使用材料(ホルムアルデヒド放出量含む)の材質(JAS等)、板厚 (4) 取付け釘類及び接着剤の種類、品質等(ホルムアルデヒド放出量含む) (5) 管理方法等 (6) 施工時及び施工後の換気方法 (7) 工法 (8) 養生方法 (9) 作業のフロー、管理の項目・水準・方法、品質管理体制・管理責任者、品質記録文書の書式とその管理方法等 5. 畳敷き (1) 工程表(必要に応じて室別・場所別の工	標 仕 19章5節 " 19章7節 標 仕 19章6節

21.内装工事

項目	監督員の事務		処理方法	資料
	報告 ◎実施機関の長 ○担当主幹	受注者に対する措置		
見本		承諾	<p>程表の作成)</p> <p>(2) 製造所名、施工業者名及び管理組織</p> <p>(3) 使用材料の材質（畳表、畳床、へり、糸を含む）、寸法</p> <p>(4) 工法</p> <p>(5) 養生方法</p> <p>(6) 施工時及び施工後の換気方法</p> <p>(7) 作業のフロー、管理の項目・水準・方法、品質管理体制・管理責任者、品質記録文書の書式とその管理方法等</p> <p>6. 断熱・防露</p> <p>(1) 工程表</p> <p>(2) 製造所名、施工業者名及び管理組織</p> <p>(3) 作業者の資格の有無</p> <p>(4) 品質、厚さ等（難燃性、施工厚さ等）</p> <p>(5) 工法（下地の確認及び処置方法、吹付け方法、補修方法等）</p> <p>(6) 養生方法（保管方法、吹付け作業時の周辺への養生方法、施工後の養生方法等）</p> <p>(7) 安全管理（保護具の着用、下記留意事項、施工時及び施工後の換気方法等）</p> <p>(8) 作業のフロー、管理の項目・水準・方法、品質管理体制・管理責任者、品質記録文書の書式とその管理方法等</p> <p>必要に応じて見本を提出させ、色調等を確認する。</p>	標 仕 19章9節
施工図		承諾	<p>施工図は、次の事項等について確認する。</p> <p>1. 床材</p> <p>(1) タイルの割付け図、模様合せ（シートの場合は、はぎ目、継目の位置）</p> <p>(2) 隅部、柱回り、設備関係器具回りの切込み、取合い</p> <p>(3) 他の仕上材との取合い（見切り・目地）</p> <p>(4) 床改め口回りの納まり</p>	標 仕 19章

21.内装工事

項目	監督員の事務		処理方法	資料
	報告 ◎実施機関の長 ○担当主幹	受注者に対する措置		
材料検査		検査	<p>2. 壁・天井</p> <p>(1) 各室別及び場所別材料割付け図（目地割り、はぎ目、継ぎ目の位置）</p> <p>(2) 各部取合いの納まり（出入口、窓、設備用ボックス類、改め口等）</p> <p>(3) 目地の納まり</p> <p>(4) 出隅及び入隅の納まり</p> <p>(5) 他の仕上げ材との見切り等の納まり</p> <p>材料は、見本等と照合し、次の事項等を確認する。</p> <p>1. ビニル床シート、ビニル床タイル、ゴム床タイル、カーペット及び壁紙 品質、厚さ、接着剤の種別並びに品質、取付け用付属品並びに帯電性（カーペット）、ホルムアルデヒド放散量等及び防火・防炎性能</p> <p>2. 石こうボード、その他ボード及び合板 規格、種別、形状、寸法、ホルムアルデヒド放散量等</p> <p>3. フローリング J A S マークの確認、樹種の確認、板厚、表面材の厚さ、板幅、ホルムアルデヒド放散量等</p> <p>4. 畳 畳床（重量、針足）、畳表（J A S 規格）、緑、緑下紙、縫針、防虫処理</p> <p>5. 合成樹脂塗床 種別、品質、その他材料、ホルムアルデヒド放散量等</p> <p>6. 断熱材 種別、品質、厚さ</p>	標仕 19章 材料検査要領
施工		検査	<p>次の事項等について、随時検査する。</p> <p>下地（乾燥、平滑度）、目違い、隙間、浮き、色むら、たるみ、柄のずれ、表面仕上げ、仮敷き、転圧（床シート類）、設備機器との取合い、養生、施工時及び施工後の換気方法、安全管理</p>	標仕 19章

22. ユニット及びその他の工事

項 目	監 督 員 の 事 務		処 理 方 法	資 料
	報 告 ◎実施機関の長 ○担当主幹	受注者に対する措置		
施工計画書		承諾	<p>施工計画書は、必要に応じて提出を指示し、内容を検討する。</p> <p>なお、施工計画書の提出を指示する場合は、下記工事別記載の各事項等について検討する。</p> <p>1. ユニット工事等</p> <p>(1) 工程表（製作図の作成、製作、取付け、完了等の時期、必要に応じて室別・場所別の工程表の作成）</p> <p>(2) 製造所名及び施工業者名</p> <p>(3) 材質・性能（ホルムアルデヒド放散量及び防火・防炎性能）</p> <p>(4) 構成材料の仕様・品質</p> <p>(5) 接着剤の使用・品質（施工箇所別、ホルムアルデヒド放散量含む）</p> <p>(6) 工法（製造所の仕様、取付け方法、割付け、継目、見切り部分の納まり等）</p> <p>(7) 設備機器等の取合調整</p> <p>(8) 養生方法（製品及び材料の保管方法等）</p> <p>(9) 作業のフロー、管理の項目・水準・方法、品質管理体制・管理責任者、品質記録文書の書式とその管理方法等</p> <p>2. プレキャストコンクリート工事</p> <p>(1) 工程表（製作図の作成、製作、取付け、完了等の時期）</p> <p>(2) コンクリートの所要強度、材料及び調査</p> <p>(3) 鉄筋、鉄線、溶接金網の規格等</p> <p>(4) 型枠の材料及び組み方</p> <p>(5) 養生方法（コンクリート、製品）</p> <p>(6) 工事現場での取付け方法</p> <p>(7) 構造計算書その他</p> <p>(8) 作業のフロー、管理の項目・水準・方法、品質管理体制・管理責任者、品質記録文書の書式とその管理方法等</p> <p>3. 間知石及びコンクリート間知ブロック積み</p> <p>(1) 工程表（施工図の作成、材料検査等の時期）</p>	標 仕 20 章

22.ユニット及びその他の工事

項目	監督員の事務		処理方法	資料
	報告 ◎実施機関の長 ○担当主幹	受注者に対する措置		
見本		承諾	<p>(2) 施工業者名及び作業の管理組織</p> <p>(3) 仮設計画（遣方、運搬、揚重、保管、養生を含む）</p> <p>(4) 取付精度、目地、水抜き的位置、水抜きの材質、長さ及び径、土砂流出防止措置（宅地造成等規制法適用の場合は注意）</p> <p>(5) 1日の積上げ高さの限度（1.2m）</p> <p>(6) 施工方法</p> <p>(7) 検査方法及び合否の判定基準</p> <p>(8) 養生方法（コンクリート、製品）</p> <p>(9) 作業のフロー、管理の項目・水準・方法、品質管理体制・管理責任者、品質記録文書の書式とその管理方法等</p> <p>見本は、必要に応じて提出を指示し、設計図書等と照合する。</p>	
施工図		承諾	<p>施工図は、次の事項等を検討する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. スリーブの形状、寸法及び位置 2. ブラインド取付高さ、幅及びたけ 3. カーテンの取付たけ、幅及びひだ 4. 黒板の取付位置、寸法、取付枠及び他の仕上げとの納まり、各種黒板の線及び文字の記入 5. ちょうはり（遣方）、水抜きの位置、地盤面下の施工、間知石の工法、裏込め、形状寸法及び勾配 	標 仕 20 章
材料検査		検査	<p>使用材料の規格、種別、形状、寸法、品質及び性能等について、設計図書と照合し、損傷の有無等を確認する。</p> <p>なお、JIS 等において製品規格（品質・性能）が定められていない場合は、必要に応じて（一社）公共建築協会「建築材料・設備機材等品質性能評価事業」等における評価等を参考とする。</p>	標 仕 20 章 材料検査要領

22.ユニット及びその他の工事

項 目	監 督 員 の 事 務		処 理 方 法	資 料
	報告 ◎実施機関の長 ○担当主幹	受注者に対する措置		
施 工		<p>検査</p> <p>立会</p>	<p>施工は、次の事項等を確認する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. フリーアクセスフロア、可動間仕切、移動間仕切、トイレブースの工法（施工計画書に定められた工法であることを確認） 2. 階段滑り止めの取付け状況 3. 黒板の取付け状況 4. 非常用進入口等の表示の材質、寸法、設置位置の状況（関係法令に適合していることを確認） 5. カーテン、ブラインドの取付状況、作動状況、消防法で定める防災性能の表示 6. 煙突用成形ライニング材に係るスリーブに接する鉄筋のかぶり厚さ及び防火区画等の紙チューブの撤去 7. 取付け金物の取付け状況 8. 見え掛かりとなる部分のインサート類の調合ペイント又は錆止め塗料の塗布 9. 砂利敷きの締固め及び勾配 10. 間知石及びコンクリート間知ブロック積みの施工状況、コンクリートの養生方法（暑中及び寒中の養生方法、施工所付近での重機作業に伴う振動等のコンクリートへの影響及びその対応等） <p>敷地境界石標は、監督員を含め下記関係者の立会いを受けて、設置する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 敷地の財産管理部局の管理責任者 2. 隣地所有者 3. 道路管理者（道路隣接の場合） 4. 監督員 5. 当該工事受注者 	標 仕 20 章

23. 排水工事

項 目	監 督 員 の 事 務		処 理 方 法	資 料
	報告 ◎実施機関の長 ○担当主幹	受注者に対する措置		
施工計画書		承諾	<p>施工計画書は、次の事項等について検討する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 工程表（着工、完成、通水試験等の時期） 2. 使用材料の名称、規格、製造所名及び使用箇所 3. 排水管敷設の工法 4. コンクリートの調合及び打込み工法（寒中の施工及び養生方法を含む） 5. 掘削の工法及び建設発生土の処理方法 6. 官公署への届出文書名及び提出予定日 7. 建設発生土の処理方法、安全管理対策、公害対策 8. 作業のフロー、管理の項目・水準・方法、品質管理体制・管理責任者、品質記録文書の書式とその管理方法等 	標 仕 21 章
材 料 検 査		検査	<p>使用材料の規格、種別、形状、寸法等について、設計図書と照合し、損傷の有無等を確認する。</p>	標 仕 21 章 2 節 材料検査要領
施 工		検査	<p>施工は、次の事項等について確認する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 継手の位置、形状及び寸法 2. 柵と排水管の取合い 3. 管の据付け及び設置状態 4. 管きよの勾配 5. 給水管と排水管との間隔 6. 既設設備との取合い部の補修 7. 敷設長さ及びかぶり厚さ（出来形図により確認） 8. 埋戻しの状態 9. 施工完了後の通水試験 	標 仕 21 章

24. 舗装工事

項目	監督員の事務		処理方法	資料
	報告 ◎実施機関の長 ○担当主幹	受注者に対する措置		
施工計画書		承諾	<p>施工計画書は、次の事項等について検討する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 工程表（着工、完成、試験等の時期及び関連工事の期間） 2. 施工業者名及び作業の管理組織 3. 舗装の構造 4. 使用材料の品質・製造所名及び使用箇所 5. 配合計画書 6. 目地割り及び目地の構造 7. 路床の不良土及び障害物の処置 8. 建設発生土の処理方法 9. 締固めの方法、管理の方法 10. 舗設の工法 11. 養生の方法 12. 試験の要領（透水性試験実施の有無含む） 13. 作業のフロー、管理の項目・水準・方法、品質管理体制・管理責任者、品質記録文書の書式とその管理方法等 	標仕 22章
材 料		承諾	<p>材料は、次の事項を記載した書類を提出させ、設計図書と照合する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 路盤材料の種別、規格、修正CBR、PI 2. ストレートアスファルトの品質証明書 3. アスファルト乳剤（プライムコート、タックコート、シールコート）の規格 4. 加熱アスファルト混合物及び透水性アスファルト混合物の配合報告書又はアスファルト混合物事前審査認定証の写し 5. 顔料を使用した加熱アスファルト混合物の配合（試験練り）及び着色材料の品質証明書 6. インターロックブロックの品質証明書 7. コンクリートの配合計画書 8. コンクリート縁石及び側溝の規格、形状、寸法、強度等 	標仕 22章

24.舗装工事

項目	監督員の事務		処理方法	資料
	報告 ◎実施機関の長 ○担当主幹	受注者に対する措置		
材料検査		検査	材料は品質、規格、形状、寸法、強度等について確認する。	標仕 22章 材料検査要領
施工検査		検査	<p>施工は、必要に応じて次の事項等について確認する。</p> <p>路床の締固め状態、路盤材の敷均し及び締固め、混合物の敷均し及び締固め、路盤厚、舗装厚、舗装面積、勾配の確認</p>	
出来形		承諾	舗装面積及び縁石の延長等については、出来形図を提出させ確認する。	

25. 植栽及び屋上緑化工事

項 目	監 督 員 の 事 務		処 理 方 法	資 料
	報告 ◎実施機関の長 ○担当主幹	受注者に対する措置		
施工計画書		承諾	<p>施工計画書は、次の事項等について検討する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 工事概要 2. 計画工程表（工事別とし、必要に応じて樹種別、区域別の工程表） 3. 現場組織表 4. 安全管理 5. 主要資材（生産地、搬入元等。樹木にあつては、高さ、葉張り、幹廻り及び本数等） 6. 植栽地の確認（透水性及び土壌硬度） 7. 施工方法（主要機械、仮設、運搬、養生、支柱の種別等、工事用地等及び必要に応じて屋上緑化に係る風圧力・固定力計算書等を含む） 8. 作業のフロー、管理の項目・水準・方法、品質管理体制・管理責任者、品質記録文書の書式とその管理方法等 9. 緊急時の体制及び対応 10. 交通管理 11. 環境対策 12. 現場作業環境の整備 13. 再生資源の利用の促進と建設副産物の適正処理方法 14. 補償規程 	標 仕 23 章
材 料 検 査		検査	<p>材料は、次の事項等について設計図書と照合する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 樹木の種類、高さ、葉張り、幹廻り及び本数、根巻き及び幹巻きの状態、芝の種類、品質、標準寸法等 2. 植込み用土及び土壌改良材の種類、 3. 支柱の種別、寸法及び材料 4. 防水層保護層、耐根層、耐根層保護層、保水・排水層、透水層、土壌層の材質及び性能 	標 仕 23 章

25.植栽及び屋上緑化工事

項 目	監 督 員 の 事 務		処 理 方 法	資 料
	報 告 ◎実施機関の長 ○担当主幹	受注者に 対する措置		
施 工		<p>検査</p> <p>指示</p>	<p>施工は、植付けの状態、支柱の形態及び養生等について確認する。</p> <p>植え付け後、かん水が必要な場合は、水ばちを設けるよう指示する。</p>	標 仕 23 章

26. 改修工事

項 目	監 督 員 の 事 務		処 理 方 法	資 料
	報 告 ◎実施機関の長 ○担当主幹	受注者に対する措置		
一般共通事項		指示	<p>下記の記載事項以外は、新築の場合（1. 一般共通事項）に準じて処理する。</p> <p>1. 施工計画調査</p> <p>改修工事の施工計画立案のために必要となる施工計画調査を指示する。</p> <p>施工計画調査の項目は、一般に次の事項であるが、改修工法及び既存建物の使用状態によって異なるため、受注者に適切な調査を行わせる。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 作業可能時間、曜日、時期の確認 (2) 作業で使用できる範囲（駐車範囲含む） (3) 作業員が立ち入れる範囲 (4) 材料の保管場所、電源及び水道（工事用水）の使用可否 (5) 仮設物が設置可能な範囲又は指定された場所の確認 (6) 予想される工事の騒音、振動と許容限度、許容される時間帯 (7) 特に騒音、振動、排煙、排気、電磁波等を嫌う範囲、時間帯、精密機械器具 (8) 養生範囲及び養生方法 (9) 材料等の搬入の経路・方法、揚重方法 (10) 養生等で閉鎖可能な範囲の確認 (11) 家具等の移動 (12) 施工時の安全管理体制（火気禁止の例外、建物等の入退出者管理方法等含む） (13) 既存建物の躯体及び地中の配管、配線の確認 (14) 施工時に同時作業となる可能性のある建物使用者の業務、敷地内の催し等 (15) 施工不良箇所の調査と対応 (16) 施工時の周辺環境への配慮（騒音、振動、粉塵、臭気、物体の飛散等） (17) 施工時の美観への配慮（外部養生への配慮） (18) 建設副産物の保管場所、保管方法、処理方法等 	<p>改 仕 1 章</p> <p>改 仕 1 章 5 節</p> <p>” 1.3.5</p> <p>” 1.3.7</p> <p>” 1.3.8</p> <p>” 1.3.12</p> <p>契約約款 18 条</p>

26. 改修工事

項目	監督員の事務		処理方法	資料
	報告 ◎実施機関の長 ○担当主幹	受注者に対する措置		
防水改修工事		検査 報告 指示 承諾	<p>下記の記載事項以外は、新築の場合（1.一般共通事項、10. 防水工事）に準じて処理する。</p> <p>1. 施工計画書 施工調査を確実に行うとともに、現状と設計図書との相違があった場合は、具体的な改修方針を作成し、内容を検討する。 上記に基づき施工計画書を作成するよう指示する。 施工計画書は、10. 防水工事の記載によるほか、既存建築物の防水層、シーリング材充てん部、とい、笠木等の改修を行うことに留意し、それらの施工や撤去材等の荷下ろし方法について確認し、承諾する。</p>	改 仕 3 章
		承諾	<p>2. 施工一般 既存部分を撤去した結果、設計図書により施工することが適切でない場合及び設計図書との相違がある場合は、必要に応じて改修方針及び施工計画を変更し、承諾の後、施工するよう指示する。</p>	改 仕 3.2.3
		指示	<p>3. 既存保護層の撤去 既存防水層非撤去の場合は、既存防水層を損傷させないように注意して施工するよう指示するとともに、既存防水層を傷つけた場合や既存防水層の劣化の程度により撤去時に保護造に付着して損傷する場合をふまえ、雨養生に十分注意するよう指示する。</p>	改 仕 3.2.4
		指示	<p>4. 既存防水層の撤去 保護アスファルト防水工法の場合及び立上り防水層の末端部が押さえ金物で固定されている場合は、コンクリート下地を損傷させないように注意するよう指示する。 また、アスファルト防水層は、適当な大きさに裁断しながら下地を損傷させないように注意し、丁寧に撤去するよう指示する。 なお、アスファルト防水層撤去後の下地に残存しているアスファルト等は、丁寧に撤去する。</p>	改 仕 3.2.4

26. 改修工事

項目	監督員の事務		処理方法	資料
	報告 ◎実施機関の長 ○担当主幹	受注者に対する措置		
外壁改修工事		<p>検査 報告 指示 承諾</p> <p>承諾 指示</p>	<p>下記の記載事項以外は、新築の場合（1.一般 共通事項、12. タイル工事、16. 左官工事）に 準じて処理する。</p> <p>1. 施工計画書 施工調査を確実に行った後、施工計画書 を作成するよう指示する。 施工計画書については、外壁の種類とそ の構成、工事種別とその範囲によって、個別 に施工計画を検討して作成するよう指示す る。</p> <p>16. 左官工事等の記載によるほか、新営工 事と異なり、既存建築物の未改修既存部分 の外壁との仕上げの差にも留意するととも に、施工内容や撤去材等の荷下ろし方法に ついて確認し、承諾する。</p> <p>2. 施工一般 既存部分を撤去した結果、設計図書によ り施工することが適切でない場合及び設計 図書との相違がある場合は、必要に応じて 改修方針及び施工計画を変更し、承諾の後、 施工するよう指示する。 また、気象及び気温条件、周辺環境並びに 近接する未改修部分の他部材等により、結 果として材料の性能の確保や作業に支障を 生じる場合があるため、施工にあたり、これ らの作業及び養生に十分注意するよう指示 する。</p>	改 仕 4 章
建具改修工事		<p>指示 承諾</p>	<p>下記の記載事項以外は、新築の場合（1.一般 共通事項、17. 金属及び樹脂製建具工事）に準 じて処理する。</p> <p>1. 施工計画書 施工調査を確実に行った後、施工計画書 を作成するよう指示する。 また、外部に面する建具の作業工程が、原 則として、方立の撤去、建具枠の取付け及び ガラスのはめ込みまでを一日の作業として</p>	改 仕 5 章

26. 改修工事

項 目	監 督 員 の 事 務		処 理 方 法	資 料
	報告 ◎実施機関の長 ○担当主幹	受注者に対する措置		
内装改修工事		指示	<p>計画されていることを確認する。</p> <p>2. 施工一般 施工図の作成に先立ち、必要に応じて既存枠の各部の寸法を全数実測するよう指示する。</p> <p>下記の記載事項以外は、新築の場合（1.一般共通事項、21. 内装工事）に準じて処理する。</p> <p>1. 施工計画書 施工調査を確実にを行った後、施工計画書を作成するよう指示する。 施工計画書については、既存の壁等の撤去等に伴い生じる改修について、その範囲及び対象方法を明確にし、各内装改修に応じた施工計画を検討し作成するよう指示する。</p> <p>21. 内装工事の記載によるほか、新営工事と異なり、既存建築物の未改修既存部分との仕上げの差にも留意するとともに、施工内容や撤去材等の荷下ろし方法及び石綿、鉛等の有害物質を含む材料が使用されている場合の発生から処分までの処理計画について確認し、承諾する。</p>	改 仕 6 章
		指示 承諾	<p>2. 施工一般 既存部分を撤去した結果、設計図書により施工することが適切でない場合及び設計図書との相違がある場合は、必要に応じて改修方針及び施工計画を変更し、承諾の後、施工するよう指示する。 また、所要の仕上り状態を確保するため、既存部位を撤去したあとの下地補修は、十分に留意する。</p>	
塗装改修工事		指示 承諾	<p>下記の記載事項以外は、新築の場合（1.一般共通事項、20. 塗装工事）に準じて処理する。</p> <p>1. 施工計画書 施工調査を確実にを行った後、施工計画書を作成するよう指示する。</p>	改 仕 7 章

26. 改修工事

項 目	監 督 員 の 事 務		処 理 方 法	資 料
	報 告 ◎実施機関の長 ○担当主幹	受注者に対する措置		
耐震改修工事		指示 承諾	<p>施工計画書については、施工調査による既存塗膜の劣化状況等、塗装改修の範囲及び下地調整方法を明確にした施工計画を検討し作成するよう指示する。</p> <p>20. 塗装工事の記載によるほか、新営工事と異なり、既存建築物の未改修既存部分との仕上げの差にも留意し、改修範囲及び養生方法について確認し、承諾する。</p> <p>2. 施工一般</p> <p>既存塗膜を撤去した結果、設計図書により施工することが適切でない場合及び設計図書との相違がある場合は、必要に応じて改修方針及び施工計画を変更し、承諾の後、施工するよう指示する。</p> <p>下記の記載事項以外は、新築の場合（1.一般共通事項、5. 鉄筋工事、6. 型枠工事、7. コンクリート工事及び8. 鉄骨工事）に準じて処理する。</p> <p>1. 施工計画書</p> <p>施工調査を確実に行った後、施工計画書を作成するよう指示する。</p> <p>特に、あと施工アンカー工事部分の躯体埋設配管や鉄筋の位置については、十分に調査するよう指示する。</p> <p>施工計画書には、新築の場合に記述する内容のほか、あと施工アンカー工事、グラウト工事、連続繊維補強工事及びスリット新設工事等に係る下記内容をあわせて記載する。</p> <p>(1) 工程表（各工事の時期、検査の時期等）</p> <p>(2) 施工業者名、製造業者名及び作業の管理組織</p> <p>(3) 検査方法</p> <p>(4) 作業のフロー、管理の項目・水準・方法、品質管理体制・管理責任者、品質記録文書の書式とその管理方法等</p>	改 仕 8 章

26. 改修工事

項目	監督員の事務		処理方法	資料
	報告 ◎実施機関の長 ○担当主幹	受注者に対する措置		
環境配慮 (グリーン) 改修工事	○	指示	<p>2. 施工一般</p> <p>既存部分を撤去した結果、設計図書により施工することが適切でない場合及び設計図書との相違がある場合は、必要に応じて設計担当者等と協議し担当主幹に報告して、その指示を受ける。</p> <p>施工図の作成に先立ち、必要に応じて既存躯体の各部の寸法を実測するよう指示する。</p>	改 仕 8 章 12 節
		検査 指示 確認	<p>3. あと施工アンカー工事</p> <p>施工確認試験（引張試験）を行う場合は、確認強度まで、アンカーを引張り、強度を確認する。</p> <p>簡易な施工確認試験として打音検査を行う場合は、全数確認することとし、その結果を報告させる。</p>	
		承諾	<p>不合格となった場合は、原因の調査報告及び改善措置を提出させる。</p>	
		確認	<p>下記の記載事項以外は、新築の場合（1.一般共通事項）に準じて処理する。</p> <p>アスベスト含有建材（アスベスト重量が0.1%を超えて含有する建材）の処理工事は下記による。</p>	改 仕 9 章
			<p>1. 提出資料</p> <p>施工計画として、次の区分に応じて括弧内に記載した当該工事に相応した技術や資格等について、受注者から提出された証明資料等を確認する。</p> <p>(1) 専門工事業者（建設業法、労働安全衛生法及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律に係る資格及び「建築改修工事施工監理指針 9.1.2(2)(イ)」記載の技術）</p> <p>(2) 石綿作業主任者（石綿作業主任者技能講習修了者等）</p> <p>(3) 除去作業者（特別教育記録及び各種健康診断書）</p>	改 仕 9 章 1 節

26. 改修工事

項目	監督員の事務		処理方法	資料
	報告 ◎実施機関の長 ○担当主幹	受注者に対する措置		
環境配慮 (グリーン) 改修工事 (続)		承諾	<p>(4) 特別管理産業廃棄物管理責任者（当該管理責任者の資格）</p> <p>※(4)についてはアスベスト含有成形板の処理工事のみである場合を除く</p> <p>2. 施工計画書 施工計画書は、次の事項等について検討する。</p> <p>(1) 工事概要 (2) 計画工程表（必要に応じて区域別の工程表） (3) 管理組織（工事管理者、石綿作業主任者、特別管理産業廃棄物管理責任者等） (4) 安全衛生管理及び飛散防止対策 (5) 使用用具、機器類、材料及び調合 (6) 工事の流れ (7) 仮設計画（足場、養生） (8) 関係者以外の立入禁止等の表示位置及び表示内容 (9) 作業要領（作業計画図を含む） (10) 確認、検査方法 (11) 石綿廃棄物処理計画 (12) 添付書類（使用処理剤の説明、作業員名簿） (13) その他必要事項</p> <p>なお、既存部分を撤去した結果、設計図書により施工することが適切でない場合及び設計図書との相違がある場合は、必要に応じて改修方針及び施工計画を変更し、承諾の後、施工するよう指示する。</p> <p>3. 官公署その他への手続き等 一般建築工事の手続きの他、次の手続きについて指示・確認する。</p> <p>(1) 労働安全衛生法の工事計画届（労働基準監督署） (2) 石綿障害予防規則の作業届（労働基準監督署） (3) 大気汚染防止法の特定粉じん排出等作業実施届（都道府県知事）</p>	
		指示 確認		

26. 改修工事

項目	監督員の事務		処理方法	資料
	報告 ◎実施機関の長 ○担当主幹	受注者に対する措置		
環境配慮 (グリーン) 改修工事 (続)		指示 確認	<p>(4) その他、各自治体の条例等により義務付けられている届出 ※(1)から(3)まではアスベスト含有成形板の処理工事のみである場合を除く</p> <p>4. 施工記録報告書 施工記録報告書の提出を指示し、提出された当該報告書の内容を確認する。 施工記録報告所は次により作成する。ただし、承諾した施工計画書に記載された事項で変更がない事項は省略できる。</p> <p>(1) 施工計画書 (2) 工事記録及び工事写真 (3) 粉じん濃度測定結果 (4) 産業廃棄物処理記録 (5) 施工調査等記録 (6) 作業者の作業記録、特殊健康診断記録、労働安全衛生教育記録 (7) その他必要事項（試験計測機器の検定証明等）</p>	特別共仕 1. 1. 13

電 氣 設 備 工 事 編

1. 一般共通事項

項 目	監督員の事務		処 理 方 法	資 料
	報告 ◎実施機関の長 ○担当主幹	受注者に対する措置		
設計図書及び現場の納まり等に関する疑義への対応	○	協議 指示	<p>設計図書その他関係図書をよく確認し、十分に内容を検討し、不明確な事項は、設計者等に設計意図等を確認する。</p> <p>疑義内容（軽易なものを除く）については、速やかに、工事報告書により担当主幹に報告する。</p> <p>受注者との協議結果は、軽易なものを除き工事報告書にまとめ、設計図書と異なる部分がある場合は、概算差引金額等を記入し、担当主幹の承認又は指示を受ける。</p> <p>なお、契約内容の変更については、約款第18条から第25条の規程及び設計変更ガイドラインに基づき行うものとする。</p>	<p>標仕1編1.1.6</p> <p>〃 1.1.8</p> <p>監督要綱19条</p>
別契約の関連工事		指示	<p>関連工事の監督員等と、工程、取合い等について協議し、工事全体の円滑な進捗を図る。</p>	<p>契約約款18～25条</p> <p>埼玉県建築・設備工事設計変更ガイドライン</p>
工 程 表	○	確認	<p>契約締結後、「工程表」を提出させ、担当主幹に報告する。</p>	<p>標仕1編1.1.7</p> <p>契約約款2条</p>
請負代金額内訳書		確認	<p>契約締結後、「請負代金額内訳書」を提出させ、確認する。</p>	<p>契約約款3条</p>
施工体制台帳及び施工体系図		確認	<p>「施工体制台帳」及び「施工体系図」の写しを提出させ、確認する。</p> <p>変更が生じた場合は、その都度速やかに提出させ、同様の確認を行う。</p> <p>なお、以下の書類を添付させる。</p> <p>1. 建設業許可の許可証の写し（建設業許可が必要な場合）</p> <p>2. 下請け契約書及び契約約款の写し（必要により基本契約書等を添付）</p>	<p>建設業法22条</p> <p>〃 24条の7</p>

項 目	監督員の事務		処 理 方 法	資 料
	報告 ◎実施機関の長 ○担当主幹	受注者に対する措置		
火災保険等の 写し		確認	証券の写しを提出させ、保険の種類、期間等について特記仕様書と照合する。 請負代金額、工期等に変更が生じた場合は、保険加入条件変更後の証券の写しを提出させ、同様の確認を行う。	契約約款57条
現 場 代 理 人	○	確認	「現場代理人等通知書」及び「経歴書」を提出させ、確認し、担当主幹に報告する。	契約約款10条 監督要綱11条
	○	協議	現場への常駐を要しない期間を特記した場合は、当該期間に常駐を求めることのないようにする。また、特記にて常駐を要しない期間が確定していない場合は、契約締結後、受注者と協議し、結果を工事報告書にまとめ速やかに工事報告書により担当主幹に報告する。	
監理技術者等	○	確認	「現場代理人等通知書」及び「経歴書」を提出させ、確認し担当主幹に報告する。	契約約款10条 建設業法26条 監理技術者制度運用 マニュアル 監督要綱11条
	○	協議	現場への専任を要しない期間を特記した場合は、当該期間に専任を求めることのないようにする。また、特記にて専任を要しない期間が確定していない場合は、契約締結後、受注者と協議し、結果を工事報告書にまとめ速やかに工事報告書により担当主幹に報告する。	
		確認	建設業法で規定する工事に係る監理技術者は、監理技術者資格者証を有する者とし、その写し(表裏)及び監理技術者講習修了証の写しを添付させる。また、現場においても、必要に応じ資格者証及び監理技術者講習修了証の提示を求め施工体制を確認する。 1. 請負代金額が3,500万円以上(ただし、建築一式工事の場合は7,000万円以上)の場合は専任の主任技術者(監理技術者)が必要 2. 下請代金の額の総額の合計が4,000万円以上(ただし、建築一式工事の場合は6,000万円以上)の場合は監理技術者が必要	

1. 一般共通事項

項 目	監督員の事務		処 理 方 法	資 料
	報告 ◎実施機関の長 ○担当主幹	受注者に対する措置		
専門技術者	○	確認	<p>※ 特定建設工事共同企業体については、取扱い別途</p> <p>請負代金額が 3,500 万円以上（ただし、建築一式工事の場合は 7,000 万円以上）の場合は、建設業許可申請書添付書類の専任技術者証明書の写し等を添付させ、営業所の専任技術者と兼務をしていないかを確認する。</p> <p>専任の主任技術者又は監理技術者においては、直接的雇用かつ3ヶ月以上の恒常的な雇用関係を確認する。</p> <p>監理技術者等の専任が必要な工事の場合は、契約後速やかに専任確認を実施する。また、必要により、適宜、施工中専任確認を行う。</p> <p>その他、監理技術者制度の運用については、「監理技術者制度運用マニュアル」により確認する。</p> <p>専門技術者を置く場合は、「現場代理人等通知書」及び「経歴書」を提出させ、確認し担当主幹に報告する。</p> <p>なお、建設業法で規定する専門技術者は、附帯する他業種の工事を自ら施工する場合に必要となるため、当該業種の工事に関し主任技術者の資格を有する者とし、その写しを添付させる。</p>	<p>契約約款10条 建設業法26条の2</p>
工事現場への 標識の掲示		確認	<p>1. 建設業の許可票 公衆の見やすい場所に、下請負人を含むすべての建設業者の標識が掲げられているかを確認する。</p> <p>2. 施工体系図 施工体系図が、工事現場の関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲げられているかを確認する。</p> <p>3. 労災保険関係成立票 労災保険に係る保険関係成立の年月日及び労働保険番号を見やすい場所に掲示しているかを確認する。</p>	<p>建設業法40条 建設業法施行規則 25条</p> <p>建設業法24条の7</p> <p>労働者災害補償保険法施行規則 49条</p>

項 目	監督員の事務		処 理 方 法	資 料
	報告 ◎実施機関の長 ○担当主幹	受注者に対する措置		
電気工作物の 工事に関する 保安	○	指示 承諾	電気保安技術者について、総合施工計画書に記入させるとともに、その資格を証明する資料を添付させる。	標仕1編1.3.2
工事用電力設備の保安		指示 確認	工事用電力設備の保安責任者について、総合施工計画書に記入させる。	
発生材の処理	○	確認	<p>1. 再資源化を図ると指定されたものは、次の事項について明記した報告書を提出させ、内容を確認する。</p> <p>(1) 発生材の種類、数量</p> <p>(2) 収集運搬業者名及び許可証の写し</p> <p>(3) 再資源化処理施設等の名称及び許可証の写し</p> <p>(4) 施設に搬入した証明書等の写し</p> <p>(5) 解体工事業者の登録証の写し</p> <p>(6) 解体工事の技術管理者選任届</p> <p>2. 1以外のものは、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」、「資源の有効な利用の促進に関する法律」、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「特定家庭用機器再商品化法」、「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」、その他関係法令に基づくところによるほか、「彩の国建設リサイクル実施指針」、「建設副産物適正処理推進要綱」に従い適切に処理させ、その内容を報告させる。</p>	建設リサイクル実施指針
臨機の処置	◎	指示	災害、公害又は事故が発生した場合は、「埼玉県建築工事に伴う災害、公害及び事故防止対策要領」に基づき処理する。	標仕1編1.3.7 契約約款27条 事故防止要領

1. 一般共通事項

項 目	監督員の事務		処 理 方 法	資 料
	報告 ◎実施機関の長 ○担当主幹	受注者に対する措置		
実 施 工 程 表		承諾	<p>実施工程表は、次の事項等について確認する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 工程の順序 2. 建築工事、機械設備工事その他の工事工程の把握と調整 3. 仮設準備期間 4. 官公署等への届出書類提出時期 5. 施工計画書、製作図及び施工図の作成並びに承諾の時期 6. 主要機器の製作期間並びに現場搬入時期 7. 接地極埋設時期 8. アンテナ設置位置の電界強度測定時期 9. 配管、配線、機器取付け等の施工の取合い及び部分の完了の時期 10. 電力、電話等の引込み配線施工時期及び期間 11. 電話機取付位置確認時期 12. 検査及び施工の立会い時期 13. 試験の時期及び期間 14. 受電の時期 15. 試験運転調整及び跡片付け期間 16. 気候（雨、風、雪、気温等）、風土、慣習等の影響 17. 1～16の各項目に対する余裕 	標仕1編1.2.1
週間又は月間 工程表等		指示	<p>週間又は月間工程表、工種別工程表は、次のような場合、必要に応じて提出させる。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 施工上の調整及び確認のために必要な場合（機器の製作、搬入等） 2. 関連工事の受注者に必要な場合（天井隠ぺい配管等） 	標仕1編1.2.1 1
施 工 計 画 書		指示	<p>施工計画書（施工計画図及び試験計画書を含む。）は、次のものについて期限を定め提出させ、設計図書、実施工程表等と照合して総合的に内容を把握し、それぞれに応じた処理を行う。（関連工事の監督員との協議等も含む。）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 総合施工計画書 	標仕1編1.2.2 材料検査要領 契約約款1条3項

項 目	監督員の事務		処 理 方 法	資 料
	報告 ◎実施機関の長 ○担当主幹	受注者に対する措置		
施工計画書 (続)		確認	<p>2. 工種別施工計画書</p> <p>ただし、施工計画図書作成の必要性の少ないものは、省略させてもよい。</p> <p>1. 総合施工計画書</p> <p>総合施工計画書の記載事項の標準は以下のとおりとし、工事内容により記載の必要性の少ないものは省略してもよい。契約額が500万円未満の場合は必要な事項のみの記載でよいものとする。</p> <p>なお、設計図書で特に指定された事項については承諾を要する。</p> <p>(1) 施工体制と安全管理</p> <p>ア 現場施工体制（現場職員構成、工種別責任者、電気保安技術者）</p> <p>イ 現場安全・衛生管理体制（統括安全衛生責任者、安全衛生責任者、元方安全衛生管理者、電力保安責任者、特定元方事業者※等）※発注者が指名</p> <p>ウ 災害防止協議会の設置及び運営</p> <p>エ 日常安全管理（店社パトロール、安全教育、訓練、安全巡視、TBM、KY等）</p> <p>(2) 現場仮設計画（配置図）</p> <p>ア 敷地周囲の仮囲い（出入口）</p> <p>イ 各仮設物の概略配置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・受注者事務所、材料置場等 ・施設使用者行動範囲との分離措置 ・人、材料、機器搬入の動線 ・別契約者に対する余地の確保 ・危険物置場の規模及び位置 <p>(3) 災害、公害及び事故防止への配慮</p> <p>(4) 出入口の交通安全対策</p> <p>ア 関係者以外の立入禁止</p> <p>イ 出入口の交通安全</p> <p>(5) 危険箇所の点検方法</p> <p>(6) 緊急時の連絡方法（掲示）</p> <p>(7) 火災予防（消火器、すいがら入れ等）</p>	<p>労働安全衛生法 15条、15条の2、 16条</p> <p>〃 30条</p> <p>事故防止要領</p>

項 目	監督員の事務		処 理 方 法	資 料
	報告 ◎実施機関の長 ○担当主幹	受注者に対する措置		
施 工 計 画 書 (続)	○		<ul style="list-style-type: none"> ・資格者証の写し ・機材等の保管場所 ケ 総合調整計画 <ul style="list-style-type: none"> ・試運転調整組織 ・試運転調整工程表 ・手順及び安全対策 ・試運転調整チェックリスト(項目、事前作業等) コ 建設副産物処理計画 <ul style="list-style-type: none"> ・再生資源利用[促進]計画書 ・産業廃棄物収集・運搬委託契約書の写し ・産業廃棄物処理委託契約書の写し ・処理業者等の許可証の写し ・産業廃棄物収集運搬車一覧表 ・積換、保管施設、中間処理施設、最終処分場までのフロー及び運搬経路地図 (2) 試験等で、特に必要なものについては「試験計画書」を別途提出させ、担当主幹に報告し指示をうける。 (3) 工種別施工計画書を作成する工種は、次の項目によるほか、監督員が必要と認める工事とする。 <ul style="list-style-type: none"> ・配管工事・配線工事 ・電力設備工事・受変電設備工事 ・電力貯蔵設備工事・発電設備工事 ・通信・情報設備工事 ・中央監視制御設備工事 ・昇降機設備工事 (4) 施工に必要な資格者の資格者証の写しの添付を確認する。(第一種・第二種電気工事士、溶接工、消防設備士等。)	標仕1編1.3.9 改仕1編1.9.1 標仕1編1.4.5 材料検査要領 監督要綱22条

1. 一般共通事項

項 目	監督員の事務		処 理 方 法	資 料
	報告 ◎実施機関の長 ○担当主幹	受注者に対する措置		
敷地の状況確認		指示	<p>施工に先立ち、受注者に敷地の状況を確認させるために次の事項等の調査を指示する。</p> <p>1. 境界 敷地境界について不明確な点は、必要に応じて関係者の立会いを受けて、明確にし、記録する。</p> <p>2. 既設物件 建築物及び工作物又は地下に埋設されたガス管、電線、電話ケーブル、給排水管等を設計図書により確認するとともに、関係機関の協力を求め、設計図書に示されたもの以外に埋設物がないか確認する。</p> <p>3. 近隣対策 騒音及び振動等について、事前に適切な処置を検討しておく。特に近隣に影響を及ぼすおそれのある工事を行う場合は、近隣建物、工作物等に振動によるき裂、はく落、沈下等の事故が生じた場合の現状確認の資料とするため、関係者の立会いを求め写真等により現状を記録しておく。</p> <p>4. 敷地周辺の状況 敷地周辺の交通量、交通規制、仮設配管等を考慮し、建設機械、資材等の搬出入口の位置を確認する。</p>	建設工事に伴う騒音振動対策技術指針
施工図等		承諾	<p>施工図等は、期限を定めて作成させ、設計図書と照合し、技術的、法的検討をするとともに、関連工事の取合い及び維持管理性等の検討を行う。</p> <p>1. 施工図の種類（例）</p> <p>(1) 装柱図</p> <p>(2) 屋外配管配線図</p> <p>(3) ハンドホール詳細図</p> <p>(4) 各階配管配線図（平面, 立面, 詳細図）</p> <p>(5) 変電室、機械室の詳細図</p> <p>(6) アンテナ及び避雷針取付詳細図</p> <p>(7) スリーブ・インサート図（穴明け、スリーブ、</p>	標仕1編1.2.3

項 目	監督員の事務		処 理 方 法	資 料
	報告 ◎実施機関の長 ○担当主幹	受注者に対する措置		
製 作 図		指示	<p>支持金物用インサートの位置や大きさの詳細図)</p> <p>(8) 機器類の基礎図、架台図</p> <p>(9) その他監督員が必要と認め、指示するもの</p> <p>2. 総合図（プロット図） 関連工事との取合い（寸法的な納まり、技術上の関連）を検討するため、必要に応じて総合図（プロット図）の作成を指示する。</p> <p>3. バリアフリー及びユニバーサルデザイン すべての施設利用者が円滑かつ快適に利用できるよう配慮されているか確認する。</p>	<p>高齢者、障害者等の移動等の円滑化に関する法律</p>
		承諾	<p>製作図、製作仕様書等は、期限を定め作成させ、設計図書と照合し、設計図書と相違する箇所は明示するよう指示する。</p> <p>1. 機器仕様等の照合 使用目的に合った機種であること。 機器仕様は設計図書及び仕様書に記載されている事項と間違いや落ちのないように確認し、性能については、同一条件による試験値であること。また、数量や附属品等についても確認する。 機器重量（運転時）に基礎重量を加えた荷重で床の強度についても確認する。</p> <p>2. 大型機器類の搬入路及び方法 キュービクル、発電機、中央監視等装置を所定位置まで搬入するにあたり、搬入路の広さが、コロ、チェーンブロック、クレーン車等で作業する場合に十分であるかどうか、場合によっては分解搬入を検討する。</p> <p>3. 電源の種類及び保護回路 電源の相、電圧、電流、起動方式接続位置、各機器の発停順によるインターロック回路及び過負荷、異常等の保護回路、必要な警報回路を確認する。</p> <p>4. 耐震計算方法が「官庁施設の総合耐震・対津</p>	<p>標仕1編1.2.3 " 1.4.2 官庁施設の総合耐震計画基準及び同解説 高齢者、障害者等の移動等の円滑化に関する法律</p>

1. 一般共通事項

項 目	監督員の事務		処 理 方 法	資 料
	報告 ◎実施機関の長 ○担当主幹	受注者に対する措置		
見 本 等	◎	承諾	<p>波計画基準」に適合しているか。</p> <p>5. バリアフリー及びユニバーサルデザインに配慮されているかを確認する。</p> <p>見本は、必要と認めるものについて期限を定め提出させ、設計図書と照合し、承諾後製作させる。</p>	標仕1編1.4.2
色等の指示		指示	<p>見本等に基づき関係担当者と調整し、速やかに受注者に指示する。</p> <p>なお、主要な材料及び基調色については、担当主幹の承認を受ける。</p>	標仕1編1.4.2
機材の搬入		確認	<p>受注者から監督員への報告は、材料検査請求書の提出をもって行う。</p>	標仕1編1.4.3
機材の検査等 (材料検査)		検査 承諾	<p>機材は、見本、設計図書等に基づき、あらかじめ以下の事項について検討し、機材ごとにその検査実施方法を決定し、材料検査請求書を提出させ検査を行う。</p> <p>1. 検査方法 抽出検査(対象となるロットの数量と抽出数量)又は全数検査</p> <p>2. 検査項目 (1) 数量、寸法、重量、外観、仕上の程度、性能・機能、構造、材質、J I S、J A S等の規格マーク、品質証明書、指定製造所のマーク等。 (2) その他検査の省略、検査の立会の省略等にあつては「埼玉県材料検査実施要領(電気設備工事編)」による。</p>	標仕1編1.4.4 監督要綱18条 契約約款13条 材料検査要領
機材の検査に伴う試験	○	立会等	<p>設計図書に定められた場合又は設計図書に定められた条件に適合することが証明できない場合に、試験成績書を提示させ、設計図書に定められた性能を満たしていることを確認する。</p> <p>工場等で行う機材の試験を完了したときは、</p>	標仕1編1.4.5 材料検査要領 材料検査要領10条

項 目	監督員の事務		処 理 方 法	資 料
	報告 ◎実施機関の長 ○担当主幹	受注者に対する措置		
一工程の施工の確認及び報告		確認	その結果を復命書に工事現場連絡票を添付し、速やかに担当主幹に報告する。 工種別施工計画書の品質計画に基づき、一工程の完了毎に受注者の自主検査結果の報告を受ける。報告は、品質管理に責任を有する者とし、監督員が承諾した者（一般的に主任技術者又は監理技術者）から受ける。	標仕1編1.5.2
施工の検査等		検査	施工状況を設計図書と照合するとともに施工計画書に基づいた施工管理がなされていることを検査、確認する。 1. 設計図書に定められた場合及び一工程の完了毎に行う受注者の自主検査結果の報告を受けた場合に行う。ただし、施工後では検査、確認が困難なものにあつては作業以前又は作業中に検査、確認を行う。 2. 検査は立会検査を原則とし、やむを得ず立会い検査ができない場合には、受注者に、施工を適切に行ったことを証明する記録（写真、試験成績書等）を提出させ、施工内容の確認を行う。	標仕1編1.5.3
施工の検査に伴う試験		立会等	試験は、次の場合に行う。 1. 設計図書に定められた場合。 2. 試験によらなければ、設計図書に定められた条件に適合することが証明できない場合。	標仕1編1.5.4
施工の立会い等		立会	工事が設計図書に基づき施工されているか必要に応じて確認する。適切な時期に行うため、早めに受注者と日程調整を行う。 なお、立会いは抽出立会いとすることができる。	標仕1編1.5.5
工事の記録	○	確認	工事の経過に伴い、以下の文書等を整理する。 1. 工事報告書 工事の経過に伴う仕様の変更又は不測の発生事項のうち、重要な事項について、その経過、	監督要綱12、22、23、24、26、27、31、32条

1. 一般共通事項

項 目	監督員の事務		処 理 方 法	資 料
	報告 ◎実施機関の長 ○担当主幹	受注者に対する措置		
	○	協議 指示 承諾	<p>原因、対策を記録、報告し担当主幹の指示を受ける。</p> <p>2. 工事現場連絡票（工事現場打合せ記録） 協議、指示、承諾に関する事項及び監督員検査の結果等について、詳細に記録する。</p> <p>3. 工事写真 「埼玉県建築工事写真作成要領」及び「埼玉県電子納品運用ガイドライン」により撮影されていることを確認する。</p>	<p>監督要綱12条</p> <p>工事写真要領 電子納品要領</p>
	○	指示 指示 指示 確認	<p>4. 見本品及び試験成績書 施工を適切に実施したことを証明するために必要なものを提出させる。</p> <p>5. 工事進捗状況報告書 監督要綱に基づき、必要に応じて毎月末に作成し、担当主幹に報告する。</p> <p>6. 品質管理（社内検査）に係る記録</p> <p>7. 建設副産物の適正処理に係る記録 工事が完成したときは、次のものにより適正に処理されていることを確認する。</p> <p>(1) 再生資源利用 [促進] 実施書</p> <p>(2) 産業廃棄物管理票（マニフェスト）又は電子マニフェストのA票、B 2票、D票、E票</p> <p>(3) 産業廃棄物収集運搬車の確認写真</p> <p>(4) 中間処理場又は最終処分場に関する現地写真</p> <p>8. 安全活動に係る記録</p> <p>(1) 災害防止協議会等</p> <p>(2) 店社パトロール</p> <p>(3) 安全教育、訓練等</p> <p>(4) 安全巡視、TBM、KY 等</p> <p>(5) 新規入場者教育</p> <p>9. 仮設備点検等に係る記録</p> <p>(1) 過積載防止対策</p> <p>(2) 機械・車両等点検整備</p> <p>(3) 重機操作時安全点検記録</p> <p>(4) 山留め、足場等の点検及び管理記録</p>	<p>監督要綱12条</p>

項 目	監督員の事務		処 理 方 法	資 料
	報告 ◎実施機関の長 ○担当主幹	受注者に対する措置		
完 成 図 等	○	指示	<p>10. 排出ガス対策型及び低騒音・低振動型建設機械の使用に係る記録</p> <p>工事が完成したときは、設計図書に基づき、次のものを提出させる。</p> <p>なお、完成写真は、必要に応じ実施機関のに報告する。</p> <p>1. 完成図等</p> <p>(1) 完成図面</p> <p>(2) CADデータ等</p> <p>「埼玉県電子納品運用ガイドライン」又は「埼玉県建築工事図面情報電子化媒体作成要領」により作成させる。</p> <p>(3) 完成写真</p> <p>「埼玉県建築工事写真作成要領」及び「埼玉県電子納品運用ガイドライン」により作成させる。</p> <p>2. 保全に関する資料</p> <p>(1) 機器取扱い及び保守に関する説明書</p> <p>(2) 主要機器製造者一覧</p> <p>主要な材料、機器名、製造者名、形式、型番、連絡先等を記載したもの。</p> <p>(3) 官公署届出書類</p> <p>(4) その他</p> <p>3. 試験成績書</p> <p>機器類試験成績書、総合調整試験成績書、試運転記録及び機器の保証書を含む。</p> <p>4. 保守工具、備品、その他</p> <p>鍵、保守工具及び備品、補修用予備品、附属品等に目録を添えて提出させる。</p>	<p>標仕1編1.7.1 ～1.7.3</p> <p>工事写真要領 電子納品要領</p>
電 子 納 品		協議 指示	<p>「埼玉県電子納品運用ガイドライン」により「建築・設備工事着手時チェックシート」の項目に沿って着手時に協議を行う。</p> <p>工事が完成したときは、「埼玉県電子納品運用ガイドライン」に基づき、次のものを提出させる。</p>	電子納品要領

1. 一般共通事項

項 目	監督員の事務		処 理 方 法	資 料
	報告 ◎実施機関の長 ○担当主幹	受注者に対する措置		
		確認	<p>1. 電子成果品（CD-R・DVD-R）</p> <p>2. 電子媒体納品書</p> <p>電子成果品の内容確認は、「建築・設備工事完了時チェックシート」の項目に沿って、電子媒体の内容について確認する。</p>	

2-1. 電力設備工事（配管工事）

項 目	監督員の事務		処 理 方 法	資 料
	報告 ◎実施機関の長 ○担当主幹	受注者に対する措置		
施工計画書		承諾	<p>以下の事項等について、設計図書等と照合し検討する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. コンクリート埋設配管 <ol style="list-style-type: none"> (1) 管相互の接続方法 (2) 管とボックス類の接続方法 (3) 鉄筋等への結束方法及びその間隔 (4) 管相互及び管と型枠との間隔 (5) 平面打継ぎ部分の養生方法等 (6) ボンディングの要否、種類及び方法 2. 天井内等隠ぺい配管及び露出配管 <ol style="list-style-type: none"> (1) 支持金物の種類及び支持方法 (2) 支持間隔 (3) 防火区画貫通部の処理方法 (4) 外壁貫通部の防水処理方法 (5) 塗装の要否、種別、方法、色別等 (6) ボンディングの要否、種類及び方法 	
施工図		承諾	<p>以下の事項等について、設計図書等と照合し検討する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 関連工事との取合い <ol style="list-style-type: none"> (1) 建築構造体の配筋及び厚さと構造体に埋込む配管及びボックス類との納まり (2) 天井、壁、床等の仕上げ材料及び仕上げ厚の検討 2. 配管図 <ol style="list-style-type: none"> (1) 電灯、動力、電話等の引込み及び支持用ボルト等の位置 (2) 取引用電力量計及び電話用保安器の取付位置 (3) 盤類の位置、寸法及び取付方法 (4) 幹線配管の耐震処置 (5) 分電盤及び端子盤等の仮枠又は壁補強 (6) はり貫通管のスリーブの寸法、位置、材質及びはりの補強 (7) 天井内有効寸法での電気及び給排水配管とダクト、照明器具等との納まり具合 	

2-1. 電力設備工事（配管工事）

項 目	監督員の事務		処 理 方 法	資 料
	報告 ◎実施機関の長 ○担当主幹	受注者に対する措置		
機 材 検 査		検査承諾	<p>(8) 天井取付け位置ボックス（照明器具、スピーカ、感知器等）、壁取付ボックス（スイッチ、コンセント等）及び床取付ボックス（コンセント、電話等）の種類、位置及び取付方法</p> <p>(9) 防火区画貫通及びエキスパンションジョイント部の工法</p> <p>(10) 変電室及び機械室で各種機器、配管及びダクト等が重複する場合の、保守管理スペース及び機材交換用の主通路の確保</p> <p>(11) 多くの配管を固定する場合の固定方法及び位置</p> <p>(12) 横走り等で長くなる配管にプルボックスを使用</p> <p>(13) ボックス等の設置箇所（備品等との取合い）</p> <p>(14) 金属ダクト及びケーブルラック配線の位置、寸法、支持間隔、支持方法、点検方法及び関連工事との取合い</p> <p>以下の事項等について検査する。</p> <p>1. 電線管及び附属品</p> <p>(1) 寸法、構造、外観（凹み、き裂等）、製造所</p> <p>(2) J I Sマークの有無（J I S規格品）</p> <p>2. プルボックス</p> <p>(1) 寸法、構造、塗装、外観</p> <p>(2) 防水性（屋外で使用されるもの）</p> <p>(3) 補強（大型のもの）</p> <p>(4) セパレータがあるものの構造及び取付状態</p> <p>3. ケーブルラック</p> <p>寸法、構造、塗装、外観、強度等</p> <p>4. バスダクト</p> <p>寸法、構造、鉄板の厚さ、外観等の検査及び、配線検査及び電氣的動作、絶縁抵抗、商用周波数耐電圧等の試験を行う。</p>	<p>標仕 2 編1.19..1</p> <p>標仕 2 編1.19..1</p> <p>JIS C 8364</p>

2-1. 電力設備工事 (配管工事)

項目	監督員の事務		処 理 方 法	資 料
	報告 ◎実施機関の長 ○担当主幹	受注者に対する措置		
施 工		検査	<p>次の事項等について、施工図、設計図書等と照合し検査する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 水管、ガス管等との離隔 弱電流電線、水管、ガス管等と接触しないように施設する。 2. 木造造営物におけるメタルラス張りとの絶縁 メタルラス張り等を貫通する場合は、金属管、金属製可とう電線管、金属ダクト、バスダクト又はケーブルに、絶縁管（合成樹脂管等）をはめ、電氣的に接続しないように施設する。 3. 防火区画の貫通 金属管と壁との隙間に、モルタル等の不燃材料を充てんする。 4. 管路の外壁貫通 構造体を貫通し、直接屋外に通じる管路は、屋内に水が浸入しないよう防水処置を施す。 5. 塗装 <ol style="list-style-type: none"> (1) 設計図書に指定された場所及び塗装を必要とする部分は塗装を行う。 (2) めっき又は塗膜のはがれた箇所は、補修を行う。 6. プルボックスの取付け <ol style="list-style-type: none"> (1) 取付箇所及び支持方法 (2) 点検できるよう、ふたの位置と点検口の位置 (3) 配管との接続部はロックナットやブッシングを使用し締付けを十分に行う。 7. インサート、アンカーボルト等 <ol style="list-style-type: none"> (1) 照明器具等の取付位置 (2) 幹線経路、プルボックス等の取付位置 (3) 機器設備用ダクト等との取合い 8. 仮枠、スリーブ等 <ol style="list-style-type: none"> (1) 盤類の仮枠、貫通用スリーブの寸法及び開口部補強の要否（貫通口径 150 mm以上）を確認する。 (2) 床版、はり、壁等の貫通位置及び寸法 	<p>標仕 2 編 2. 1. 5</p> <p>標仕 2 編 2. 1. 9</p> <p>標仕 2 編 2. 1. 10</p> <p>標仕 2 編 2. 1. 12</p> <p>標仕 1 編 2. 7. 1</p> <p>標仕 2 編 2. 2. 8</p> <p>” 2. 3. 8</p> <p>” 2. 4. 8</p> <p>標仕 1 編 2. 10. 1</p> <p>標仕 1 編 2. 9. 1</p>

2-1. 電力設備工事 (配管工事)

項目	監督員の事務		処 理 方 法	資 料
	報告 ◎実施機関の長 ○担当主幹	受注者に対する措置		
施 工 (続)			<p>(3) 紙チューブを用いる場合は外径200mm以下とし、型枠取外し後に取除く。</p> <p>9. 金属管及び合成樹脂管 (PF管、CD管、硬質ビニル管)</p> <p>(1) 管の敷設</p> <p>ア 配管の太さ及び本数を施工図により確認する。</p> <p>イ 金属管及び硬質ビニル管の切り口は、リーマ等により平滑にする。</p> <p>ウ 管の曲げ半径、1区間の屈曲箇所数及び曲げ角度の計に注意する。</p> <p>エ 管の支持は、サドル、ハンガ等を使用し、管の配列、支持箇所、支持方法、支持間隔、支持金物の寸法、強度に注意する。</p> <p>オ コンクリート埋込み時に管が移動しないよう鉄筋等に結束する。 なお、PF管及びCD管については、1m以下の間隔で鉄筋に結束する。</p> <p>カ 露出配管の場合、管を支持する金物は鋼製とし、管数、管の配列及びこれを支持する箇所の状況に適合するものとし、スラブ等の構造体に取り付ける。</p> <p>キ スラブ厚の4分の1を超える外径の配管 (電線管の呼びが(31)を超えるもの) は、埋込みを避ける。</p> <p>ク PF管及びCD管の床からの立上りは、コンクリート埋込み時に破損することがあるため十分な養生を行う。</p> <p>(2) 管の接続</p> <p>ア 金属管の接続は、カップリング又はロックナット等により突合せ及び締付けを十分に行う。</p> <p>イ PF管又はCD管と金属管等の異種管との接続は、ボックス又は適合するカップリングにより接続する。</p> <p>ウ 合成樹脂管 (硬質ビニル管) の接続は、</p>	<p>標仕2編2.2.3 ～2.2.7</p> <p>標仕2編2.3.3 ～2.3.7</p> <p>標仕2編2.4.3 ～2.4.7</p>

2-1. 電力設備工事 (配管工事)

項目	監督員の事務		処 理 方 法	資 料
	報告 ◎実施機関の長 ○担当主幹	受注者に対する措置		
施 工 (続)			<p>TSカップリングを接着剤により接続する。</p> <p>エ 湿気が多い場所等に施設する配管の接続部は、防湿又は防水処理を施す。</p> <p>(3) 位置ボックス及びジョイントボックスの敷設</p> <p>ア 管径と本数に対する使用区分の確認</p> <p>イ 取付位置及び高さの確認</p> <p>ウ コンクリート打放しの仕上げ箇所に取り付ける塗代カバーの選定及び付け忘れの確認</p> <p>(4) 配管の養生及び清掃</p> <p>ア 管は、水気等が侵入しないよう管端にパイプキャップ、キャップ付ブッシング等を用いて養生する。</p> <p>イ 管及びボックス内は、配管完了後清掃する。また、コンクリート内に埋設した場合は、型枠取外し後、速やかに管路の清掃及び導通確認を行う。</p> <p>10. 金属製可とう電線管の敷設</p> <p>(1) 配管の太さ及び本数を施工図により確認する。</p> <p>(2) 管の支持は、サドル、ハンガ等を使用し、取付間隔は1 m以下とする。また、管相互及び管とボックス等の接続点及び管端から0.3 m以下の箇所で固定する。</p> <p>11. ライティングダクト、金属ダクト、バスダクトの敷設</p> <p>(1) ダクト及び支持金物は、つりボルト等により、堅固に取り付ける。</p> <p>(2) 接続部は、じんあい、水気等が侵入しないよう突合せを完全に行う。</p> <p>(3) 造営材（壁、床、天井等）を貫通する箇所での接続はしない。</p> <p>(4) ダクト相互、ダクトと配分電盤、プルボックス等との間は電氣的に接続する。</p> <p>12. 金属線ぴの敷設</p> <p>(1) 線ぴの取付けは、支持箇所及び支持間隔に</p>	<p>標仕2編2.5.2</p> <p>” 2.5.3</p> <p>標仕2編2.6.1</p> <p>” 2.6.2</p> <p>” 2.7.2</p> <p>” 2.7.3</p> <p>” 2.9.1</p> <p>～2.9.3</p> <p>標仕2編2.8.2</p> <p>～2.8.4</p>

2-1. 電力設備工事 (配管工事)

項目	監督員の事務		処 理 方 法	資 料
	報告 ◎実施機関の長 ○担当主幹	受注者に対する措置		
施 工 (続)			<p>注意する。</p> <p>(2) 線ぴの切り口は、バリ等を除去し平滑にする。</p> <p>13. ボンド (接地)</p> <p>配管及びボックス類のボンディングを必要とする箇所は次の事項を検査する。</p> <p>(1) 接地を施す金属管と盤類、プルボックス等との間のボンディング</p> <p>(2) ボンド線の太さ及び長さ</p> <p>(3) ボンド線の取付け方法</p>	標仕 2 編13節

2-2. 電力設備工事（配線工事）

項目	監督員の事務		処 理 方 法	資 料
	報告 ◎実施機関の長 ○担当主幹	受注者に対する措置		
施工計画書		承諾	次の事項等について、設計図書等と照合し検討する。 1. 電線種類、規格及び色別 2. 心線相互の接続方法（圧着スリーブの規格及び種別） 3. 接続部分の絶縁処理方法（テープ巻、合成樹脂モールド等） 4. 耐火電線等の接続及びその耐火処理方法等	
施工図		承諾	垂直配線、ケーブルラック配線等の電線類の支持等について設計図書等と照合し検討する。	
機材検査		検査	寸法、構造、外観、製造所及びJ I S等規格品についてはマークの有無について検査する。	
施工		検査	以下の事項等について、施工図、設計図書等と照合し検査する。 1. 電線の接続 (1) 端末処理方法 (2) 電線相互の接続方法 (3) 耐火ケーブル及び耐熱ケーブルは、認定を受けた材料及び工法 (4) 光ファイバーケーブル及びフラットケーブルの接続 (5) 防湿、防爆処理方法 (6) 異なる配線の接続 2. 電線と機器端子の接続 (1) 接続点に張力が加わらないよう接続する。 (2) 緩むおそれのある場合は、二重ナット又はばね座金等を使用する。 3. 電線相互及び水管、ガス管等との離隔 (1) 低圧屋内配線 弱電流電線等、水管、ガス管等と接触しないよう施設する。 (2) 高圧屋内配線 ア 他の屋内配線、ガス管等と接近、交差す	標仕2編2.1.1 " 2.1.4 標仕2編2.1.2 標仕2編2.1.5 ~2.1.7

2-2. 電力設備工事 (配線工事)

項目	監督員の事務		処 理 方 法	資 料
	報告 ◎実施機関の長 ○担当主幹	受注者に対する措置		
施 工 (続)			<p>る場合の離隔 (0.15m以上)</p> <p>イ 耐火性のある管に収める場合や、耐火性隔壁を設置する場合の施設方法</p> <p>(3) 地中配線 低圧地中ケーブル、高圧地中ケーブル、特別高圧地中ケーブルが相互に接近又は交差する場合は、接触しないよう施設する。(ケーブル相互間は0.3m以上、低圧地中ケーブルと高圧地中ケーブル相互間は0.15m以上)</p> <p>4. 発熱部との離隔 外部の温度が 50℃以上となる発熱部とは 0.15m以上離隔する。ただし、やむを得ない場合は断熱処理を施すか耐熱性電線を使用する。</p> <p>5. 電線等の防火区画等の貫通 (1) 防災処理の方法を確認する。 (2) 貫通部の処理を確認する。(モルタル、耐熱シール材、ロックウール保温材) (3) 関係法令に適合したもので、貫通部に適合したものとする。 (4) (3)での施工場所の近傍には、関係法令に適合した材料及び工法等の表示をする。</p> <p>6. 延焼防止処置を要する床貫通 金属ダクト、バスダクト又はケーブルラックが防火区画された配線室の床を貫通する部分の延焼防止処置方法を確認する。</p> <p>7. 金属管、合成樹脂管 (PF管、CD管、硬質ビニル管)、金属製可とう電線管内の配線 (1) 電線の種類、太さ、本数及び色別を点検し、電線の屈曲、接触等で絶縁被覆が損傷しないよう通線する。 (2) 幹線等垂直配管により電線自体の重さが電線の屈折部に加わらないよう中間のプルボックス内で支持を行う。</p> <p>8. 金属ダクト内の配線 ダクト内の電線は、整然と並べ敷設する。ただし、垂直に用いるダクト内では、1.5m以下ご</p>	<p>標仕 2 編 2.1.8</p> <p>標仕 2 編 2.1.10</p> <p>標仕 2 編 2.1.11</p> <p>標仕 2 編 2.2.9</p> <p>〃 2.3.9</p> <p>〃 2.4.9</p> <p>標仕 2 編 2.7.4</p>

2-2. 電力設備工事 (配線工事)

項目	監督員の事務		処理方法	資料													
	報告 ◎実施機関の長 ○担当主幹	受注者に対する措置															
施工 (続)			<p>とに固定する。</p> <p>9. 金属線び内の配線</p> <p>(1) 1種金属線び内では、電線の接続はしない。</p> <p>(2) 線び内から電線を外部に引出す部分には、電線保護の処置を施す。</p> <p>10. 回路種別の表示</p> <p>盤内の分岐配線、幹線プルボックス内、その他の要所の電線には、表示札等を取付け、回路の種別、行先等を表示する。</p> <p>11. ケーブルの敷設</p> <p>(1) サドル、ステーブル等の支持間隔</p> <p>(2) 電線接続部に不要な張力を加えないよう、位置ボックス付近で1箇所造営材に支持する。</p> <p>(3) 外傷を受けるおそれがある箇所の保護管と接地の方法</p> <p>(4) ケーブルを曲げる場合は、被覆が傷まないよう屈曲半径に注意する。</p>	<p>標仕2編2.8.5</p> <p>標仕2編2.2.10</p> <p>〃 2.3.10</p> <p>〃 2.4.10</p> <p>標仕2編2.10.1</p>													
試験		検査	<p>次の事項等について検査する。</p> <p>1. 絶縁抵抗試験</p> <p>電気配線及び機器を含む電気配線の絶縁抵抗試験を行い、記録、整理及び保管する。</p> <p>開閉器で区切る範囲ごとに、電線相互間及び大地間について測定し、5MΩ以上とする。(機器接続状態では1MΩ以上とする。)</p> <p>電路の使用電圧に対する測定電圧</p> <table border="1" data-bbox="612 1617 1206 1924"> <thead> <tr> <th rowspan="2">電路の使用電圧</th> <th colspan="2">定格測定電圧</th> </tr> <tr> <th>一般の場合</th> <th>機器等が接続されている場合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>100V級</td> <td rowspan="2">500V</td> <td>125V</td> </tr> <tr> <td>200V級</td> <td>250V</td> </tr> <tr> <td>400V級</td> <td></td> <td>500V</td> </tr> </tbody> </table>	電路の使用電圧	定格測定電圧		一般の場合	機器等が接続されている場合	100V級	500V	125V	200V級	250V	400V級		500V	<p>標仕2編2.18.2</p> <p>〃 3編2.3.3</p>
電路の使用電圧	定格測定電圧																
	一般の場合	機器等が接続されている場合															
100V級	500V	125V															
200V級		250V															
400V級		500V															

2-3. 電力設備工事（架空配線）

項目	監督員の事務		処 理 方 法	資 料
	報告 ◎実施機関の長 ○担当主幹	受注者に対する措置		
施工計画書		承諾	以下の事項等について、設計図書等と照合し検討する。 1. 建柱工事 (1) 径間の測定 (2) 敷地の高低及び土質 (3) 他の線路との交さ及び工作物との離隔 (4) 障害となる樹木の伐採の可否等 2. 引込線の造営物への取付点 3. 掘削、建柱方法等	
施工図		承諾	次の事項等について、設計図書等と照合し検討する。 1. 電柱の位置及び種別 2. 架線の太さ及び条数 3. 支線及び支柱の位置 4. 高圧及び低圧回路の保護装置 5. 腕金等の寸法及び架空線相互の離隔距離 6. 装柱図（腕金、がいし、ボルトの位置、根かせの位置、種別）	
機材検査		検査	電柱、装柱材料、がいし及びがい管類の寸法、構造、外観等について検査する。 なお、電柱では、長さと共に、末口、元口の寸法及び設計荷重について、腕金は、引留用、架線用及び変圧器台用等、種別に注意する。	標仕2編1.18.1～ 1.18.4
施工		検査	以下の事項等について、施工図、設計図書等と照合し検査する。 1. 建柱 (1) 電柱の根入れの長さは、材質区分、設計荷重及び全長によって異なるので注意する。 (2) 根かせは取付方向に注意し、埋設深さは、地表下0.3m以上とする。 (3) 電柱には、地上2.6mの箇所より、足場ボルトを設ける。 (4) 電柱には、屋外に設置しても容易に消えな	標仕2編2.11.1

2-3. 電力設備工事(架空配線)

項目	監督員の事務		処 理 方 法	資 料
	報告 ◎実施機関の長 ○担当主幹	受注者に対する措置		
施 工 (続)			<p>い彫刻や腐食加工等の方法により、建設年月、所有者名等を明記した名札を確認の容易な場所に取付ける。</p> <p>2. 腕金等の取付け 腕金等は、架線する電線の太さ及び条数に適合するものとする。</p> <p>3. がいしの取付け がいしは、架線の状況により、使用箇所に適するものとする。</p> <p>4. 架線 (1) 架空電線の地上高に注意する。 (2) 架空電線相互及び他の工作物との離隔距離に注意する。 (3) ケーブルを架線する場合のちょう架用線(メッセンジャーワイヤー)の太さ及びケーブルハンガーの吊り間隔に注意する。</p> <p>5. 支線及び支柱 取付位置、根開き、支線の太さ、玉がいし及び支線ガードの取付けに注意する。</p>	<p>標仕2編2.11.2</p> <p>標仕2編2.11.3</p> <p>標仕2編2.11.4</p> <p>標仕2編2.11.5</p>

2-4. 電力設備工事（地中配線）

項目	監督員の事務		処 理 方 法	資 料
	報告 ◎実施機関の長 ○担当主幹	受注者に対する措置		
施工計画書		承諾	次の事項等について、設計図書等と照合し検討する。 1. ガス管、水道管等地下埋設物の事前調査及び防護方法 2. 掘削工法及び山止めの要否 3. 既設構造物への影響	
施工図		承諾	次の事項等について、設計図書等と照合し検討する。 1. 掘削位置、掘削深さ及び掘削幅 2. ハンドホールの位置、種別及び大きさ 3. 埋設標の設置位置、標識シートの深さ及び施工方法 4. ハンドホールの施工詳細図及びハンドホールふたの種類（破壊荷重20kN, 80kN） 5. 管路の種別、寸法及び条数 6. 重量物等の圧力がかかる場合の処理方法	標仕2編2章12節
機材検査		検査	地中ケーブル保護材料、マンホール、ハンドホール及び埋設標の寸法、構造、外観等について検査する。	標仕2編1.18.5 " 1.18.6 " 1.19.1
施工		検査	以下の事項等について施工図、設計図書等と照合し検査する。 1. 掘削及び埋戻し (1) 道路掘削の場合の交通安全の確保及び官公庁への手続き (2) 他の地中埋設物の調査及び保護方法 (3) 掘削方法及び管の埋設深さ 2. ハンドホール及びマンホールの敷設 (1) マンホール及びハンドホールの鉄ふたは、破壊荷重及び用途名等が表示されたものとし、黒色防錆塗装を施す。 (2) ふたに電気用である旨を表示する。 3. 管路等の敷設 (1) 管とハンドホール及びマンホールの接続は、	標仕2編2.12.2 標仕2編2.12.3 標仕2編2.12.4

2-4. 電力設備工事（地中配線）

項目	監督員の事務		処 理 方 法	資 料
	報告 ◎実施機関の長 ○担当主幹	受注者に対する措置		
施 工 (続)			<p>ハンドホール及びマンホール内部に水の侵入し難いよう接続する。</p> <p>(2) 地中配線には、標識シート等を2倍長以上重ね合わせて、管頂と地表面のほぼ中間に設け、おおむね2mの間隔で用途又は電圧種別等を表示する。</p> <p>(3) 予備管内に導入線を挿入する。</p> <p>4. ケーブルの敷設</p> <p>(1) ケーブルの引込口及び引出口から、水が屋内に侵入しないように防水処理を行う。</p> <p>(2) マンホール及びハンドホール内でやむを得ずケーブルを接続する場合は、合成樹脂モールド工法等の防水性能を有する工法とする。</p> <p>(3) ケーブルを立上げる場合は、地表2.5mの高さまで保護管に収め、保護管の端部には、雨水浸入防止用カバー等を取付ける。</p> <p>(4) ケーブルの回路の種別及び行先等を表示する。</p> <p>(5) 埋設標を敷設する。</p>	標仕2編2.12.5

2-5. 電力設備工事（接地）

項目	監督員の事務		処 理 方 法	資 料
	報告 ◎実施機関の長 ○担当主幹	受注者に対する措置		
施工計画書		承諾	次の事項等について、設計図書等と照合し検討する。 1. 地質 2. 既存埋設物の確認	
施工図		承諾	次の事項等について、設計図書等と照合し検討する。 1. 接地極の種類、大きさ、埋設位置及び埋設深さ 2. 接地極相互の離隔距離 3. 接地線の太さ及び保護管の有無 4. 接地極位置の表示 5. 端子箱の取付位置	標仕2編2章13節
機材検査		検査	寸法、構造、外観等について検査する。 なお、銅板の厚さ及び接地線との接続方法についても注意する。	
施工		検査	以下の事項等について、施工図、設計図書等と照合し検査する。 1. 接地線 接地線が緑色、緑／黄色又は緑／色帯のEM-I E電線等であるか及びその太さ。 2. 施工方法 (1) 接地極の埋設深さ（接地極の上端を地表面下0.75m以上の深さとする。） (2) 接地極の大きさ及び接地線との接続方法。 (3) 接地端子箱内の接地線には、表示札等を取付け接地種別、行先等を表示する。 (4) 接地極埋設標の取付け（接地抵抗値、接地種別、接地極の埋設位置、深さ及び埋設年月を明示する。）	標仕2編2.13.9 標仕2編2.13.10 " 2.13.11 " 2.13.12 " 2.13.14
試験		検査	機器等への接続を切離した後、接地抵抗の測定を行う。 なお、測定の際、隣接した他の接地極を測定の補助接地極に使用しない。	標仕2編2.18.2

2-6. 電力設備工事（電灯設備、動力設備、電熱設備）

項 目	監督員の事務		処 理 方 法	資 料
	報告 ◎実施機関の長 ○担当主幹	受注者に対する措置		
施工計画書		承諾	<p>以下の事項等について、設計図書等と照合し検討する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 機器の支持及び機器の取付方法 <ol style="list-style-type: none"> (1) 吊りボルト、アンカーボルト、壁支持材、取付け精度、耐震性等 (2) 配線接続 2. 関連機器及び別途機器との取合い条件 <p>電気方式、容量、数量、場所、インターロック等</p> 3. 電源 <p>常用電源、非常用予備電源及び機器との接続</p> 4. 機器取付後の養生及び補修 	
施 工 図		承諾	<p>以下の事項等について、設計図書等と照合し検討する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 電灯設備 <ol style="list-style-type: none"> (1) 分電盤を埋込む場合の壁厚 (2) コンセントは1回路あたり10個以下とする。 (3) 器具間隔をチェックし、器具付け用インサート又はノーボルトスタッドの確認 (4) 天井割付け、空調用天井吹出口、吸込口、スピーカ及び感知器との取合いの確認 (5) 高天井部、階段及び吹き抜け部分の電球の取替えに対する配慮 (6) チェーン等のつり具を使用した場合は、器具の揺れに注意し、他設備との接触を避ける。 (7) スイッチの回路区分及び点灯順序 (8) スイッチは扉のつり元の反対側に設ける。 (9) スイッチ及びコンセントを柱に取付ける場合、後日間仕切壁が設けられる可能性がある場合は柱の中心を避ける。 (10) 事務用機器のコンセント位置及び容量 (11) 各種弱電機器用コンセントの位置 (12) 埋込み照明器具で、天井の孔あけ位置 (13) 誘導灯の取付高さ 	

2-6. 電力設備工事（電灯設備、動力設備、電熱設備）

項目	監督員の事務		処 理 方 法	資 料
	報告 ◎実施機関の長 ○担当主幹	受注者に対する措置		
製 作 図		承諾	<p>(14) パーソナルコンピュータ等の台数及び位置</p> <p>2. 動力設備</p> <p>(1) 各負荷取付位置、容量、用途等を確認する。</p> <p>(2) 起動時の電圧降下</p> <p>(3) 電線の種類、太さ及び最小電線を保護する配線用遮断器の作動電流</p> <p>(4) 電動機の起動方法</p> <p>(5) 制御盤の位置</p> <p>(6) 電動機制御のシーケンス</p> <p>(7) 防災用動力への配線は関係法規による。</p> <p>(8) 制御盤及び電動機の接地</p> <p>3. 電熱設備</p> <p>(1) 温度検出部等の位置</p> <p>(2) 制御盤の位置及び回路構成</p> <p>以下の事項等について、設計図書等と照合し検討する。</p> <p>1. 分電盤及び制御盤</p> <p>(1) 露出、埋込及び半埋込</p> <p>(2) 屋内、屋外（屋外の場合は防水構造）</p> <p>(3) 壁掛、自立</p> <p>(4) 盤寸法、ガタースペース寸法及び内部配線の収容スペース</p> <p>(5) 用途（セパレータの有無）</p> <p>(6) 電気供給方式（単相2線式、単相3線式、三相3線式、三相4線式、直流）</p> <p>(7) 配線用遮断器の電圧、電流、極数、遮断電流及び取付け個数及び2次側に接続される電線の最小太さ（漏電遮断器の場合は感度電流を含む。）</p> <p>(8) 附属機器（パイロットランプ、押しボタン、切替スイッチ、電流計等）</p> <p>(9) 電磁接触器の電流容量とサーマルリレーの定格電流</p> <p>(10) 操作回路とインターロック及び遠方制御の方法</p>	標仕2編1章7節 ～12節

2-6. 電力設備工事（電灯設備、動力設備、電熱設備）

項目	監督員の事務		処 理 方 法	資 料
	報告 ◎実施機関の長 ○担当主幹	受注者に対する措置		
機 材 検 査		検査	<p>(11) 端子台の取付け位置及び電流容量、アース端子位置及び大きさ</p> <p>(12) アンカーボルトの位置及び大きさ</p> <p>(13) ドアの仕様及び開き方向</p> <p>(14) 盤名称</p> <p>(15) 塗装色</p> <p>以下の事項等について、設計図書等と照合し検査する。</p> <p>1. 配線器具類 寸法、構造、形式、外観、作動状態、J I S規格品及び電気用品安全法認定品については、マークの有無について検査する。</p> <p>2. 照明器具 (1) 製作図等に基づき、寸法、構造、塗装及び鋼板の厚さのほか、絶縁抵抗試験、耐電圧試験を行い、放電灯の始動時間、電流及び力率を測定する。 (2) 非常用照明器具は、(一社)日本照明工業会のJ I L適合マークを確認する。 電池内蔵器具では、30分間以上の負荷試験を行い照度の変化を確認する。 (3) 誘導灯は、誘導灯認定委員会の認定証票を確認し、電池内蔵器具では、20分間以上の負荷試験を行い照度の変化を確認する。</p> <p>3. 盤類 (1) 寸法、構造、塗装、鋼板の厚さ、内部機器の個数及び各機器の電圧、電流、遮断容量等の性能 (2) 操作及び制御回路を確認するための作動試験 (3) 耐火、耐熱、防水等の要求がある場合の処理方法 (4) 絶縁抵抗試験 (5) 商用周波耐電圧試験</p>	<p>標仕 2 編1.19.1</p> <p>標仕 2 編1.19.1</p> <p>標仕 2 編1.19.1</p>

2-6. 電力設備工事（電灯設備、動力設備、電熱設備）

項目	監督員の事務		処 理 方 法	資 料
	報告 ◎実施機関の長 ○担当主幹	受注者に対する措置		
施 工		検査	<p>以下の事項等について、施工図、設計図書等と照合し検査する。</p> <p>1. 分電盤及び制御盤</p> <p>(1) 接地</p> <p>(2) 据付けは水平及び垂直を正しく保って堅固に取付ける。</p> <p>(3) 工事中の盤の養生</p> <p>(4) ケーブルの曲率半径</p> <p>(5) 端子のゆるみ及び端子の大きさ</p> <p>(6) 配線用遮断器に負荷の名称を取付ける。</p> <p>(7) 電線の行先表示</p> <p>(8) 結線図の添付</p> <p>(9) 保守及び操作を考慮した設置場所</p> <p>(10) 仮枠及び外箱埋込の補強</p> <p>(11) 自立形の盤等は、原則として頂部に振れ止め施す。</p> <p>(12) 盤と配管との間隔やスペース</p> <p>2. 電灯設備</p> <p>(1) スイッチ、コンセント等の取付高さ</p> <p>(2) 単極スイッチの場合は、電圧側にスイッチ、接地側に機器を接続する。</p> <p>(3) コンセントの極性、特殊コンセントの種類及び接地端子の接地</p> <p>(4) 照明器具の適正な取付け（誘導灯、重量のある器具等）</p> <p>(5) 防災設備用の配線用遮断器については、その旨を赤字で明記し、赤色合成樹脂製カバーを取付ける。</p> <p>(6) 各種取付器具と造営材とのすき間ができないようにする。</p> <p>(7) 太さ 14 mm以上の電線をターミナルラグにより機器に接続する場合は、増締確認の表示を行う。</p> <p>(8) 防水型機器の取付場所及び取付方法は機器の構造に適合させる。</p> <p>3. 動力設備</p> <p>(1) 壁掛形制御盤及び開閉器箱の取付高さ</p> <p>(2) 制御盤等の固定</p>	<p>標仕 2 編2章14節</p> <p>標仕 2 編2章15節</p>

2-6. 電力設備工事（電灯設備、動力設備、電熱設備）

項目	監督員の事務		処 理 方 法	資 料
	報告 ◎実施機関の長 ○担当主幹	受注者に対する措置		
試 験		検査	<p>(3) 制御盤の主回路及び制御回路の作動を確認する。</p> <p>(4) 電動機の回転方向に注意して配線する。</p> <p>(5) プルボックス及び制御盤内の行先表示</p> <p>(6) 連動、インターロックの設定</p> <p>(7) 電流計赤指針、サーマル及び各種タイマの設定</p> <p>4. 電熱設備</p> <p>(1) 発熱線等は、相互に直接接触させたり、重ねたりしない。</p> <p>(2) 発熱線の曲げ半径に注意する。</p> <p>(3) 発熱線等の接続部分の温度上昇に注意する。</p> <p>以下の事項等について検査する。</p> <p>1. 電灯設備</p> <p>(1) 照明器具及び照明制御装置の試験（不点、ちらつき、光電スイッチの動作、点滅及び同系統）</p> <p>(2) 非常用照明器具の照度測定</p> <p>(3) コンセントの極性試験、接地極付又は接地端子付のものは接地の導通</p> <p>(4) 漏電遮断器の動作（テストボタン）</p> <p>2. 動力設備</p> <p>(1) 電動機の回転方向又は相回転</p> <p>(2) 機器の発停（手動・遠方等）</p> <p>(3) 連動、インターロック</p> <p>(4) 限時継電器及び保護継電器の整定、電流計赤指針</p> <p>(5) 警報回路の動作</p> <p>3. 電熱設備</p> <p>発熱線等の導通試験及び絶縁抵抗試験（敷設過程中及び埋設完了後）</p>	<p>標仕 2 編2章16節</p> <p>標仕 2 編2. 18. 2</p> <p>標仕 2 編2. 18. 2</p> <p>標仕 2 編2. 18. 2</p>

2-7. 電力設備工事（雷保護設備）

項目	監督員の事務		処 理 方 法	資 料
	報告 ◎実施機関の長 ○担当主幹	受注者に対する措置		
施工計画書		承諾	次の事項等について、設計図書等と照合し検討する。 1. 作業場所（足場、その他の障害物） 2. 導体の鉄骨、鉄骨等への溶接時期及び方法	
施工図		承諾	次の事項等について、設計図書等と照合し検討する。 1. JIS A 4201又はJIS Z 9290と照合する。 2. 突針部、水平導体及びメッシュ導体の位置並びに建物立面図等による保護範囲 3. 導線の敷設経路、種類及び太さ 4. 突針部支持金物の強度等詳細図による検討 5. 端子箱の材質及び取付け位置 6. 接地極及び接地線と他の接地極からの距離 7. 接地極埋設標の取付け位置	
機材検査		検査	寸法、構造、外観、形式等をJIS A 4201又はJIS Z 9290を参考とし検査する。	標仕2編1章16節
施工		検査	以下の事項等について、施工図、設計図書等と照合し検査する。 1. 一般事項 各種の導線、導体の接続及び支持は、異種金属接触腐食を起こさないように行う。 2. 受雷部 (1) 突針部 ア 突針は突針支持管に取付け、接合は銅ろう付け又は脱落防止ねじを使用する。 イ 突針支持管及び取付金具の取付けは、建物駆体への水の浸透を防止するよう行う。 (2) 水平導体、メッシュ導体、棟上導体 導線は、約 0.6mごとに金物を用いて取付ける。また 30m以下ごとに伸縮装置を設ける。 3. 引下げ導線 (1) 長さが、最も短くなるように敷設する。 (2) 引下げ導線を垂直に引下げる部分は約 1	標仕2編2.17.1 標仕2編2.17.2 標仕2編2.17.3

2-7. 電力設備工事（雷保護設備）

項目	監督員の事務		処 理 方 法	資 料
	報告 ◎実施機関の長 ○担当主幹	受注者に対する措置		
施 工 (続)			<p>mごとに、水平に敷設する部分は約 0.6m ごとに支持する。</p> <p>4. 接地極</p> <p>(1) 地表面下0.75m以上の深さに埋設する。</p> <p>(2) ガス管から1.5m以上離隔する。</p> <p>(3) 接地線の地表面下0.75mから地表面上 2.5mまでの部分は、電気用品安全法の適用を受ける合成樹脂管（厚さ 2mm未満の合成樹脂製電線管及びCD管を除く。）又はこれと同等以上の絶縁効力及び強さのあるもので覆うこと。</p>	標仕 2 編2.17.4

3. 受変電設備工事

項 目	監督員の事務		処 理 方 法	資 料
	報告 ◎実施機関の長 ○担当主幹	受注者に対する措置		
施工計画書		承諾	設計図書等と照合し検討する。	
製作図及び施工図等		承諾	<p>次の事項等について、設計図書等と照合し検討する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 構造、材質、寸法及び規格 2. 保護装置 3. 附属機器の製造者の確認 4. 遮断器の遮断容量、定格電圧及び定格電流 5. 断路器の取付けは操作が容易で危険のおそれがない箇所とする。また、横向きを取付けない。 6. 断路器、開閉器等は操作時の荷重及び地震による枠組のたわみに注意し、必要に応じ補強する。 7. 開放型の場合、高圧母線は容易に手の触れることのないよう、2.3m以上の高さに配線する。 8. 避雷器には、保安上必要な場合、断路器を施設する。 9. 避雷器には、A種接地工事を施す。また、接地線を防護する場合は、金属製以外の管に収めて敷設する。 10. 負荷変動により進み力率となる場合はコンデンサ回路に開閉装置を施設する。ただし、コンデンサの容量が 50kvar を超える場合は、高圧カットアウトは、使用しない。また、コンデンサの回路には、保護装置として限流ヒューズを施設する。 11. 変流器の容量は計器、継電器を全部作動させる容量とし、形式、定格過電流定数 (10 以上) 及び過電流強度を確認する。 12. 高圧の機械器具の鉄台、金属製外箱及び鉄わくにA種接地工事を施す。 13. 高圧電路と低圧電路とを結合する変圧器の低圧側の中性点には、B種接地工事を施す。(電力会社と打合せてB種接地抵抗許容値を確認する。) 14. ケーブルヘッドの単独接地 (原則として片端 	標仕 3 編 高圧受電設備規程

3. 受変電設備工事

項 目	監督員の事務		処 理 方 法	資 料
	報告 ◎実施機関の長 ○担当主幹	受注者に 対する措置		
機 材 検 査		検査	<p>接地)</p> <p>15. 各接地線の太さ及び保護管</p> <p>16. 各接地線の離隔距離</p> <p>17. B種接地端子は、金属製箱と絶縁して設け、変圧器ごとに安全かつ容易に漏れ電流を測定できるものとする。</p> <p>18. 設備全体が換気のできる構造であり、鳥獣類や水が侵入し浸透するおそれのない処置を施す。 (換気扇フード及びガラリに金網等を張ること等)</p> <p>19. 機器の保守、点検及び取替えに支障がないようフレームパイプの位置を検討する。</p> <p>20. 防振ゴムを使用する変圧器において、絶縁距離及び接続する電線等の余長は変位幅を含むものとする。</p> <p>次の事項等について、設計図書等と照合し検査する。</p> <p>1. 変圧器 製造者の試験成績表により、容量、使用電圧、巻線比、インピーダンス、冷却油の規定量等を検査する。</p> <p>2. 電力用遮断器 電圧、電流及び遮断容量を検査し、開閉試験、絶縁抵抗試験及び耐電圧試験を行う。</p> <p>3. 避雷器 形式、定格電圧及び公称放電電流を確認し、絶縁抵抗試験を行う。</p>	<p>標仕 3 編1. 13. 1</p> <p>標仕 3 編1. 13. 1</p> <p>標仕 3 編1. 13. 1</p>
施 工		検査	<p>次の事項等について、施工図、設計図書等と照合し検査する。</p> <p>1. 変圧器、コンデンサ等の固定（耐震対策）及び用途の表示</p> <p>2. ケーブルの屈曲半径、色別及び離隔に注意す</p>	標仕 3 編2章

3. 受変電設備工事

項目	監督員の事務		処 理 方 法	資 料
	報告 ◎実施機関の長 ○担当主幹	受注者に対する措置		
試 験		検査	<p>る。</p> <p>3. ケーブルの行先表示</p> <p>4. 電線類の接続部分のゆるみ</p> <p>5. 附属品及び予備品の確認</p> <p>6. 危険表示板の取付け</p> <p>7. 配電盤の基礎への固定</p> <p>8. 変圧器のボルト等による固定、タップ電圧及び油量の確認</p> <p>9. 充電部及び露出部分の保護状況及び保護材料</p> <p>以下の事項等について検査する。</p> <p>1. 構造試験</p> <p>2. 性能試験</p> <p>(1) 絶縁抵抗試験</p> <p>(2) 耐電圧試験</p> <p>高圧配線及び高圧機器は、次の電圧を加え異常のないことを確認する。</p> <p>6, 600Vで使用する配線及び機器</p> <p>……………10, 350V 10分間</p> <p>(3) 継電器特性試験</p> <p>(4) 総合動作試験</p> <p>(5) 接地抵抗測定</p>	標仕3編2.3.3

4. 電力貯蔵設備工事

項目	監督員の事務		処 理 方 法	資 料
	報告 ◎実施機関の長 ○担当主幹	受注者に対する措置		
施 工		検査	<p>以下の事項等について、施工図、設計図書等と照合し検査する。</p> <p>1. 直流電源装置及びUPS盤類の据付け</p> <p>(1) 耐震処置を行う。</p> <p>(2) 機器の取扱いに際して注意のあるものは、盤内の見やすい箇所に表示する。</p> <p>(3) 主回路接続図は、透明なケースに収め、壁に取付ける。(簡易型UPSは省略可)</p> <p>(4) 関係法令等により、注意標識等を設ける。</p> <p>2. 架台式蓄電池の据付け</p> <p>(1) 耐震処置を行う。</p> <p>(2) 架台の取付けは、水平に据付けボルトにより固定する。</p> <p>(3) 条例により、注意標識等を設ける。</p>	<p>標仕4編3.1.1</p> <p>標仕4編3.1.2</p>
試 験		検査	<p>機器の設置及び配線完了後、次の事項等について検査する。</p> <p>1. 構造試験 (構造)</p> <p>2. 性能試験 (絶縁抵抗)</p> <p>3. 機能試験 (総合動作)</p>	<p>標仕4編3.3.2</p>

5. 発電設備工事

項 目	監督員の事務		処 理 方 法	資 料
	報告 ◎実施機関の長 ○担当主幹	受注者に対する措置		
施工計画書		承諾	設計図書等と照合し検討する。	
製作図及び施工図等		承諾	<p>以下の事項等について、設計図書等と照合し検討する。</p> <p>1. ディーゼル発電設備、ガスエンジン発電設備、ガスタービン発電設備、マイクロガスタービン発電設備</p> <p>(1) 構造、材質、寸法、規格</p> <p>(2) 保安装置</p> <p>(3) 発電機及び原動機の仕様</p> <p>(4) 補機附属装置等の仕様、性能</p> <p>(5) 防振装置及び消音器は、影響範囲を考慮する。</p> <p>(6) 排気口の構造（雨水、小動物等が侵入しない構造）</p> <p>(7) 空気槽又は蓄電池の容量（連続3回以上の起動に耐えること。）</p> <p>(8) 冷却水の給水能力と消費量</p> <p>(9) 煙道、給油管、基礎、配管ピット、油ポンプ等施工区分を設計図書により打合せる。</p> <p>(10) 使用燃料及び燃料小出槽の寸法を確認する。</p> <p>(11) 主燃料槽の通気管の屋外配管の先端には、引火防止網付通気口を設け、地上4mの高さとし、窓、出入り口等の開口部から1m以上離隔する。</p> <p>(12) 給油口の位置はタンクローリーの停車給油に便利な位置に設置し、付近にD種接地用接地端子を設ける。</p> <p>(13) 燃料小出槽下部には、槽容量以上の十分な容量を有する防油堤及び油だまりを設ける。</p> <p>(14) 高圧ケーブルと他の配線との離隔を十分にとる。</p> <p>(15) 電線の保護</p> <p>(16) 接地</p> <p>(17) 原動機の消費空気量及び給気装置</p>	標仕5編1章1節～4節

5. 発電設備工事

項 目	監督員の事務		処 理 方 法	資 料
	報告 ◎実施機関の長 ○担当主幹	受注者に対する措置		
製作図及び施工図等(続)			<p>(18) 発電機室非常用電灯、換気扇等の補機用電源は発電機からとる。</p> <p>(19) 照明器具及びコンセントの位置は発電機の保守点検に便利な位置に取付ける。</p> <p>(20) 自動火災報知器の感知器は定温式を使用する。</p> <p>(21) 燃料小出槽に付けるフロートスイッチは、防爆構造で警報表示回路付きのものとする。</p> <p>(22) ガスタービン原動機の給気を十分考慮するとともに排気系統の断熱に注意する。</p> <p>(23) 吸気口面積</p> <p>(24) 防災電源線用及び兼用となる発電設備は関係法令に適合したものとする。</p> <p>(25) 発電設備を系統連系する場合は、「電力品質確保に係る系統連系技術要件ガイドライン」の規定による。</p> <p>2. 燃料電池発電設備</p> <p>(1) 構造、材質、寸法、規格</p> <p>(2) 制御装置</p> <p>(3) 燃料電池装置の仕様</p> <p>(4) 附属機器等の仕様</p> <p>(5) 系統連系</p> <p>3. 熱併給発電設備(コージェネレーション設備)</p> <p>(1) 構造、材質、寸法、規格</p> <p>(2) 制御装置</p> <p>(3) 発電設備及び排熱回収装置の仕様</p> <p>(4) 附属機器等の仕様</p> <p>(5) 系統連系</p> <p>4. 太陽光発電設備</p> <p>(1) 構造、材質、寸法、規格</p> <p>(2) 系統連系保護装置</p> <p>(3) 太陽電池モジュールの仕様</p> <p>(4) 開閉器の遮断容量、定格電圧及び定格電流</p> <p>(5) 銘板の表示内容</p> <p>(6) 太陽電池アレイの積雪、降雨、風力荷重等の影響、太陽光受光角度及び付近構造物の日</p>	<p>標仕 5 編1章5節</p> <p>標仕 5 編1章6節</p> <p>標仕 5 編1章7節</p>

5. 発電設備工事

項目	監督員の事務		処 理 方 法	資 料
	報告 ◎実施機関の長 ○担当主幹	受注者に対する措置		
製作図及び施工図等(続)			<p>影等を確認</p> <p>(7) 接続箱は逆流防止ダイオード及び必要に応じSPDを設け、充電部が露出する部分は感電防止の処置を施すほか、JEM 1493「太陽光発電システム用接続箱及び集電箱及び集電箱直流750V」による。</p> <p>5. 風力発電設備</p> <p>(1) 構造、材質、寸法、規格</p> <p>(2) 制御装置</p> <p>(3) 風車発電設備の仕様</p> <p>(4) 建物屋上に設置する場合は、防振措置を施す。</p> <p>(5) 自重、積雪及び地震等の影響、及び使用状態における耐候性。</p> <p>(6) 系統連系</p> <p>(7) 本体及び制御盤等の保守点検の作業性</p> <p>6. 小出力発電設備</p> <p>(1) 構造、材質、寸法、規格</p> <p>(2) 発電機能付ガスヒートポンプ式空気調和機又は発電機能付排熱回収型給湯器の仕様</p> <p>(3) 逆変換装置</p> <p>(4) 系統連系保護装置</p> <p>寸法、構造、外観のほか、以下の事項等について検査する。</p> <p>なお、自家発電設備については(一社)日本内燃力発電設備協会の認定証票を確認する。</p> <p>1. ディーゼル発電設備、ガスエンジン発電設備、ガスタービン発電設備、マイクロガスタービン発電設備</p> <p>製造者の社内規格による試験方法で、設計書に示されている構造であることを確認するほか、次の事項について試験する。</p> <p>(1) 発電機</p> <p>ア 絶縁抵抗試験</p> <p>イ 耐電圧試験</p>	<p>標仕5編1章8節</p> <p>標仕5編1章9節</p> <p>標仕5編1.10.1.1</p>
機材検査		検査		

5. 発電設備工事

項目	監督員の事務		処 理 方 法	資 料
	報告 ◎実施機関の長 ○担当主幹	受注者に対する措置		
機 材 検 査 (続)			<p>3. 熱併給発電設備(コージェネレーション設備)</p> <p>(1) 排熱回収装置</p> <p>ア 熱出力測定試験</p> <p>イ 排ガス排出特性試験(燃料電池発電設備は除く。)</p> <p>ウ 水圧試験</p> <p>エ 気密又は満水試験(必要な場合)</p> <p>(2) 発電設備の試験は、1及び2の当該事項による。</p>	標仕5編1.10.3
			<p>4. 太陽光発電設備</p> <p>太陽光発電設備及び支持構造は、JIS C 8955「太陽電池アレイ用支持物設計標準」に基づき、監督員に計算書等を提出する。</p> <p>(1) 太陽電池モジュール</p> <p>ア 構造試験(外観、外形寸法、構造)</p> <p>イ 性能試験(電気出力特性、機械的性能、耐候性、絶縁性能)</p> <p>(2) 接続箱</p> <p>ア 構造試験(構造)</p> <p>イ 性能試験(総合動作、絶縁抵抗、耐電圧)</p> <p>(3) パワーコンディショナ及び系統連系保護装置</p> <p>ア 構造試験(構造)</p> <p>イ 性能試験(絶縁抵抗、耐電圧、継電器特性、総合動作、起動・停止、効率・損失、出力力率(連系時)、交流出力電流ひずみ率(連系時)、交流出力電圧ひずみ率(自立時)、保護装置特性、単独運転検出機能)</p>	標仕5編1.10.4
			<p>5. 風力発電設備</p> <p>風力発電設備及び支持構造物は、建築基準法施行令第87条に定める風圧力に耐えるものとし、監督員に計算書等を提出する。</p> <p>(1) 構造試験(構造)</p> <p>(2) 性能試験(絶縁抵抗、絶縁耐力、運転試験、保護装置試験、動作試験)</p>	標仕5編1.10.5
			<p>6. 小出力発電設備</p>	標仕5編1.10.6

項 目	監督員の事務		処 理 方 法	資 料
	報告 ◎実施機関の長 ○担当主幹	受注者に対する措置		
機 材 検 査 (続)			<p>(1) 構造試験 (構造)</p> <p>(2) 性能試験 (絶縁抵抗、耐電圧、継電器特性、総合動作、起動・停止、効率・損失、出力力率 (連系時)、交流出力電流ひずみ率 (連系時)、交流出力電圧ひずみ率 (自立時)、保護装置特性、単独運転検出機能)</p>	
施 工		検査	<p>以下の事項等について、施工図、設計図書等と照合し検査する。</p> <p>1. ディーゼル発電設備、ガスエンジン発電設備、ガスタービン発電設備、マイクロガスタービン発電設備</p> <p>(1) 耐震処置を行う。</p> <p>(2) 発電機及び原動機は、小動物が侵入し難い処置を施す。</p> <p>(3) 騒音及び排ガスをチェックする。</p> <p>(4) 消音器にはドレンコックを操作しやすい位置に取付け、ドレン配管を行う。</p> <p>(5) 配管は、発電機及び原動機の運転に伴う振動、温度上昇、地震等に対し、十分耐えるものとする。</p> <p>(6) 配管には、S_A種、A種又はB種耐震支持を施す。</p> <p>(7) 燃料系統の地中埋設配管の建物引込部分は、可とう性をもたせ、地盤沈下等の変位に対応できるようにする。</p> <p>(8) 排気管には、地震時に過大な変位が生じないように3方向のストッパを設ける。</p> <p>2. 燃料電池発電設備</p> <p>(1) 耐震処置を行う。</p> <p>(2) パッケージの据付けは水平、中心線等関係位置を正しく出す。</p> <p>(3) 燃料電池設備は防鼠処置を施す。</p> <p>(4) 電池及び燃料改質装置の取替スペースを確保する。</p> <p>3. 熱併給発電設備 (コージェネレーション設備)</p>	<p>標仕 5 編 2 章 1 節</p> <p>標仕 5 編 2 章 2 節</p> <p>標仕 5 編 2 章 3 節</p>

5. 発電設備工事

項目	監督員の事務		処 理 方 法	資 料
	報告 ◎実施機関の長 ○担当主幹	受注者に対する措置		
施 工 (続)			<p>1及び2による。</p> <p>4. 太陽光発電設備</p> <p>(1) 自重、積雪、風圧、地震、その他の振動、衝撃に耐えうる構造とする。</p> <p>(2) 耐候性の確保</p> <p>(3) 接続箱設置場所</p> <p>(4) 消火活動時における消防隊員の感電防止のため、PVモジュール、接続箱及びパワーコンディショナ間の直流電流が流れる配管配線等の見やすい部分に、注意喚起として表示を行う。</p> <p>5. 風力発電設備</p> <p>(1) 風車発電設備の据付けは、自重、積雪、地震、その他振動、衝撃に耐える構造とする。</p> <p>(2) 耐候性の確保</p> <p>6. 小出力発電設備</p> <p>(1) 耐震処置を行う。</p> <p>(2) パッケージの据付けは水平、中心線等関係位置を正しく出す。</p>	<p>標仕 5 編2章4節</p> <p>標仕 5 編2章5節</p> <p>標仕 5 編2章6節</p>
試 験		検査	<p>以下の事項等について検査する。</p> <p>1. ディーゼル発電設備、ガスエンジン発電設備、ガスタービン発電設備、マイクロガスタービン発電設備</p> <p>(1) 始動停止試験</p> <p>(2) 充気又は充電試験</p> <p>(3) 負荷試験</p> <p>(4) 燃料消費率試験</p> <p>(5) 振動試験</p> <p>(6) 保安装置試験及び継電器試験</p> <p>(7) 絶縁抵抗試験</p> <p>(8) 耐電圧試験</p> <p>(9) 接地抵抗試験</p> <p>(10) 排気背圧測定試験</p> <p>(11) 圧力試験</p> <p>(12) ばい煙測定</p>	<p>標仕 5 編2.7.2</p>

5. 発電設備工事

項目	監督員の事務		処 理 方 法	資 料
	報告 ◎実施機関の長 ○担当主幹	受注者に対する措置		
試験 (続)			<p>(13) 騒音測定</p> <p>2. 燃料電池発電設備 (りん酸形燃料電池)</p> <p>(1) 構造試験 (外観検査)</p> <p>(2) 機能試験 (安全弁設置状態及び書類確認検査、気密試験、耐圧試験、絶縁抵抗試験、接地抵抗導通検査、総合インターロック試験)</p> <p>(3) 環境・保安試験 (ばい煙、騒音)</p> <p>3. 熱併給発電設備 (コージェネレーション設備)</p> <p>(1) 1 及び 2 の当該項目</p> <p>(2) 排熱回収装置の試験</p> <p>4. 太陽光発電設備</p> <p>(1) 構造試験 (構造)</p> <p>(2) 性能試験 (電気出力特性、絶縁抵抗、継電器特性)</p> <p>(3) 機能試験 (総合動作)</p> <p>5. 風力発電設備</p> <p>(1) 構造試験 (構造)</p> <p>(2) 性能試験 (絶縁抵抗、騒音※、動的試験※)</p> <p>※特記による。</p> <p>(3) 機能試験 (総合動作)</p> <p>6. 小出力発電設備</p> <p>(1) 構造試験 (構造)</p> <p>(2) 性能試験 (絶縁抵抗、継電器特性)</p> <p>(3) 機能試験 (総合動作)</p>	<p>標仕 5 編 2. 7. 3</p> <p>標仕 5 編 2. 7. 4</p> <p>標仕 5 編 2. 7. 5</p> <p>標仕 5 編 2. 7. 6</p> <p>標仕 5 編 2. 7. 7</p>

6. 通信・情報設備工事

項 目	監督員の事務		処 理 方 法	資 料
	報告 ◎実施機関の長 ○担当主幹	受注者に対する措置		
施工計画書		承諾	<p>以下の事項等について、設計図書等と照合し検討する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 機器の支持及び機器の取付方法 <ol style="list-style-type: none"> (1) 吊りボルト、アンカーボルト、壁支持材、及び取付け精度、耐震性等 (2) 配線接続 2. 関連機器及び別途機器との取合条件等 電気方式、容量、数量、場所、インターロック等 3. 電源 常用電源、非常用予備電源及び機器との接続 4. 機器取付後の養生及び補修 	
施工図		承諾	<p>以下の事項等について、設計図書等と照合し検討する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 通信情報設備共通事項 <ol style="list-style-type: none"> (1) 設置する各機器の位置、種類及び附属機器の確認 (2) 電線の種類、太さ及び条数 (3) 弱電配線と強電配線、水管、ガス管等からの離隔距離 (4) 機器を使用するためのコンセントの位置 (5) 環境条件及び機器の発熱量 2. 構内交換設備 <ol style="list-style-type: none"> (1) 作業及び保守スペースの確保 (2) 基礎及び耐震処置 (3) 機器設置場所の温度条件及び湿度条件 3. 自動火災報知設備 <ol style="list-style-type: none"> (1) 受信機、副受信機 <ul style="list-style-type: none"> ア 受信機の種類及び回線数 イ 設置場所は、常時、人のいる場所とする。 ウ 受信機から各発信機及び感知器等へ至る電線の種類 <ul style="list-style-type: none"> ベル……………耐熱配線 表示灯……………耐熱配線 発信機……………一般配線 電話……………一般配線 感知器……………一般配線 	

項 目	監督員の事務		処 理 方 法	資 料
	報告 ◎実施機関の長 ○担当主幹	受注者に対する措置		
施 工 図 (続)			<p>消火栓起動回路……………耐熱配線 消防用動力回路……………耐火配線</p> <p>(2) 感知器</p> <p>ア スポット型感知器、煙感知器及び炎感知器</p> <p>(ア) 感知器1個に対する感知面積(たれ壁、はり等に注意する。)</p> <p>(イ) 換気口等の空気吹出口より1.5m以上離れた所に取付ける。</p> <p>(ウ) 煙感知器は吸気口付近に設ける。</p> <p>(エ) 壁、はり等からの距離</p> <p>(オ) 押入れ等に設ける場合の取付位置</p> <p>イ 差動分布型感知器</p> <p>(ア) 空気管の取付高さは、15m未満とする。</p> <p>(イ) 空気管相互間隔は、主要構造部が耐火構造のものは9m以下、その他の構造のものは6m以下とする。</p> <p>(ウ) 一つの検出部に接続される空気管の長さは、被検出場所へ至る配管を含めて100m以下とし露出部分の長さは20m以上とする。</p> <p>(エ) 空気管の取付位置は、壁面から1.5m以内、天井面下方0.3m以内とする。</p> <p>(オ) 傾斜が10分の3以上の天井にあっては、その頂部が密となるように設置する。</p> <p>ウ 発信器の取付けは、床上0.8m以上、1.5m以下とする。</p> <p>エ 表示灯は発信器の直近に設ける。発信器と同一収容箱に設けるものは、取付面と15度以上の角度となる方向に沿って10m離れた位置から点灯していることが容易に確認できる赤色で丸形のものとする。</p> <p>オ 地区音響装置は各階ごとに、その階の各部分から1の地区音響装置までの水平距離を25m以下とする。</p> <p>なお、地階を除く階数が5階以上で延べ面積が3,000㎡を超える防火対象物は、出火</p>	

6. 通信・情報設備工事

項目	監督員の事務		処 理 方 法	資 料
	報告 ◎実施機関の長 ○担当主幹	受注者に対する措置		
施 工 図 (続)			<p>階及び直上階（1階の場合は地階を含む。）に警報を発すること。</p> <p>4. 非常警報設備</p> <p>(1) 非常放送装置</p> <p>ア スピーカ及び非常電話の配線は耐熱電線とする。</p> <p>イ アッテネータがある場合のスピーカ配線は、3線式配線とする。</p> <p>ウ 非常電話、表示灯は規定された取付高さで操作しやすい場所に取付ける。</p> <p>エ 自動火災報知設備の動作と連動して起動し、自動的に音声警報音による放送をする。</p> <p>(2) 非常ベル</p> <p>ア 配線は耐熱配線とする。</p> <p>イ 各階ごとにその階の各部分から水平距離で25m以下となる位置に取付ける。</p> <p>ウ 起動装置は、各階ごとにその階の各部分から1の起動装置までの水平距離が50m以下となるように設ける。</p> <p>エ 表示灯は、赤色で、取付面と15度以上の角度となる方向に沿って10m離れたところから点灯していることが容易に識別できること。</p> <p>オ 電源部は、点検しやすい場所に設ける。</p> <p>5. ガス漏れ警報設備</p> <p>(1) 検知器は、次の場所に設置しないこと。</p> <p>ア 外部の気流が頻繁に流通する場所</p> <p>イ 換気口等の空気の吹出口から1.5m以内の場所</p> <p>ウ ガス燃焼器の廃ガスに触れやすい場所</p> <p>エ その他ガス漏れの発生を有効に検知することができない場所</p> <p>(2) 軽質ガス用感知器は天井下0.3m以内、重質ガス用は床上0.3m以内、水平距離では軽質ガス用燃焼機器より8m以内、重質ガス用4m以内を取付ける。</p>	

項目	監督員の事務		処 理 方 法	資 料
	報告 ◎実施機関の長 ○担当主幹	受注者に対する措置		
製作図等		承諾	以下の事項等について、設計図書等と照合し検討する。 1. 端子盤 (1) 露出、埋込、半埋込 (2) 屋内、屋外（屋外の場合は防水構造） (3) 壁掛け、自立 (4) 盤寸法、ガター寸法、内部配線の収容スペース (5) 用途（セパレータの有無） (6) 木板、仕様による端子台、端子の有無 (7) アンカーボルトの位置及び大きさ (8) ドアの仕様及び開き方向 (9) 盤名称 (10) 塗装色	標仕6編1.4.2
機材検査		承諾	次の事項等について、設計図書等と照合し検査する。 1. 寸法、構造、外観、定格、機能等 2. 絶縁抵抗試験 3. 動作試験 4. 温度上昇試験 5. 特性試験 6. 電線ケーブルの接続端子及びケーブル等の収納状態	標仕6編1.21.1
施 工		検査	以下の事項等について、施工図、設計図書等と照合し検査する。 1. 端子盤の施工については、分電盤に準ずる。 2. 構内情報通信網設備、情報表示設備、映像・音響設備、拡声設備、誘導支援設備、テレビ共同受信設備、テレビ電波障害防除設備、監視カメラ設備、駐車場管制設備、防犯・入退室管理設備、自動閉鎖設備（自動閉鎖機構） (1) アンテナ、スピーカ等方向性のあるものはその方向（測定器による。）を考慮する。 (2) 屋外用機器では、電線ケーブルの出入口の防水処理を施す。 (3) 壁掛形のスピーカ、表示盤、インターホン	標仕6編2.1.4 標仕6編2章13節、15節～23節、25節

6. 通信・情報設備工事

項 目	監督員の事務		処 理 方 法	資 料
	報告 ◎実施機関の長 ○担当主幹	受注者に 対する措置		
施 工 (続)			<p>やアッテネータ機器収容箱等の取付高さに注意する。</p> <p>(4) 同一室内に同一放送システムのスピーカを2個以上取付ける場合は、スピーカ相互の極性を考慮し接続する。</p> <p>3. 構内交換設備</p> <p>(1) 機器は耐震を考慮して床及び壁に堅固に取付ける。</p> <p>(2) ラッピング端子への巻付回数及び編出部分の余長</p> <p>(3) ジャンパ線は、配線輪を通じ十分なたるみをもたせる。</p> <p>4. 自動火災報知設備</p> <p>(1) 警戒区域一覧図及び取扱説明書を受信機に備える。</p> <p>(2) 感知器は原則として水平に取付ける。</p> <p>(3) 空気が造営材を貫通する部分には、保護管を設ける。</p> <p>(4) 空気管は、ステップル等で0.35m間隔に固定する。</p> <p>(5) 空気管と暖房用配管等の発熱体との離隔距離(0.3m以上)</p> <p>(6) 空気管を取付けた後、他の塗装等により、感度を低下させないようにする。</p> <p>(7) 感知器、受信機等の取付位置(受信機等にあつては主要操作部高さ)</p> <p>(8) 受信機及び副受信機は耐震措置を施す。</p> <p>(9) 耐火電線及び耐熱電線の接続箇所を使用する耐火、耐熱絶縁テープの確認</p> <p>(10) 地区音響装置の音量は、1m離れた位置で90ホン以上とする。</p> <p>5. 非常警報設備</p> <p>(1) 配線の本数、電線の種類、色別、耐熱絶縁テープ等の確認。</p> <p>(2) 耐熱ケーブル相互の接続は、「日本電線工業会」の認定を受けた材料及び工法による。 (J CMAマークで確認)</p> <p>(3) 増幅器及び操作装置は耐震措置を施す。</p>	<p>標仕 6 編2章14節</p> <p>標仕 6 編2章24節</p> <p>標仕 6 編2章26節</p>

項 目	監督員の事務		処 理 方 法	資 料
	報告 ◎実施機関の長 ○担当主幹	受注者に対する措置		
施 工 (続)			<p>(4) 放送区域の広さに応じて、3種類に区分されたスピーカを使用する。</p> <p>100㎡を超える …L級 50㎡を超え100㎡以下 …M、L級 50㎡以下 …S、M、L級</p> <p>6. ガス漏れ火災警報設備</p> <p>(1) 警戒区域一覧図及び取扱説明書を受信機に備える。</p> <p>(2) 受信機及び副受信機の固定及び取付高さ</p> <p>(3) 検知器の取付場所及び取付高さ(ガスの種類で取り付け高さ等が異なるので注意)</p>	標仕6編2章27節
試 験		検査	<p>次の事項等について検査する。</p> <p>1. 動作試験 2. 機能試験</p>	標仕6編2.28.2

7. 中央監視制御設備工事

項 目	監督員の事務		処 理 方 法	資 料
	報告 ◎実施機関の長 ○担当主幹	受注者に対する措置		
施工計画書		承諾	次の事項等について、設計図書等と照合し検討する。 1. 機器の据付け又は取付工法 2. 騒音及び耐震処置の考慮 3. 試運転調整又は試験、検査の種類、方法等	
施工図		承諾	次の事項等について、設計図書等と照合し検討する。 1. 誤動作防止又はシステムダウン等の原因となるノイズ対策のため、電力盤とはできるだけ離して設置する。 2. 局所的な温度上昇の防止及び操作上から、直射日光のあたる場所を避ける。 3. 装置からの発熱量を充分監視室外へ排出できるよう、換気設備又は空調設備を設けて温度上昇限度を超えないようにする。 4. 自立形機器及び監視盤は、基礎や架台等 アンカーボルト等で固定するほか、配電盤の形状に準じて天井、壁等に支持を考慮する。	
製作図		承諾	次の事項等について、設計図書等と照合し検討する。 1. 構造、材質、寸法、規格 2. 性能及び機能の確認	
機材検査		検査	以下の事項等について、設計図書等と照合し検査する。 1. 警報盤 (1) 構造試験（構造） (2) 性能試験（動作、絶縁抵抗、耐電圧） 2. 監視制御装置 (1) 構造試験（構造） (2) 性能試験（動作、絶縁抵抗、耐電圧） (3) 機能試験（総合試験）	標仕7編1.5.1

7. 中央監視制御設備備工事

項 目	監督員の事務		処 理 方 法	資 料
	報告 ◎実施機関の長 ○担当主幹	受注者に対する措置		
施 工		検査	<p>次の事項等について、施工図、設計図書等と照合し検査する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 自立形機器は床面に固定し耐震処置を行う。 2. 壁掛形機器は重量及び取付場所に応じた方法で取付ける。 3. 卓上形機器は、固定ベルト等により台上からの落下防止を考慮する。 	標仕7編2章1節
試 験		検査	<p>次の事項等について検査する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 絶縁抵抗試験（配線完了後） 2. 光ファイバーケーブルの伝送損失測定 3. 機能試験（総合動作）（機器の設置及び配線完了後） 	標仕7編2.3.2

8. 昇降機設備工事

項 目	監督員の事務		処 理 方 法	資 料
	報告 ◎実施機関の長 ○担当主幹	受注者に対する措置		
施工計画書		承諾	設計図書等と照合し検討する。	
施工図及び施工		承諾 検査	<p>以下の事項等について、設計図書等と照合し検討する。また、施工検査を行う。</p> <p>1. 一般エレベーター設備</p> <p>(1) 機械室内機器</p> <p>ア 巻上機、電動機及びブレーキ</p> <p>(ア) 巻上機の取付けは確実に、網車にひびわれがなく自動停止の際、主索との間に著しいすべりが無いようにする。</p> <p>(イ) 電動機は、JIS C 4034-1による試験（特性試験、温度上昇試験、耐電圧試験、絶縁抵抗試験）を行い、その試験成績書を提出させる。</p> <p>(ウ) ブレーキは、動力が断たれたとき又は電気的安全装置が作動したときに、確実に作動するようにする。</p> <p>(エ) 鋼車、ロープ等の寸法確認</p> <p>(オ) 各機器の仕様確認</p> <p>イ 電源盤及び制御盤</p> <p>(ア) 受電盤及び主開閉器は、原則として機械室出入口に近く設置され、安全、かつ容易に操作できるようにする。</p> <p>(イ) 制御器その他の制御装置の取付けは強固で盤上の各スイッチの接点の作動は良好であること。</p> <p>ウ マシンビーム</p> <p>(ア) 鋼材又は形鋼製とする。</p> <p>(イ) 部材の寸法確認</p> <p>(ウ) ボルト、ナット、割ピン等の締付けと折曲げ確認</p> <p>(2) かご</p> <p>ア かご床</p> <p>(ア) 厚さ3.0mm以上のゴムタイル製又は厚さ2.0mm以上の合成樹脂製タイル張りとし、敷居はアルミニウム材又はステンレ</p>	建築基準法及び告示 機械標仕 9 編2章

8. 昇降機設備工事

項 目	監督員の事務		処 理 方 法	資 料
	報告 ◎実施機関の長 ○担当主幹	受注者に対する措置		
施工図及び施工(続)			<p>ス鋼板製とする。(荷物用を除く。)</p> <p>(イ) 前面には、出入口全幅をおおう鋼製エプロンを取付ける。</p> <p>イ かが室</p> <p>(ア) かが上には、保守点検用として、コンセント、保守運転用ボタンスイッチ及び運転停止用安全スイッチを取付ける。</p> <p>(イ) かが操作盤、かが内インジケータ、乗過ぎ警報装置、各階案内表示板、用途・積載量及び最大定員を明示した標識、インターホン、館内放送用スピーカ、換気扇、照明器具、停電灯を備える。</p> <p>(ウ) 寸法(出入口、本体、救出口)</p> <p>(エ) (一社)建築性能基準推進協会のエレベーター安全装置設置済マークを、かご内に表示する。</p> <p>ウ かごの戸</p> <p>(ア) 戸にはセーフティシューを取付け戸が閉まる際に人体が触れたときは直ちに反転して開くものとする。</p> <p>(イ) かが出入口検出装置を設ける場合は、多光軸式とする。なお、荷物用の場合は光電式とする。</p> <p>(3) 乗場 三方枠、乗場の敷居、乗場の戸、ドアロック、乗場ボタン、インジケータを設ける。</p> <p>(4) 昇降路内機器 ア 昇降路構造 昇降路周壁は、不燃材であること。 イ レール、レールブラケット、ガイドシュー、主索、張力平衡用ばね、ロープ自重の補償装置、釣合いおもりを設ける。</p> <p>(5) 安全装置 戸開走行保護装置、リミットスイッチ、ファイナルリミットスイッチ、過速安全スイッチ、非常止め装置、緩衝装置、インターホン、</p>	

8. 昇降機設備工事

項 目	監督員の事務		処 理 方 法	資 料
	報告 ◎実施機関の長 ○担当主幹	受注者に 対する措置		
施工図及び施工(続)			<p>ピット内安全スイッチ、かご上安全手すり等を設ける。</p> <p>(6) 耐震措置</p> <p>ア 移動ケーブル等が昇降路内の突起物により損傷を受けないものとする。</p> <p>イ 地震感知器連動による最寄り階停止装置を設ける。(荷物用を除く)</p> <p>ウ 地震感知器の取付で、P波感知器は昇降路底部、S波感知器は、機械室有りの場合は機械室に、機械室無しの場合は昇降路底部とする。</p> <p>(7) 管制運転等</p> <p>管制運転等は次による。</p> <p>ア 地震時管制運転</p> <p>イ 火災時管制運転</p> <p>ウ 非常用発電時管制運転</p> <p>エ 停電時救出運転</p> <p>オ 浸水時管制運転</p> <p>カ ピット冠水時管制運転</p> <p>キ 閉じ込め時リスタート運転</p> <p>ク 緊急地震速報連動運転</p> <p>ケ 長尺物振れ管制運転</p> <p>コ 自動診断仮復旧運転</p> <p>(8) エレベーター監視盤</p> <p>監視装置(表示部、操作部、インターホン等)、電源装置、操作卓を設ける。</p> <p>(9) エレベーター警報盤(適用は特記による)</p> <p>運行状態表示(運転、故障及び各種完成運転等)、操作スイッチ及びインターホン等を設ける。</p> <p>(10) 塗装</p> <p>ア かご室内、三方枠、戸の見え掛り部及びこれらに類するものは、塗装を施す。</p> <p>イ 塗装色は、(一社)日本エレベーター協会のエレベーター用色見本帳、(一社)日本塗料工業会の色見本帳によるものとする。</p>	

8. 昇降機設備工事

項 目	監督員の事務		処 理 方 法	資 料
	報告 ◎実施機関の長 ○担当主幹	受注者に対する措置		
施工図及び施工(続)			<p>(11) 電気配線</p> <p>ア エレベーター用ケーブルは、JIS C 3408(エレベーター用ケーブル)とする。</p> <p>イ 昇降路内の電線管は、機械的損傷を受けないよう構造体に堅固に取付ける。</p> <p>2. かが室内の付加仕様（適用は特記による）</p> <p>(1) かが内専用操作盤</p> <p>(2) かが内手すり</p> <p>(3) かが内鏡</p> <p>(4) かが内専用インジケータ</p> <p>(5) キックプレート</p> <p>(6) 視覚障害者用装置（乗場共）</p> <p>ア 点字銘板</p> <p>イ 自動放送装置</p> <p>3. 機械室（機械室レス型エレベーター設備を除く。）</p> <p>(1) 出入り口の大きさは、幅 0.7m以上、高さ 1.8m以上を有し、階段については、蹴上げ 23cm以下、踏面 15cm以上とする。</p> <p>なお、施錠装置を有する鋼製の戸を設ける。</p> <p>(2) 階段の両側に側壁又は手すりを設ける。また、屋上が通路になる場合も転落防止のため同様の手すりを設ける。</p> <p>(3) 天井高さは 2.0m以上とする。（定格速度によって異なる。）</p> <p>(4) 床面積は、昇降路の 2 倍以上とする。</p> <p>(5) 巻上機、電動機及び制御盤は、保守管理上の事を考慮して、柱及び壁から 50 cm以上離す。</p> <p>(6) 床面は平らな一様な面とし、電気配管はシンダーコンクリートの中に埋設する。</p> <p>(7) ロープ等の通るための穴には物がころがり落ちるのを防ぐために、スリーブを入れるか、せきを設ける。</p> <p>(8) 他の用途に使用しない。</p>	<p>機械標仕9編2章</p> <p>2.2.2.3</p>

8. 昇降機設備工事

項 目	監督員の事務		処 理 方 法	資 料
	報告 ◎実施機関の長 ○担当主幹	受注者に対する措置		
施工図及び施工(続)			<p>(9) 給・排水管及びエレベーターに関係のない配管設備は設けない。</p> <p>(10) 換気上有効な開口部又は換気設備を設けること。(機器からの発熱量を考慮し、機器の性能を正常に維持できること。)</p> <p>(11) 予備電源等による照明の配線を行う。</p> <p>(12) 点検照明用コンセントを、室内照明スイッチ近くに設ける。</p> <p>4. 昇降路</p> <p>(1) 頂部すき間 かごの枠の上端から昇降路の頂部にある床又ははりの下端までの垂直距離は、1.2m以上とする。(定格速度により異なる。)</p> <p>(2) 昇降路と他の用途との区画 ア 構造上軽微な部分を除き、昇降路の壁又は囲い及び出入口の戸は、難燃材料で造り、又は覆う。 イ 各階出入口枠まわりのモルタル詰め ウ 他の用途の配管、ダクト等は昇降路には設けない。</p> <p>(3) ピット ア ピット防水は完全に行う。 イ 点検用コンセントの取付け位置 ウ ピットの深さは最小1.2m以上とする。(定格速度によって異なる。) エ ピット下には原則として居室を設けない。</p> <p>(4) 敷居受床持ち出し寸法の確認(フェッシャープレートの必要性)</p> <p>5. 普及型エレベーター設備 1の事項以外の仕様は、製造者の標準仕様による。</p> <p>6. 非常用エレベーター設備 1によるほか、次の事項に注意する。</p> <p>(1) 機器の付加仕様 (2) 標識及び表示灯の設置 (3) 非常呼戻しボタン及びスイッチ等の設置</p>	<p>機械標仕9編3章</p> <p>機械標仕9編4章</p>

8. 昇降機設備工事

項 目	監督員の事務		処 理 方 法	資 料
	報告 ◎実施機関の長 ○担当主幹	受注者に 対する措置		
施工図及び施工(続)			<p>(4) かご内操作盤面に一次消防及び二次消防運転キースイッチを設ける。</p> <p>(5) 自動、手動及び解除機構を有する地震管制スイッチ及び地震感知器作動表示を中央管理室に設ける。</p> <p>(6) 低速運転装置（手動復帰装置を含む。）の設置</p> <p>(7) かご内に消防運転方法を示す表示板の設置</p> <p>(8) 手動復帰装置</p> <p>7. 小荷物専用昇降機設備</p> <p>(1) 機械室内機器</p> <p>ア 巻上げ機の駆動鋼車は鋳鉄製とし、主索に適応した溝形を有するものとする。</p> <p>イ 電動機は、JIS C 4034-1による試験（特性試験、温度上昇試験、耐電圧試験、絶縁抵抗試験）を行い、その試験成績書を提出させる。</p> <p>ウ 電源盤及び制御盤は、製造者の標準仕様とする。</p> <p>エ マシンビーム及び床材は鋼材又は形鋼製とする。</p> <p>(2) かご及び出し入れ口</p> <p>ア かご室及びかご床は、JIS G 4305 (SUS430以上の耐食性を有するもの)による厚さ1.2mm以上のものとする。</p> <p>イ 三方枠及び出し入れ口の戸はJIS G 4305 (SUS430以上の耐食性を有するもの)をヘアライン仕上げしたもので、厚さ1.5mm以上とする。</p> <p>ウ 操作盤、インターホン、ドアスイッチ、ドアロックを設ける。</p> <p>エ 手動開閉式の出し入れの戸が、3分以上開放状態にある場合に警報音を発する装置を設ける。</p> <p>(3) 昇降路内機器</p> <p>ア レール、主索、釣合おもり、ガイドシュ</p>	機械標仕9編5章

8. 昇降機設備工事

項 目	監督員の事務		処 理 方 法	資 料
	報告 ◎実施機関の長 ○担当主幹	受注者に 対する措置		
施工図及び施工(続)			<p>ーを設ける。</p> <p>イ 構造上、そらせ車を必要とする場合は、 鋳鉄製とする。</p> <p>(4) 安全装置 かごが最上階、最下階を行き過ぎないように、 リミットスイッチを設ける。</p> <p>8. 一般油圧エレベーター設備 1によるほか、次の事項に注意する。</p> <p>(1) 油容量及び防油堤 (2) 機械室と昇降路の油配管の貫通の処理 (3) シリンダーの油漏れ回収処置 (4) 消火器の設置 (5) 火気厳禁の表示</p>	改機仕7編2章
試 験		検 査	<p>寸法、構造、外観等のほかは、JIS A 4302（昇 降機の検査標準）に準じて試験を行う。</p>	機械標仕9編2章 2.2.13

9. 改修工事

項 目	監督員の事務		処 理 方 法	資 料
	報告 ◎実施機関の長 ○担当主幹	受注者に対する措置		
一般共通事項			「1. 一般共通事項」に準じて処理するほか、以下の事項に注意する。	
既存部分等への処置		指示 承諾	既存部分を汚染又は損傷した場合は、監督員に報告するとともに、承諾を受けて、原状に準じて補修させる。	改仕1編1.3.10
再使用機材		指示 協議	再使用する機材は、状態や性能・機能の確認を行い、機器に損傷を与えないよう丁寧に取り外し、清掃・洗浄等を実施させる。再取付け後には機能確認を実施させる。	改仕1編1.4.3
施工計画調査		指示	工事の着手に先立ち、実施工程表、施工計画書作成のための調査を指示する。また、防災設備等を改修する場合で、現行法令に適合しない箇所がないか確認させる。	改仕1編1.5.1
養生		指示 協議	既存部分の養生範囲は特記によるが、改修工事後にも使用される建築物、設備、備品等で改修工事中に汚損、変色等をおこす恐れがある箇所には養生を行うよう指示する。また、養生範囲は監督員と協議する。	改仕1編1.7節
発生材の処理等		指示	発生材のうち、PCBを含む機器類は、飛散、流出及び地下への浸透等がないように容器に納め、保管させ、工事完了後引渡しを受ける。 なお、容器については特記による。	改仕1編1.9.1
施工計画書(総合)		確認	工事着手前に提出させ、次の事項について確認する。 1. 現場仮設計画 外部足場は、「手すり先行工法による足場」を適用しているか確認する。	機械改仕1編2.21
記録		指示 確認	1. 建築副産物の適正処理に係る記録 工事が完成したときは、産業廃棄物管理票(マ	

9. 改修工事

項 目	監督員の事務		処 理 方 法	資 料
	報告 ◎実施機関の長 ○担当主幹	受注者に 対する措置		
<p>< 共通工事 ></p> <p>配管・配線工 事</p> <p>はつり、穴開 け</p> <p>インサート及 びアンカー</p>		<p>検査</p>	<p>ニフェスト)により適正に処理されていることを確認する。</p> <p>2. その他の適正処理に係る記録 産業廃棄物広域認定制度の認定を受けた製造者等により処理させる場合は、処理完了報告書等を提出させ、適正処理を確認する。</p> <p>標仕の各項に準じて処理するほか、以下による。</p> <p>配管・配線の改修については、改仕を参照のこと。</p> <p>はつり、穴あけに関する事項は、改仕を参照のこと。</p> <p>インサート及びアンカーに関する事項は、改仕を参照のこと。 確認の要点は次のとおり。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 既存のインサート及びアンカーボルトの状態及び強度（やむを得ず再使用する場合） 2. 耐震計算書との適合性 3. あと施工アンカーを施工する作業者の資格者証の写し 4. 金属製あと施工アンカーを使用する場合は、おねじ形の使用、埋込み深さ 5. 接着系あと施工アンカーを使用する場合は、穿孔深さ、孔内の清掃、硬化時間の確保 6. 性能確認試験及び施工後確認試験結果（特記により実施する場合） 	<p>改仕2編2.1.15</p> <p>改仕1編2章11節</p> <p>改仕1編2章12節</p>
<p>動力設備工事</p>		<p>検査</p>	<p>機器（照明器具、配線器具等）の取外し、再使用及び分電盤等の更新については、改仕を参照のこと。</p>	<p>改仕2編2.17.4 ～2.17.6</p>
<p>受変電設備工 事</p>		<p>検査</p>	<p>機器の取外し、再使用については、改仕を参照のこと。</p>	<p>改仕3編2.2.4</p>

9. 改修工事

項 目	監督員の事務		処 理 方 法	資 料
	報告 ◎実施機関の長 ○担当主幹	受注者に対する措置		
電力貯蔵設備 工事		検査	機器の取外し、再使用については、改仕を参照のこと。	改仕4編2.2.4
発電設備工事		検査	機器の取外し、再使用については、改仕を参照のこと。	改仕5編2.2.9 // 2.3.7 // 2.5.5 // 2.6.5
通信・情報設備 工事		検査	機器の取外し、再使用、主装置等の更新及び防災設備の改修については、改仕を参照のこと。	改仕6編2.1.13 ~2.1.16

機 械 設 備 工 事 編

項目	監督員の事務		処理方法	資料
	報告 ◎実施機関の長 ○担当主幹	受注者に対する措置		
設計図書及び現場の納まり等に関する疑義への対応	○	協議指示	<p>設計図書その他関係図書をよく確認し、十分に内容を検討し、不明確な事項は、設計者等に設計意図等を確認する。</p> <p>疑義内容（軽易なものを除く）については、速やかに工事報告書により担当主幹に報告する。</p> <p>受注者との協議結果は、軽易なものを除き工事報告書にまとめ、設計図書と異なる部分がある場合は、概算差引金額等を記入し、担当主幹の承認又は指示を受ける。</p> <p>なお、契約内容の変更については、約款第18条から第25条の規程及び設計変更ガイドラインに基づき行うものとする。</p>	<p>標仕1編1.1.6 " 1.1.8 監督要綱19条</p>
別契約の関連工事		指示	<p>関連工事の監督員等と、工程、取合い等について協議し、工事全体の円滑な進捗を図る。</p>	<p>標仕1編1.1.7 契約約款2条</p>
工程表	○	確認	<p>契約締結後、「工程表」を提出させ、担当主幹に報告する。</p>	<p>契約約款3条</p>
請負代金額内訳書		確認	<p>契約締結後、「請負代金額内訳書」を提出させ、確認する。</p>	<p>契約約款3条</p>
施工体制台帳及び施工体系図		確認	<p>「施工体制台帳」及び「施工体系図」の写しを提出させ、確認する。</p> <p>変更が生じた場合は、その都度速やかに提出させ、同様の確認を行う。</p> <p>なお、以下の書類を添付させる。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 建設業許可の写し (建設業許可が必要な場合) 2. 下請け契約書及び契約約款の写し (必要により基本契約書等を添付) 	<p>建設業法22条 " 24条の7</p>
火災保険等の写し		確認	<p>証券の写しを提出させ、保険の種類、期間等について特記仕様書と照合する。</p> <p>請負代金額、工期等に変更が生じた場合は、保険加入条件変更後の証券の写しを提出させ、同様の確認を行う。</p>	<p>契約約款57条</p>
現場代理人	○	確認	<p>「現場代理人等通知書」及び「経歴書」を提出させ、確認し担当主幹に報告する。</p>	<p>契約約款10条 監督要綱11条</p>

1. 一般共通事項

項目	監督員の事務		処理方法	資料
	報告 ◎実施機関の長 ○担当主幹	受注者に対する措置		
監理技術者等	○	協議	現場への常駐を要しない期間を特記した場合は、当該期間に常駐を求めることのないようにする。また、特記にて常駐を要しない期間が確定していない場合は、契約締結後、受注者と協議し、結果を工事報告書にまとめ速やかに工事報告書により担当主幹に報告する。	
	○	確認	「現場代理人等通知書」及び「経歴書」を提出させ、確認し担当主幹に報告する。	契約約款10条 建設業法26条
	○	協議	現場への専任を要しない期間を特記した場合は、当該期間に専任を求めることのないようにする。また、特記にて専任を要しない期間が確定していない場合は、契約締結後、受注者と協議し、結果を工事報告書にまとめ速やかに工事報告書により担当主幹に報告する。	確認要領 監理技術者制度運用マニュアル 監督要綱11条
		確認	<p>建設業法で規定する工事に係る監理技術者は、監理技術者資格者証を有する者とし、その写し（表裏）及び監理技術者講習修了証の写しを添付させる。また、現場においても、必要に応じ資格者証及び監理技術者講習修了証の提示を求め施工体制を確認する。</p> <p>1. 請負代金額が3,500万円以上（ただし、建築一式工事の場合は7,000万円以上）の場合は専任の主任技術者（監理技術者）が必要</p> <p>2. 下請代金の額の総額が4,000万円以上</p> <p>（ただし、建築一式工事の場合は6,000万円以上）の場合は監理技術者が必要</p> <p>※特定建設工事共同企業体については、取扱い別途</p> <p>請負代金額が3,500万円以上（ただし、建築一式工事の場合は7,000万円以上）の場合は、建設業許可申請書添付書類の専任技術者証明書の写し等を添付させ、営業所の専任技術者と兼務をしていないかを確認する。</p> <p>専任の主任技術者又は監理技術者においては、直接的雇用かつ3ヶ月以上の恒常的な雇用関係を確認する。</p> <p>監理技術者等の専任が必要な工事の場合は、契約後速やかに専任確認を実施する。また、必要により、適宜、施工中専任確認を行う。</p>	

項目	監督員の事務		処理方法	資料
	報告 ◎実施機関の長 ○担当主幹	受注者に対する措置		
専門技術者	○	確認	<p>その他、監理技術者制度の運用については、「監理技術者制度運用マニュアル」により確認する。</p> <p>専門技術者を置く場合は、「現場代理人等通知書」及び「経歴書」を提出させ、確認し担当主幹に報告する。</p> <p>なお、建設業法で規定する専門技術者は、附帯する他業種の工事を自ら施工する場合に必要となるため、当該業種の工事に関し主任技術者の資格を有する者とし、その写しを添付させる。</p>	契約約款10条 建設業法26条の2
工事現場への標識の掲示		確認	<p>1. 建設業の許可票 公衆の見やすい場所に、下請負人を含むすべての建設業者の標識が掲げられているかを確認する。</p> <p>2. 施工体系図 施工体系図が、工事現場の関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲げられているかを確認する。</p> <p>3. 労災保険関係成立票 労災保険に係る保険関係成立の年月日及び労働保険番号を見やすい場所に掲示しているかを確認する。</p>	建設業法40条 建設業法 施行規則25条 建設業法24条 の7 労働者災害補償保険法 施行規則49条
電気工作物の工事に関する保安	○	指示 承諾	<p>電気保安技術者について、総合施工計画書に記入させるとともに、その資格を証明する資料を添付させる。</p>	標仕1編1.3.2
工専用電力設備の保安		指示 確認	<p>工専用電力設備の保安責任者については、総合施工計画書に記入させる。</p>	
発生材の処理		確認	<p>1. 再資源化を図ると指定されたものは、次の事項について明記した報告書を提出させ、内容を確認する。</p> <p>(1)発生材の種類、数量 (2)収集運搬業者名及び許可証の写し (3)再資源化処理施設等の名称及び許可証の写し (4)施設に搬入した証明書等の写し (5)解体工事業者の登録証の写し (6)解体工事の技術管理者選任届</p> <p>2. 1以外のものは、「建設工事に</p>	建設リサイクル ル実施指針 改仕1編5.1.1 " 5.1.2 改仕3編2.4.3

1. 一般共通事項

項目	監督員の事務		処理方法	資料
	報告 ◎実施機関の長 ○担当主幹	受注者に対する措置		
臨機の処置	◎	指示	<p>係る資材の再資源化等に関する法律」、「資源の有効な利用の促進に関する法律」、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律」、「特定家庭用機器再商品化法」、「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」、その他関係法令等に基づくとところによるほか、「彩の国建設リサイクル実施指針」、「建設副産物適正処理推進要綱」に従い適切に処理させ、その内容を報告させる。</p> <p>災害、公害又は事故が発生した場合は、「埼玉県建築工事に伴う災害、公害及び事故防止対策要領」に基づき処理する。</p>	<p>標仕1編1.3.7 契約約款27条 事故防止要領</p>
実施工程表		承諾	<p>実施工程表は、次の事項等について確認する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 工程の順序 2. 建築工事、電気設備工事及びその他の工事工程 3. 仮設準備期間 4. 官公署等への届出書類提出時期 5. 施工計画書、製作図及び施工図の作成並びに承諾時期 6. 主要機器の製作期間及び現場搬入時期 7. 配管、配線、機器取付け等の施工の取合い及び取合い部分完了の時期（騒音、振動、じん埃発生工事の時期及び期間） 8. 試験の時期及び期間 9. 検査及び施工の立会い時期 10. 上下水道、ガス等の引込工事の時期及び期間 11. 試運転調整、総合調整の開始時期及び期間 12. 後片付け期間 13. 気候(雨、風、雪、気温等)、風土、慣習等の影響 14. 1 から13の各項目に対する余裕 	<p>標仕1編1.2.1</p>

項目	監督員の事務		処理方法	資料
	報告 ◎実施機関の長 ○担当主幹	受注者に対する措置		
週間又は月間工程表等		指示	週間又は月間工程表、工種別工程表を必要に応じて提出させる。	標仕1編1.2.1
施工計画書		指示	<p>施工計画書（施工計画図及び試験計画書を含む。）は、次のものについて期限を定め提出させ、設計図書、実施工程表等と照合して総合的に内容を把握し、それぞれに応じた処理を行う。（関連工事の監督員との協議等も含む。）</p> <p>1. 総合施工計画書 2. 工種別施工計画書</p> <p>ただし、施工計画書作成の必要性の少ないものは省略させてもよい。</p>	標仕1編1.2.2 材料検査要領 契約約款1条3項
		確認	<p>1. 総合施工計画書</p> <p>総合施工計画書の記載事項の標準は以下のとおりとし、工事内容により記載の必要性の少ないものは省略してもよい。契約額が500万円未満の場合は必要な事項のみの記載でよいものとする。 なお、設計図書で特に指定された事項については承諾を要する。</p> <p>(1) 施工体制と安全管理</p> <p>ア 現場施工体制 （現場職員構成、工種別責任者、電気保安技術者）</p> <p>イ 現場安全・衛生管理体制 （統括安全衛生責任者、安全衛生責任者、元方安全衛生管理者、電力設備保安責任者、特定元方事業者※等）※発注者が指名</p> <p>ウ 災害防止協議会の設置及び運営</p> <p>エ 日常安全管理 （店社パトロール、安全教育、訓練、安全巡視、TBM、KY等）</p> <p>(2) 現場仮設計画（配置図）</p> <p>ア 敷地周囲の仮囲い（出入口）</p> <p>イ 各仮設物の概略配置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・受注者事務所、材料置場等 ・施設使用者行動範囲との分離措置 ・人、材料、機器搬入の動線 ・別契約者に対する余地の確保 ・危険物置場の規模、位置 <p>(3) 災害、公害、事故防止への配慮</p> <p>(4) 出入口の交通安全対策</p> <p>ア 関係者以外の立入禁止</p> <p>イ 出入口の交通安全</p>	<p>労働安全衛生法 15条, 15条の2, 16条</p> <p>” 30条</p> <p>” 30条</p> <p>事故防止要領</p>

1. 一般共通事項

項目	監督員の事務		処理方法	資料
	報告 ◎実施機関の長 ○担当主幹	受注者に対する措置		
施工計画書 (続)		確認	<p>(5) 危険箇所の点検方法 (6) 緊急時の連絡方法 (掲示) (7) 火災予防 (消火器、すいがら入れ等) (8) 休日及び夜間警備体制</p> <p>(9) 官公署その他への届出手続等 (10) 救急用品の常備</p> <p>2. 工種別施工計画書 工種別施工計画書は、施工の品質を決定する具体的な施工計画書であり、工種毎に工事着手前に提出させ、次の事項について確認する。</p> <p>なお、工事内容により必要性の少ない事項は省略してもよい。契約額が500万円未満の場合は必要な事項のみの記載でよいものとする。</p> <p>また、個別の工事について具体的に検討することなく、どの工事にも共通的に利用できるように便宜的に作成されたものでないことを確認する。</p> <p>(1) 品質計画、一工程の施工の確認、施工の具体計画を定めるもの。</p> <p>原則として設計図書と相違ないものとするが、設計図書に明示のない施工上、必要な事項についても記載させる。 工種別施工計画書のうち、品質計画に係る部分について承諾する。</p> <p>ア 工期 イ 使用機材 ウ 施工方法 エ 安全管理 ・作業主任者等の資格者証の写し ・リスクアセスメント実施手順 (受注者が実施する場合のみ)</p> <p>オ 養生計画 カ 他の関連工事との施工区分 キ 品質計画 ・品質管理体制、フロー ・品質管理チェックリスト (管理項目、管理値等)</p> <p>ク 搬入計画 ・搬入用車両、使用揚重機 ・搬入ルート、マシンハッチ等の確保 ・資格者証の写し</p> <p>ケ 総合調整計画</p>	<p>標仕 1 編 1. 1. 3</p> <p>労働安全衛生法 14条, 28条の2 事故防止要領</p> <p>標仕 2 編 1. 3. 2</p>

項目	監督員の事務		処理方法	資料
	報告 ◎実施機関の長 ○担当主幹	受注者に対する措置		
敷地の状況 確認	○	指示	<ul style="list-style-type: none"> ・ 試運転調整組織 ・ 試運転調整工程表 ・ 手順及び安全対策 ・ 試運転調整チェックリスト（項目、事前作業等） <p>コ 建設副産物処理計画</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 再生資源利用 [促進] 計画書 ・ 産業廃棄物収集・運搬委託契約書の写し <ul style="list-style-type: none"> ・ 産業廃棄物処理委託契約書の写し ・ 処理業者等の許可証の写し ・ 産業廃棄物収集運搬車一覧表 ・ 積換、保管施設、中間処理施設、最終処分場までのフロー及び運搬経路地図 <p>(2) 試験等で、特に必要なものについては「試験計画書」を別途提出させ、担当主幹に報告し指示を受ける。</p> <p>(3) 工種別施工計画書を作成する工種は、各項によるほか、監督員が必要と認める工事とする。</p> <p>(4) 工種毎に施工に必要な資格者（技能士等）の資格者証の写しの添付を確認する。</p> <p>施工に先立ち、受注者に敷地の状況を確認させるために次の事項等の調査を指示する。</p> <p>1. 境界 敷地境界について不明確な点は、必要に応じて関係者の立会いを受けて、明確にし、記録する。</p> <p>2. 既設物件 建築物、工作物あるいは地下に埋設されたガス管、電線、電話ケーブル、給排水管等を設計図書により確認するとともに関係機関の協力を得て、設計図書に示されたもの以外に埋設物がないか確認する。</p> <p>3. 近隣対策</p>	<p>標仕 1 編 1. 3. 9</p> <p>改仕 1 編 5. 1. 1 " 5. 1. 2</p> <p>標仕 1 編 1. 4. 6 材料検査要領 監督要綱 22 条</p>

1. 一般共通事項

項目	監督員の事務		処理方法	資料
	報告 ◎実施機関の長 ○担当主幹	受注者に対する措置		
施工図等		承諾	<p>騒音、振動等について、事前に適切な処置を検討しておく。特に、近隣に影響を及ぼすおそれのある工事を行う場合は、近接建物工作物等に振動によるき裂、はく落、沈下等の事故が生じた場合の現状確認の資料とするため、関係者の立会いを求め写真等により現状を記録しておく。</p> <p>4. 敷地周辺の状況 敷地周辺の交通量、交通規制、仮設配管等を考慮し、建設機械、資材等の搬出入口の位置を確認する。</p> <p>5. 接続配管の状況 (1) 給水 給水経路については、取出し管の位置、水圧、口径、材質、深さ(埋設管の場合)について確認する。 さらに、給水装置に該当する場合は、負担金や行政指導の有無等について水道事業管理者と着工前に打合せすることを指示する。</p> <p>(2) 排水 排水経路は、敷地の高低、排出先のレベル、口径、材質について確認する。 さらに、公共下水道に接続する場合は、負担金や行政指導の有無等について下水道管理者と着工前に打合せすることを指示する。</p> <p>(3) ガス ガス経路については、取出し管の位置、口径、材質、深さ(埋設管の場合)について確認する。 さらに、都市ガスの場合には工事の申込みをすると同時に、供給ガスの熱量や供給ガスの圧力を確認するように指示する。</p> <p>施工図等は期限を定めて作成させ、設計図書と照合し、技術的、法的検討をするとともに、関連工事との取合い、及び維持管理性等の検討を行う。</p> <p>1. 施工図の種類(例) (1) 配管施工図(平面、立面、断面、詳細図) (2) ダクト施工図(平面、立面、断面、詳細図)</p>	標仕1編1.2.3

項目	監督員の事務		処理方法	資料
	報告 ◎実施機関の長 ○担当主幹	受注者に対する措置		
製作図			<p>(3) シャフト、ピット、天井内の部分詳細図</p> <p>(4) 機械室詳細図（機器の配置、及び配管、ダクト等）</p> <p>(5) 便所、洗面所、湯沸室、浴室の配管詳細図</p> <p>(6) トレンチ内詳細図</p> <p>(7) 見えがかり部の立面施工図</p> <p>(8) スリーブ・インサート図（穴明け、スリーブ、支持金物用インサートの位置や大きさの詳細図）</p> <p>(9) 機器類の基礎図、架台図</p> <p>(10) 機器の据付詳細図及び機器廻り配管図</p> <p>(11) 衛生陶器の取付詳細図</p> <p>(12) 吹出口・吸込口等の天井割付図</p> <p>(13) 装置組立図（トラップ、三方弁廻り等）</p> <p>(14) その他監督員が必要と認め指示するもの</p> <p>指示</p> <p>2. 総合図（プロット図） 関連工事との取合い（寸法的な納まり、技術上の関連）を検討するため、必要に応じて総合図（プロット図）の作成を指示する。</p> <p>3. バリアフリー及びユニバーサルデザイン</p> <p>すべての施設利用者が円滑かつ快適に利用できるよう配慮されているか確認する。</p> <p>承諾</p> <p>製作図、製作仕様書等は、期限を定め作成させ、設計図書と照合し、設計図書と相違する箇所は明示するよう指示する。 提出された製作図は、設計図書に定める品質及び性能に合致していることを確認するとともに、製造者、機器の納まり、接続配管口径、給排水や電気の容量、ガスの種類、振動、騒音、運転効率、維持管理性等について検討する。</p> <p>1. 製作図を必要とする機材</p>	<p>標仕1編1.2.3</p> <p>” 1.4.1</p> <p>グリーン調達推進方針</p> <p>グリーン購入法</p> <p>官庁施設の総合耐震計画基準及び同解説</p>

1. 一般共通事項

項目	監督員の事務		処理方法	資料
	報告 ◎実施機関の長 ○担当主幹	受注者に対する措置		
			<p>設計図書において、機能・性能、材質等が明記されているものは原則として製作図を必要とする。</p> <p>例) ボイラー・熱交換器・温風暖房機・冷凍機・冷却塔・空気調和機空気ろ過機・送風機・ポンプタンク（槽類）・放熱器・吹出口・吸込口・排煙口・自動制御機器・湯沸器・流し・浴槽・衛生陶器類・消火栓類・</p> <p>盤類・煙道・浄化槽・防震装置・架台・ダンパー類・フード・柵類・その他特殊機器</p> <p>2. 製作図の種類(例)</p> <p>(1) 機器一覧表（複数ある場合）</p> <p>(2) 機器仕様（能力、適用法規、届出の要否、取扱資格者の要否等）</p> <p>(3) 外形図 （平面図、立面図、断面図、必要な場合は内部構造図）</p> <p>(4) 据付図</p> <p>(5) 性能能力線図</p> <p>(6) 付属品仕様</p> <p>(7) 電気制御図</p> <p>(8) 計算書（防震計算書、耐震計算書）</p> <p>3. 製作図の記載事項(例)</p> <p>(1) 工事名称、作成年月日、目次</p> <p>(2) 外形寸法等必要寸法</p> <p>(3) 製品質量、運転質量</p> <p>(4) 電源（相、電圧、周波数）</p> <p>(5) 電動機保護形式、始動方式、極数</p> <p>(6) コイル、熱交換器等は損失水頭</p> <p>(7) 補給水必要圧力、口径、排水口径</p> <p>(8) 予想騒音レベル</p> <p>(9) 予想振動レベル</p> <p>(10) 保温・保冷仕様と施工区分</p> <p>(11) 防錆、塗装仕様と施工区分</p> <p>(12) 他工事（建築、電気、その他別途工事）との工事区分</p> <p>4. 製作図のチェックポイント</p> <p>(1) 製作図の作成範囲、電源、インターロック等他工事との取合いはよいか。</p>	

項目	監督員の事務		処理方法	資料
	報告 ◎実施機関の長 ○担当主幹	受注者に対する措置		
見本等		承諾	<p>(2) 機器の製造者は設計図書によって決めたか。</p> <p>(3) 設計図書の寸法・材質・機能・性能・電圧起動方式・ガスの種類・塗装・付属品等の条件を満たしているか。</p> <p>(4) 機器の使用勝手はよいか。保守点検、修理が容易にできるか。</p> <p>(5) 搬入、据付方法を検討したか。</p> <p>(6) 基礎図、据付図と照合したか。</p> <p>(7) 現場組立又は加工の必要性和その範囲を検討したか。</p> <p>(8) 接続口の位置、寸法はよいか。</p> <p>(9) 付属品、予備品に落ちはないか。</p> <p>(10) 耐震計算方法が「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準」に適合しているか。</p> <p>(11) バリアフリー及びユニバーサルデザインに配慮されているか。</p> <p>見本は、必要と認めるものについて期限を定め提出させ、設計図書と照合し、承諾後製作させる。</p> <p>1. 試作が必要な機材</p> <p>(1) 性能は指定されているが、寸法・材質等の詳細が任意に決められる特注品で、製作図だけでは性能の判定が困難で数量も多いもの（例 特注の消音器等）</p> <p>(2) 数量が多く、建築工事等との寸法的納まりや、取付け・取外しの難易等の確認が必要な特注品</p> <p>(3) 形状や色も重要な要素で、周囲との調和を実際に確認しておきたい特注品</p> <p>2. 見本品によって選定するもの 次のようなものは見本品によって選定するのが望ましい。</p>	

1. 一般共通事項

項目	監督員の事務		処理方法	資料
	報告 ◎実施機関の長 ○担当主幹	受注者に対する措置		
色等の指示	◎	指示	<p>(1) 大量生産されている小形機材で動かないもの（例 インサート、支持金物、継手類等）</p> <p>(2) 寸法、使用材料、工法が明示されており、現場加工されるもの（例 配管・ダクト施工見本、保温施工見本）</p> <p>(3) 機材の塗装色（塗り見本）</p> <p>見本等に基づき、関係担当者と調整し、速やかに受注者に指示する。 なお、主要な材料及び基調色については、実施機関の長の承認を受ける。</p>	標仕1編1.4.2
機材の搬入		確認	<p>受注者から監督員への報告は、材料検査請求書の提出をもって行う。</p>	標仕1編1.4.4
機材の検査等(材料検査)		検査承諾	<p>搬入された機材について、設計図書に定める品質及び性能に合致していることを、表示や品質証明資料等の提出書類により検査、確認する。</p> <p>検査方法は、設計図書の規定によるものとし、その他の事項は「埼玉県材料検査実施要領（機械設備工事編）」による。</p>	<p>標仕1編1.4.1</p> <p>” 1.4.2</p> <p>” 1.4.5</p> <p>監督要綱22条 契約約款13条 材料検査要領</p>
機材の検査に伴う試験	○	立会等	<p>設計図書に定められた場合、または試験によらなければ設計図書に定められた条件に適合することが証明できない場合に、立会試験や試験成績書等の提出を求め、設計図書に定められた性能を満たしていることを確認する。 （【参考資料】「1. 機材の試験」を参照のこと。）</p> <p>工場等で行う機材の試験を完了したときは、その結果を復命書に工事現場連絡票を添付し、速やかに担当主幹に報告する。</p>	<p>標仕1編1.4.6 材料検査要領</p> <p>材料検査要領10条</p>
一工程の施工の確認及び報告		確認	<p>工種別施工計画書の品質計画に基づき、一工程の完了毎に受注者の自主検査結果の報告を受ける。報告は、品質管理に責任を有する者で、監督員が承諾した者（一般的には主任技術者又は監理技術者）から受ける。</p>	標仕1編1.5.3

項目	監督員の事務		処理方法	資料
	報告 ◎実施機関の長 ○担当主幹	受注者に対する措置		
施工の検査等		検査	<p>施工状況を設計図書と照合するとともに、施工計画書に基づいた施工管理がなされていることを検査、確認する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 検査は、一工程の完了毎に施工者の自主検査終了後に行う。ただし、施工後では検査、確認が困難なものにあつては、作業以前又は作業中に検査、確認を行う。 2. 検査は立会い検査を原則とし、やむを得ず立会い検査が出来ない場合には、写真等の資料により検査する。 3. 次の場合は可能な限り全数検査とする。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 防災関係（防火区画の穴埋め等） (2) 隠ぺい部分（埋設排水管のこう配、天井内・床等の保冷工事等） 	標仕1編1.5.4
施工の検査に伴う試験		立会等	<p>次のような各種試験は監督員が立会って確認する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 水圧試験（必要な機器、配管等） 2. 満水試験（排水配管等） 3. 煙試験（トラップの水封確認） 4. 空気（気密）試験（必要な機器、配管等） 5. 試験運転調整（通水、冷暖房調整等） 	標仕1編1.5.5
施工の立会い等		立会	<p>工事が設計図書に基づき施工されているか必要に応じて確認する。 なお、立会いは抽出立会いとすることができる。</p>	標仕1編1.5.6
工事の記録	○	確認	<p>工事の経過に伴い、下記の文書等を整理する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 工事報告書 工事の経過に伴う仕様の変更又は不測の発生事項のうち、重要な事項について、その経過、原因、対策を記録、報告し担当主幹の指示を受ける。 2. 工事現場連絡票（工事現場打合せ記録） 協議、指示、承諾に関する事項及び監督員検査の結果等について、詳細に記録する。 3. 工事写真 	標仕1編1.2.4
		指示協議承諾		<p>監督要綱 12, 22, 23, 24, 26, 27, 31, 32, 34, 35条</p> <p>監督要綱12条</p> <p>工事写真要領</p>

1. 一般共通事項

項目	監督員の事務		処理方法	資料
	報告 ◎実施機関の長 ○担当主幹	受注者に対する措置		
	○	指示	<p>「埼玉県建築工事写真作成要領」及び「埼玉県電子納品運用ガイドライン」により撮影されていることを確認する。</p> <p>4. 見本品及び試験成績書 施工が適切なことを証明するために必要なものを提出させる。</p> <p>5. 工事進捗状況報告書 監督要綱に基づき、必要に応じて毎月末に作成し必要により作成し、担当主幹に報告する。</p> <p>6. 品質管理（社内検査）に係る記録</p> <p>7. 建設副産物の適正処理に係る記録 工事が完成したときは、次のものにより適正に処理されていることを確認する。</p> <p>(1) 再生資源利用〔促進〕実施書 (2) 産業廃棄物管理票 (マニフェスト) 又は電子マニフェストのA票、B2票、D票、E票 (3) 産業廃棄物収集運搬車の確認写真 (4) 中間処理場又は最終処分場に関する現地写真</p> <p>その他、受注者から提出される記録として、下記のものと考えられる。</p> <p>8. 安全活動に係る記録 (1) 災害防止協議会等 (2) 店社パトロール (3) 安全教育、訓練等 (4) 安全巡視、TBM、KY等 (5) 新規入場者教育</p> <p>9. 仮設備点検等に係る記録 (1) 過積載防止対策 (2) 機械・車両等点検整備 (3) 重機操作時安全点検記録 (4) 山留め、足場等の点検及び管理記録</p> <p>10. 排出ガス対策型及び低騒音・低振動型建設機械の使用に係る記録</p>	<p>電子納品要領</p> <p>監督要綱12条</p>
完成図等	○	指示	<p>工事が完成したときは、設計図書に基づき、次のものを提出させる。</p> <p>なお、完成写真は、必要に応じ実施機関の長に報告する。</p> <p>1. 完成図等 (1) 完成図面 (2) CADデータ等</p>	<p>標仕1編1.7.1 ～1.7.3</p> <p>” 1.7.5</p>

項目	監督員の事務		処理方法	資料
	報告 ◎実施機関の長 ○担当主幹	受注者に対する措置		
電子納品			<p>「埼玉県電子納品運用ガイドライン」又は「埼玉県建築工事図面情報電子化媒体作成要領」により作成させる。</p> <p>(3) 完成写真 「埼玉県建築工事写真作成要領」及び「埼玉県電子納品運用ガイドライン」により作成させる。</p> <p>2. 保全に関する資料 (1) 機器取扱い及び保守に関する説明書</p> <p>(2) 主要機器製造者一覧 主要な材料、機器名、製造者名、形式、型番、連絡先等を記載したもの</p> <p>(3) 官公署届出書類 (4) その他</p> <p>3. 試験成績書 機器類試験成績書、試運転記録及び機器の保証書を含む。</p> <p>4. 保守工具、備品、その他 鍵、保守工具及び備品、補修用予備部品、付属品等に目録を添えて提出させる。</p>	<p>工事写真要領 電子納品要領</p>
		協議	<p>「埼玉県電子納品運用ガイドライン」により「建築・設備工事着手時チェックシート」の項目に沿って着手時に協議を行う。</p>	電子納品要領
		指示	<p>工事が完成したときは、「埼玉県電子納品運用ガイドライン」に基づき、次のものを提出させる。</p> <p>1. 電子成果品（CD-R・DVD-R） 2. 電子媒体納品書</p>	
	確認	<p>電子成果品の内容確認は、「建築・設備工事完了時チェックシート」の項目に沿って、電子媒体の内容について確認する。</p>		

項目	監督員の事務		処理方法	資料
	報告 ◎実施機関の長 ○担当主幹	受注者に対する措置		
施工計画書 (工種別)		確認	<p>特に次の事項に留意して検討する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 仮設計画 <ol style="list-style-type: none"> (1) 配管加工場所計画図（工作機械配置、電源等） (2) 材料保管場所（位置及び養生方法） (3) 工作機械及び器具類の名称、種別、数量、電源、製造者名（写真の添付を指示する。） (4) 安全計画（ピット及びタンク内部等の酸素欠乏防止、ガス溶接安全対策） 2. 施工に必要な資格者 配管技能士、溶接技術有資格者、消防設備士、液化石油ガス設備士等とし資格者証の写しの添付を指示する。 3. 使用材料名（種類、規格、製造者名） 4. 施工方法 <ol style="list-style-type: none"> (1) 配管の接合方法（ねじ込み、メカニカル、接着、溶接、ろう付け、はんだ、フランジ、異種金属接合等） (2) 勾配、吊り・支持方法（支持（吊り）間隔、材料、勾配、防震・耐震、伸縮支持方法） (3) 埋設配管要領 (4) スリーブの材質、径及び固定方法 (5) インサートの材質、種別、寸法、強度 (6) 施工要領 <ul style="list-style-type: none"> ア 貫通部（防水層、防火区画等） イ 建物導入部及びエキスパンジョイント部 ウ 機器・装置廻り、エア抜き要領、区画処理 (7) 防振ゴムの種類、性能（防振施工の場合） (8) 防食施工要領 <ul style="list-style-type: none"> ア 異種金属接触箇所処理方法 イ マクロセル腐食防止処理方法 (9) 誤接続の防止措置 5. 残土処理方法及び産業廃棄物等処分方法 	標仕2編2章 6編
		承諾	<ol style="list-style-type: none"> 6. 品質計画 <ol style="list-style-type: none"> (1) 現場加工材の加工精度等の確認方法（ねじゲージ、転造ねじ専用内径ゲージ、被覆鋼管用専用ねじ込み工具の使用等） 	

2-1. 配管工事

項目	監督員の事務		処理方法	資料
	報告 ◎実施機関の長 ○担当主幹	受注者に対する措置		
施工図		承諾	(2) 下請負人又は作業員への施工方法の指導要領 (3) 一工程の施工確認方法（施工自主検査要領） 以下の図面を作成させて設計図書と照合し、設計条件及び施工納まり等を確認する。 1. スリーブ図（箱入れ図含む） 2. インサート図 3. 屋内配管図（平面、立面、断面、詳細図） 4. 屋外配管図（平面、立面、断面、詳細図） 各図面の具体的な確認項目は【参考資料】「3. 配管施工図の確認項目」を参照のこと。	標仕2編2章 6編
機材の検査 (材料検査)		検査 承諾	検査の要点は次のとおり。 1. 「給水装置の構造及び材質の基準に関する省令」（平成9年厚生省令第14号）に適合することを示す認証機関のマーク、JISマーク等の確認（JISマーク表示品及び日本水道協会規格品、日本水道鋼管協会規格品と指定された場合） 2. 配管材料、バルブ等の材質、種別、呼び径 3. 試験成績書（【参考資料】「1. 機材の試験」を参照のこと。） (1) 減圧弁（水用）はSHASE-S106（減圧弁）又はJIS B 8410（水道用減圧弁）に定める試験 (2) 減圧弁（蒸気用）はSHASE-S106（減圧弁）に定める試験 (3) 蒸気用安全弁はJIS B 8210（蒸気用及びガス用ばね安全弁）に定める試験 (4) 蒸気用温度調整弁は水圧及び作動試験結果 (5) 電磁弁、電動弁は水圧及び作動試験 4. その他設計図書による該当事項	標仕1編1.4.5 " 1.4.6
スリーブ インサートの 取付け		検査	次の事項等を施工図と照合し検査する。 1. 位置、寸法 2. 型枠、鉄筋等への固定方法	

項目	監督員の事務		処理方法	資料
	報告 ◎実施機関の長 ○担当主幹	受注者に対する措置		
施工の検査等		検査	【参考資料】「4. 配管施工の検査項目」を参照のこと。	標仕2編2章 6編
圧力試験		指示 承諾	<p>1. 圧力試験の一般事項</p> <p>(1) 試験は、配管途中若しくは隠ぺい、埋め戻し前又は配管完了後の塗装又は保温施工前に行う。</p> <p>(2) 圧力試験報告書（試験時の写真及び試験を行った系統を明示した略図を添付したもの）を提出させ、結果を承諾する。</p> <p>(3) 試験に先立ち、配管中のスケール、異物等を充分ブローする。</p> <p>(4) 水圧試験の試験圧力は、その系統の最低部における圧力とする。</p> <p>(5) 試験については【参考資料】「2. 配管の圧力試験等」を参照のこと。</p>	標仕2編2章 9節
満水、煙、通水試験		指示 承諾	<p>1. 試験の一般事項</p> <p>(1) 飲料水以外の給水管は、誤接続がないことを確認するため衛生器具等の取付完了後、系統毎に着色水を用いた通水試験等を行う。</p> <p>(2) 排水管は、満水試験を行い、衛生器具等の取付完了後に通水試験を行う。</p> <p>(3) 配管の埋め戻し及び保温施工前に実施させ、満水試験報告書（試験時の写真及び試験を行った系統を明示した略図を添付したもの）を提出させ、結果を承諾する。</p> <p>(4) 煙試験は、特記により行う。</p> <p>(5) 試験については【参考資料】「2. 配管の圧力試験等」を参照のこと。</p>	標仕2編2.9.3 標仕2編2.9.4
ガス試験		指示 承諾	<p>埋戻し及び塗装施工前に、次の事項により、受注者に試験を行わせ、圧力試験報告書（試験時の写真及び試験を行った系統を明示した略図を添付したもの）の提出を指示し、結果を承諾する。</p> <p>なお、液化石油ガス配管の場合は、気密試験の結果として、試験時の気温、天候、測定者、施工会社名を記載したガスチャートを添付するように指示する。</p>	標仕6編2.2.6 " 3.2.6

2-1. 配管工事

項目	監督員の事務		処理方法	資料
	報告 ◎実施機関の長 ○担当主幹	受注者に対する措置		
ガス試験 (続)			<p>1. 都市ガス配管</p> <p>(1) ガス事業法に定める技術基準及びガス供給事業者の供給約款その他の関係法令に基づき、試験及び検査を行う。</p> <p>(2) 試験は、気密・耐圧試験及び点火試験とする。</p> <p>(3) 気密試験の試験値は、最高使用圧力以上の圧力とする。</p> <p>(4) 耐圧部分（最高使用圧力が高圧又は中圧のガスによる圧力が加えられる部分）の耐圧試験の試験値は、最高使用圧力の1.5倍以上の圧力とする。</p> <p>(5) 点火試験は、ガスメーター取付け後、管内の空気を完全にガスと入れ替え、指定の圧力に調整された調整器を取り付けた後行う。</p> <p>2. 液化石油ガス配管</p> <p>(1) 試験は、気密・耐圧試験及び点火試験とする。</p> <p>(2) 気密試験は、窒素ガス、炭酸ガス又は空気を使用するものとし、その試験値は次表による。</p> <p>(3) 点火試験は、ガスメーター取付け後、管内の空気を完全にガスと入れ替え、指定の圧力に調整された調整器を取り付けた後行う。</p> <p>(4) 試験については【参考資料】「2. 配管の圧力試験等」を参照のこと。</p>	

項目	監督員の事務		処理方法	資料
	報告 ◎実施機関の長 ○担当主幹	受注者に対する措置		
施工計画書 (工種別)		確認	<p>特に次の事項に留意して検討する。</p> <p>1. 保温工事</p> <p>(1) 安全・養生計画（材料保管場所、養生方法）</p> <p>(2) 施工に必要な資格者 熱絶縁施工技能士等とし資格者証の写しの添付を指示する。</p> <p>(3) 材料及び保温種別 ア 保温材、外装材 イ 施工対象、施工区分（屋内露出、屋外露出等）</p> <p>(4) 施工方法（施工見取図又は施工見本）</p> <p>(5) 貫通部の処理（防火区画等）</p> <p>2. 塗装工事</p> <p>(1) 塗装材料の保管場所及び安全対策（防火対策、作業場所の換気方法）</p> <p>(2) 塗料の種別</p> <p>(3) 施工方法（塗装箇所・塗り回数等）</p> <p>(4) 仕上げ色</p> <p>(5) 記入文字（字体、表示箇所等）</p> <p>(6) 機器及び器具等の養生方法</p> <p>3. 品質計画</p> <p>(1) 現場加工材料の良否の基準</p> <p>(2) 現場施工条件の基準（天候、温度等）</p> <p>(3) 一工程の施工確認方法（施工自主検査要領）</p>	標仕2編3章
機材の検査 (材料検査)		検査 承諾	<p>検査の要点は次のとおり。</p> <p>1. 保温工事</p> <p>(1) 保温材料の材質、種類、等級、密度 ア 合成樹脂製カバーは、難燃性とし、JIS A 1322（建築用薄物材料の難燃性試験方法）に規定する防炎2級に合格したもので、板厚は合成樹脂カバー1は0.3mm以上、合成樹脂カバー2は0.5mm以上 イ グラスウール保温板は、「40K」と「32K」の表示</p> <p>(2) 設計図書によるJISマーク等の表示</p> <p>(3) 建築基準法による認定の有無（不燃材及び準不燃材の指定がある場合）</p> <p>(4) ホルムアルデヒド放散量</p> <p>(5) その他設計図書による該当事項</p>	標仕2編3章

2-2. 保温、塗装及び防錆工事

項目	監督員の事務		処理方法	資料
	報告 ◎実施機関の長 ○担当主幹	受注者に対する措置		
施工の検査等		検査	<p>2. 塗装工事</p> <p>(1) 塗装防錆材料の種別、品質</p> <p>(2) 設計図書によるJISマーク表示の有無</p> <p>(3) ホルムアルデヒド放散量</p> <p>(4) 防錆被膜試験報告書</p> <p>タンク類、ヘッダー等の防錆を工場で施す場合は、設計図書に基づき、以下の事項について試験を行い、結果を報告させる。</p> <p>ア エポキシ樹脂ライニングについては、ピンホール試験及び膜厚試験</p> <p>イ 亜鉛・アルミニウム合金溶射、アルミニウム溶射については、JIS H 8300（亜鉛・アルミニウム及びそれら合金の溶射）の8による試験</p> <p>ウ 熔融亜鉛めっきについては、JIS H 0401（熔融亜鉛めっき試験方法）による試験</p> <p>エ その他については、膜厚・外観検査</p> <p>検査の要点は次のとおり。</p> <p>1. 保温工事</p> <p>(1) 保温厚さ</p> <p>(2) 保温材の合せ目及び継目の状態</p> <p>(3) 鉄線巻き及びテープ巻きの状態</p> <p>(4) 鉄板等外装板のはぜ掛け等の仕上げの状態</p> <p>(5) 被覆物（ヘッダー、ストレーナー、弁等）の操作及び機能に対する支障の有無</p> <p>(6) 床貫通部の保温材の保護</p> <p>(7) 保温見切り端部の保護</p> <p>(8) 菊座及びバンドの取付け</p> <p>(9) 貫通部の処理（防火区画等）</p> <p>(10) ダクト用チャンバー類の内貼り状態</p> <p>(11) ダクト支持部、フランジ部の施工状態</p> <p>(12) 給湯管弁類の保温状態（屋内、屋外）</p> <p>2. 塗装工事</p> <p>(1) 下地処理、防錆及び塗装回数</p> <p>(2) 識別のための色別及び文字書きの字体、表示箇所</p> <p>(3) 仕上げ程度</p>	

2-2. 保温、塗装及び防錆工事

項目	監督員の事務		処理方法	資料
	報告 ◎実施機関の長 ○担当主幹	受注者に対する措置		

3-1. 空気調和設備工事

項目	監督員の事務		処理方法	資料
	報告 ◎実施機関の長 ○担当主幹	受注者に対する措置		
施工計画書 (工種別)		確認	<p>本項は、ダクト設備を除いた空気調和設備工事について記載する。 特に次の事項に留意して検討する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 機器仕様リスト 2. 機材搬入方法（通路、開口部、養生、揚重機器、安全対策等） 3. 作業場所（位置、面積、足場、電源及び保守） 4. 施工に必要な資格者 冷凍空気調和機器施工技能士等とし、資格者証の写しの添付を指示する。 5. 建築、電気設備工事との施工区分 6. 機器類の保管場所及び養生方法 7. 機器の取付及び据付方法 <ol style="list-style-type: none"> (1) 基礎仕様及び工事区分 (2) 防震基礎、耐震施工の方法及び計算書 8. 据付け及び取付け後の養生方法 9. 品質計画 <ol style="list-style-type: none"> (1) 下請負人又は作業員への施工方法の指導要領 (2) 一工程の施工確認方法（施工自主検査要領） 	標仕3編2章
製作図		指示 承諾	<p>製作図の要点は次のとおり。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 記載内容（例） <ol style="list-style-type: none"> (1) 製作図の種類 <ol style="list-style-type: none"> ア 機器一覧表（複数ある場合） イ 機器仕様（能力、適用法規、届出の要否、取扱資格者の要否等） ウ 外形図（平面図、立面図、断面図、必要な場合は内部構造図） エ 据付図 オ 性能能力線図 カ 付属品仕様 キ 電気制御図 (2) 共通記載事項 <ol style="list-style-type: none"> ア 工事名称、作成年月日、目次 イ 外形寸法等必要寸法 ウ 製品重量、運転重量 エ 電源（相、電圧、周波数） オ 電動機保護形式、始動方式、極数 カ コイル、熱交換器等は損失水頭 キ 補給水必要圧力、口径、排水口径 ク 予想騒音レベル ケ 予想振動レベル 	標仕3編1章

項目	監督員の事務		処理方法	資料
	報告 ◎実施機関の長 ○担当主幹	受注者に対する措置		
施工図		承諾	<p>コ 保温・保冷仕様と施工区分 サ 防錆、塗装仕様と施工区分 シ 他工事（建築、電気、衛生、その他別途工事）との工事区分</p> <p>(3) 計算書（防震計算書、耐震計算書）</p> <p>2. 検討項目</p> <p>(1) 設計図書との照合</p> <p>ア 主要部の材質、寸法、性能、構造及び防錆 イ 電動機出力と力率及び始動方式 ウ 制御及び保護装置 エ 付属品</p> <p>(2) 外形寸法（巾×長さ×高さ）と搬入口及び搬入路との関係</p> <p>(3) 接続配管類の位置及び寸法</p> <p>(4) 保守点検の容易さ</p> <p>(5) 法規との関連</p> <p>(6) 制御回路接続図</p> <p>次の事項等を設計図書と照合し、設計条件及び施工納まり等を確認する。</p> <p>1. 記載内容（例）</p> <p>(1) 機器配置図、他関連工事配置図 (2) 機器廻り配管詳細図（配管工事） (3) 機器廻りダクト詳細図（ダクト工事） (4) 機器基礎図</p> <p>2. 機器配置図の検討項目</p> <p>(1) 保守空間は確保されている (2) 操作盤・自動制御盤の位置は適切である (3) 点検口・盤扉の開閉に支障がない (4) 空冷式機器の空気の流れに支障がない (5) 重量機器の配置は構造上支障はない (6) 重要度の高い機器の上に漏水のおそれのある配管類がない (7) 機器の搬出入口、経路、大きさは確保されている (8) 重要な室の天井内に点検頻度の高い機器がない (9) 上下、左右の室に対し振動・騒音・温度の対策がとれている</p>	標仕3編2章

3-1. 空気調和設備工事

項目	監督員の事務		処理方法	資料
	報告 ◎実施機関の長 ○担当主幹	受注者に対する措置		
機材の検査 (材料検査)		検査承諾	(10) 法規による規制 なお、施工図の確認項目は【参考資料】「5. 空気調和設備工事の施工図の確認項目」を参照のこと。 検査項目は【参考資料】「6. 空気調和設備工事の機材の検査項目」を参照のこと。	標仕3編1章 材料検査要領
施工の検査等		検査	検査の要点は次のとおり。 検査項目は【参考資料】「7. 空気調和設備工事の施工の検査項目」を参照のこと。 1. 機器据付状態 (1) 基礎の形式、高さ、排水溝等 (2) アンカーボルトの径、個数、端あき（へりあき）寸法、ナットの掛かり具合（緩み止め）等 (3) 防振装置の形式、防振ゴム、耐震ストッパー等の取付状態 (4) 天吊り機器の支持ボルトの形式、ナットの掛かり具合、振れ止め等の取付状態 (5) 屋外設置機器の支持部材 2. 機器外観 (1) 機器外装の損傷 (2) 付属部品の適否 (3) 操作、保守管理上の障害 (4) エアフィルター他付属品の取付状態 (5) 屋外設置機器の支持部材の防錆仕様	標仕3編2章
完成前の試験等の準備		承諾	完成前の試験等の際し、原則として次の事項について確認し承諾する。 1. 試運転の手順と準備 (1) 関連工事の完了日 (2) 試運転調整の計画表の作成及び関連工事との打合せ (3) 機器類の性能試験表及び取扱説明書の有無 (4) 主要機器製造業者の技術者の配置の必要性 (5) 測定器の準備及び人員の配置計画 2. 試運転記録 (1) 様式 (2) 測定対象物 (3) 測定方法	

項目	監督員の事務		処理方法	資料
	報告 ◎実施機関の長 ○担当主幹	受注者に対する措置		
完成前の試験等		指示 承諾	<p>完成前の試験等として、次の事項を行うように受注者に指示し、結果の提出を受けて承諾する。</p> <p>1. 機器類の整備その他</p> <p>(1) 機器の整備</p> <p>ア 機器類の据付状態の再点検</p> <p>イ タンク類の水張り・ブローによる清掃(膨張タンク、蓄熱タンク、還水タンク等)</p> <p>ウ 冷却塔、送風機、空気清浄装置の内部清掃</p> <p>エ 空気調和機の内部清掃及びドレン排水口の確認</p> <p>オ ファンコイルのドレンパンの清掃</p> <p>カ 送風機、ポンプ等の軸受の注油の確認</p> <p>キ 制御盤の内部清掃</p> <p>ク 防振装置の固定金物取外し及び調整</p> <p>(2) 配管の整備</p> <p>ア 管内の水張り連続ブローによる清掃</p> <p>イ ストレーナーの清掃</p> <p>ウ 配管内のエア抜き(ポンプの圧力計の振れ具合によって確認)</p> <p>エ 蒸気管内のドレンを除去</p> <p>オ 弁の開閉操作の点検(エア抜き弁)</p> <p>カ 伸縮継手の取付状態及び固定点の点検</p> <p>キ 排水桝の清掃</p> <p>ク 排水系統の流末の点検</p> <p>(3) ダクトの整備</p> <p>ア 送風機の断続運転によるダクト内の清掃(室内の清掃前に実施)</p> <p>イ ダンパー類の開閉操作の点検(特に防火、防煙ダンパーは注意する。)</p> <p>ウ 吹出口、吸込口、排煙口の調整と作動点検</p> <p>(4) 電気配線の整備</p> <p>ア 盤内及び各接続端子類の確認、点検</p> <p>イ 絶縁抵抗、電圧等の確認</p>	標仕3編

3-1. 空気調和設備工事

項目	監督員の事務		処理方法	資料
	報告 ◎実施機関の長 ○担当主幹	受注者に対する措置		
完成前の試験等 (続)			<p>ウ 導通試験による誤接続又は接続不良確認 エ 各種リレーの作動確認</p> <p>(5) その他留意事項 ア 送風機の最初の始動は、風量調節ダンパーの開度を制限して行う。 また、1、2度瞬時運転してから連続運転とする。 イ 空気ろ過器のろ材は、ダクト内のほこり出しを行った後に取り付ける。</p> <p>2. 個別試運転調整 総合試運転の前に機器の個別運転と調整を次の事項について行う。なお、主要機器の個別運転と調整は、メーカー側技術者立会いのもとに行う。 個別試運転調整の方法は【参考資料】「8. 空気調和設備工事の完成検査前の試験等(1)個別試験運転調整」を参照のこと。</p> <p>3. 総合試運転調整 総合試運転は、装置全体を稼働状態に置いて行う。設計図書に意図された機能を満足させるために、設計数値と照合しながら各機器相互間の関連を検討し、次の事項等について調整を行う。</p> <p>(1) 風量の測定 ア ダクト内の風速を測定する場合 原則として測定点は、矩形ダクトの場合は同一断面内で16点以上、円形ダクトの場合は、12点以上取ることが望ましいが、ダクトの複雑さ、測定口の個数等により検討し承諾する。 イ 空気の偏流がある吹出口、吸込口(シーリングディフューザー等)の風速を測定する場合 熱線風速計を直接挿入する方法は20~30%の誤差があるので、十分な直線部を有する補助ダクト(直線部に風量測定口を付けたもの)を使用して測定を行うように指示する。 ウ 風量の計算式は以下のとおり。 ・ダクトの場合</p>	

項目	監督員の事務		処理方法	資料
	報告 ◎実施機関の長 ○担当主幹	受注者に対する措置		
完成前の試験等 (続)			$Q = 3600 \times S \times V$ <ul style="list-style-type: none"> ・吹出口の場合 $Q = 3600 \times (A + a) / 2 \times V$ ・吸込口の場合 $Q = 3600 \times (A + a) / 2 \times V \times 0.8$ <p> Q : 求める風量 (m³/h) S : 有効断面 (m²) V : 平均風速 (m/s) A : 吹出口・吸込口の全面積 (m²) a : 吹出口・吸込口の開口面積 (m²) </p> <p>(2) 風量の調整 風量の調整にあたっては、送風機の工場での試験成績表、ダクト系統図、測定記録表等を作成し準備してから調整する。なお、代表的な調整法には次の方法があるので受注者と協議し決定する。</p> <p> ア 単純繰返し法 イ 比率調整法 ウ 窪田法 (詳細については【参考資料】「8. 空気調和設備工事の完成検査前の試験等(2)風量の調整方法」を参照のこと。)</p> <p>(3) 水量の調整 水量の測定は、ポンプを運転し、工場での試験成績表の電流値、揚程等を照合し推定する。流量計が取り付けられた場合は流量の測定は、その流量計によって行う。調節には、ポンプの主弁、枝管の弁を開閉して行う。</p> <p>(4) 運転状態の測定 全体的な調整が完了後、総合運転を行い次の事項を測定し、これを記録しておく。</p> <p> ア 送風機の出口、吹出口、還気の温度、外気の温湿度測定 イ ボイラー、冷凍機、熱交換器、冷温水ヘッダー、空気調和機等の出入り口水温測定 (ただし、冷温水ヘッダーは、入口水温のみの測定でよい) ウ 送風機、ポンプのモーター、軸受部に異常温度がないか確認する。</p>	

3-1. 空気調和設備工事

項目	監督員の事務		処理方法	資料
	報告 ◎実施機関の長 ○担当主幹	受注者に対する措置		
完成前の試験等 (続)			<p>エ ポンプの吐出圧、ダクトの静圧、空気清浄装置の圧力損失等のダクト系及び要所の圧力測定</p> <p>オ その他、電動機の電流、電圧等の測定</p> <p>(5) 環境の測定</p> <p>ア 温湿度の測定は、室内空気の場合は、室中央部の床上705～1,200mmの高さ、室外は、1,200～1,500mmの高さを標準とする。</p> <p>イ 室内気流の測定は、吹出気流が居住域に達する付近の分布を測定し、その値は0.1～0.18m/s程度になるようにする。</p> <p>ウ 空気中のじんあい量の測定は、室中央部の床上750～1,200mmの高さを標準とする。</p> <p>エ 騒音の測定は、室外においては、冷却塔、排気ガラリ等からの騒音敷地境界線上で測定する。室内においては、吹出口、吸込口から近い居住域で測定する。</p>	

3-1. 空気調和設備工事

項目	監督員の事務		処理方法	資料
	報告 ◎実施機関の長 ○担当主幹	受注者に対する措置		

項目	監督員の事務		処理方法	資料
	報告 ◎実施機関の長 ○担当主幹	受注者に対する措置		
施工計画書 (工種別)		確認	<p>本項は、空気調和設備工事のうちダクト工事について記載する。(以下、共通)</p> <p>特に次の事項に留意して検討する。</p> <p>1. 仮設計画 資材の保管場所及び保管方法。(総合仮設で示されていない部分を指す。作業場所、仮設足場、揚重装置等は総合施工計画書で示す。)</p> <p>2. 施工に必要な資格者 建築板金施工技能士等とし資格者証の写しの添付を指示する。</p> <p>3. 施工方法</p> <p>(1) インサートの材質、種別、寸法、強度</p> <p>(2) ダクトの支持材料及び支持要領</p> <p>(3) ダクト工法</p> <p>(4) ダクトの分岐割込み方法</p> <p>(5) 送風機廻りのダクトの検討</p> <p>(6) 吹出口、吸込口の取付方法及びダクトの接続方法</p> <p>(7) 防振ゴムの種類、性能(防振施工の場合)</p> <p>(8) 防音を必要とする部屋及び壁貫通部の遮音施工要領</p>	標仕3編2章
製作図		承諾	<p>4. 品質計画</p> <p>(1) 下請負人又は作業員への施工方法の指導要領</p> <p>(2) 一工程の施工確認方法(施工自主検査要領)</p>	
		承諾	<p>製作図の要点は次のとおり。なお、ダクトは、加工後でも板厚、JISマーク等の確認ができるように表示面が外にできるように指示する。</p> <p>1. 設計図書との照合</p> <p>(1) 主要部の材質、寸法、構造及び機能(特に防煙ダンパー、ピストンダンパーについては復帰方式、操作方法を確認する。)</p> <p>(2) 接続ダクトの寸法</p> <p>(3) 付属品</p> <p>2. 保守点検の容易さ</p> <p>3. 法規との関連</p>	標仕3編1章

3-2. ダクト工事

項目	監督員の事務		処理方法	資料
	報告 ◎実施機関の長 ○担当主幹	受注者に対する措置		
施工図		指示承諾	<p>ダクト施工図は、設計図書に従い、必要に応じ現場実測の上、接合用フランジ、補強フランジ、分割割込み寸法等を記入したものを作成させ、設計図書に適合するよう調整する。この際、必要に応じて施工見本の提出を受けて確認する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. スリーブ（穴明け共）図 2. インサート図 3. ダクト施工図 <ol style="list-style-type: none"> (1) ダクト系統図 (2) 各階ダクト平面図、断面図 (3) 各階シャフト廻り平面図、断面図 (4) 中央及び各階機械室詳細図 (5) 吹出口・吸込口取付詳細図 (6) ガラリ廻り詳細図 (7) フード廻り詳細図 (8) 共通吊りその他特殊な支持要領図 (9) 排煙口、手動開放装置取付詳細図 <p>検討項目は【参考資料】「9. ダクト施工図の確認項目」を参照のこと。</p>	標仕3編2章
機材の検査 (材料検査)		検査承諾	<p>機材の検査の要点は次のとおり。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. JISマークの表示の確認 (JISマーク表示品と指定された場合) 2. フレキシブルダクト 製品としての建築基準法施行令第108条の2の規定による不燃材料の認定票 3. 防火ダンパー、防煙ダンパー及び防火防煙ダンパー <ol style="list-style-type: none"> (1) 建築基準法令に適合していることを、次により確認する。 <ol style="list-style-type: none"> ア 国土交通大臣が定めた構造方法による製品であること <p>確認方法の例</p> <ul style="list-style-type: none"> ・昭和48年建設省告示第2565号の遮煙性能試験、告示第2563号の温度ヒューズ作動試験の試験成績書 (280℃の温度ヒューズとする場合を除く) 及び日本防排煙工業会の自主適合マーク ・(一財)日本建築センターの防災機器性能評定による評定書 ・(一財)建材試験センターの防火性能等該当証明事業による証明 	標仕3編1章

項目	監督員の事務		処理方法	資料
	報告 ◎実施機関の長 ○担当主幹	受注者に 対する措置		
施工の検査 等		検査	<p>注意) 上記は各団体の自主的な事業 であるので、適不適の最終判断 は建築確認による。</p> <p>イ 指定性能評価機関の審査を経て、 国土交通大臣の認定を受けたもので あることを確認。(特殊な構造方法 を用いた場合)</p> <p>(2) 温度ヒューズの動作温度が適正で あること ア 一般ダクト：72℃ イ 厨房排気ダクト：120℃ ウ 排煙ダクト：280℃</p> <p>4. ピストンダンパー JIS A 1314 (防火ダンパーの性能 試験方法) に定める試験による漏気 量及び作動試験成績書</p> <p>5. 逆流防止ダンパー ケーシングに気流方向が明示され ている。</p> <p>6. 排煙用ダクトに使用するたわみ継手 (一財) 日本建築センターの防災機 器性能評定品であること。</p> <p>7. 排煙口 漏気量及び作動試験成績書</p> <p>検査の要点は次のとおり。</p> <p>1. スリーブ、インサート取付工事 (1) 位置、寸法 (2) 形枠、鉄筋等への固定方法</p> <p>2. ダクト工事 (1) 工法確認(アングル工法、共板工法、 スライド工法の別) (2) ダクトの位置及び寸法 (3) ダクトの製作状況 ア 継目 (特にシールの状態) イ 板厚 ウ 接続箇所 (フランジ形鋼の寸法、 間隔及びリベット、ボルトのピッ チ) エ 補強方法 オ リベットのかしめ状態</p> <p>(4) 取付状態 ア フランジ用ガスケットの挿入状態 イ 使用ボルトの径及び締付状態</p>	標仕3編2章

3-2. ダクト工事

項目	監督員の事務		処理方法	資料
	報告 ◎実施機関の長 ○担当主幹	受注者に対する措置		
施工の検査等 (続)			<ul style="list-style-type: none"> ウ ダクトの支持間隔、支持・固定及び振れ止め方法 エ 防振ゴムの取付状態 (防振支持の場合) (5) 防火区画等の貫通部の処理 3. ダクト付属品取付工事 (1) フレキシブルダクトの取付状態 (曲がり等) (2) 吹出口、吸込口等 <ul style="list-style-type: none"> ア 形式及び位置 イ 取付状態及びダクトとの接続状態 (3) 風量調節ダンパー <ul style="list-style-type: none"> ア 位置 イ 開度表示と実際のダンパー開度の食い違い調整 ウ 取付状態 (ハンドル操作、リンクの作動確認) (4) 防火ダンパー、防煙ダンパー等 <ul style="list-style-type: none"> ア 位置 イ 支持・取付けが標仕標準図どおりに行われているか。 ウ 温度ヒューズ保守空間の確保 (5) たわみ継手 <ul style="list-style-type: none"> ア 材質、寸法 イ 取付状態 (たわみ状態) ウ ピアノ線補強有無 (6) 排煙口及び手動操作箱 <ul style="list-style-type: none"> ア 位置 イ 取付状態 (7) 風量測定口 <ul style="list-style-type: none"> ア 個数及び位置 イ 取付状態 (8) 定風量ユニット、変風量ユニット <ul style="list-style-type: none"> ア 形式、性能 イ 取付状態 (特に、上流部に十分な直線部を有するか。) 	

項目	監督員の事務		処理方法	資料
	報告 ◎実施機関の長 ○担当主幹	受注者に対する措置		
施工計画書 (工種別)		確認	<p>特に次の事項に留意して検討する。</p> <p>1. 仮設計画</p> <p>(1) 配管加工場所の位置及び電源等</p> <p>(2) 材料保管場所の位置及び養生方法</p> <p>2. 施工に必要な資格者 第一種、第二種電気工事士等とし資格者証の写しの添付を指示する。</p> <p>3. 施工方法</p> <p>(1) コンクリート埋設配管</p> <p>ア 管相互の接続方法</p> <p>イ 管とボックス類の接続方法</p> <p>ウ 鉄筋等への結束方法及び間隔</p> <p>エ 管相互及び管と型枠との間隔</p> <p>オ 平面打継ぎ部分の養生方法等</p> <p>カ ボンディングの要否及びその種類、方法</p> <p>(2) 天井内等隠ぺい配管及び露出配管</p> <p>ア 支持金物の種類及び支持方法</p> <p>イ 支持間隔</p> <p>ウ 防火区画貫通部の処理方法</p> <p>エ 外壁貫通部の防水処理方法</p> <p>オ 塗装の要否、方法及び色別等</p> <p>カ ボンディングの要否及びその種類、方法</p> <p>(3) 配線工事</p> <p>ア 電線種類、規格及び色別</p> <p>イ 心線相互の接続方法（圧着スリーブの規格及び種別）</p> <p>ウ 接続部分の絶縁処理方法（テープ巻、合成樹脂モールド等）</p> <p>エ 耐火電線等の接続及びその耐火処理方法等</p> <p>(4) 機器取付工事</p> <p>ア 機器の支持及び機器の取付方法</p> <p>イ 吊りボルト、アンカーボルト、壁支持材及び取付精度等</p> <p>ウ 配線接続要領</p> <p>エ 関連機器及び別途機器との取合い条件等</p> <p>オ 電気方式、容量、数量、場所、インターロック等</p> <p>カ 電源（常用電源、非常用予備電源、機器との接続）</p> <p>キ 機器取付け後の養生及び補修</p> <p>(5) 接地工事 地質、既存埋設物の確認</p> <p>(6) 地中配線工事</p>	標仕4編1章 " 2章

4. 自動制御設備工事

項目	監督員の事務		処理方法	資料
	報告 ◎実施機関の長 ○担当主幹	受注者に 対する措置		
製作図		承諾	<p>ア ガス管、水道管等地下埋設物の事前調査及び防護方法</p> <p>イ 掘削工法（山止めの要否等）</p> <p>4. 品質計画</p> <p>(1) 下請負人又は作業員への施工方法の指導要領</p> <p>(2) 一工程の施工確認方法（施工自主検査要領）</p>	
		承諾	<p>製作図の要点は次のとおり。</p> <p>1. 機器製作図の内容</p> <p>(1) 計装図（機器表及びバルブを含む）</p> <p>(2) 監視点一覧表</p> <p>(3) 監視系統表（行先ブロックチャート）</p> <p>(4) 自動制御盤製作図</p> <p>(5) 中央監視盤製作図</p> <p>(6) ディスプレイ画面製作図</p> <p>(7) 各種機器仕様</p> <p>2. 設計図書との照合</p> <p>(1) 制御方式（電気式、電子式、デジタル式、空気式）</p> <p>(2) 制御ポイント数及び制御機能</p> <p>(3) 電気工事との施工区分（インターロック、電源等）</p> <p>(4) 付属品</p> <p>3. 盤製作図の確認事項</p> <p>(1) 盤類の外径寸法（巾×長さ×高さ）と搬入口（搬入路）との関係</p> <p>(2) 入力信号の種別</p> <p>(3) 電源、電圧の種別</p> <p>(4) 他工事盤との外形寸法、塗装色の統一性の要否</p> <p>(5) 使用材料の指定の有無</p> <p>(6) リモートステーション盤等は作動説明を求める</p> <p>(7) 発熱の程度</p> <p>4. 接続配管類の位置及び寸法</p> <p>5. 保守点検の容易さ</p> <p>6. 法規との関連</p>	標仕4編1章 " 2章
施工図		承諾	<p>施工図の要点は次のとおり。</p> <p>1. 施工図の記載内容</p>	標仕4編1章 " 2章

項目	監督員の事務		処理方法	資料
	報告 ◎実施機関の長 ○担当主幹	受注者に 対する措置		
機材の検査 (材料検査)		検査 承諾	<p>(1) 平面図（防火・防煙区画を明示する）</p> <p>(2) 断面図（詳細図を含む）</p> <p>(3) インサート・スリーブ図</p> <p>(4) 取付方法要領図</p> <p>(5) 幹線系統図</p> <p>(6) 結線図</p> <p>(7) 相対表</p> <p>2. 施工図の検討事項</p> <p>(1) 設計図書との整合</p> <p>ア 機器の名称、番号及び系統名</p> <p>イ 機器の配置（特に温湿度調節器、制御弁等の位置が、ダクト施工図や配管施工図と整合しているか）</p> <p>ウ 配管配線の施工区分（隠ぺい、露出、ラック、電線管内）</p> <p>エ 配管配線の種別及び寸法</p> <p>オ 操作方法（必要に応じ、箇条書きで操作順序及び操作方法を記載した文書を受注者に作成するように指示する）</p> <p>カ 電気工事等他工事との取合い区分（特に一次側電気工事との施工区分）</p> <p>(2) 壁貫通箇所的位置、高さ及び盤の位置等必要な寸法が記入されている</p> <p>(3) 調節器や操作盤等の取付高さや位置が機能及び操作に支障がない（特に温度調節器が直接日射の影響を受けないこと。また、複写機等発熱機器の上にないこと。）</p> <p>(4) 空気式の場合、ドレン抜きが考慮されているか。</p> <p>(5) 関連他工事の配管及び機器との位置関係（電気配管配線、給排水衛生配管、照明器具等）</p> <p>(6) 法規による規制</p> <p>検査の要点は次のとおり。</p> <p>1. 電線管、フロアダクト及び付属品</p> <p>(1) 寸法、構造、外観（凹み、き裂等）、製造所</p> <p>(2) JISマーク表示品についてはマークの有無</p> <p>2. プルボックス</p> <p>(1) 寸法、構造、塗装、外観</p> <p>(2) 屋外で使用されるものの防水構造</p>	標仕4編1章

4. 自動制御設備工事

項目	監督員の事務		処理方法	資料
	報告 ◎実施機関の長 ○担当主幹	受注者に 対する措置		
施工の検査等		検査	<p>(3) 大型のものの補強</p> <p>(4) セパレータがあるものについては構造、取付状態</p> <p>3. ケーブルラック 寸法、構造、塗装、外観、強度等</p> <p>4. 電線、ケーブル類</p> <p>(1) 寸法、構造、外観、製造所</p> <p>(2) JISマーク表示品についてはマークの有無</p> <p>5. 配線器具類</p> <p>(1) 寸法、構造、形式、外観、作動状態、製造所</p> <p>(2) JISマーク表示品については、マークの有無</p> <p>6. 盤類</p> <p>(1) 製作図に基づき確認する。 ア 寸法、構造、塗装、鋼板の厚さ イ 内部機器の個数 ウ 各機器の電圧、電流、遮断容量 エ 製造所</p> <p>(2) 操作及び制御回路を確認するための作動試験</p> <p>(3) 耐火、耐熱、防水等の要求がある場合の処理方法</p> <p>(4) 絶縁抵抗試験、耐電圧試験</p> <p>7. その他設計図書による該当事項</p> <p>検査項目については【参考資料】「10. 自動制御設備工事の施工の検査項目」を参照のこと。</p>	標仕第4編2章
機材の試験		検査承諾	<p>標仕の当該事項により自主検査の実施を求め、(a)自動制御機器、(b)自動制御盤、(c)端末装置、(d)中央監視盤の試験成績書の提出を受ける。</p> <p>1. 試験項目</p> <p>(1) 動作試験</p> <p>(2) 耐電圧試験</p> <p>JEM 1460:2008 (配電盤・制御盤の定格及び試験)による。</p> <p>2. 絶縁抵抗試験</p> <p>次の電気配線の絶縁抵抗試験を行い、記録し、整理、保管する。</p> <p>(1) 機器を除くすべての電気配線</p> <p>(2) 機器を含む電気配線</p>	標仕第4編1.6.1電気標仕

項目	監督員の事務		処理方法	資料
	報告 ◎実施機関の長 ○担当主幹	受注者に対する措置		
試験調整等		指示承諾	<p>(3) 使用する絶縁抵抗計及び1分岐回路の抵抗値は次の値を原則とする。 ア 弱電回路250Vメガで5MΩ以上(IC回路等は切り離すこと。) イ 低圧回路500Vメガで5MΩ以上</p> <p>3. 接地抵抗試験 機器等への接続を切離した後、各補助接地極間を10m以上離し、接地抵抗の測定を行う。なお、測定の際、隣接した他の接地極を補助接地に使用してはならない。</p> <p>各機器単体の試験調整を総合調整に先立ち実施させ、その後設備全体の総合調整に合わせ自動制御設備の総合調整を実施させる。</p> <p>試験調整結果については、報告書の提出を受ける。</p> <p>試験調整の概略は、以下のとおり。</p> <p>1. 計器単体の調整 下記の事項について、計器に模擬入力をあたえ出力信号測定することにより実際の使用条件に適合していることを確認する。</p> <p>(1) 温度調節器は、目盛範囲、動作隙間、最低又は最高許容温度等 (2) 圧力調整器は、目盛範囲、動作隙間、比例帯、積分時間、脈動に対する処置等 (3) 熱交換器等の温度検出器又は調節器の取付位置及び保護管取付けによる時間遅れ対策等 (4) 制御弁、ダンパーの開度とモーターの開度を一致させるようにリンケージの調整を行う。</p> <p>2. ループテスト (1) 各ループについて検出部（サーモスタット、ヒューミディスタット等）の設定点を上下して、その場所の状態点を変化させ、操作部（弁、ダンパー等）の作動を確認する。 (2) 中央監視盤の監視、記録状態及び作動の調整</p>	標仕4編2.4.1 " 2.4.2

4. 自動制御設備工事

項目	監督員の事務		処理方法	資料
	報告 ◎実施機関の長 ○担当主幹	受注者に対する措置		
試験調整等 (続)			<p>ア 各検出端からの指示又は記録状態の調整</p> <p>イ モーター等機器の運転、停止、故障警報等の媒体からの指示又は記録状態の調整</p> <p>ウ 遠隔操作による起動及び停止の作動、その時の各機器相互間のインターロックが機能するか確認する。</p> <p>3. 総合調整 各機器単体と各装置が系統的に統合されて、設計図書に示された機能を満足することを確認する。</p>	

項目	監督員の事務		処理方法	資料
	報告 ◎実施機関の長 ○担当主幹	受注者に対する措置		
施工計画書 (工種別)		確認	<p>特に次の事項に留意して検討する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 機器仕様リスト 2. 機材搬入方法（通路、開口部、養生、揚重機器、安全対策等） 3. 作業場所（位置、面積、足場、電源及び保守） 4. 施工に必要な資格者 消防設備士等とし資格者証の写しの添付を指示する。 5. 建築、電気設備工事との施工区分 6. 機器類の保管場所及び養生方法 7. 機器の取付及び据付方法（アンカー、耐震施工及び防振基礎の場合は計算書共） 8. 据付け及び取付け後の養生方法 	標仕 5 編 2 章
製作図		承諾	<ol style="list-style-type: none"> 9. 品質計画 (1) 下請負人又は作業員への施工方法の指導要領 (2) 一工程の施工確認方法（施工自主検査要領） 	
製作図		承諾	<p>製作図の要点は次のとおり。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 設計図書との照合 (1) 主要部の材質、寸法、性能、構造及び防錆 (2) 電動機出力と力率及び始動方式 (3) 制御及び保護装置 (4) 付属品 2. 外径寸法（巾×長さ×高さ）と搬入口及び搬入路との関係 3. 接続配管類の位置及び寸法 4. 保守点検の容易さ 5. 法規との関連 6. 制御回路接続図 	標仕 5 編 1 章
施工図		承諾	<p>施工図の検討項目は【参考資料】「1 1. 給排水衛生設備工事の施工図の確認項目」を参照のこと。</p>	標仕 5 編 2 章
機材の検査 (材料検査)		検査 承諾	<p>機材の検査の要点は次のとおり。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 「給水装置の構造及び材質の基準に関する省令」（平成 9 年厚生省令第 14 号）に適合するものとする。 2. 衛生陶器類はひずみや色むらが少なく、列置しても不揃いがなく、必要最小限の水量で十分なる機能が得られる品とする。 	標仕 5 編 1 章

5. 給排水衛生設備工事

項目	監督員の事務		処理方法	資料
	報告 ◎実施機関の長 ○担当主幹	受注者に対する措置		
施工の検査等		検査	<p>3. 陶器の質は、JIS A 5207（衛生陶器）による。</p> <p>4. 水道直結部の水栓類等は、水道事業者の規定に合格するか、使用を承認されたもの。</p> <p>5. 衛生陶器、水栓類は節水型である。 個々の機材の検討項目は【参考資料】「12. 給排水設備工事の機材の検査項目」による。</p> <p>検査項目は【参考資料】「13. 給排水衛生設備工事の施工の検査項目」を参照のこと。</p>	標仕5編2章
完成前の試験等の準備		承諾	<p>完成に際し、原則として次の事項について確認し承諾する。</p> <p>1. 試運転の手順と準備</p> <p>(1) 関連工事の完了日</p> <p>(2) 試運転調整の計画表の作成及び関連工事との打合わせ</p> <p>(3) 機器類の性能試験表及び取扱説明書の有無</p> <p>(4) 主要機器製造業者の技術者の配置の必要性</p> <p>(5) 測定器の準備及び人員の配置計画</p> <p>2. 試運転記録</p> <p>(1) 様式</p> <p>(2) 測定対象物</p> <p>(3) 測定方法</p>	
完成前の試験等		指示承諾	<p>次の事項を行うように受注者に指示し、結果の提出を受けて承諾する。</p> <p>1. 給排水・給湯機器</p> <p>(1) 機器類の清掃、取付及び据付状態確認</p> <p>(2) ポンプ類の水量及び揚程の調整、軸受温度の点検測定、運転状態及び制御装置の作動状態確認点検</p> <p>(3) タンク類の制御装置の作動状態確認点検</p> <p>(4) 湯沸器の制御装置の作動状態確認点検</p> <p>(5) 衛生器具類の吐水量の調整</p> <p>(6) ボールタップ、定水位調整弁等の作動状態確認点検</p> <p>(7) 水質検査</p>	

項目	監督員の事務		処理方法	資料
	報告 ◎実施機関の長 ○担当主幹	受注者に対する措置		
完成前の試験等（続）			<p>2. 消火機器</p> <p>(1) 機器類の清掃、取付及び据付状態確認</p> <p>(2) ポンプ類の水量及び揚程の調整、軸受温度の点検測定（原則として周囲温度より40℃以上高くなってはならない）、運転状態及び制御装置の作動状態確認点検</p> <p>(3) 屋内消火栓及び屋外消火栓の放水試験</p> <p>(4) スプリンクラー消火装置の作動試験及び放水試験</p> <p>(5) 不活性ガス及び粉末消火装置の作動試験及び音響警報試験 なお、放出試験については設計図書に指定された方法で行うものとする。</p> <p>3. 給湯システム試運転調整 給湯配管の清掃、水張り、空気抜きをした後、設計図書に意図された機能の総合調整を行う。</p> <p>(1) 機器類の水量及び水温の調整</p> <p>(2) 各系統別水量の調整</p> <p>(3) 運転状態の測定及び確認 （全箇所同時開放の場合及び実際使用条件の場合）</p> <p>ア 各機器廻りの水量、圧力</p> <p>イ 各機器出入口水温及びその時の補給水温</p> <p>ウ 立上がり時間及び浴槽湯張り時間</p> <p>エ 燃料消費量</p> <p>オ 各機器の電流値（防食装置を含む）</p> <p>カ 各出湯箇所の出湯状態</p> <p>キ 給湯用補給水タンク、高置水タンク及び受水タンクの水位低下状況</p> <p>ク 給湯設備機器及びポンプの騒音振動</p> <p>ケ 開放式膨張タンクからのオーバーフローの有無</p> <p>コ その他</p>	

6. ガス設備工事

項目	監督員の事務		処理方法	資料
	報告 ◎実施機関の長 ○担当主幹	受注者に対する措置		
施工計画書 (工種別)		確認	<p>「2-1. 配管工事」の当該事項によるほか、法令及びガス事業者の供給約款により確認する。また、次の事項に留意して検討する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 仮設計画 資材の保管場所及び養生方法 2. 施工方法 <ol style="list-style-type: none"> (1) 器具の取付、据付方法 (2) 配管の施工方法 (3) 不等沈下対策、防食処置 3. 関連工事との取合い 4. 試験方法等 5. 品質計画 <ol style="list-style-type: none"> (1) 下請負人又は作業員への施工方法の指導要領 (2) 一工程の施工確認方法（施工自主検査要領） 	<p>標仕6編1章 " 2章 " 3章</p>
施工図		承諾	<p>「2-1. 配管工事」の当該事項によるほか、次の事項に留意して検討する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 器具の取付位置 2. 電気配線との離隔距離 3. 安全設備等の種類、設置位置 4. 法規による規制 	<p>標仕6編2章 " 3章</p>
機材の検査 (材料検査)		検査 承諾	<p>検査の要点は次のとおり。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. JISマーク、各種法令等に基づく検査合格証票等の確認 2. 機材の材質、構造等の確認 3. 試験成績書等 	<p>標仕6編2章 " 3章</p>
施工の検査等		検査	<p>「2-1. 配管工事」の当該事項によるほか、次の事項に留意して検討する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 機器、器具の取付状態 2. 機器、器具の外観 	<p>標仕6編2章 " 3章</p>
試験		指示 承諾	<p>「2-1. 配管工事」の当該事項による。</p>	<p>標仕6編2章 " 3章</p>

項目	監督員の事務		処理方法	資料
	報告 ◎実施機関の長 ○担当主幹	受注者に対する措置		
施工計画書 (工種別)		確認	特に次の事項に留意して検討する。 1. 機材の搬入、保管場所 2. 掘削箇所の安全対策 3. 排水（泥水）の処分方法 4. 試験方法等	標仕7編2章 " 3章
		承諾	5. 品質計画 (1) 下請負人又は作業員への施工方法の指導要領 (2) 一工程の施工確認方法(施工自主検査要領)	
製作図		承諾	「1. 一般共通事項」の当該事項によるほか、設計図書と照合し検討する。	標仕7編2章 " 3章
施工図		承諾	特に次の事項に留意して検討する。 1. 基礎コンクリート 基礎コンクリートは、外部からの圧力（地震等）に対し、十分な強度と受圧面を持った地盤面上に構造する計画となっている。 2. 機器・器具の取付位置	標仕7編2章 " 3章
機材の検査 (材料検査)		検査 承諾	検査の要点は次のとおり。 1. ケーシング、スクリーン 材質（JISマーク等）、種別、呼び径等 2. 深井戸用水中モーターポンプ 「5. 給排水衛生設備工事」の当該事項によるほか、水中ケーブル等の材質確認を行う。 3. 地中熱交換器 寸法、材質、構造、外観	標仕7編2章 " 3章
施工の検査 等		検査	検査の要点は次のとおり。 1. ポンプ及び揚水管 ポンプ及び揚水管は正確に連結させ、井戸内に垂直に下ろし、基礎上に水平に設置されている。 2. 水中ケーブル ポンプを下ろす際、ケーブルが完全に緊結され、損傷されていない。 3. 潜没深さ (ポンプ吸込口～低水位電極) 潜没深さが規定以上とれている。(最小2m以上が望ましい) 4. 水量測定器	標仕7編2章 " 3章

7. さく井設備工事

項目	監督員の事務		処理方法	資料
	報告 ◎実施機関の長 ○担当主幹	受注者に対する措置		
試験		指示 承諾	<p>地方条例により水量測定器の取付けが義務づけられている場合があるので注意。</p> <p>5. 地中熱交換器 頂部が仕上がり床面部より500mm程度まで立上げてある。</p> <p>完成前の試験等として、次の事項を行うよう受注者に指示し、結果の提出を受ける。</p> <p>1. 機器類の整備その他 ポンプ、配管、配線等の整備を行う。</p> <p>2. 揚水試験 JIS B 8302に基づき、各種揚水試験（予備揚水試験、段階揚水試験、連続揚水試験、水位回復試験）を実施する。</p> <p>3. 水質試験 井水の使用目的に応じて水質試験を実施する。</p> <p>4. 水圧試験 地中熱交換器の挿入完了後、水圧試験を行う。</p>	<p>標仕7編2章 " 3章</p>

7. さく井設備工事

項目	監督員の事務		処理方法	資料
	報告 ◎実施機関の長 ○担当主幹	受注者に対する措置		

8. 浄化槽設備工事

項目	監督員の事務		処理方法	資料
	報告 ◎実施機関の長 ○担当主幹	受注者に対する措置		
施工計画書 (工種別)		確認	<p>特に次の事項に留意して検討する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 建築、電気設備工事との施工区分 2. 機材搬入方法（揚重機器、安全対策） 3. 作業場所（位置、面積、電源及び保守） 4. 機器類の保管場所及び養生方法 5. 施工に必要な資格者 浄化槽設備士、電気工事士等とし 資格者証の写しの添付を指示する。 6. 機器の取付及び据付方法 7. 据付け及び取付け後の養生方法 8. 土工事施工方法 <ol style="list-style-type: none"> (1) 掘削（掘方2m以上の作業を行う場合は労働安全衛生法の規定による） (2) 埋戻し方法 (3) 残土処分方法 9. 品質計画 <ol style="list-style-type: none"> (1) 下請負人又は作業員への施工方法の指導要領 (2) 一工程の施工確認方法（施工自主検査要領） 	標仕8編2章 " 3章
製作図		承諾	<p>製作図の要点は次のとおり。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 設計図書との照合 <ol style="list-style-type: none"> (1) 主要部の材質、寸法、性能、構造及び防錆 (2) 電動機出力と力率及び始動方式 (3) 制御及び保護装置 (4) 付属品 2. 外径寸法(巾×長さ×高さ)と搬入路との関係 3. 接続配管類の位置及び寸法 4. 保守点検の容易さ 5. 法規との関連 6. 制御回路接続図 	標仕8編2章 " 3章
施工図		承諾	<p>施工図の種類（例）は次のとおり。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 杭打施工図 2. 躯体施工図 3. 防水施工図 4. 機器仕様図 5. 電気施工図 6. 配管施工図 <p>なお、検討事項は【参考資料】 「14. 浄化槽設備工事の施工図の確認項目」を参照のこと。</p>	標仕8編2章 " 3章

項目	監督員の事務		処理方法	資料
	報告 ◎実施機関の長 ○担当主幹	受注者に対する措置		
機材の検査 (材料検査)		検査 承諾	<p>検査の要点は次のとおり。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. ユニット型浄化槽 工場生産品で、浄化槽法第13条に基づく型式認定品で、かつ、同法第17条に基づき浄化槽に正しく認定の表示がされていることを確認する。 2. 槽類は、満水試験報告書 3. 機器類は、水圧及び作動試験報告書 4. その他設計図書による該当事項 	<p>標仕8編2章 " 3章</p>
施工の検査 等		検査	<p>検査の要点は次のとおり。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 設置位置 2. 掘削状態（水替え、仮設養生） 3. 据付け（水平） 4. 流入管、流出管の接続（位置及び勾配） 5. 埋戻し状態（良質な土砂使用） 6. 付属品の取付状態 7. 電源、空気源等への接続 8. 現場に浄化槽法第30条に規定された標識が掲示されているか。 	<p>標仕8編2章 " 3章</p>
試験		承諾	<p>次の試験を実施させ、適宜立会い、試験報告書（写真、系統図添付）の提出を受ける。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 槽の水張り試験（本工事の場合） 2. 配管の圧力・気密・満水試験等 3. 各機器の動作試験 4. 通水、総合運転試験 	<p>標仕8編2.2.2</p>

8. 浄化槽設備工事

項目	監督員の事務		処理方法	資料
	報告 ◎実施機関の長 ○担当主幹	受注者に対する措置		

項目	監督員の事務		処理方法	資料
	報告 ◎実施機関の長 ○担当主幹	受注者に対する措置		
<一般共通事項>			「1. 一般共通事項」に準じて処理するほか、下記による。	
既存部分等の処置		指示 承諾	工事施工に際し、既存部分を汚損した場合は、補修方法等を確認し現状に復旧させる。	改仕1編 1.3.10
再使用品		指示	再使用する機材は、状態や性能・機能の確認を行い、機器に損傷を与えないよう丁寧に取り外し、清掃・洗浄等を実施させる。再取付け後には機能確認を実施させる。	改仕1編1.4.3
施工計画調査		指示	工事の着手に先立ち、実施工程表、施工計画書作成のための調査を指示する。 また、消火設備等を改修する場合、現行法令に適合しない箇所がないか確認させる。	改仕1編1.5.1
養生		指示	既存部分の養生範囲は特記によるが、改修工事後にも使用される建築物、設備、備品等で改修工事中に汚損、変色等をおこす恐れがある箇所には養生を行うよう指示する。	改仕1編3章
有害物質を含む撤去		指示	撤去部にアスベスト、鉛等有害物質を含む材料が使用されていないか確認させ、使用されている場合は、適切に処理させる。	改仕1編4章
施工計画書 (総合)		確認	工事着手前に提出させ、次の事項について確認する。 1. 現場仮設計画 外部足場は、「手すり先行工法による足場」を適用しているか確認する。	改仕1編2.2.1
			改仕抜粋 第1編2.2.1 足場 (g) 足場を設ける場合には、「手すり先行工法に関するガイドライン」について（平成21年4月24付け 厚生労働省基発第0424001号）の「手すり先行工法等に関するガイドライン」によるものとし、足場の組立、解体、変更の作業時及び使用時には、常時、すべての作業床において手すり、中さん及び幅木の機能を有するものを設置しなければならない。	

9. 改修工事

項目	監督員の事務		処理方法	資料
	報告 ◎実施機関の長 ○担当主幹	受注者に対する措置		
施工計画書 (工種別)		確認	<p>工事着手前に提出させ、次の事項について確認する。</p> <ol style="list-style-type: none"> フロン類処理計画 <ol style="list-style-type: none"> 回収計画 第一種フロン類回収業者登録通知書の写し 資格者証の写し 回収装置検査証明書の写し 吸収液処理計画 ブライン液処理計画 廃油処理計画 泡消化薬剤及び水溶液処理計画 	<p>特別共仕 1. 1. 14 改仕 1 編 5. 1. 2 改仕 3 編 2. 4. 3 " 2. 4. 4</p>
記録		指示 確認	<ol style="list-style-type: none"> フロン類の適正処理に係る記録 工事が完成したときは、次のものを提出させ、適正に処理されていることを確認する。 <ol style="list-style-type: none"> フロン回収行程管理票の引取証明書等 特定家庭用機器廃棄物管理票(家電リサイクル券) フロン類回収工程現場写真(回収作業、吸引圧力等) 高圧ガス運送車の確認写真 その他の適正処理に係る記録 産業廃棄物広域認定制度の認定を受けた製造者等により処理させる場合は、処理完了報告書等を提出させ、適正処理を確認する。 	
<共通工事>			<p>標仕に準じて処理するほか、下記による。</p>	
配管工事			<p>既存配管との取合いに関する事項は、改仕を参照のこと。</p>	<p>改仕 2 編 2 章 " 3 章</p>
はつり、 穴開け			<p>はつり、穴あけに関する事項は、改仕を参照のこと。</p>	改仕 2 編 4 章
インサート 及びアン カー			<p>インサート及びアンカーに関する事項は、改仕を参照のこと。 確認の要点は次のとおり。</p> <ol style="list-style-type: none"> 既存のインサート及びアンカーボルトの状態及び強度（やむを得ず再使用する場合） 耐震計算書との適合性 あと施工アンカーを施工する作業者の資格者証の写し 	改仕 2 編 5 章

項目	監督員の事務		処理方法	資料
	報告 ◎実施機関の長 ○担当主幹	受注者に対する措置		
基礎工事			<p>4. 金属製あと施工アンカーを使用する場合は、おねじ形の使用、埋込み深さ</p> <p>5. 接着系あと施工アンカーを使用する場合は、穿孔深さ、孔内の清掃、硬化時間の確保</p> <p>6. 性能確認試験及び施工後確認試験結果（特記により実施する場合）</p> <p>基礎工事に関する事項は、改仕を参照のこと。</p>	改仕2編6章
<空気調和設備工事>			<p>「3-1. 空気調和設備工事」及び「3-2. ダクト工事」に準じて処理するほか、下記による。</p>	
機器の撤去			<p>機器の撤去に関する事項は、改仕を参照のこと。また、撤去に先立ち冷媒回収・廃油処理が必要な場合は、関係法令に従い、適切に処理させる。</p>	改仕3編2.4.2
ダクト撤去、製作、取付け			<p>ダクト撤去、製作及び取付けに関する一般事項は、改仕を参照のこと。</p>	改仕3編2.2.1
既設ダクト			<p>既設ダクトの再利用、搬出、清掃等に関する事項は、改仕を参照のこと。</p>	改仕3編2.2.8 " 2.2.9 " 2.4.5 " 2.4.6
<自動制御設備工事>			<p>「4. 自動制御設備工事」に準じて処理するほか、下記による。</p>	
撤去			<p>既存設備の撤去に関する事項は、改仕を参照のこと。</p>	改仕4編2節
<給排水衛生設備工事>			<p>「5. 給排水衛生設備工事」に準じて処理するほか、下記による。</p>	
機器・器具			<p>機器・器具に関する事項は、改仕を参照のこと。</p>	改仕5編1節
給排水衛生機器の撤去、再使用			<p>給排水衛生機器・器具の撤去・再使用に関する事項は、改仕を参照のこと。</p>	改仕5編2.2.7 " 2.3.2
<ガス設備工事>			<p>「6. ガス設備工事」に準じて処理するほか、下記による。</p>	

9. 改修工事

項目	監督員の事務		処理方法	資料
	報告 ◎実施機関の長 ○担当主幹	受注者に対する措置		
既存設備の撤去			ガス設備、配管の撤去に関する事項は、改仕を参照のこと。	改仕6編4節

機 械 設 備 工 事 編
(参 考 資 料)

<凡例>

「住仕」・・・・・・・・公共住宅建設工事共通仕様書

1. 機材の試験（機材の検査に伴う試験）

機材品目		試験項目	試験規格
弁類	減圧弁（水用）	水圧及び作動	SHASE-S106:2005（減圧弁）又は JIS B 8410:2011（水道用減圧弁）
	減圧弁（蒸気用）	同上	SHASE-S106:2005(減圧弁)
	安全弁	同上	JIS B 8210:2009（蒸気用及びガス用ばね安全弁）
	温度調整弁	同上	
	電磁弁	同上	
	電動弁	同上	
ポンプ類	遠心ポンプ(共通)	揚水量、揚程、電流値及び水圧（ポンプ本体）	JIS B 8301:2000（遠心ポンプ、斜流ポンプ及び軸流ポンプー試験方法）
	空調用ポンプ	標仕第3編1.12.6「試験」による水圧	
	ボイラー給水ポンプ(横、立形)		
	真空給水ポンプユニット(ユニット内の遠心ポンプ)		
	揚水用ポンプ(横形、立形)	標仕第5編1.2.9「試験」による水圧	
	給湯用循環ポンプ		
	消火ポンプユニット(ユニット内の遠心ポンプ)	標仕第5編1.2.9「試験」による	「加圧送水装置の基準」(平成9年消防庁告示8号)
	小形給水ポンプユニット	ポンプごとに、揚水量、揚程、電流値及び水圧	
	水道用直結加圧形ポンプユニット	同上	
	水中モーターポンプ(共通)	揚水量、揚程、電流値	JIS B 8325:2013（設備排水用水中モータポンプ）
	汚水、雑排水及び汚物用水中モーターポンプ	標仕第5編1.2.9「試験」による水圧	
	深井戸用水中モーターポンプ	揚水量、揚程、電流値	JIS B 8324:2013（深井戸用水中モータポンプ）
		標仕第5編1.2.9「試験」による水圧	
	真空給水ポンプユニット(真空ポンプ方式)	揚水量、給水圧力、空気量、真空度及び電流値	
	真空給水ポンプユニット(エゼクター方式)	真空度及び電流値	
オイルポンプ	渦流ポンプ	揚油量、全圧力及び電流値	
	歯車ポンプ	同上	JIS B 8312:2002(歯車ポンプ及びねじポンプー試験方法)

機材品目		試験項目		試験規格		
タ ン ク 類	鋼板製タンク		満水			
			内部防錆皮膜	エポキシ樹脂ライ ニング	昭和57年厚生省告示第20号	
				アルミニウム溶射	(亜鉛・アルミニウム及 びそれら合金溶射)	
	FRP製タンク ステンレス鋼板製タンク		満水			
	貯湯タンク		溶接部検査（第一種圧力容器に 該当するものはその基準、その 他はそれに準じる）		SAS 851:1980（ステンレ ス鋼製貯湯槽の施工・維 持・管理指針）	
			標仕第5編1.4.7「試験」(2)に よる水圧			
	オイ ル タ ン ク	地下式		水圧及び外面防錆皮膜（二重殻 タンクは水圧のみ）		危険物の規制に関する政令 第13条
				標仕第3編1.13.10「試験」(1) による水圧		
		屋外貯蔵タンク		満水（圧力タンクにあっては水 圧）		危険物の規制に関する政令 第11条
	屋内貯蔵タンク		満水（圧力タンクにあっては水 圧）		危険物の規制に関する政令 第12条	
	開放形膨張タンク		満水			
			内部防錆皮膜 （鋼板製タンク の場合）	エポキシ樹脂ライ ニング		
	給湯用膨張・補給水タ ンク		満水			
			内部防錆皮膜 （鋼板製タンク の場合）	エポキシ樹脂ライ ニング	昭和57年厚生省告示第20号	
	消火用充水タンク		満水			
			内部防錆皮膜 （鋼板製タンク の場合）	エポキシ樹脂ライ ニング	昭和57年厚生省告示第20号	
	密閉形隔膜式膨張タン ク（空調用、給湯用）		水圧又は気密			
			標仕第3編1.13.10「試験」(3)に よる水圧又は気密			
	還水タンク		満水			
	熱交換器		能力及び水圧		圧力容器構造規格第63条	
内部防錆皮膜 （水室部）			シリコン樹脂系塗 装			
ヘ ッ ダ ー	蒸気用		水圧		圧力容器構造規格第63条	
			標仕第3編1.13.10「試験」(2)に よる水圧			
	その他 （冷温水用）		水圧及び亜鉛めっき付着量		圧力容器構造規格第63条 JIS H 0401:2013（溶融亜 鉛めっき試験方法）	

機材品目		試験項目	試験規格	
空 気 調 和 設 備 用 機 材	ボイラー		熱出力、水圧及び騒音	SHASE-S 103:2000 (鋳鉄ボイラーの出力試験方法) 及びボイラ告10号、84号
			標仕第3編1.1.13「試験」による水圧	
	小型貫流ボイラー		熱出力及び水圧	
			標仕第3編1.1.13「試験」による水圧	
	鋼製簡易ボイラー		熱出力及び水圧	JIS S 3021:2017(油だき温水ボイラー)及びボイラ告65号
	温水発生機	真空式	熱出力、水圧及び気密	
		無圧式	熱出力、水圧及び満水	
	温水発生機 (木質 ^ハ 体 ^マ ボイラー)	真空式	熱出力、水圧及び気密	
		無圧式	熱出力、水圧及び満水	
	温風暖房機		熱出力、風量、静圧、電流値及び騒音	JIS A 4003:2009 (温風暖房機)
	吸収冷温水機		冷凍能力、加熱能力、電動機出力、騒音、水圧及び気密	冷水及び冷却系統の水圧試験は標仕第3編1.3.8「試験」による
	吸収冷温水機ユニット		冷凍能力、加熱能力、電動機出力、水圧、気密、冷却能力及び騒音	
	冷凍機	圧縮式(リングユニット、遠心冷凍機、スクルー冷凍機等)	冷凍能力、電動機出力、振動、騒音、水圧及び気密耐圧	
		吸収式	冷凍能力、騒音、水圧及び気密	
	空気熱源ヒートポンプユニット		冷凍能力、加熱能力、電動機出力及び騒音	
	コージェネレーション装置		標仕第3編1.4.16「試験」による	
	氷蓄熱ユニット		標仕第3編1.5.11「試験」(1)から(10)による	JIS B 8625:2002 (空気調和用氷蓄熱ユニットー試験方法)
	冷却塔		冷却能力及び騒音	
送風機		風量、静圧、回転速度、電流値及び騒音	JIS B 8330:2000 (送風機の試験及び検査方法)	
パッケージ形空気調和機		能力、風量、静圧、電流値、振動、騒音及び気密耐圧	JIS B 8616:2015 (パッケージエアコンデション)	
マルチパッケージ形空気調和機		能力、風量、電流値、振動、騒音及び気密耐圧		
ガスエンジンヒートポンプ式空気調和機		同上 (系統連系機能を備える場合は、(一財)日本ガス機器検査協会の検査規定による。)	JIS B 8627:2015 (ガスヒートポンプ冷暖房機)	
		標仕第3編1.7.8「試験」による		

機材品目		試験項目	試験規格
空 気 調 和 設 備 用 機 材	ユニット形空気調和機 コンパクト形空気調和機	能力、風量、静圧、電流値、振動、騒音及び水圧 標仕第3編1.7.8「試験」による	
	ファンコイルユニット カセット形ファンコイルユニット	定格風量	JIS A 4008:2018 (ファンコイルユニット) の6.3及び8.1
		騒音	JIS A 4008の8.8
		冷房能力及び暖房能力	JIS A 4008の8.3 ただし、吸込空気及び冷温水入口条件は、標仕第3編1.7.3表3.1.9注3及び1.7.4表3.1.10注3による。
		コイル損失水頭	JIS A 4008の8.4 (弁等の損失は含まない)
		定格消費電力	標仕第3編1.7.8「試験」による
	空気清浄装置	平均粒子捕集率、初期圧力損失及び試験粉じん供給量	JIS B 9908-1:2019(換気用エアフィルタユニット・換気用電気集じん器の性能試験方法)
	全熱交換器	全熱交換効率及び圧力損失	
	全熱交換ユニット	全熱交換効率及び騒音	JIS B 8628:2003 (全熱交換器) に定める試験による騒音測定
	コンベクター ベースボードヒーター パネルラジエーター ユニットヒーター	能力、風量及び騒音	JIS A 1400:2007 (暖房用自然対流・放射形放熱器－性能試験方法)
		標仕第3編1.10.11「試験」による気密耐圧	
	防火ダンパー 防煙ダンパー ピストンダンパー	漏気量及び作動	昭和48年 建設省告示第2565号、第2563号、JIS A 1314:2014 (防火ダンパーの防煙試験方法)
	排煙口	同上	
自動制御機器類		標仕第4編1.6.1「機材の試験」及び2.4.1「試験調整」による動作・絶縁抵抗・耐電圧	
給排水 衛生設 備工事 用機材	衛生器具ユニット	水圧 (給水管)、満水及び通水 (排水、通气管) 並びに排水勾配	
	定水位調整弁	水圧及び作動	
	ガス湯沸器	熱出力及び水圧	JIS S 2093:2019 (家庭用ガス燃焼機器の試験方法) 及びJIS S 2120:2014 (ガス栓) に準じる

機材品目		試験項目	試験規格
	潜熱回収型給湯器	同上	JIS S 2109:2011 (家庭用ガス温水機器)
	排熱回収型給湯器	標仕第3編1.4.16「試験」(1)から(11)による	
	ヒートポンプ式給湯機	熱出力、水圧、電動機出力及び騒音	JRA 4050:2007R (家庭用ヒートポンプ給湯機) JIS C 9220:2018 (家庭用ヒートポンプ給湯機)
	太陽熱集熱器	集熱性能及び水圧	
	太陽熱蓄熱槽	水圧、熱出力及び騒音	
	消火機器	水圧及び耐圧	消防則
浄化槽	槽	満水	
	機器	水圧及び作動	
電気 工事用 機材	盤類	動作、絶縁抵抗及び耐電圧	
	電動機	特性、温度上昇、絶縁抵抗及び耐電圧	JIS C 4203:2010、JIS C 4210:2010、JEC2137:2000

[注意事項]

1 本表は、標仕第1編1.4.6の抜粋をまとめたもの。

<p>標仕抜粋</p> <p>第1編1.4.6 機材の検査に伴う試験</p> <p>(1) 試験は、次の機材について行う。</p> <p>(ア) 機材の各項目で指定された機材</p> <p>(イ) 表1.1.1に該当する機材</p> <p>(ウ) 特記により指定された機材</p> <p>(エ) 試験によらなければ、設計図書に定められた条件に適合することが証明できない機材</p> <p>(2) 試験方法は、建築基準法、JIS、SHASE-S ((公社)空気調和・衛生工学会規格)等の法規又は規格に定めのある場合は、それらによる。</p> <p>(3) 試験が完了したときは、その試験成績書を速やかに監督員に提出する。</p> <p>(4) 製造者において、実験値等が整備されているものは、監督員の承諾により、性能表・能力計算書等、性能を証明するものをもって試験に代えることができる。</p>
--

- 2 機材の各項目で指定された試験内容は、標準仕様書の対応する各項目を確認のこと。
- 3 法規に定められた構造試験及び検査を受けた機器 (第一種圧力容器等) は、検定をもって試験にかえる。

2. 配管の圧力試験等

圧力試験		標仕2編2.9.2
------	--	-----------

2. 配管の試験圧力等

(1) 冷温水、冷却水、蒸気、油、ブライン、高温水、冷媒配管

対象部分等	試験の方法	試験圧力	最小保持時間	備考
冷 温 水 冷 却 水 配 管	水圧試験	最高使用圧力 ×1.5(最小0.75MPa)	30分	
蒸 気 配 管 高 温 水 配 管	水圧試験	最高使用圧力 ×2.0(最小0.2MPa)	30分	
油 配 管	空気圧試験	最大常用圧力 ×1.5	30分	
ブ ラ イ ン 管	水圧試験	最高使用圧力 ×1.5(最小0.75MPa)	30分	配管材にSGP(黒)を使用するため、試験後の水抜き後の処置については冷凍機製造者に確認すること。
冷 媒 配 管	窒素ガス、炭酸ガス、乾燥空気による気密試験	製造者の設計圧力以上の圧力とする。(※)	外部に発泡液を塗布して、漏れの無いこと。その後24時間放置し漏れの無いこと。	室温の変化による圧力の変化は、5℃の変化に対して約0.019MPa変化する(窒素ガスの場合)

(※) 冷媒ガスの設計圧力(参考) 出典(表)：公益社団法人日本冷凍空調学会 HFC系冷媒定数の標準値

冷媒ガスの種類	高圧部 [MPa]					低圧部 [MPa]
	基準凝縮温度					
	43℃	50℃	55℃	60℃	65℃	
R32	2.57	3.04	3.42	3.84	4.29	2.26
R134a	1.00	1.22	1.40	1.59	1.79	0.87
R407C	1.78	2.11	2.38	2.67	2.98	1.56
R410A	2.50	2.96	3.33	3.73	4.17	2.21

- 注) 1) 冷媒配管の気密試験に使用するガスは、一般に窒素ガスを用いる。
 2) 冷媒配管の気密試験終了後、ガスをパージし、真空乾燥を行う。
 絶対圧力0.04MPa以下になってからさらに1時間以上真空引きし、密閉放置して漏れの無いことを確かめる。

- 3) 冷媒配管に冷媒を充填し、運転開始直後にガス検知器を使用して冷媒配管の接続部を点検し、冷媒の漏洩のないことを確認する。
- 4) 屋内外ユニットの連絡配線は施工後、絶縁抵抗試験、動作試験を行う。

圧力試験

住仕2.9.1

(2) 暖房配管の圧力試験 (住仕)

方 式		試験の方法	試験圧力	最小保持時間
住戸セントラル方式		水圧試験	0.2MPa	30分
		空気圧試験		15分
住棟セントラル方式	住戸内 (熱交換器以降)	水圧試験	住戸セントラル方式に準ずる	30分
		空気圧試験		15分
	上記以外	水圧試験	静水頭に相当する圧力×2 (最小0.75 MPa)	30分
		空気圧試験		15分

圧力試験

標仕2編2.9.3

(3) 給水管、給湯管及び排水ポンプ吐出管の水圧試験 (標仕)

対象部分等		試験の方法	試験圧力	最小保持時間	備 考
給水管	給水装置部分	水圧試験	1.75 MPa	60分	水道事業者には規定がある場合は、それによる
	揚水管	水圧試験	ポンプ全揚程×2 (最小0.75MPa)	60分	
	高置タンク以下	水圧試験	静水頭×2 (最小0.75MPa)	60分	
給湯管		給水管に準ずる			
排水ポンプ吐出管		水圧試験	ポンプ全揚程×2 (最小0.75MPa)	60分	

(4) 給水管の水圧試験 (住仕)

ア 配管完了後の水圧試験

対象部分等	試験の方法	試験圧力	最小保持時間	備考
給水装置	水圧試験	1.75 MPa (※1)	60分	
ポンプに直結する配管	水圧試験	1.75 MPa (※2)	60分	
上記以外の配管	水圧試験	1 MPa	60分	
水道配水用ポリエチレン管及び給水用高密度ポリエチレン管	水圧試験	次表イによる	60分	

(※1) 水道事業者の試験圧力の規定がある場合は、その圧力値とする。

(※2) 当該ポンプの全揚程の2倍に相当する圧力が1.75MPaを超える場合は、その圧力値とする。

イ 水道配水用ポリエチレン管及び給水用高密度ポリエチレン管の水圧試験

初 圧	60分後	判 定	備 考
1.0 MPa (※1)	0.7 MPa (0.8 MPa)	合 格	

(※1) 1.75MPaを1分間加圧後減圧する。

() 内は不合格の場合の再試験圧力。当初圧力を下げずに再加圧する。

ウ 器具取付け後の水圧試験

対象部分等	試験の方法	試験圧力	最小保持時間	備考
住戸内の給水管 (水道メーター以降)	水圧試験	0.75 MPa	60分	
さや管ヘッダー配管	水圧試験	次表エによる		

エ さや管ヘッダー配管の水圧試験

管 種	初 圧	60分後	備 考
架橋ポリエチレン管 (PE)	0.75 MPa (0.75 MPa)	0.45 MPa以上 (0.55 MPa以上)	
ポリブテン管 (PB)	0.75 MPa (0.75 MPa)	0.55 MPa以上 (0.65 MPa以上)	

() 内は不合格の場合の再試験圧力。当初圧力を下げずに再加圧する。

オ 浴槽及び追焚配管の試験				
対象部分等	試験の方法	試験圧力等	最小保持時間	備考
浴槽	湯張り試験	—	—	接続管及び排水口から漏水のないことを確認
追焚配管	水圧試験	0.15MPa	30分	

(5) 消火配管の水圧試験及び気密試験ほか（標仕2編2.9.5）

試験は、次によるほか、平成14年消防予第282号「消防用設備等の試験基準の全部改正について」に基づく外観試験及び性能試験を行う。

対象部分等		試験の方法	試験圧力	最小保持時間	備考
水配管	(1) 各消火ポンプに連結する配管	水圧試験	ポンプ締切圧力×1.5	60分	
	(2) 送水口に連結する配管	水圧試験	設計送水圧力(注1)×1.5	60分	
	(3) (1)と(2)を兼用する配管	水圧試験	(1)と(2)のうち大なる圧力	60分	
不及火活び配性粉管ガ末ス消	(1) 不活性ガス消火配管	気密試験(空気又は窒素ガスによる)	(注2)	10分	
	(2) 粉末消火配管	気密試験(空気又は窒素ガスによる)	(注3)	10分	

注1 ノズル先端における放水圧力が0.6MPa（消防長又は消防署長が指定する場合にあっては、当該指定放水圧力）以上になるよう送水した場合の送水口における圧力をいう。

注2 (i) 貯蔵容器から選択弁までの配管は、40℃における貯蔵容器内圧力値とする。
ただし、容器弁に圧力調整装置が設けられている場合は、圧力調整装置の最高調整圧力とする。

(ii) ハロゲン化物消火配管の場合の貯蔵容器から選択弁までの配管は、40℃における貯蔵容器内圧力値4.4MPaとする。

(iii) 選択弁から噴射ヘッドまでの配管は、最高使用圧力（初期圧力降下計算を行った結果から得られた値。以下同じ。）

(iv) 選択弁を設けない場合、貯蔵容器から噴射ヘッドまでの配管は、最高使用圧力とする。

注3 (i) 貯蔵容器から選択弁までの配管は、圧力調整器の設定圧力とする。

(ii) (iii)は注2(iii) (iv)と同様とする。

(6) 消火設備における合成樹脂管の水圧試験 (住仕)

管 種	初 圧	60分後	備 考
架橋ポリエチレン管 (PE)	1.75 MPa (1.75 MPa)	1.4 MPa以上 (1.55 MPa以上)	
ポリブテン管 (PB)	1.75 MPa (1.75 MPa)	1.4 MPa以上 (1.55 MPa以上)	

() 内は不合格の場合の再試験圧力。当初圧力を下げずに再加圧する。

2. 排水及び通気管の試験

対象部分等	試験の方法	試験圧力	最小保持時間	備 考
排水管	満水試験	建物内 0.03 MPa以上	30分	
		敷地内 最上流桝の 接続管頂+100mm		
	通水試験	—	—	器具取付け後実施する。 空調用ドレイン管にも適用がある。
	煙試験 (特記記載時)	250Pa	15分	刺激性の濃煙を使用する。

満水試験の要領

- 1) 各機器の接続口を閉じ、当該試験区間の最上部より水を注入して満水状態とし、所定の時間を経過した後、漏れの有無を確認する。
- 2) 試験は通常、各階毎 (0.03MPaとなる範囲) に行うので、立て配管の各階に満水継手を設けておく必要がある。
- 3) 保持時間は、30分以上とする。
- 4) 試験完了後、治具のふたを忘れずに取外しておく。

ガス試験

都市ガス設備における圧力測定器具による気密保持時間

圧力測定器具の種類	被試験部分の容積及び最高使用圧力		気密保持時間
水銀柱ゲージ	1m ³ 未満	0.3MPa未満	2分間以上
	1m ³ 以上10m ³ 未満		10分間以上
	10m ³ 以上300m ³ 未満		V分間以上(最大120分間)
水中ゲージ、チャンバ型圧力計又は電気式ダイヤラム型圧力計	1m ³ 未満	低圧	1分間以上
	1m ³ 以上10m ³ 未満		5分間以上
	10m ³ 以上300m ³ 未満		0.5V分間以上(最大60分間)
圧力計	1m ³ 未満	低圧 中圧	24分間以上
	1m ³ 以上10m ³ 未満		240分間以上
	10m ³ 以上300m ³ 未満		24V分間以上(最大1440分間)

注) Vは、被試験部分の容積 (m³) とする。

液化石油ガス配管の気密試験

対象部分等	試験圧力	最小保持時間	
高圧側	1.56MPa以上		
中圧部 (注1)	0.15MPa以上	管内容積	
低圧側	8.4kPa以上 ~10.0kPa以下	10L以下	5分
		10Lを超え50L以下	10分
		50Lを超える	24分

注1 2段式減圧用の1次側調整器と2次側調整器の間の供給配管等

注2 中圧部及び低圧部の測定は自記圧力計を用いる。

注3 試験と同時に発泡液(石けん水)を継手部等に塗布し、厳密な検査を行う。

3. 配管施工図の確認項目

図 面	確認項目
1. スリーブ図 (箱入れ図含む)	<p>スリーブの材質、寸法、実管スリーブ、他設備との取合い等について確認する。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 配管施工図との位置の相違 (2) スリーブの寸法が管の形状、外径及び管の勾配を配慮した大きさになっていること (3) 使用箇所とスリーブの材質が設計図書に適合していること (4) 梁せいに対してスリーブの大きさが過大になっていないこと及び補強対象のスリーブが明示されていること (5) 関連他工事（電気、ダクト等）のスリーブとの位置関係
2. インサート図	<p>インサートの材質、寸法、支持間隔、荷重、取付補強、固定点、他設備との取合い等について確認する。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 配管施工図との位置の相違 (2) 関連他工事のインサートとの関係 (3) 種別、呼び径が、配管口径に適合していること (4) 取付間隔が、設計図書に適合した配管支持間隔になっていること
3. 屋内配管図	<ol style="list-style-type: none"> (1) 設計図書との照合 <ul style="list-style-type: none"> ア 管径、材質及び種別 イ 配管付属品の寸法、種別、取付位置及び仕様（弁、フレキシブルジョイント、絶縁継手、伸縮継手、排水金具、圧力計、温度計、流量計、エア抜き、ドレン等） ウ 露出、隠ぺいの区別 エ 異種管の接合方法 オ 支持及び固定金物の種類、間隔 カ 管の勾配 (2) 機器製作図との照合（機器の位置及び接続配管の位置、寸法） (3) 衛生器具等の取付位置及び高さ（吐水口空間、建築タイル割図との整合） (4) ガス器具の取付位置及び高さ (5) 関連他工事の配管及び機器との位置関係（電気配管配線、ダクト、機器等） (6) 空気抜き、ドレン抜き、満水試験継手及び通気金具の位置（機能上、意匠上） (7) メンテナンス性（バルブ、ストレーナー、トラップ、制御弁等の保守スペースの確保、取外し用継手及び弁の位置） (8) 配管の納まり（作業スペース、保守点検スペース） (9) 建物基準心、床面及び壁面からの関連寸法の記入 (10) 点検口の位置及び大きさ

図 面	確認項目
4. 屋外配管図	<ul style="list-style-type: none"> (11) 露出配管の処理方法 (12) 防火区画、エキスパンションジョイント部及び防水を施す箇所の記入 (13) 安全対策（電気配管との離隔距離、電気室・E V機械室内の配管他） (14) 法規による規制 (15) 身障者用施設については「福祉のまちづくり条例 設計ガイドブック」と適合していること <ul style="list-style-type: none"> (1) 設計図書との照合 <ul style="list-style-type: none"> ア 管径、材質及び種別 イ 弁、フレキシブルジョイント、絶縁継手等の位置、種別及び寸法 ウ 柵等の位置、種別、寸法、深さ及び間隔 エ 異種管の接合方法 オ 管の勾配 カ 管の埋設深さ キ 埋戻方法（山砂等） (2) 関連他工事の配管及び機器との位置関係（電気配管配線、建築排水管等） (3) 基準地盤高及び敷地のレベルの記入 (4) 不等沈下対策、防食対策、凍結対策 (5) 地中埋設標及び埋設シートの敷設 (6) 法規による規制（柵の間隔が管径の120倍以内等）

4. 配管施工の検査項目

給水、給湯、消火、冷温水、 冷却水、ガス配管	標仕 第2編 第2章
配管施工箇所	検査項目
1. 屋内配管	<ul style="list-style-type: none"> (1) 管の加工、接合方法及び養生 (2) 管の材質、口径、位置及び勾配 (3) 管の支持間隔、支持固定及び振れ止め方法 (4) 弁類、管端防食継手、フレキシブルジョイント及び付属計器等の取付位置 (5) 空気抜き、ドレン抜き及び取外し継手及び伸縮継手等の位置 (6) 貫通部（防水層、防火区画）の処理 (7) ライニング鋼管に適した切断機及びねじ切機を使用していること (8) 伸縮継手の固定支持金物の位置、構造及び有効性の確認 (9) 異種管の接合方法 (10) 膨張管、逃し管が無弁であること (11) 銅管、ステンレス管の支持部の絶縁方法 (12) ボイラー、冷凍機、空気調和機及びファンコイル等機器廻りの配管方法 (13) 管座金の取付け (14) 冷水管、冷温水管の支持部に合成樹脂製断熱支持受けが使用されていること
2. 屋外配管	<ul style="list-style-type: none"> (1) 管の加工、接合方法及び養生 (2) 管の材質、口径、位置及び勾配 (3) 埋設管の防食方法 (4) 管の埋設深さ (5) 量水器、弁柵等の位置、深さ及び仕上り程度 (6) 埋め戻し時に設計図書で指定された材料の使用の確認 (7) 管の不等沈下に対する処置 (8) 残土処理の方法 (9) 地中埋設標及び埋設シートの施工状況 (10) 外面ライニング鋼管に適した切断機、ねじ切り機及び外面被覆鋼管専用パイプレンチの使用の確認 (11) 建物への導入部配管が、設計図書で指定がない場合でも、管のたわみ性を利用した方法で接続されていること (12) 地中外壁部の貫通部処理方法 (13) 屋上に敷設する架空配管の支持が、防水層を傷めない方法で施工されていること

排水配管	標仕 第2編 第2章
配管施工箇所	検査項目
1. 屋内配管	<ul style="list-style-type: none"> (1) 管の加工、接合方法及び養生 (2) 管の材質、口径、位置及び勾配 (3) 管の支持間隔、支持固定及び振れ止め方法 (4) 排水金具及び通気金具の取付位置（二重トラップの禁止、メンテナンス空間等） (5) 通気管の取出し位置及び取出し高さ (6) 貫通部（防水層、防火区画）の処理 (7) 間接排水箇所の排水口空間 (8) 塩化ビニル管等で、熱伸縮が著しい配管に差込み継手が使われていること (9) ガソリン等の可燃物質の通気管が、単独系統になっていること (10) 異種管との接合
2. 屋外配管	<ul style="list-style-type: none"> (1) 管の加工、接合方法及び養生 (2) 管の材質、口径、位置及び勾配 (3) 柵の位置、深さ及び仕上り程度 (4) 管の埋設深さ (5) 埋め戻し時に設計図書で指定された材料の使用 (6) 屋外排水管が、排水柵間で屈曲していないこと (7) 地中外壁部の貫通部処理方法 (8) 残土処理方法

蒸気配管	標仕 第2編 第2章
検査項目	<ul style="list-style-type: none"> (1) 管の加工、接合方法及び養生 (2) 管の材質、口径、位置及び勾配 (3) 管の支持間隔、支持固定及び振れ止め方法 (4) 蒸気トラップ、弁類、伸縮継手等の位置及び取付け (5) ボイラー、蒸気コイル及び放熱器廻り配管方法 (6) 配管分岐方法 (7) 装置組立方法（トラップ装置、減圧装置及び温度調整装置） (8) 防火区画貫通部の処理 (9) 伸縮継手の固定支持金物の位置、構造及び有効性の確認 (10) ボイラー、加熱コイル及び放熱器廻りの配管方法 (11) 真空環水式暖房の立上り環水管の施工方法 (12) 管座金の取付け

油配管		標仕 第2編 第2章
検査項目	(1) 管の加工、接合方法及び養生 (2) 管の材質、口径、位置及び勾配 (3) 管の支持間隔、支持固定及び振れ止め方法 (4) 弁類、フレキシブルジョイント等の材質、種別及び位置 (5) 地中埋設をする場合に必要となる点検口、柵の位置、大きさ及び仕上り程度 (6) 埋設管の防食	

冷媒配管		標仕 第2編 第2章
検査項目	(1) 管の加工、接合方法及び養生 (2) 管の材質、口径、位置及び勾配 (3) 管の支持間隔、支持固定及び振れ止め方法 (4) 弁等の材質、種別及び位置 (5) トラップ装置（油回収用）等の位置	

5. 空気調和設備工事の施工図の確認項目

機器品目	確認内容
1. 共通事項	(1) 搬入、据付作業が容易に行えること（フックの取付け、搬入口の大きさ） (2) 保守管理が容易に行えること (3) 配管等の接続作業が容易に行えること (4) 電源位置の記入（電源が必要なもの） (5) 将来、機器を取替える場合の搬出入のための配慮
2. 基礎	(1) 位置及び寸法 (2) 基礎コンクリートの配筋及び鉄筋のかぶり厚さ (3) 基礎ボルト、ストッパー等の位置、寸法及び材質 (4) 耐震を考慮した据付けを行う場合には、アンカーボルトの引抜き力、せん断力を計算しアンカーボルトの選定を行っていること (5) 防振材の位置、種類及び個数（防振基礎の場合） (6) 重量機器基礎と建築構造体との関係（建築担当者との協議）
3. ボイラー （温水発生機）	(1) 設置場所・据付位置の確認 ア ボイラー設置場所（2以上の出入口、不燃区画の必要性等） イ ボイラーと構造物・可燃物との離隔距離（ボイラー則、火災予防条例） (2) ボイラーがポンプの吐出側に配置される場合は、ボイラーの耐圧として静水頭のほか循環ポンプの揚程が加算されるので、鑄鉄製ボイラーや適用除外のボイラー等で水頭圧力が制限されているものは、最高使用圧力に適合していること
4. 温風暖房機	温風暖房機と構造物・燃料タンクとの距離（火災予防条例）
5. 冷凍機	(1) 火気設備との離隔の基準（「冷凍空調装置の施設基準（高圧ガス保安協会）」）に適合していること (2) チューブ（伝熱管）引抜きスペース及び保守管理スペースの確保 (3) 炉かまどに該当する場合は構造物との離隔距離（火災予防条例）
6. コージェネレーション装置	(1) 据付位置が「消防法」、「電気設備に関する技術基準を定める省令」に適合していること (2) 他機器との保有距離、保守スペースが十分あること (3) 防音・防振対策が適切であること

機器品目	確認内容
7. 氷蓄熱 ユニット	<p>「5. 冷凍機」の当該事項によるほか、以下の事項について確認する。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) ユニットの周囲及び上部に、配管スペース及び保守スペースが確保されていること (2) 結露対策が適切であること (3) 落水防止装置が適切であること
8. 冷却塔	<ul style="list-style-type: none"> (1) 送風機、空気流及び水流による発生騒音が近隣に対して影響を与えないように配慮されていること (2) 厨房の排気ガスや煙突の排ガスを吸込むような能力低下を招く位置に配置されていないこと (3) 冷却塔からの飛散水滴が近隣に対して影響を与えないように配慮されていること (4) 周壁等との離隔距離が能力低下をおこさないような距離になっていること (5) 凍結防止のための水抜きへの配慮
9. 空気調和 機	<ul style="list-style-type: none"> (1) 送風機の所要動力は、実際のダクト経路、チャンバー及びフィルターにより大幅に変わることがあるので、ダクト施工図に基づき圧力損失の再計算をするように受注者に指示し確認すること (2) 外気と環気を混合する混気箱やエアフィルターを接続する連絡ケーシングは、形状や接続距離によって圧力損失が増加するので、無理な形状、寸法は避け、これらに点検口が付いていること (3) ダクトの接続方向と送風機の向きの整合 (4) ドレン排水システムのトラップの有無及び封水深さが送風機の吸込み静圧より大きくなっていること
10. 室内設置 機器	<ul style="list-style-type: none"> (1) 地震時の転倒及び移動等に配慮していること (2) 窓側に設ける床置機器の納まり(梁との関係) (3) 電源位置の記入(ボックス、コンセント等)
11. 送風機	<ul style="list-style-type: none"> (1) 送風機の所要動力は、実際のダクト経路、チャンバー及びフィルターにより大幅に変わることがあるので、ダクト施工図に基づき圧力損失の再計算をするように受注者に指示し確認すること (2) メンテナンス性を考慮していること
12. ポンプ	<ul style="list-style-type: none"> (1) ポンプ口径は、吸込口径と吐出口径が違う場合でも、設計図では1つの口径で表示されることがあるので、事前に製作図で確認すること (2) ポンプ揚程は、実際の配管経路、継手類の増減及び機器抵抗によって大幅に変わることがあるので、配管施工図に基づき再計算をするように受注者に指示し確認すること (3) ポンプ廻りの排水管が間接排水となっていること

機器品目	確認内容
13. タンク及び ヘッダー共通	<ul style="list-style-type: none"> (4) ポンプ基礎の設置箇所の強度は十分であること (5) 防振基礎の防振材（スプリング又は防振ゴム）の特性及び個数は適正であること (6) サクション管側のスリーブはフート弁の通る大きさがあること (7) ポンプに配管の荷重がかからないよう支持されていること (8) 振動対策が十分であること <ul style="list-style-type: none"> (1) 構造、材料、試験等について法規により詳細な規制がなされているので、どの法規の適用を受けるか確認すること (2) 作業空間及び保守点検スペース等が確保されていること
14. 膨張タンク	<ul style="list-style-type: none"> (1) 開放式膨張タンク <ul style="list-style-type: none"> ア 装置の最高部よりも1 m以上の高さがあり、接続される配管から膨張タンクに対して空気が容易に抜けるようになっていること イ 循環ポンプを設けたシステムに設ける場合は、配管システム全体の中でのポンプ取付位置と膨張管の取出し位置が的確であること (2) 空調用密閉型隔膜式膨張タンク <ul style="list-style-type: none"> ア 安全弁があること イ システム接続管に点検用と排水用仕切弁が標仕標準図どおりにあること
15. オイルタンク	<ul style="list-style-type: none"> (1) 条例、基準等の整合 (2) サービスタンク廻りの配管が、標仕標準図と適合していること (3) サービスタンクの取付高さが燃焼装置の特性と整合していること
16. 煙道工事	<ul style="list-style-type: none"> (1) 煙道の勾配が煙突に対して先上り勾配になっていること (2) 断熱施工スペースが十分に確保されていること。特に、煤煙濃度計等の計器類、点検口等を取り付ける部分は、維持管理に際しても、断熱材を損傷しないような断熱施工方法となっていること (3) 煤煙濃度計等の計器類が、維持管理を考慮して取付位置が決められていること。また、掃除口は、煙道内に人が容易に入れるものを除き、曲がり毎に設けられていること (4) 温度上昇による熱膨張を十分吸収し、機器等に熱応力の影響を与えないよう、伸縮部の位置、箇所数及び伸縮に対する固定方法が適切であること (5) 複数の燃焼機器（ボイラー、冷温水発生機、自家発電機等）を一つの煙道に接続する場合は、チャッキダンパー、ドラフトレギュレーター等の設置の必要性を検討していること (6) 構造体との最小距離が保たれていること（火災予防条例等による） (7) 排ガス温度と断熱材の使用温度の適切であること

機器品目	確認内容
16. 煙道工事 (続)	(8) ドラフトは、実際の煙道経路、継手類の増減及び接続部形状によって大幅に変わることがあるので、煙道施工図に基づき再計算をするように受注者に指示し確認すること

6. 空気調和設備工事の機材の検査項目

機器品目	検査内容
1. ボイラー	(1) 試験成績書（熱出力、水圧及び騒音等） (2) 「労働安全衛生法施行令」に定めるボイラーに該当する場合は、設計図書の当該事項を参照して確認すること
2. 温水発生機	(1) 試験成績書（熱出力、水圧及び気密もしくは満水等）
3. 温風暖房機	(1) 試験成績書（熱出力、風量、静圧、電流値及び騒音）
4. 吸収冷温水機等	(1) 試験成績書（冷凍能力、加熱能力、電動機出力、騒音、冷却能力、水圧及び気密）
5. 冷凍機	(1) 試験成績書（冷凍能力、電動機出力、振動、騒音） (2) 水圧及び気密耐圧試験報告書
6. 空気熱源ヒートポンプユニット	(1) 試験成績書（冷凍能力、加熱能力、電動機出力及び騒音）
7. 氷蓄熱ユニット	(1) 試験成績書（冷房・暖房（蓄熱容量、熱源機単体の能力、日量能力、最大能力、断熱能力、最大電力、最大電流、消費電力量、圧力損失及び騒音））
8. 冷却塔	(1) 試験成績書（冷却能力及び騒音※） (2) 地階を除く階数が11以上である建築物の屋上に設置する冷却塔は、すべて、昭和40年建設省告示第3411号に定めのある構造基準に適合したものであること ※日本冷却塔工業会により定められた基準による
9. 送風機	(1) 試験成績書（風量、静圧、回転数、電流値及び騒音） (2) 排煙機については、建築基準法施行令に適合していること。（一財）日本建築センターの防災性能評定委員会の防災機器性能評定（BCJ自主検査）の評定書による確認でもよい
10. 空気調和機	(1) 試験成績書（能力、風量、静圧、電流値、振動、騒音） (2) 水圧及び気密耐圧試験成績書

機器品目	検査内容
11. ファンコイル ユニット	(1) 試験成績書（能力、風量、定格消費電力、騒音及びコイル損失水頭） (2) 気密及び耐圧試験成績書
12. 空気清浄装 置	(1) 試験成績書（平均粒子捕集率、初期圧力損失及び試験粉じん供給量）
13. 全熱交換 器	(1) 試験成績書（全熱交換効率及び圧力損失） (2) 熱交換エレメントは、難燃性（JIS Z 2150（薄い材料の防炎性試験方法）又はJIS A 1322（建築用薄物材料の難燃性試験方法）による難燃性）又はこれと同等以上の性能を有し、衛生上支障がないものであること
14. 防火ダンパー	(1) 試験成績書（昭和48年建設省告示第2565号の遮煙性能試験及び告示第2563号の温度ヒューズ作動試験（280℃の温度ヒューズとする場合を除く））
15. ポンプ	(1) 試験成績書（揚水量、揚程、電流値及び水圧） (2) 形式、吸込口径、吐出し口径、揚水量、揚程、耐圧強度、動力、材質、付属品等 (3) 動力においては、電源（電圧、単相・三相の別等）、起動方式（直入れ、スターデルタ等）、周波数、極数等 (4) 軸封構造（グランドパッキン、メカニカルシール等）が適正であるか (5) ポンプ本体の耐圧強度を水圧試験する際は、最高押込み圧力（背圧）に留意のこと
16. オイルタンク	(1) 試験成績書（水圧、外面防錆被膜）
17. 熱交換器 ヘッド及び 圧力容器に 該当する タンク	(1) 試験成績書（水圧、水室部の内部防錆被膜） (2) 材質、寸法、容量 (3) 圧力容器設置届を提出するために必要な図面及び第1種圧力容器明細書又は第2種圧力容器明細書が添付されていることを確認すること
18. 膨張タンク及 び還水タンク	(1) 試験成績書（満水、内面防錆被膜） (2) 材質、寸法、容量

注) 試験成績書とする試験の内容は、「1. 機材の試験」を参照のこと。

7. 空気調和設備工事の施工の検査項目

機器品目	検査内容
1. 基礎	(1) 位置、寸法 (2) 配筋、鉄筋のかぶり厚さ及びコンクリートの調合 (3) 基礎ボルト、ストッパー等の位置、寸法、材質及びねじ部露出長さ (4) 基礎上面の水平度 (5) 防振材の位置（防振基礎の場合） (6) 養生期間（コンクリート打設後10日間以上）
2. ボイラー （温水発生機）	(1) 位置芯出し (2) ボイラーベースの組立状態（水平） (3) ボイラーの組立状態（現場組立式の場合） (4) 基礎ボルト、固定ボルト及びストッパーの材質、締付状態 (5) 水圧試験（現場組立式の場合） (6) 燃焼装置及び付属品の取付状態 (7) オイルサービスタンクとの保安距離の確認（火災予防条例等）
3. 温風暖房機	(1) オイルサービスタンクとの保安距離の確認（火災予防条例等） (2) 温風温度過熱防止装置の作動の確認 (3) 防火ダンパーの位置の確認 (4) 燃料配管との接続部の耐震対策の確認
4. 煙道工事	(1) 材質及び厚さ (2) 伸縮継手の位置 (3) 支持間隔及び支持固定状態 (4) ばい煙濃度計の測定口、掃除口等の位置 (5) 伸縮部及び壁貫通部の施工状態 (6) 可燃物との距離
5. 冷凍機	(1) 据付け（水平） (2) 基礎ボルトの締付状態 (3) 付属品の取付状態 (4) ストレーナー、圧力計、温度計及び防振継手の取付状態
6. コージェネレーション装置	(1) 据付け（水平、垂直、勾配） (2) 基礎ボルト及びストッパーの締付状態 (3) 補機類の転倒防止対策の確認 (4) 防振対策の確認

機器品目	検査内容
7. 氷蓄熱 ユニット	<ul style="list-style-type: none"> (1) 据付け（水平） (2) 基礎ボルトの締付状態 (3) フレキシブルジョイント及び付属品の取付状態 (4) 鋼材の防錆処理状況 (5) 接続配管等の支持状況
8. 冷却塔	<ul style="list-style-type: none"> (1) 据付け（水平） (2) 各部材の組立状態 (3) 基礎ボルトの締付状態 (4) フレキシブルジョイント及び付属品の取付状態 (5) ストレーナーの清掃が容易に行えること
9. パッケージ形 空気調和機	<ul style="list-style-type: none"> (1) 据付け（水平） (2) 基礎ボルト及びストッパーの締付状態 (3) 防振材の種類、位置、個数等 (4) 転倒防止措置
10. ユニット形空気 調和機	<ul style="list-style-type: none"> (1) 据付け（水平） (2) 基礎ボルトの締付状態 (3) ドレントラップの取付状態 (4) 圧力計及び温度計の取付状態 (5) エアフィルターの取付状態
11. 空気清浄装 置	<ul style="list-style-type: none"> (1) 据付け（水平） (2) 基礎ボルトの締付状態 (3) ろ材の取付状態
12. 全熱交換機	<ul style="list-style-type: none"> (1) 据付け（水平） (2) 基礎ボルトの締付状態 (3) 各部の組立ボルトの締付状態 (4) 全熱交換エレメントの雨水等進入対策 (5) 気流の方向及び全熱交換エレメントの回転方向
13. ファンコイルユニット	<ul style="list-style-type: none"> (1) 取付状態（壁、天井との間隔） (2) 床置機器の転倒防止措置
14. 送風機	<ul style="list-style-type: none"> (1) 据付け（水平、転倒、脱落等の防止） (2) 基礎ボルト、ストッパー及び防振材等の締付状態 (3) 軸心の調整（異常振動及び異音の有無） (4) ベルトの回転方向及び張りしろ

機器品目	検査内容
15. ポンプ類	(1) 据付け（水平） (2) 基礎ボルト及び固定ボルトの締付状態 (3) 軸心の調整（異常振動及び異音の有無） (4) 付属品の取付状態
16. タンク及び ヘッダー	(1) 据付け（水平） (2) 基礎ボルト及び固定ボルトの締付状態 (3) 付属品の取付状態

8. 空気調和設備工事の完成検査前の試験等

(1)個別試運転調整

名 称	方 法
1. 主要機器 (ボイラー、 冷凍機等)	(1) 補機類 (ポンプ、冷却塔、オイルポンプ、サービスタンク等) 及び付属品 (燃焼装置、安全弁、水位計、圧力計等) を点検し、単体運転を行う。 (2) 実運転をするまえに保護リレー類の作動確認をする。(シーケンステスト) (3) 補機類のインターロックを確認する。 (4) その他、メーカーの調整要領等により各種調整を行う。
2. 冷却塔	(1) 運転水位とボールタップの位置及びオーバーフローの位置を確認する。 (2) 振動、回転方向、送風機の当たりを点検する。 (3) 水の分配状況を点検し、調整する。 (4) 運転開始の給水の状態及び停止時の水位を確認する。
3. 渦巻き及 び多段ポンプ	(1) ポンプ内を満水にし、瞬時運転をして回転方向の確認をする。 (2) 吐出弁を閉めて起動し、除々に開いて規定水量に調節する。(試験成績表による電流値又は流量計により調整する。) (3) 軸受温度を点検する。(原則として周囲温度より40℃以上高くなってはならない。) (4) 異常音の有無を確認する。
4. 送風機	(1) 瞬時運転をして回転方向の点検をする。 (2) 吐出ダンパーを全閉にして起動し、除々に開いて規定風量に調節する。(試験成績表による電流値を基に調整する。) (3) 軸受温度を点検する。(原則として周囲温度より40℃以上高くなってはならない。) (4) 異常音の有無を確認する。
5. 空気清浄装 置	(1) 自動巻取形エアフィルター及び電気集じん器 (自動巻取形) のアフターフィルターについては、ろ材巻取制御タイマー、巻取り完了並びに異常表示灯の作動を確認する。 (2) 荷電部点検ドアの安全スイッチ及び残留電荷放電装置の作動並びにアースを確認する。(電気集じん器) (3) 送風機とのインターロックを確認する。(電気集じん器)
6. ユニット形空気 調和機	(1) インバーター制御の場合には、低周波の運転時に共振による強い振動、騒音が発生する可能性があるため、インバーター設定値を確認する。

(2)風量の調整方法

名 称	方 法
1. 単純繰返し法	<ol style="list-style-type: none">(1) ダクト系のダンパーを全開にして、送風機、空調機的设计風量に対して+10%程度になるようサクション側のダンパー（RAダンパー、OAダンパー）により調整する。(2) 次に簡単に各吹出口、吸込口の風量をチェックして、風量の多い所を絞り調整する。これにより少ない部分の風量が増す。(3) この作業を繰り返すことにより全体のバランスを取り、最終的に機器の送風量を设计風量に調整して、各吹出口、吸込口を微調整する。
2. 比率調整法	<ol style="list-style-type: none">(1) すべてのダンパーを全開にして送風機を運転し、電動機が過負荷にならない程度に主ダンパーにより調整する。(2) 次に、最遠の分岐ダクト系について他の分岐系とは無関係に同一分岐系内の各吹出口、吸込口の調整を行う。(3) この時、この分岐系内の最末端の吹出口、吸込口の風量を測定し设计風量との比率(=実測風量/设计風量)を求め、順次上流側の吹出口、吸込口の風量をこの比率から10%以内の差になるように調整する。(4) 他の分岐ダクト系も同様に調整するが、調整済みの前の分岐ダクト系の比率と同一でなくてもよい。(5) 次に各分岐系の相互間の調整を行う。この場合、最遠の分岐ダクトと次の分岐内のダクトから代表的な吹出口、吸込口を各1個選び、前述と同一の方法で比率が一定になるよう分岐部の風量調節ダンパーを調整し、同様に上流の分岐に移り、全分岐系統にわたって調整する。(6) 最後に送風機の風量を測定し、设计値になるように送風機の主ダンパーを調整する。
3. 窪田法	<ol style="list-style-type: none">(1) すべてのダンパーを全開にして送風機を運転し、電動機が過負荷にならない程度に主ダンパーにより調整する。(2) 次に、各吹出口、吸込口の風量(Q_{mi})を測定し、その吹出口、吸込口の设计風量(Q_{di})との比Q_{mi}/Q_{di}(=X_i)を計算する。(3) 各分岐ダクト系毎に最小のX_{imin}を求め、おのおのの吹出口、吸込口について絞り率X_i/X_{imin}(=K_i)を計算する。(4) 次に各分岐ダクト毎に最末端の吹出口、吸込口から再度風量(Q_{mi}')を測定し、その値をQ_{mi}/K_iになるように調整する。(5) 順次上流側の吹出口、吸込口に進む。各分岐ダクト調整完了後分岐間相互の調整を行う。(6) 各分岐内の各吹出口から、その分岐内の各吹出口、吸込口のうちX_iが、その分岐内のX_iの平均値に最も近い吹出口、吸込口を代表として選び、この代表吹出口、吸込口に対して前述と同一の方法で比率が一定になるよう分岐部の風量調節ダンパーを調整し、同様に上流の分岐に移り、全分岐系統にわたって調節する。

名 称	方 法
3. 窪田法 (続)	(7) 最後に送風機の風量を測定し、設計値になるように送風機の主ダンパーを調節する。

9. ダクト施工図の確認項目

確認項目	確認内容
1. スリーブ (穴開け 共)図	(1) ダクト施工図と位置に相違がないこと (2) スリーブ、箱の寸法がダクトの形状、寸法及び保温厚を考慮した大きさになっていること (3) 建築構造体に対してスリーブ、箱の大きさが過大になっていないこと、及び補強対象スリーブ、箱が明示されていること
2. インサート 図	(1) ダクト施工図と位置に相違がないこと (2) 関連他工事のインサートとの関係 (3) 種別、寸法が明示されていること (4) 取付間隔が、設計図書に適合したダクト支持間隔になっていること
3. ダクト外 施工図	(1) ダクト内圧の再確認 空調及び換気ダクトの系統毎のダクト内圧によるダクト区分(低圧、高圧)が適当であること (2) 設計図書との整合 次の事項が設計図書と整合しているか確認すること ア 系統毎の風量 イ 各室の空気収支 ウ 機器の名称、番号及び系統名 エ ダクトの材質・寸法・板厚 オ ダクトの施工区分(隠ぺい、露出の別等) カ 吹出口、吸込口、排煙口の形状、寸法、位置 キ レターンガラリ、外気ガラリの形状、寸法、位置 ク 機器の配置 (3) 必要寸法の記入 建築躯体の通り芯、柱芯、壁芯、床線等を基準にして記入されているか等、施工に必要な寸法がすべて記載されていること (4) ダクトの分岐・合流 ア 曲がりや拡大角の大きい断面変形部の直後での分岐が必要以上にならないこと イ 割込み分岐の場合、割込み寸法が明示され、その寸法が風量に合っていること ウ 円形ダクトの分岐又は合流は、曲管部から直径の6倍以上の直管部をとっていること エ 長方形ダクトの曲がり部直後から分岐又は合流せざるを得ないときは、ガイドベーンを入れるか、上下分割取出ししていること。なお、変形部からの分岐又は合流を避けていること

確認項目	確認内容												
3. ダクト 施工図 (続)	<p>(5) 接続部の図示 送風機、ケーシング、フィルター、吹出口、フード等の接続部の要領が、図面で指示されていること</p> <p>(6) 錯綜箇所の図示 ダクトが配管又は電気配線等と錯綜する箇所においては、詳細図が作成されていること</p> <p>(7) 風量測定口 風量測定口の位置、個数が適正でかつ点検に支障がないこと</p> <p>(8) 多湿箇所の処置 厨房、浴室等の多湿箇所の排気ダクトにシールを施す指定があること（Nシール+Aシール+Bシール）</p> <p>(9) ダンパー類の位置 ア 防火区画、防煙区画及び耐震壁等の位置の記入がされ、この位置と防火ダンパー、防煙ダンパー等が整合していること イ ダンパーが、原則として直管部の位置に取り付けられていること（騒音発生の抑制）</p> <p>(10) 電源類の位置 排煙口、防煙ダンパー等の操作箱及び電源の位置が明示されていること</p> <p>(11) ダクトの納まり ア 天井内の有効寸法とダクトの寸法が整合していること イ 作業スペース、保守点検スペースが確保されていること</p> <p>(12) 送風機との接続 送風機の接続ダクト（吸込側、吐出し側）の形状が適正であること</p> <p>(13) ダクト寸法の変形等 やむを得ずダクトを変形する場合は、次の変形の基準にあっているかを確認すること ア 現場取合い上、設計図記載寸法のダクトを施工できないときは、長方形ダクトでは断面の縦横比（アスペクト比）1：4程度を限度として、設計図と摩擦損失の等しいダクトを選定していること イ ダクト湾曲部の内側半径が次表のとおり確保されていること</p> <table border="1" data-bbox="443 1626 1398 1872"> <thead> <tr> <th>ダクト種別</th> <th>内側半径（最小）</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>スパイラルダクト</td> <td>0.5D</td> <td>D：ダクト直径</td> </tr> <tr> <td>フレキシブルダクト</td> <td>0.5D</td> <td>D：ダクト直径</td> </tr> <tr> <td>長方形ダクト</td> <td>0.5W（※）</td> <td>W：半径方向の幅</td> </tr> </tbody> </table> <p>（※）やむを得ず上記の寸法がとれないときは、必要に応じて案内羽根を設けること</p>	ダクト種別	内側半径（最小）	備考	スパイラルダクト	0.5D	D：ダクト直径	フレキシブルダクト	0.5D	D：ダクト直径	長方形ダクト	0.5W（※）	W：半径方向の幅
ダクト種別	内側半径（最小）	備考											
スパイラルダクト	0.5D	D：ダクト直径											
フレキシブルダクト	0.5D	D：ダクト直径											
長方形ダクト	0.5W（※）	W：半径方向の幅											

確認項目	確認内容						
3. ダクト 施工図 (続)	<p>ウ ダクト断面変形部の基準</p> <p>ダクトの拡大、縮小の基準が下記のとおり守られているか確認すること。やむを得ず下記の寸法がとれないときは、必要に応じて整流板を設けること</p> <table border="1" data-bbox="600 376 1225 528"> <thead> <tr> <th>変形部</th> <th>傾斜角度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>拡大部</td> <td>15°以下(※)</td> </tr> <tr> <td>縮小部</td> <td>30°以下(※)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(※) ダクト途中にコイル、フィルター等がある場合は、拡大部は30°以下、縮小部は45°以下とする。</p> <p>(14) 点検口、吹出口及び吸込口 点検口、吹出口及び吸込口のサイズが適正で、ダンパー類、照明器具、スプリンクラーヘッド等との取合いが適切であること</p> <p>(15) 配置、間隔等</p> <p>ア 保温を必要とするダクトは、壁や隣接するダクトから保温厚及び施工を考慮した間隔となっていること</p> <p>イ 防火ダンパーには、ヒューズの抜取りスペースとして、隣接するダクト等との間隔が、200mm以上確保されていること</p> <p>ウ 壁面取付形の吹出口で意匠上、構造上問題がない場合、誘引作用により天井面を汚さないように、吹出口上端と天井面との間隔が150mm以上あること</p> <p>エ 吹出口及び吸込口で、天井面に取り付けるものは、天井目地及び照明器具等の配置を考慮していること</p> <p>オ 室内の気流が、吹出口と吸込口との間でショートパスしない配置となっていること</p> <p>カ 関連他工事の配管及び機器との位置関係(電気配管配線、給排水衛生配管、照明器具等)</p> <p>(16) ドアガラリ等 ドアガラリ等を給排気に使う場合は、有効開口面積や位置について、建築担当者と十分な打合せを行い、決定されていること</p> <p>(17) 排煙ダクト等</p> <p>ア 排煙口と防煙区画との水平距離が適正であること</p> <p>イ 同一系統中の防煙区画面積に極端な大小がないこと</p> <p>ウ 排煙計画に応じた用途、建物構成に応じた位置、形状及び取付間隔が適正であること</p> <p>エ 天井チャンバー方式の場合は、スリット位置が記載されていること</p> <p>(18) 法規による規制</p>	変形部	傾斜角度	拡大部	15°以下(※)	縮小部	30°以下(※)
変形部	傾斜角度						
拡大部	15°以下(※)						
縮小部	30°以下(※)						

10. 自動制御設備工事の施工の検査項目

項 目	検査内容
1. 調節器、検出器及び制御弁	(1) 検出器・操作器の取付状態 (2) 室内形検出器・調節器の取付高さ (3) 電動弁・空気弁駆動軸の取付方向 (4) 取付架台等の固定状態 (5) 単体調整
2. 制御盤・中央監視装置	(1) 機器点検 (2) 配線接続要領 (3) 接地の有無 (4) 固定方法（転倒防止措置等） (5) 機器・盤廻り保守上の障害の有無 (6) 盤の据付状態 (7) 盤の耐震支持方法 (8) 機器・盤類の養生状態 (9) 盤上部水配管の有無
3. 計装用配管・配線（電気配管・配線及び空気配管）	(1) 配管・配線の加工、接合方法及び養生 (2) 配管・配線の材質、口径、位置 (3) 低圧配線と他の配線・配管等との離隔 (4) 誘導障害の防止措置 (5) 配管・配線の支持間隔及び支持、固定方法 (6) 配管・配線の末端処理 (7) 機器の位置及び接続配管の位置及び寸法 (8) 防火区画貫通部の処理 (9) ボックス類の位置、寸法及び接続配管の位置及び寸法 (10) 接地の位置、取付方法及び接地線の寸法 (11) 電線の種類、色別、接続方法及び養生 (12) 電線と機器との接続方法及び養生（特に丸端子の使用、行き先表示の有無） (13) 計装配管・配線検査 ア 乾燥清浄空気による空気配管の洗浄 イ 空気配管耐圧漏洩試験 ウ 計装配線導通試験、絶縁試験 (14) 対象流体配管の洗浄確認

1 1. 給排水衛生設備工事の施工図の確認項目

機器品目	確認内容
1. 共通事項	<ul style="list-style-type: none"> (1) 搬入、据付作業が容易に行えること（フックの取付け、搬入口の大きさ） (2) 保守管理が容易に行えること (3) 配管等の接続作業が容易に行えること (4) 電源位置の記入（電源が必要なもの） (5) 将来、機器を取替える場合の搬出入口の配慮
2. 衛生器具	<ul style="list-style-type: none"> (1) 衛生器具の取付高さ (2) 仕上げしろよりの有効寸法 (3) 大便器とブースとの間隔（ドアの開閉等） (4) 和風大便器の取付箇所の床スラブ厚（支えブロックの使用の可否） (5) 防火区画の貫通部の処理（和風大便器用耐火カバーの有無等） (6) 小便器の取付壁へ補強（必要により） (7) 連立小便器の洗浄管の管径、隠蔽・露出の別、なお、洗浄管が隠蔽の場合は、配管を埋め込む壁と管の仕上げ外径との納まり状況 (8) 洗面器に取り付ける鏡、化粧棚、水石けん入れ等の取付位置が使用勝手を考慮していること（特に身障者用、幼児用等） (9) 各衛生器具の付属品が漏れなく記入されていること
3. 基礎	<ul style="list-style-type: none"> (1) 位置及び寸法 (2) 基礎コンクリートの配筋及び鉄筋のかぶり厚さ (3) 基礎ボルト、ストッパー等の位置、寸法及び材質 (4) 耐震を考慮した据付けを行う場合にはアンカーボルトの引抜き力、せん断力を計算しアンカーボルトの選定を行っていること (5) 防振材の位置、種類及び個数（防振基礎の場合） (6) 重量機器基礎と建築構造体との関係（建築担当者との協議）
4. 飲料水を貯水するタンク	<ul style="list-style-type: none"> (1) タンクの下部、側面に600mm以上、上部に1,000mm以上の有効スペースがあること (2) 上部に汚染源となるタンク用以外の配管、厨房排気ダクト等が無いこと (3) 給水引込管と最高水面に吐水口空間が、オーバーフロー管及び水抜管と間接排水口に排水口空間が確保されていること (4) タンクに配管の荷重がかからないよう支持されていること

機器品目	確認内容
5. 給湯設備 機器	<p>「本編3-1. 空気調和設備工事」の当該事項（温水発生機）によるほか、以下について確認を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 据置（置台）形のガス湯沸器の固定方法 (2) 維持管理スペースの確保 (3) 関連配管との取合い (4) 必要水頭圧の確保
6. ポンプ	<ol style="list-style-type: none"> (1) ポンプ口径は、吸込口径と吐出口径が違う場合でも、設計図では1つの口径で表示されることがあるので、事前に製作図で確認すること (2) ポンプの揚程は、実際の配管経路、継手類の増減及び機器抵抗によって大幅に変わることがあるので、配管施工図に基づき再計算をするように受注者に指示し確認すること (3) ポンプ廻りの排水管が間接排水となっていること (4) ポンプ基礎の設置箇所の強度は十分であること (5) 防振基礎の防振材（スプリング又は防振ゴム）の特性及び個数は適正であること (6) ポンプに配管の荷重がかからないよう支持されていること (7) 振動対策が十分であること
7. 給湯システム	<ol style="list-style-type: none"> (1) 循環ポンプを設けたシステムに開放式膨張タンクを設ける場合は、配管システム全体のなかでのポンプ取付位置と膨張管の取出し位置を検討すること (2) 循環ポンプを給湯戻り管に設置する場合は、補給水タンクの静水頭が、ポンプの揚程と最上階のシャワーヘッドの必要圧を足したものより十分大きいこと (3) 補給水として供給される水量と使用湯量とがバランスするか補給水槽のボールタップ吐水量及び補給水管の管径を確認すること

1 2. 給排水衛生設備工事の機材の検査項目

機材の品目	検査内容
1. 衛生陶器及び付属器具	<p>JISマーク表示の要否、外観及び数量 衛生陶器類はひずみや色むらが少なく、列置しても不揃いがないこと なお、表示の確認は次の事項による。</p> <p>(1) JIS A 5207 (衛生器具—便器・洗面器)</p> <p>a) 種類の名称又はその記号 種類記号・・・大便器(C)、小便器(U)、洗浄用タンク(T)、洗面器及び手洗器(L)、掃除流し(S)</p> <p>例) サイフォン式大便器 又は C910</p> <p>b) 製造者名又はその略号 例) ○○○株式会社 又は ○○○ (株)</p> <p>(2) JIS A 5207 附属書A (衛生器具附属金具) 製造業者名又は略号 例) ○○○株式会社 又は ○○○ (株)</p> <p>(3) JIS B 2061 (給水栓) 製造業者名又は略号 例) ○○○株式会社 又は ○○○ (株)</p>
2. ポンプ 共通	<p>(1) 試験成績書 (揚水量、揚程、電流値及び水圧)</p> <p>(2) 形式、吸込口径、吐出し口径、揚水量、揚程、耐圧強度、動力、材質、付属品等</p> <p>(3) 動力においては、電源 (電圧、単相・三相の別等)、起動方式 (直入れ、スターデルタ等)、周波数、極数等</p> <p>(4) 軸封構造 (グランドパッキン、メカニカルシール等) が適正であること</p> <p>(5) ポンプ本体の耐圧強度を水圧試験する際は、最高押込み圧力 (背圧) に注意すること</p>
3. 加圧式給水システム	<p>(1) 試験成績書 (揚水量、揚程、電流値及び水圧)</p> <p>(2) 住仕適用の場合「機材の品質・性能基準」の基準以上の性能を有するものであること</p>
4. 消火ポンプユニット	<p>(1) 試験成績書</p> <p>(2) 平成9年消防庁告示第8号 (加圧送水装置の基準) に適合するもの、又は、(一財)日本消防設備安全センターに設置された消火設備認定委員会の認定証票が貼付されたものであること</p>
5. 温水発生機	<p>(1) 試験成績書 (熱出力、水圧及び気密もしくは満水)</p>

機材の品目	検査内容
6. ガス湯沸器	(1) 試験成績書(熱出力及び水圧) (2) 都市ガス用はガス供給者の承認する製品とし、経済産業省令による証票を附したものであること
7. 飲料水を貯水するタンク(鋼板製、FRP製、ステンス鋼板製)	(1) 試験成績書(満水、鋼板製の場合は内面防錆皮膜) (2) 「建築基準法施行令」第129条の2の5及び同令に基づく告示(昭和50年建設省告示第1597号)に定めるところによること (3) 材質、寸法、容量 (4) 住仕適用の場合は、特記なき限り「機材の品質・性能基準」の基準以上の性能を有するものであること (5) 通気口は、防虫網の損傷の有無を外部から目視確認できる構造であること
8. 貯湯タンク	(1) 試験成績書(水圧及び溶接部検査) (2) 材質、寸法、容量 (3) 圧力容器に相当するタンクの場合の添付書類 ア 圧力容器設置届を提出するために必要な図面 イ 第1種圧力容器証明書又は第2種圧力容器明細書
9. 消火機器	(1) 試験成績書(水圧及び耐圧) (2) 消防法の適用を受ける「消防用機械器具等」は、消防法及び消防庁長官が定める基準に合格し、各種認定証票、合格証等消防法で定められた表示を附したものであること
10. 厨房機器	(1) 材質、寸法、能力 (2) 都市ガス又は液化石油ガスを使用する厨房機具 (一財)日本ガス機器検査協会の合格証票が貼付されていること (3) 住仕適用の調理用ガス機器 (一財)日本ガス機器検査協会が行う検査並びに関連法規に適合していること (4) 電気を使用する厨房器具 特定電気用品には◇PSEマーク、特定以外の電気用品には○PSEマークが表示されていること

1 3. 給排水衛生設備工事の施工の検査項目

施工対象	検査内容
1. 基礎	(1) 位置及び寸法 (2) 配筋、鉄筋のかぶり厚さ及びコンクリートの調合 (3) 基礎ボルト、ストッパー等の位置、寸法、材質及びねじ部露出長さ (4) 基礎上面の水平度 (5) 防振材の位置（防振基礎の場合） (6) 養生期間（コンクリート打設後10日間以上）
2. 衛生器具	(1) 管との接続状態 (2) 取付状態（水平、垂直、固定） (3) 取付け後の養生
3. ホンプ類	(1) 据付け（水平） (2) 基礎ボルト及び固定ボルトの締付状態 (3) 軸心の調整（異常振動及び異音の有無） (4) 付属品の取付状態 (5) 水中ポンプのケーブルの処理方法
4. 温水発生機	(1) 位置芯出し (2) ベースの組立（水平） (3) 組立状況（現場組立式の場合） (4) 基礎ボルト及び固定ボルトの材質、締付状態 (5) 水圧試験（現場組立式の場合） (6) 燃焼装置装置及び付属品の取付状態 (7) オイルサービスタンクとの保安距離（火災予防条例等）
5. ガス湯沸器	(1) 装置及び付属品の取付状態及び位置（特に換気との関連） (2) 置台形の場合は、本体の固定が壁等から十分なされていること (3) 壁掛形の場合の背部の耐熱板及び取付用補強板（壁内）の材質が不燃材になっていること
6. 煙道及び排気筒工事	(1) 材質及び厚さ (2) 伸縮継手の位置 (3) 支持間隔及び支持固定状態 (4) ばい煙濃度計の測定口、掃除口等の位置 (5) 伸縮部及び壁貫通部の施工状態 (6) 可燃物との距離 (7) 排気筒先端のステンレス製防鳥網付排気トップ等の取付状態

施工対象	検査内容
7. タンク	(1) 据付け（水平） (2) 基礎ボルト及び固定ボルトの締付状態 (3) 付属品の取付状態
8. 消火機器	(1) 設置位置 (2) 据付け（水平、垂直、固定） (3) 補強方法
9. 厨房機器	(1) 据付け（水平） (2) 排気フードとの位置関係 (3) 基礎ボルト及び固定ボルトの締付状態 (4) 付属品の取付状態 (5) 転倒防止措置

1 4. 浄化槽設備工事の施工図の確認項目

浄化槽の種類	確認項目
1. 現場施工型 浄化槽機器類	(1) 機器等の搬入、据付作業が容易に行えること（フックの取付け、搬入口の大きさ） (2) 保守管理が容易に行えること (3) 配管等の接続作業が容易に行えること (4) 電源位置の記入（電源が必要なもの） (5) 搬出入のための配慮（将来、機器を取替える場合等） (6) ブロワー室の給排気口が確保されておりブロワーの音が近隣に被害を与えないように適切な防音対策がとられていること (7) 臭気対策（特に排気ファンの吹き出し方向等に注意をする） (8) 基礎 ア 位置及び寸法 イ 基礎コンクリートの配筋 ウ 基礎ボルト、ストッパー等の位置、寸法及び材質 エ 耐震を考慮した据付けを行う場合には、アンカーボルトの引抜き力、せん断力を計算しアンカーボルトの選定を行っていること オ 防振材の位置、種類及び個数（防振基礎の場合） カ 重量機器基礎と建築構造体との関係（建築担当者との協議）
2. ユニット型 浄化槽	(1) 搬入、据付作業が容易に行えること（作業空間、搬入路の大きさ） (2) 山止め方法 (3) 浄化槽の上部に荷重がかかる場合（駐車場、車両通路）は、浄化槽に直接荷重がかからないよう防護されていること (4) 浮上防止措置（浄化槽が浮上するおそれのある場合） (5) ブロワーの設置位置 (6) 保守管理が容易に行えること (7) 基礎 ア 位置及び寸法 イ 基礎コンクリートの配筋 ウ 基礎ボルト、ストッパー等の位置、寸法及び材質
3. 配管工事	(1) 流入管、放流管 ア 浄化槽へ流入する管の流入管底が、浄化槽の流入槽のレベルと整合していること イ 浄化槽の放流管底と放流先水路の落差が十分あること ウ 放流先水路における開口位置及び形状 (2) 排気管 ア 排気管の立上り高さ ・ 地上に自立する場合は、地上から3.5m以上 ・ 建物に沿わせて立ち上げる場合は、パラペットから150mm 以上

浄化槽の種類	確認項目
4. 電気工事	<p data-bbox="456 174 826 208">イ 排気管の開口の末端</p> <ul style="list-style-type: none"> <li data-bbox="501 219 1481 300">・ 建物出入口、窓、換気口等の近くにある場合は、開口部上端より600mm以上の高さの位置、又は水平距離で3m以上の離隔 <p data-bbox="411 360 1294 394">(1) 一次側電源供給（一般電源、非常電源）の位置の記入</p> <p data-bbox="411 405 1481 533">(2) 水中機器及び多湿箇所設置機器への電源供給が絶縁低下に対して配慮されていること（ケーブルのノージョイント化、接続箇所のモールド処置等）</p> <p data-bbox="411 544 1481 624">(3) 遠方監視する場合は、対象となる警報及び測定するポイントが明記されていること</p>

埼玉県材料検査実施要領（建築工事編）

（目的）

第1条 この要領は、埼玉県が発注する建築工事に使用する材料の検査等（以下「材料検査」という。）を適正かつ円滑に実施するため、その手続きや実施方法について、必要事項を定める。

（適用範囲）

第2条 この要領は、公共建築工事標準仕様書（建築工事編）（以下「標仕」という。）及び公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）（以下「改仕」という。）又は公共住宅建設工事共通仕様書（以下「住仕」という。）を適用する工事で、監督員が行う材料検査について適用する。

（材料検査の対象）

第3条 材料検査は、埼玉県建設工事標準請負契約約款第13条第2項の規定により、指定された工事材料（工場製品を含む。）について実施する。

（材料検査の方法）

第4条 材料検査の方法は、原則として「標仕1章1.4.4材料の検査等」、「改仕1章1.4.4材料の検査等」、「住仕1章1.4.4材料の検査等」の規定によるものとし、設計図書に定めるもののほかは、本要領及び埼玉県建築工事監督要綱によるものとする。

2 前項による第1回目の材料検査の結果、合格した材料と同じ種別の材料は、次の条件を満たす場合には、その後は搬入のたびに検査を行う必要はなく、状況に応じて抽出検査とする。

(1) その製造が管理された条件で行われていることが証明書類等で確認できる場合（例えば、JIS表示認定工場で製造された工業製品等。）。

3 第2項において、製造時のばらつきの大きい材料については、当初は可能な限り搬入の都度検査を実施し、検査結果の良否に応じて検査の頻度を漸次減少させるか、維持するなどの対応を取る。

4 次に掲げる材料は、抽出検査として検査を省略した場合でも写真、納品書等により搬入数量が確認できるよう受注者に指示する。

(1) 設計図書において使用数量が指定されている材料。

(2) 材料検査の合格をもって部分払請求の対象とできる材料。

（材料検査に伴う試験）

第5条 材料検査に伴う試験は、「標仕1章1.4.5材料の検査に伴う試験」、「改仕1章1.4.5材料の検査に伴う試験」、「住仕1章1.4.5材料の検査に伴う試験」の規定により行う。なお、公的機関の試験所又は信頼のおける機関で行われる試験は、監督員の立会いを省略する。

（材料検査請求）

第6条 監督員は、材料の搬入ごとに、受注者から「材料検査請求書」の提出を受ける。なお、材料検査の実施前に次の資料（以下「品質証明資料」）の提出を求める。

(1) 材料が設計図書に定める品質及び性能を有することを証明する資料（品質を証明するJIS・JAS等のマークが表示された材料を使用する場合及びあらかじめ監督員の承諾を受けた場合を除く。）。

（現場で行う材料検査）

第7条 監督員は、現場に搬入された主要な材料について、その種類ごとに検査を行い、設計図書に定める品質及び性能に合致していることを、品質証明資料により確認する。なお、主要な材料とは、工種別施工計画書の品質計画で確定することとし、ねじ、釘等の補助的な材料は除くものとする。

2 監督員は、受注者から材料検査を省略したいとの申し出があった場合は、製造者の信頼度、見本、カタログ等の提出を求め、十分に内容を検討し、材料検査の省略を承諾する。

(工場等で行う材料検査)

第8条 監督員は、次に掲げる場合、工場等で材料検査を行うものとし、受注者に試験計画書の提出を求め、「工事報告書」に添えて課（所）長に報告する。

(1) 製造工場等、現場以外の場所でなければ設計図書に定める品質等の確認ができない材料。

(2) 新たに開発された技術、特殊な工法及び特殊な材料等。

(3) 従前の工事で何らかの不具合が確認された製品又は製造者である場合（過去の工事で完成後1年に満たない期間に不具合の発見された材料である場合等。）。

(4) 鉄骨の床書き現寸検査で、以下に掲げる場合。

一 曲率や90°以外の取り合い角度を有する変形した建築構造物の場合。

二 溶接作業及び高力ボルトの締め付けが困難と判断される箇所が存在する場合。

三 納まりが複雑で工作図からの直接読取りが困難な箇所が存在する場合。

(5) 低入札価格調査制度による調査基準価格を下回る価格で契約した工事。

(6) 出来高算出のため製造工場等にある工場製品について検査する必要がある場合。

2 監督員は、次に掲げる場合、工場等での材料検査を省略することができる。

(1) 規格品（公的機関の規格による材料又はこれに準じるもの。）。

(2) 課（所）長の指示により、試験報告書等の確認と搬入時の材料検査のみとする場合。

(3) コンクリート工事で、JISマーク表示認証工場のJIS A5308（レディーミクストコンクリート）に適合したコンクリートを使用する場合で、相応の実績（出荷実績として過去1年以内に10ロット以上有り、十分に品質管理されている実績）がある場合。

(4) 鉄骨工事の床書き現寸検査（第1項(4)に該当する場合を除く。）。

(5) プレキャストコンクリート工事の工場製品検査。ただし、現場搬入時に検査を行うこととする。

(6) 植栽工事の圃場での検査。ただし、現場搬入時に検査を行うこととする。

(7) 鉄筋・鉄骨工事の加工工場での検査。ただし、現場搬入時に検査を行うこととする。

(工場等で行う材料検査体制)

第9条 工場等で行う材料検査は、原則として複数の人員で行うこととする。なお、受注者から、品質管理に責任を有する者（主任技術者等）の立会いを求めるものとする。

(工場等で行う材料検査結果の報告)

第10条 監督員は、工場等で行う材料検査を完了したときは、その結果を「工事報告書」により、速やかに課（所）長に報告する。

(その他)

第11条 この要領に定めるもののほか、検査に必要な事項は、課（所）長が定めることができる。

附 則 この要領は、平成12年9月1日から施行する。

附 則 この要領は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 この要領は、平成23年4月1日から施行する。

附 則 この要領は、平成29年4月1日から施行する。

附 則 この要領は、令和2年4月1日から施行する。

埼玉県材料検査実施要領（電気設備工事編）

（目的）

第1条 この要領は、埼玉県が発注する建築に係る電気設備工事に使用する機器及び材料（以下、「機材」という。）の検査等（以下「材料検査」という。）を適正かつ円滑に実施するため、その手続きや実施方法について、必要事項を定める。

（適用範囲）

第2条 この要領は、公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）（以下「標仕」という。）及び公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編）（以下「改仕」という。）又は公共住宅建設工事共通仕様書（以下「住仕」という。）を適用する工事で、監督員が行う材料検査について適用する。

（材料検査の対象）

第3条 材料検査は、埼玉県建設工事標準請負契約約款第13条第2項の規定により、指定された工事材料（工場製品を含む。）について実施する。

（材料検査の方法）

第4条 材料検査の方法は、原則として「標仕第1編1.4.4機材の検査等」、「改仕第1編1.4.5機材の検査等」、「住仕第1編1.4.4機材の検査等」の規定によるものとし、設計図書に定めるもののほかは、本要領及び埼玉県建築工事監督要綱によるものとする。

2 前項による第1回目の材料検査の結果、合格した機材と同じ種別の機材は、次の条件を満たす場合には、その後は搬入のたびに検査を行う必要はなく、状況に応じて抽出検査とする。

(1) その製造が管理された条件で行われていることが証明書類等で確認できる場合（例えば、JIS表示認定工場で製造された工業製品等。）。

3 第2項において、製造時のばらつきの大きい機材については、当初は可能な限り搬入の都度検査を実施し、検査結果の良否に応じて検査の頻度を漸次減少させるか、維持するなどの対応を取る。

4 次に掲げる機材は、抽出検査として検査を省略した場合でも写真、納品書等により搬入数量が確認できるよう受注者に指示する。

- (1) 設計図書において使用数量が指定されている機材。
- (2) 材料検査の合格をもって部分払請求の対象とできる機材。

5 次に掲げる機材については、可能な限り全数検査とする。

- (1) 特注製品ですぐには取替えのきかない機器等。
- (2) 大型機器。
- (3) 防災機器。
- (4) 特殊機器。
- (5) 新機種（例 製作開始後間もないもの）。
- (6) 取外し困難な機器（例 搬入後に搬入口の無くなるもの）。

（材料検査に伴う試験）

第5条 材料検査に伴う試験は、「標仕第1編1.4.5機材の検査に伴う試験」、「改仕第1編1.4.6機材の検査に伴う試験」、「住仕第1編1.4.5機材の検査に伴う試験」の規定により行う。なお、公的機関の試験所又は信頼のおける機関で行われる試験は、監督員の立会いを省略する。

（材料検査請求）

第6条 監督員は、機材の搬入ごとに、受注者から「材料検査請求書」の提出を受ける。なお、材料検査の実施前に次の資料（以下「品質証明資料」）の提出を求める。

(1) 機材が設計図書に定める品質及び性能に合致していることを証明する資料（品質を証明するJIS・PSE等のマークが表示された機材を使用する場合及びあらかじめ

監督員の承諾を受けた場合を除く。)

(現場で行う材料検査)

第7条 監督員は、現場に搬入された機材について、その種類ごとに検査を行い、設計図書に定める品質及び性能に合致していることを、品質証明資料により確認する。

2 監督員は、受注者から材料検査を省略したいとの申し出があった場合は、製造者の信頼度、見本、カタログ等の提出を求め、十分に内容を検討し、材料検査の省略を承諾する。

(工場等で行う材料検査)

第8条 監督員は、次に掲げる場合、工場等で材料検査を行うものとし、受注者に試験計画書の提出を求め、「工事報告書」に添えて課(所)長に報告する。

(1) 製造工場等、現場以外の場所でなければ設計図書に定める性能等の確認ができない機材(以下は代表的なもの)。

ア 制御盤・配電盤・直流電源装置及びこれらに類するもの。

イ 発電設備。

ウ 中央監視設備。

(2) 次に該当する機材。

ア 新機種。

イ 新技術や特殊な工法、材料を使用したもの。

ウ 製造者に製造実績の少ないもの。

エ 生命維持に係わる病院設備。

オ その他特に品質確保の必要とされるもの。

(3) 従前の工事で何らかの不具合が確認された製品又は製造者である場合(過去の工事で完成後1年に満たない期間に不具合の発見された機材である場合等)。

(4) 低入札価格調査制度による調査基準価格を下回る価格で契約した工事。

(5) 出来高算出のため製造工場等にある工場製品について検査する必要がある場合。

2 監督員は、次に掲げる場合、工場等での材料検査を省略することができる。

(1) 規格品(公的機関の規格による機材又はこれに準じるもの)。

(2) 課(所)長の指示により、試験報告書等の確認と搬入時の材料検査のみとする場合。

(工場等で行う材料検査体制)

第9条 工場等で行う材料検査は、原則として複数の人員で行うこととする。なお、受注者から、品質管理に責任を有する者(主任技術者等)の立会いを求めるものとする。

(工場等で行う材料検査結果の報告)

第10条 監督員は、工場等で行う材料検査を完了したときは、その結果を「工事報告書」により、速やかに課(所)長に報告する。

(その他)

第11条 この要領に定めるもののほか、検査に必要な事項は、課(所)長が定めることができる。

附 則 この要領は、平成12年9月1日から施行する。

附 則 この要領は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 この要領は、平成23年4月1日から施行する。

附 則 この要領は、平成29年4月1日から施行する。

附 則 この要領は、令和2年4月1日から施行する。

埼玉県材料検査実施要領（機械設備工事編）

（目的）

第1条 この要領は、埼玉県が発注する建築に係る機械設備工事に使用する機器及び材料（以下、「機材」という。）の検査等（以下「材料検査」という。）を適正かつ円滑に実施するため、その手続きや実施方法について、必要事項を定める。

（適用範囲）

第2条 この要領は、公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）（以下「標仕」という。）及び公共建築改修工事標準仕様書（機械設備工事編）（以下「改仕」という。）又は公共住宅建設工事共通仕様書（以下「住仕」という。）を適用する工事で、監督員が行う材料検査について適用する。

（材料検査の対象）

第3条 材料検査は、埼玉県建設工事標準請負契約約款第13条第2項の規定により、指定された工事材料（工場製品を含む。）について実施する。

（材料検査の方法）

第4条 材料検査の方法は、原則として「標仕第1編1.4.5機材の検査等」、「改仕第1編1.4.5機材の検査等」、「住仕第1編1.4.5機材の検査等」の規定によるものとし、設計図書に定めるもののほかは、本要領及び埼玉県建築工事監督要綱によるものとする。

2 前項による第1回目の材料検査の結果、合格した機材と同じ種別の機材は、次の条件を満たす場合には、その後は搬入のたびに検査を行う必要はなく、状況に応じて抽出検査とする。

(1) その製造が管理された条件で行われていることが証明書類等で確認できる場合（例えば、JIS表示認定工場で製造された工業製品等。）。

3 第2項において、製造時のばらつきの大きい機材については、当初は可能な限り搬入の都度検査を実施し、検査結果の良否に応じて検査の頻度を漸次減少させるか、維持するなどの対応を取る。

4 次に掲げる機材は、抽出検査として検査を省略した場合でも写真、納品書等により搬入数量が確認できるよう受注者に指示する。

- (1) 設計図書において使用数量が指定されている機材。
- (2) 材料検査の合格をもって部分払請求の対象とできる機材。

5 次に掲げる機材については、可能な限り全数検査とする。

- (1) 特注製品ですぐには取替えのきかない機器等。
- (2) 大型機器（例 装置の中心となる特注品の冷凍機・ボイラー等）。
- (3) 防災機器（例 消火設備、防火ダンパー、防煙ダンパー、安全弁類）。
- (4) 特殊機器（例 初めて作られるもの、製作台数が極端に少ないもの）。
- (5) 新機種（例 製作開始後間もないもの）。
- (6) 取外し困難な機器（例 搬入後に搬入口の無くなるもの）。

（材料検査に伴う試験）

第5条 材料検査に伴う試験は、「標仕第1編1.4.6機材の検査に伴う試験」、「改仕第1編1.4.6機材の検査に伴う試験」、「住仕第1編1.4.6機材の検査に伴う試験」の規定により行う。なお、公的機関の試験所又は信頼のおける機関で行われる試験は、監督員の立会いを省略する。

（材料検査請求）

第6条 監督員は、機材の搬入ごとに、受注者から「材料検査請求書」の提出を受ける。なお、材料検査の実施前に次の資料（以下「品質証明資料」）の提出を求める。

(1) 機材が設計図書に定める品質及び性能に合致していることを証明する資料（品質を証明するJIS・JAS等のマークが表示された機材を使用する場合及びあらかじめ

監督員の承諾を受けた場合を除く。)

(現場で行う材料検査)

第7条 監督員は、現場に搬入された機材について、その種類ごとに検査を行い、設計図書に定める品質及び性能に合致していることを、品質証明資料により確認する。

2 監督員は、受注者から材料検査を省略したいとの申し出があった場合は、製造者の信頼度、見本、カタログ等の提出を求め、十分に内容を検討し、材料検査の省略を承諾する。

(工場等で行う材料検査)

第8条 監督員は、次に掲げる場合、工場等で材料検査を行うものとし、受注者に試験計画書の提出を求め、「工事報告書」に添えて課(所)長に報告する。

(1) 製造工場等、現場以外の場所でなければ設計図書に定める性能等の確認ができない機材(以下は代表的なもの)。

ア ポンプ類。

イ 空気調和設備工事用機材(ボイラ、冷温水発生機、冷凍機、空気熱源ヒートポンプユニット、送風機、ユニット形空気調和機、全熱交換器等)。

(2) 次に該当する機材。

ア 新機種。

イ 新技術や特殊な工法、材料を使用したもの。

ウ 製造者に製造実績の少ないもの。

エ 生命維持にかかわる病院設備。

オ その他特に品質確保の必要とされるもの。

(3) 従前の工事で何らかの不具合が確認された製品又は製造者である場合(過去の工事で完成後1年に満たない期間に不具合の発見された機材である場合等)。

(4) 低入札価格調査制度による調査基準価格を下回る価格で契約した工事の場合。

(5) 出来高算出のため製造工場等にある工場製品について検査する必要がある場合。

2 監督員は、次に掲げる場合、工場等での材料検査を省略することができる。

(1) 規格品(公的機関の規格による機材又はこれに準じるもの)。

(2) 課(所)長の指示により、試験報告書等の確認と搬入時の材料検査のみとする場合。

(工場等で行う材料検査体制)

第9条 工場等で行う材料検査は、原則として複数の人員で行うこととする。なお、受注者から、品質管理に責任を有する者(主任技術者等)の立会いを求めるものとする。

(工場等で行う材料検査結果の報告)

第10条 監督員は、工場等で行う材料検査を完了したときは、その結果を「工事報告書」により、速やかに課(所)長に報告する。

(その他)

第11条 この要領に定めるもののほか、検査に必要な事項は、課(所)長が定めることができる。

附 則 この要領は、平成12年9月1日から施行する。

附 則 この要領は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 この要領は、平成23年4月1日から施行する。

附 則 この要領は、平成29年4月1日から施行する。

附 則 この要領は、令和2年4月1日から施行する。

埼玉県建築工事写真作成要領

制定	昭和59年	4月1日
改定	昭和62年	4月1日
改定	平成3年	10月1日
改定	平成8年	5月1日
改定	平成11年	4月1日
改定	平成18年	4月1日
改定	平成19年	4月1日
改定	平成23年	4月1日
改定	平成26年	4月1日
改定	平成29年	4月1日
改定	平成31年	4月1日

1章 一般事項

1.1 目	的	この要領は、埼玉県の発注する建築工事、電気設備工事、機械設備工事及びこれらに類する工事（以下「工事」という。）について、設計図書に基づく施工の記録及び完成写真の作成のために必要な事項を定める。ただし、電子納品対象工事については、本要領及び発注者が指定する「埼玉県電子納品運用ガイドライン」等に則り電子成果品を作成する。
1.2 写 真 分 類		写真は、工事写真及び完成写真とする。

2章 工事写真

2.1 工 事 写 真		工事写真とは、工事着工前及び工事施工中の写真をいう。
2.2 撮 影 の 内 容		(a) 写真は、施工が適正であることを証明し、内容が明確に確認又は判定できるものでなければならない。 (b) 主として、工事の不可視部分及び施工の状況を撮影するものとし、別表1～3を標準とする。
2.3 撮 影 の 要 領		(a) 写真は、小黑板等を用い、工事名、工種又は使用材料、撮影対象の箇所、寸法、略図等を記入し、必要に応じてテープ、箱尺等を使用して撮影する。 (b) 建築、電気、機械等の関連工事を含む施工箇所の撮影は、各工事の完了した時点及び関連工事の完了した時点とする。 (c) 使用材料の品質（商品ラベル、JIS及びJAS認定マーク等）、施工状況（工法）、出来形等が確認出来るよう撮影する。 (d) 必要に応じてストロボ等を使用する。 (e) 小黑板等の判読が困難となる場合又は撮影スペースが狭い等の理由により小黑板等を写し込むことが困難な場合は、必要事項を記入し、写真に添付する。

2.4
写真の編集等

撮影した写真は信ぴょう性を考慮し、編集は認めない。ただし、別紙1『デジタル工事写真の黒板情報電子化について』に基づく黒板情報の電子的記入は、これに当たらない。

2.5
写真の種類

フィルムは原則として35mmのカラーフィルムを使用し、写真の大きさはサービス版程度とする。ただし、デジタルカメラを使用する場合は、撮像素子の総画素数が130万画素程度のもを使用し、撮影画像サイズは、1280×960ピクセルを指標とする。

2.6
写真の枚数

- (a) 枚数は、別表1～3を標準とする。なお、枚数欄の「適宜」とは、撮影の目的を達するために必要な枚数とする。
- (b) 工事の規模、内容等により、監督員と協議のうえ、枚数を増減することができる。

2.7
写真の整理及び提出

- (a) 写真は、撮影後速やかに作成し、内容説明等をつけて、工程順（工事種目別）に写真帳に整理のうえ監督員に1部提出し、確認を受ける。
- (b) 写真帳の大きさはA4判程度とする。
- (c) 写真帳の表紙は図2.1による。
- (d) デジタルカメラで作成したものについては、プリンターはフルカラー600dpi以上とし、インク・用紙等は通常条件のもとで少なくとも3年間程度は顕著な劣化が生じないものとする。なお、記録画像ファイル形式はJPEG形式を標準とし、必要に応じて圧縮率、撮影モード等も監督員と協議して決める。

令和	年度	No. ○	(全○冊)	
工 事 写 真 帳				
工 事 名	○ ○ ○ ○			
工事場所	○ ○ ○ ○			
工 期	自 令和 年 月 日			
	至 令和 年 月 日			
受注者名	○ ○ ○ ○			
(表 紙)				(背)

図2.1 工事写真帳

2.8
その他

工事写真は撮り直しが難しいため、原則として前工程の工事写真提出後、次の工程に進む。

3章 完成写真

3.1	完 成 写 真	完成写真とは、建築物及び設備の全景又は代表部分を工事完成（施工完了）後に撮影した写真をいう。
3.2	撮 影 者	完成写真の撮影者は特記による。ただし、特記のない場合は写真の撮影について十分な経験を有するものとし、監督員の承諾する撮影者とする。
3.3	撮 影 箇 所 等	撮影箇所、枚数及び撮影方法等は、別表4を標準とする。
3.4	撮 影 の 時 期	撮影の時期は、監督員と協議する。
3.5	撮 影 の 要 領	(a) 撮影アングル及びカメラの種類は、監督員と協議する。 (b) 60mm×90mm以上のフィルムを使用するカメラは、あおりのきくものを用いる。
3.6	写 真 の 種 類	写真は原則としてカラーとし、大きさは特記による。ただし、特記のない場合は監督員の指示による。
3.7	写 真 の 整 理	(a) 写真帳の大きさは、特記による。ただし、特記のない場合は、監督員の指示による。 (b) 表紙は、図2.1に準じる。なお、撮影を撮影業者が行った場合は、撮影者名を表紙に記載する。 (c) カラーライドは、ライド用フィルムを使用し、表紙は、(b)に準じる。
3.8	提 出 時 期	(a) 完成写真は、工事完了後速やかに作成編集して、監督員に1部提出し、確認を受ける。 (b) パネル入り（外部全景）完成写真及びカラーライドは特記により提出する。

4章 フィルム

4.1	フ ィ ル ム の 保 管	撮影したフィルム又は電子データは、特記がなければ撮影業者又は受注者が保管する。
-----	---------------	---

附 則

この要領は、昭和59年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、昭和62年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成3年10月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成8年5月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成 11 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要領は、平成 18 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要領は、平成 19 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要領は、平成 23 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要領は、平成 26 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要領は、平成 29 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要領は、平成 31 年 4 月 1 日から適用する。

デジタル工事写真の小黑板情報電子化について

1 目的

デジタル工事写真の小黑板情報電子化は、受発注者双方の業務効率化を目的に、被写体画像の撮影と同時に工事写真における小黑板の記載情報の電子的記入及び工事写真の信ぴょう性確認を行うことにより、現場撮影の省力化、写真整理の効率化及び工事写真の改ざん防止を図るものである。

2 デジタル工事写真の小黑板情報電子化の導入に係る費用

デジタル工事写真の小黑板情報電子化の導入に係る費用は、現場管理費に含まれるものとする。なお、デジタル工事写真の小黑板情報電子化の導入に係る費用とは、小黑板情報電子化の実施に必要な機器・ソフトウェア及びチェックシステム（信ぴょう性チェックツール）を搭載した写真管理ソフトウェアや工事写真ビューアソフトの機器経費並びに電算使用料等を指す。

3 小黑板情報電子化の実施

デジタル工事写真の小黑板情報電子化を行う場合は、工事契約後、受注者が小黑板情報電子化を実施する旨を申し出、監督員の承諾を得たうえで以下の(1)から(4)のすべてを実施することとする。

(1) 対象機器の導入

ア 受注者は、デジタル工事写真の小黑板情報電子化の導入に必要な機器・ソフトウェア等（以下「使用機器」という。）については、埼玉県建築工事写真作成要領（以下、「写真作成要領」という。）「2.3 撮影の要領（a）」に示す項目の電子的記入ができることかつ信ぴょう性確認（改ざん検知機能）を有するものを使用することとする。

なお、信ぴょう性確認（改ざん検知機能）は、「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト（CRYPTREC 暗号リスト）」（URL「<http://www.cryptrec.go.jp/list.html>」）に記載している技術を使用していること。また、受注者は監督員に対し、工事着手前に、使用機器について提示するものとする。

※ 使用機器の事例として、URL「<http://www.cals.jacic.or.jp/CIM/sharing/index.html>」記載の「デジタル工事写真の小黑板情報電子化対応ソフトウェア」を参照されたい。ただし、この使用機器の事例からの選定に限定するものではない。

イ 使用機器の選定は受注者が行うものとする。また、監督員に対し、工事着手前に、選定した使用機器について提示するものとする。

(2) デジタル工事写真における小黑板情報の電子的記入

ア 受注者は、(1)の使用機器を用いてデジタル工事写真を撮影する場合は、被写体と小黑板情報を電子画像として同時に記録してもよい。

イ 小黑板情報の電子的記入を行う項目は写真作成要領「2.3 撮影の要領（a）」による。ただし、対象工事において、高温多湿、粉じん等の現場条件の影響により、対象機器の使用が困難な工種については、使用機器の利用を限定するものではない。

(3) 小黑板情報の電子的記入の取扱い

工事写真の取扱いは写真作成要領に準ずる。ただし、(2)に示す小黑板情報の電子的記入については、写真作成要領「2.4 写真の編集等」で規定されている写真の編集には該当しない。

(4) 小黑板情報の電子的記入を行った写真の納品

ア 受注者は、(2)に示す小黑板情報の電子的記入を行った写真（以下「小黑板情報電子化写真」という。）を、工事完成時に監督員へ納品するものとする。

イ 納品時に、受注者は URL「<http://www.cals.jacic.or.jp/CIM/sharing/index.html>」のチェックシステム（信ぴょう性チェックツール）又はチェックシステム（信ぴょう性チェックツール）を搭載した写真管理ソフトウェアや工事写真ビューアソフトを用いて、小黑板情報電子化写真の信ぴょう性確認を行い、その結果を併せて監督員へ提出するものとする。

なお、提出された信ぴょう性確認の結果を、監督員が確認することがある。

別表 1 工事写真（建築工事）

撮影対象表（建築工事編）			
工事種目又は分類	材料及び施工状況等	材料及び施工状況等の詳細	撮影時期
一般共通事項	工事現場管理	工事関係表示標識等掲示状況	着工前・施工中
		養生（既存施設部分、工事目的物の施工済部分）	施工中
	発生材	集積状況	搬出前
		搬出状況（搬出業者名がわかるもの）	搬出時
		廃棄状況（廃棄先）	廃棄時
	材料	搬入材料の保管状況	施工中
	施工	施工の検査	検査中
	着工前の敷地	敷地の状況	着工前
		近隣建物の状況	着工前
	障害物	障害物の形状寸法等	発見後
障害物の処理状況		処理後	
仮設工事	敷地境界	敷地境界標識、境界線の状況、立会状況	着工前
	縄張り	縄張り状況（検査、全景）	検査中
	ベンチマーク	ベンチマーク検査の状況	検査中
		ベンチマーク養生の状況	検査中
	遣り方	遣り方検査の状況	検査中
指定仮設等	指定仮設の状況、足場等の状況	完了時	
土工事	根切り	根切りの寸法・形状等の計測状況	計測時
	根切り底	支持地盤の土質状況、レベル、床付け状況	確認時
	排水	排水設備の状況	施工中
	埋戻し及び盛土	締固めの状況（段階的な埋め戻しがわかるもの）	施工中
		全体の状況	施工中
	建設発生土	集積・積込・搬出状況・処理状況（処分先）	施工中
	山留め	材料	搬入時
山留め設置状況		施工中	
山留め部材の寸法		完了時	
山留め撤去状況		撤去後	
地業工事	既成コンクリート杭地業	材料（杭の表示マーク、セメント）	搬入時
		試験杭の立会い状況（試験掘削立会い状況）	施工中
		杭の芯出しの状況	確認時
		施工機械、アースオーガーヘッド	設置時
		アースオーガーの水平位置、鉛直度の確認状況	確認時
		支持地盤の確認（アースオーガー駆動用電動機の電流値、根入れ深さ等）	確認時
		試験堀又は試験杭の掘削土質の確認（柱状図の土質との対比、土質調査資料との照合）	確認時
		貫入量測定状況	測定時
		杭周固定液の調合・計量（セメント、水、比重）	施工中
		杭周固定液の注入状況	施工中
		杭周固定液の試験体の作成状況	試験中
		根固め液の調合・計量（セメント、水、比重）	施工中
		根固め液の注入状況	施工中
		根固め液の試験体の作成状況	試験中
		杭建込み時の水平位置、鉛直度の確認状況	確認時
		継手の施工状況	施工中
		杭頭の処理状況	施工中
		杭頭補強筋	施工中
	産業廃棄物処理状況	処理時	
	鋼杭地業	材料（杭の表示マーク、セメント）	搬入時
		試験杭の立会い状況（試験掘削立会い状況）	施工中
		杭の芯出しの状況	確認時
		施工機械、アースオーガーヘッド	設置時
		アースオーガーの水平位置、鉛直度の確認状況	確認時
		支持地盤の確認（アースオーガー駆動用電動機の電流値、根入れ深さ等）	確認時
		試験杭の掘削土質の確認（柱状図の土質との対比、土質調査資料との照合）	確認時
		貫入量測定状況	測定時
		杭周固定液の調合・計量（セメント、水、比重）	施工中
		杭周固定液の注入状況	施工中
		杭周固定液の試験体の作成状況	試験中
根固め液の調合・計量（セメント、水、比重）		施工中	
根固め液の注入状況	施工中		
根固め液の試験体の作成状況	試験中		
杭建込み時の水平位置、鉛直度の確認状況	確認時		
継手の施工状況	施工中		
杭頭の処理状況	施工中		
杭頭補強筋	施工中		
産業廃棄物処理状況	処理時		

撮影対象表（建築工事編）			
工事種目又は分類	材料及び施工状況等	材料及び施工状況等の詳細	撮影時期
場所打ちコンクリート杭地業		材料（鉄筋、セメント）	搬入時
		試験杭の立会い状況（試験掘削時の支持地盤の土質状況）	施工中
		杭の芯出しの状況	確認時
		施工機械、掘削機（バケット、ビット、ハンマグラブ等）	設置時
		掘削機の水平位置、鉛直度の確認状況	確認時
		支持層の確認（バケット内の土砂と柱状図の土質との対比、土質調査資料との照合）	確認時
		試験杭の支持地盤及び深さの検査状況	検査中
		試験杭の掘削土質の確認（柱状図の土質との対比、土質調査資料との照合）	確認時
		鉄筋かご、リング、スペーサーの形状・寸法	測定時
		鉄筋の組立て状況	施工中
		スライム処理の施工状況	施工中
		掘削深度の測定状況	測定時
		鉄筋かご建込み時の水平位置、鉛直度の確認状況	確認時
		コンクリート試験、品質管理、打設状況（余盛り等）	施工中
		杭頭の処理状況	施工中
		産業廃棄物処理状況	処理時
		砂利事業	締固め前後の施工状況（締固め用具、高さ等）
捨てコンクリート地業	形状・寸法（大きさ、深さの確認のできるもの）	確認時	
床下防湿層	梁際のみ込み、重ね合せ寸法	施工中	
杭の載荷試験	荷重確認状況（試験杭、試験）	試験中	
地盤の載荷試験	荷重確認状況（試験地盤、試験）	試験中	
鉄筋工事	材料	鉄筋のラベル、ロールマーク	搬入時
		加工場等での集積保管状況	保管中
		機械式継手、溶接継手	搬入時
	加工・組立て	配筋（補強筋を含む、寸法・本数）の計測状況	計測時
		配筋検査状況	検査中
	養生	配筋の養生状況	施工中
	ガス圧接	圧接端面の状況	施工前
		圧接状況	施工中
		外観試験状況	試験中
		抜取り試験状況	試験中
		不良箇所の修正状況	完了時
	試験片抜取り後の補強状況		施工中
機械式継手	施工状況	施工中	
	不良箇所の修正状況	完了時	
溶接継手	施工状況	施工中	
	溶接部の試験	試験中	
	不良箇所の修正状況	完了時	
コンクリート工事	材料	塩化物量・スランプ・空気量の試験状況	試験中
		型枠の表示マーク（打放しの場合）	搬入前
	試し練り	試験立会い状況	試験中
	型枠	型枠の組立状況	施工中
		開口部、貫通孔、埋込み金物	施工中
		コーンの穴埋め処置	検査中
		締付け金物の頭処理（ボルト頭除去、錆止め塗装）	処理時
	ルーフドレン・スリーブ等の取付け	取付け（固定）状況	施工中
	打込みの準備	打込み前の清掃状況	打設前
		打込み前の散水状況	施工中
		鉄筋の保護状況	施工中
	輸送管の保持	配管ルート全体の保持状況	施工前
	打込み締固め	打込み・締固め状況（振動機要員数が判るもの）、タンピング状況	施工中
		こて押さえ状況	施工中
	打継ぎ	打継ぎ状況	打設後
養生	散水その他の養生の状況	施工中	
品質管理	供試体の現場養生の状況	養生中	
	強度（調合強度管理試験用：28日）の試験状況	試験中	
打込み後の確認等	豆板、空洞、コールドジョイント、有害なたわみ、ひび割れ等	確認時	
	コンクリートの出来形状況	検査中	
コンクリートの補修	補修材確認状況、補修状況	補修後	
鉄骨工事	材料	鋼材の表示マーク（工場）	搬入時
		高力ボルトの表示マーク	搬入時
		溶接材の表示マーク（工場、現場）	搬入時
		耐火被覆材の表示マーク	搬入時
	工作一般	製作状況	施工中
		製品検査状況	検査中
	高力ボルト接合	摩擦面の処理、錆の状況	搬入時
		締付け機器の確認状況	確認時
		一次締め及びマーキングの状況	一次締め後
		本締めの状況、マーキングの状況	本締め後
締付け検査		検査中	

撮影対象表（建築工事編）				
工事種目又は分類	材料及び施工状況等	材料及び施工状況等の詳細	撮影時期	
	溶接接合	開先の状況	施工中	
		開先状況の測定状況	測定時	
		溶接材料の保管状況	保管中	
		組立て、仮付け溶接の位置	施工中	
		仮付け溶接の状況	施工中	
		有害物の除去、母材の状況	施工中	
		現場溶接の状況	施工中	
		超音波探傷試験	試験中	
		浸透深傷試験	試験中	
		外観試験状況	試験中	
		スタッド溶接	スタッドボルト検査状況	検査中
		アンカーボルト	ボルトの形状・寸法	搬入時
	ボルトの保持及び埋込み状況		施工中	
	柱底均しモルタルの状況		施工中	
	搬入及び建方	現場の仮置き状況	施工中	
建入れの計測状況		計測時		
建入れの検査状況		検査中		
仮ボルトの状況（ボルト、材の密着等）		施工中		
耐火被覆	ロックウールの厚さの検査状況（ピン等）	検査中		
	張付け状況	施工中		
コンクリートブロック・ALCパネル・押出成形セメント板工事	材料（コンクリートブロック）	コンクリートブロックの表示マーク	搬入時	
	工法（コンクリートブロック）	配筋（壁、まぐさ、がりょう等）及び継手の状況	施工中	
		縦遣り方の状況	検査中	
		ブロック積状況	施工中	
		モルタル及びコンクリートの充填状況	施工中	
	材料（ALCパネル）	ALCパネルの表示マーク	搬入時	
		取付け金物の表面処理状況	施工中	
	工法（ALCパネル）	パネルの建込み状況	施工中	
	ALCパネル取付け金物及び開口部の補強状況	施工中		
材料（押出成形セメント板）	取付け金物の表面処理状況	施工中		
工法（押出成形セメント板）	取付け状況	施工中		
防水工事	防水材料	材料の表示のマーク（可使用期間のわかる表示）	搬入時	
		防水材料の入荷数量	搬入時	
		防水材料の残量及び使用済み容器	施工後	
	防水層下地	水勾配の状況、突起の除去・欠損部の補修状況	施工前	
		出隅・入隅の面取りの状況、成形緩衝材施工状況	施工前	
		下地面の乾燥状況	施工前	
	プライマー塗り	プライマー塗りの施工状況	施工中	
	ルーフィング張り	アスファルトの溶融	施工中	
		各層の張付け状況、（出隅・入隅・ドレン回り等の増張り、捨張り、重ね幅、立ち上がり部、端部、コンクリート打継ぎ箇所等）	施工中	
	断熱工法	施工状況（施工順序がわかるもの）	施工中	
	防水層の保護	断熱材及び絶縁用シート	搬入時	
		保護コンクリートの溶接金網の敷込み	施工中	
	伸縮調整目地	施工状況（下部が床面に着いているもの等）	施工中	
	その他	アスファルトの防水施工票	完了時	
	材料（シーリング）	シーリング用材料の表示マーク（可使用期間のわかる表示）	搬入時	
工法（シーリング）	目地等の形状・寸法（幅及び深さ等）	施工前		
	下地の清掃状況	施工前		
	プライマ・バックアップ材又はボンドブレーカの施工状況	施工中		
シーリング材の試験	試験の状況	試験中		
石工事	材料	石の種類、寸法、石厚、裏面処理	搬入時	
	下地ごしらえ	下地組の状況	完了時	
		取付け金物の状況	施工中	
	取付け	裏込めモルタルの充填状況	施工中	
タイル工事	材料	タイルの表示マーク	搬入時	
		下地モルタルの乾燥状態、散水の施工状況	施工中	
	工法	水湿しの状況	施工中	
		タイルの張付け状況	施工中	
		伸縮調整目地の施工状況	施工中	
		先付けタイル施工状況	施工中	
	検査	打診検査の実施状況	検査中	
接着力試験の実施状況（屋外及び屋内吹抜け部分）		検査中		

撮影対象表（建築工事編）			
工事種目又は分類	材料及び施工状況等	材料及び施工状況等の詳細	撮影時期
木工事	材料	木材（集成材等）の表示マーク	搬入時
		木材の含水率測定状況	搬入時
		防腐・防蟻処理材の表示マーク	搬入時
		防虫処理材の表示マーク	搬入時
	工法	継手・仕口の組立て状況	施工中
		防腐・防蟻剤の塗布状況	施工中
		施工状況（床組、壁組、建方）	施工中
		諸金物・アンカーボルトの設置状況	施工中
屋根及びとい工事	材料	屋根材料・といの表示マーク	搬入時
	工法	屋根の施工状況（留付けピッチ、重ね幅等の判るもの）	施工中
		といの継手及び下がり止めの状況	施工中
		防火区画を貫通する箇所の穴埋めの施工状況	施工中
		天井・壁内の防露の施工状況	施工中
		ルーフトレンの取付け状況	施工中
金属工事	材料	各材料の表示マーク	搬入時
		各部材の材質・形状・寸法・表面処理	搬入時
	軽量鉄骨天井下地及び 軽量鉄骨壁下地	壁下地設置高さ、部材の間隔	施工中
		補強の状況（天井開口、壁出入口開口等） 溶接部分の錆止めの施工状況	施工中
	その他の部分の工法	各材料・工法毎の部材の間隔及び補強状況	施工中
		見え隠れ部分の施工状況	施工中
	左官工事	材料	使用材料の表示マーク（可使期間のわかる表示）等
材料の入荷数量			搬入時
材料の残量及び使用済み容器			施工後
工法		下地処理、水洗い状況	施工中
		異種下地接続部の処理状況	施工中
		下塗りの表面状況・乾燥状況	確認時
		ひび割れ箇所の補修状況	施工中
		水勾配の確認状況	確認時
		モルタル塗り、プラスター塗りの施工状況	施工中
		仕上塗材仕上げの施工状況	施工中
		吹抜け材吹抜けの施工状況	施工中
		セルフレベルング材塗りの施工状況	施工中
建具工事	材料	建具の種類、形状、寸法等	搬入時
		ガラスの種類、寸法、厚さ等	搬入時
	工法	材料・見え隠れ部の塗装	施工中
		アンカーの施工状況	施工中
		枠回りのモルタル詰め状況	施工中
		網入りガラスの小口の防錆処理の状況	施工中
		ガラスのはめ込み状況	施工中
カーテンウォール工事	工法	検査状況（型枠、配筋）	検査中
		取付け金物の施工状況	施工中
		建込み状況	施工中
		主要部材の取付け状況	施工中
		製品の検査	検査中
塗装工事	材料	塗料の表示マーク（可使期間のわかる表示）	搬入時
		塗装材料の入荷数量	搬入時
		塗装材料の残数量及び使用済み容器	施工後
		塗装材料の使用量確認状況	施工後
	工法	素地ごしらの施工状況	施工中
		錆止塗料塗りの施工状況（工場塗装を含む）	施工中
		見隠れ部の施工状況	施工中
		各工法ごとの施工状況（塗り回数判るよう、同一箇所のもの）	施工中
内装工事	材料	各材料の表示マーク	搬入時
		各材料の材質・形状・寸法	搬入時
	工法	下地の状況（乾燥等）	施工前
		ビニル系床シート・床タイルの施工状況	施工中
		塗り床の施工状況	施工中
		カーペット敷きの施工状況	施工中
		石こうボード、その他ボード及び合板の施工状況（継目処理、留付けピッチ、下張り状況判るもの）	施工中
壁紙張りの施工状況	施工中		

撮影対象表（建築工事編）			
工事種目又は分類	材料及び施工状況等	材料及び施工状況等の詳細	撮影時期
ユニット及び その他工事	フリーアクセスフロア	材料規格寸法	搬入時
		施工状況	施工中
	可動間仕切り	材料規格寸法	搬入時
		施工状況（固定状況）	施工中
	移動間仕切り	材料規格寸法	搬入時
		施工状況（補強、ハンガーレール固定状況）	施工中
	トイレブース	材料規格寸法	搬入時
		施工状況	施工中
	階段滑止め	アンカーの施工状況	施工中
	ブラインド	施工状況	施工中
	カーテン	取付け金物施工状況	施工中
	プレキャストコンクリート	取付け状況	施工中
	間知石積み	形状、裏込めコンクリート、透水層の施工状況	施工中
敷地境界石標	設置位置の確認状況	確認時	
その他	材料規格寸法	搬入時	
	施工状況	施工中	
排水工事	材料	材料の表示マーク	搬入時
	工法	掘削状況、深さ	施工中
		根切り底の状況	施工中
		山留めの状況	施工中
		排水管、樹、ふた、グレーチング等の施工状況	施工中
		埋戻しの状況	施工中
	通水試験	試験状況	試験中
街きよ、縁石及び側溝等	施工状況	施工中	
舗装工事	路床	締固めの施工状況	施工中
		締固め後の高さの計測状況	計測時
		支持力比試験の状況	試験中
	路盤	各層の敷均し厚さ（回数が判るもの）	施工中
		締固め後の高さ及び厚さの計測状況	計測時
		締固め度の検査状況	検査中
	アスファルト舗装	アスファルト乳剤の散布状況	施工中
		アスファルト混合物の敷均し状況（敷均し温度）	施工中
		アスファルト混合物の締固め状況	施工中
		切取り検査の状況、厚さ	検査中
	コンクリート舗装	溶接金網の施工状況	施工中
		コンクリートの打設状況	施工中
		目地の施工状況	施工中
	カラー舗装	厚さ検査の状況、厚さ	検査中
		施工状況	施工中
透水性アスファルト舗装	試験状況	試験中	
	施工状況	施工中	
ブロック系舗装	試験状況	試験中	
	施工状況	施工中	
砂利敷き	厚さ	施工中	
植栽及び屋上緑化工事	材料	樹木（養生の状態）	搬入時
		客土（土質の判るもの）	搬入時
	工法	客土の厚さ	施工中
		植樹の施工状況（植え穴、支柱）	施工中
		芝張り及び吹付けは種の施工状況	施工中
材料（屋上緑化工事）	屋上緑化システム各構成層の材料	搬入時	
	屋上緑化システム各構成層の施工状況	施工中	
一般共通事項 （改修工事）	改修前の状況	改修前の状況	着工前
	施工数量調査	施工数量調査の状況	調査中
	その他は一般共通事項による		
仮設工事	既存部分	養生	養生中
	その他は仮設工事による		
防水改修工事	既存防水層	撤去及び下地の補修状況	施工中
	工法（防水）	施工状況	施工中
	シーリング材の試験	接着性試験状況	試験中
	工法（シーリング改修）	各種工法施工状況、可使用期間のわかる表示	施工中
	工法（とい改修）	施工状況	施工中
	工法（アルミニウム笠木改修）	施工状況	施工中
	その他は防水工事、屋根及びとい工事、金属工事による		

撮影対象表（建築工事編）			
工事種目又は分類	材料及び施工状況等	材料及び施工状況等の詳細	撮影時期
外壁改修工事	材料	注入材料（可使用期間のわかる表示）	搬入時
	工法（樹脂注入工法）	コア抜き取りによるひび割れ部分の注入状況の検査状況	検査中
	工法（充填工法）	充填材の仕上がり状態及び硬化状態の検査状況	検査中
	工法（その他の注入工法）	注入材料の注入、固着状況検査	検査中
	工法（タイル張替工法）	打診、接着力試験状況	試験中
	工法（塗仕上げ外壁改修）	既存除去状況	施工中
	その他はコンクリート工事、左官工事、タイル工事、塗装工事による		
建具改修工事	工法（かぶせ工法）	既存枠、あと施工アンカー施工状況	施工中
	工法（撤去工法）	撤去、あと施工アンカー施工状況	施工中
	その他は建具工事による		
内装改修工事	軽量鉄骨天井下地軽量鉄骨壁下地	既存埋込みインサートの引き抜き試験	試験中
	既存の壁、床、天井	撤去及び下地処理状況	施工中
	有害物質を含む材料処理	撤去及び下地処理状況	施工中
	その他はタイル工事、木工事、左官工事、内装工事、塗装工事による		
塗装改修工事	既存塗膜の処理	除去及び下地処理状況	施工中
	その他は塗装工事による		
耐震改修工事	材料	各種耐震改修工事材料	搬入時
	あと施工アンカー	施工確認試験の状況	試験中
	工法（グラウト工事）	圧入準備状況	試験中
	工法（柱補強工事）	鋼板等の組立て検査状況	検査中
	工法（免震改修工事）	施工状況	施工中、検査中
		仕上げ状況	試験中
	工法（制震改修工事）	施工状況	施工中、検査中
その他は鉄筋工事、コンクリート工事、鉄骨工事による			
環境配慮改修工事	材料	各種環境配慮工事材料	搬入時
	吹付アスベスト	施工状況、作業場の隔離状況、除去物の処理状況	施工中
	アスベスト含有建材の処理	施工状況	施工中
	断熱アスファルト防水改修工事	施工状況	施工中
	外断熱改修工事	施工状況	施工中
	ガラス改修工事	施工状況	施工中
	断熱・防露改修工事	施工状況	施工中
	屋上緑化改修工事	施工状況	施工中
	透水性アスファルト舗装改修工事	施工状況	施工中
	その他は防水工事、建具工事、内装工事、植栽及び屋上緑化工事、舗装工事による		

別表2 工事写真（電気設備工事）

撮影対象表（電気設備工事編）				
工事種目又は分類	材料及び施工状況等	材料及び施工状況等の詳細	撮影時期	
一般事項	着工前の状況	敷地及び周辺の状況等、工事関連表示標識等掲示状況	着工前・施工中	
	改修前の状況	改修前の状況	着工前	
	環境対策、安全対策	実施状況（現場内、第三者対策、その他）		施工中
		法令等に基づく措置状況		施工中
	障害物	障害物の位置、形状、寸法等		発見後
		障害物の処理状況		処理時
		障害物の処理後の状況		処理後
	発生材	集積状況		搬出前
		搬出状況		搬出時
		廃棄状況（廃棄場）		廃棄時
仮設	機材置き場、足場、養生等の状況		施工中	
	指定仮設の状況		施工中	
躯体穴開け等	鉄筋、埋込配管の探査の状況		施工時	
	はつり及び穴開け作業の状況		施工時	
撤去工事	機器、盤類及び配線等	撤去対象の機器、盤類及び配線等の状況	施工前	
		配線等の切断及び撤去の状況	施工中	
		機器及び盤類の解体・搬出の状況	施工中	
機器等の改造	機器及び盤類	改修前の状況	施工前	
		改修の状況	施工中	
		改修後の状況	施工後	
機器等の取外し	機器及び盤類	取外し前の状況	施工前	
		取外し機器の整備状況	施工中	
		取外し機器の保管状況	施工中	
スリーブ、 インサート工事	機材	材質、外形、寸法、水切りつば等	施工前	
	施工	取付状況（位置、間隔、鉄筋補強、貫通部の処理）	施工中	
接地工事	機材	接地材料の種類、材質、寸法等	搬入時	
	施工	接地極の埋設状況	施工中	
		接地線の建物構造体への接続状況	施工中	
塗装工事	機材	塗料等の仕様、規格、表示マーク等	施工前	
	施工	塗装の作業状況（塗装過程）	施工中	
配管工事	機材	電線保護物類（付属品共）の種類、規格、マーク等	搬入時	
	施工	コンクリート埋設配管の敷設及び盤等への立上げの状況	施工中	
		隠ぺい配管（二重天井内等）の敷設状況	施工中	
		軽量間仕切壁内配管の敷設状況	施工中	
		ボックス等の取付状況	施工中	
		金属ダクト及び金属トラフの敷設状況	施工中	
		金属線びの敷設状況	施工中	
		ケーブルラックの敷設状況	施工中	
		建物引込配管の止水処置状況	施工中	
		防火区画貫通部の処置状況	施工中	
配線工事	機材	電線・ケーブル等の種類、規格、表示マーク等	搬入時	
		接続材及び端末処理材の種類、規格、表示マーク等	搬入時	
	施工（共通）	配線の接続及び絶縁処理の状況	施工中	
		耐熱配線及び耐火配線の接続処理状況	施工中	
		機器等への配線の接続状況	施工中	
		ボックス内の配線の収容状況	施工中	
		高圧ケーブル等の端末処理の作業状況	施工中	
		UTPケーブルの敷設及び成端の状況	施工中	
		光ファイバーケーブルの敷設及び接続の状況	施工中	
		平形保護層配線の敷設状況	施工中	
		ライティングダクトの敷設状況	施工中	
		金属ダクト内の配線敷設状況	施工中	
		バスダクトの敷設状況	施工中	
		隠ぺい配管（二重天井内等）の敷設状況	施工中	
		配線ピット内の配線敷設状況	施工中	
		ケーブルラック上の配線敷設状況	施工中	
		OA床内の配線敷設状況	施工中	
		防火区画貫通部の処置状況	施工中	
	施工（電熱設備）	電熱線等の敷設の状況（電熱設備）	施工中	
		電熱線等の接続及び絶縁処理の状況（電熱設備）	施工中	
施工（駐車場管制設備）	ループコイルの敷設状況	施工中		

撮影対象表（電気設備工事編）				
工事種目又は分類	材料及び施工状況等	材料及び施工状況等の詳細	撮影時期	
搬入・据付け工事	機材	主要機器及び盤類等の種類、仕様、銘板、規格等	搬入時	
	施工（共通）	主要機器及び盤類等の搬入据付けの状況	搬入時	
		主要機器及び盤類等のアンカーボルト等の取付状況	施工中	
		RC壁取付の埋込形盤の型枠及び鉄筋補強等の状況	施工中	
		軽量間仕切壁取付の埋込形盤の取付状況	施工中	
		照明器具等の取付状況	施工中	
	施工（電力設備）	配線器具等の取付状況	施工中	
		分電盤、制御盤等の固定及び配線接続の状況	施工中	
		受雷部（突針、棟上導体等）の取付状況	施工中	
		避雷導線の建物構造体への接続状況	施工中	
		配電盤等の固定及び配線接続の状況	施工中	
	施工（受変電設備）	直流電源装置、UPS等の固定及び配線接続の状況	施工中	
	施工（発電設備）	ディーゼル発電装置、ガスタービン発電装置等の設置及び配管・配線接続の状況	施工中	
		発電装置の配管（排気、給油等）の施工状況	施工中	
		太陽光発電装置、風力発電装置等の設置及び配線接続の状況	施工中	
	施工（通信・情報設備）	端子版、機器収納ラック等の固定及び配線接続の状況	施工中	
		電話交換機等の固定及び配線接続の状況	施工中	
		情報表示装置、映像・音響装置等の固定及び配線接続の状況	施工中	
		モニター架、監視カメラ等の固定及び配線接続の状況	施工中	
		増幅器架、スピーカ等の固定及び配線接続の状況	施工中	
TVアンテナ、ヘッドエンド装置等の固定及び配線接続の状況		施工中		
TVアンテナ取付予定位置での電界強度測定状況		施工中		
駐車場管制装置の固定及び配線接続の状況		施工中		
防犯・入退室管理装置の固定及び配線接続の状況		施工中		
受信機、感知器等の固定及び配線接続の状況		施工中		
施工（中央監視制御設備）	中央監視制御装置の固定及び配線接続の状況	施工中		
施工（医療関係設備）	ナースコール装置の固定及び配線接続の状況	施工中		
基礎工事	施工	根切りの寸法、床付け、山止め等の状況	施工中	
		型枠の形状及び寸法等、配筋の状況	施工中	
外構工事	機材	外構工事機材の種類、規格、寸法等	搬入時	
	施工	地中管路の掘削及び敷設の状況	施工中	
		ハンドホール及びマンホール等の掘削、型枠及び配筋等の状況	施工中	
		電柱等の掘削及び建柱の状況	施工中	
		電柱支線等の取付状況	施工中	
		外灯等の取付状況	施工中	
		屋外油配管（発電機用）等の敷設状況	施工中	
		貯油槽（地下タンク）の設置状況	施工中	
昇降機設備工事	機材（エレベータ） （駆動装置等、かご、乗場、 昇降路内機器、安全装置）	形状、寸法、規格、銘板、外観検査及び保管状況等	搬入時	
		施工（エレベータ）	耐震措置状況（固定、昇降路内突出物に対する保護装置）	施工中
			取付位置（地震感知器、乗場ボタン、操作盤、安全装置ほか）	施工中
			防火区画処理（三方枠等）	施工中
	機材（エレベータ） （構造体、駆動装置、踏段、 欄干、乗降口）	形状、寸法、規格、銘板、外観検査及び保管状況等	搬入時	
		施工（エスカレータ）	取付位置（受梁、吊り元、踏段）	施工中
		試験	試験用機器（規格・銘板等）	試験前
			受電盤・主回路、制御器、配線・配管等の試験状況	試験中
総合調整	試験	負荷試験、調速機の作動試験	試験中	
		頂部隙間、緩衝器との距離、ピット深さ、検査状況	検査中	
		測定器等の試験用機材（仕様、規格、銘板、合格認定書等）	試験前	
		接地抵抗測定、絶縁抵抗測定、照度測定等の状況	試験中	
		光ファイバーケーブルの伝送損失測定状況	試験中	
		UTPケーブルの伝送損失測定状況	試験中	
		受変電設備等の耐圧試験、継電器試験、動作試験等の状況	試験中	
		直流電源装置、UPS等の動作試験の状況	試験中	
		発電機の負荷試験及び油配管等の圧力試験の状況	試験中	
		通信・情報設備の機能試験等の状況	試験中	
		中央監視制御装置の機能試験等の状況	試験中	
		ナースコール装置の機能試験等の状況	試験中	
その他	完成時写真	電気室、機械室等（機器配置及び配線の状況）	完成時	
		事務室、上級室（室内設備の状況）	完成時	

別表3 工事写真（機械設備工事）

撮影対象表（機械設備工事編）				
工事種目又は分類	材料及び施工状況等	材料及び施工状況等の詳細	撮影時期	
一般事項	着工前の状況	敷地及び周辺の状況等、工事関連表示標識等掲示状況	着工前・施工中	
	安全確保の状況	実施状況（工事箇所並びにその周辺、火気使用、第三者対策等）、法令に基づく措置状況、安全点検、災害防止対策等	施工中	
	環境保全等の状況	実施状況（騒音、振動、臭気対策等）のほか、法令等に基づく措置状況、建設事業のイメージアップ	施工中	
	障害物	障害物の位置、形状、寸法等	障害物の位置、形状、寸法等	発見時
			障害物の処理状況	処理時
			障害物の処理後の状況	処理後
	発生材	集積状況	集積状況	搬出前
			搬出状況	搬出時
			廃棄状況（処理場等）	廃棄時
	仮設	機材置き場、足場等の状況、指定仮設の状況、その他仮設物	施工中	
改修前の状況	改修前の状況	着工前		
養生	養生前、養生後	施工中		
躯体穴開け等	鉄筋、埋設配管の探査の状況	鉄筋、埋設配管の探査の状況	施工時	
		はつり及び穴開けの状況	施工時	
撤去工事等	機器類・配管・ダクト等	撤去機器類、配管、ダクト等の状況	撤去前	
		機器類の解体、分別、搬出の状況、機材の取外し・再使用の状況	施工中	
		配管・ダクトの切断、分別、撤去の状況	施工中	
スリーブ、インサート工事	機材	形状、寸法等、塗装状況（つば付き鋼管）	搬入時	
	施工	取付状況、取付位置、配筋補強状況、貫通部処理	施工中	
配管工事	機材（配管・管継手付属品・計器その他）	規格（表示マーク、種別、口径）、保管状況	搬入時	
	施工	工具（規格等）	工具（規格等）	施工前
		各種接合法（施工状況、品質管理状況）	各種接合法（施工状況、品質管理状況）	施工時
		溶接（施工状況、品質管理状況）	溶接（施工状況、品質管理状況）	施工時
		勾配確保（確認状況）	勾配確保（確認状況）	施工時
		支持・固定（方法、間隔確認状況、伸縮等）	支持・固定（方法、間隔確認状況、伸縮等）	施工時
		防火区画貫通処置状況	防火区画貫通処置状況	施工時
		隠ぺい（壁埋設、天井内、暗渠内）配管状況	隠ぺい（壁埋設、天井内、暗渠内）配管状況	施工時
		機器回りの配管状況	機器回りの配管状況	施工時
	壁貫通処理（施工状況）	壁貫通処理（施工状況）	施工時	
試験	水圧試験、満水試験、通水試験、気密試験、絶縁試験、動作試験、空気圧試験、煙試験	試験開始時 試験中 試験終了時		
管内の洗浄	フラッシングの状況	洗浄中		
ダクト工事	機材（ダクト・ダンパ・制気口類）	規格、評定マーク、形状（板厚、接合用部材、補強）、保管状況等	搬入時	
	施工	ダクト加工（寸法、補強、変形、フランジ、板厚）	加工後	
		接続工事（接続作業、品質管理状況）	作業中	
		支持・固定（方法、間隔確認状況）	取付後	
		防火区画貫通処理状況	施工中	
	ダンパ・制気口類（取付位置、取付状況）	施工中		
保温・塗装工事	機材	保温材・塗料（規格・表示マーク、保管状況）	搬入時	
	施工（保温）	配管・ダクト・機器・消音内張り等（作業状況、品質管理状況）	施工中	
	施工（塗装）	配管・ダクト・機器・鋼材（作業状況、養生、作業環境、品質管理状況）	施工中	
機器基礎工事	機材（コンクリート工事）	コンクリート品質（スランプ高さ等）、鉄筋サイズ	搬入時	
	施工（コンクリート工事）	配筋状況、現場練り作業、打設状況、養生等	施工時	
	機材（鋼材工事）	鋼材（形状、寸法、規格等）	施工前	
	施工（鋼材工事）	施工状況、品質管理状況	施工中	
搬入・据付け工事	機材（空調）	規格、銘板、保管状況等	搬入時	
	施工（空調）	機器搬入状況	搬入時	
		機器据付（作業状況、水平確認、防振・耐震措置状況）	施工時	
		機器据付（周囲空間、本体、銘板、養生）	据付後	
	機材（衛生）	規格、銘板、保管状況等	搬入時	
	施工（衛生）	施工（空調）の項によるほか、次による。		
		取付状況（耐火カバーほか）、配管接続状況、養生	施工時	
		タンク類の清掃・消毒	施工時	
		消火設備における機器、配管等の法定基準等の確認	施工時	
	試験（空調・衛生）	機器（点火、耐圧、能力、騒音、その他試験状況）	機器（点火、耐圧、能力、騒音、その他試験状況）	試験開始時 試験中 試験終了時
タンク類（内部防錆被膜、満水、水圧等）			試験開始時 試験中 試験終了時	

撮影対象表（機械設備工事編）			
工事種目又は分類	材料及び施工状況等	材料及び施工状況等の詳細	撮影時期
屋外・土工事	施工（土工事）	土止め状況、掘削溝形状、埋設深等寸法、埋設土、埋設表示用テープ、埋設標等	施工時
	機材（地業工事）	砂利等サイズ、施工用機材	搬入時
	施工（地業工事）	砂利地業厚さ、締め固め作業状況、捨てコン寸法等	施工時
	機材（コンクリート工事）	コンクリート品質（スランプ高さ等）、鉄筋サイズ	搬入時
	施工（コンクリート工事）	配筋状況、現場練り作業、打設状況、養生	施工時
自動制御設備工事	機材	自動制御設備・中央監視制御装置（形状、寸法確認、銘板、付属品、養生、保管状況）	搬入時
	施工	配線状況（接合状況、露出部分保護、埋設配線等） 機器類（取付位置、水平垂直勾配等、耐震措置）	施工時 施工時
	試験	試験用機器（規格、銘板等）	試験前
		試験状況（動作、絶縁抵抗ほか）	試験中
ガス設備工事	機材 （配管・管継手付属品・計器その他）	規格（表示マーク、種別、口径）、保管状況 機器類（規格、銘板、合格認定証等）	搬入時 搬入時
	施工（配管）	施工状況（吊り・支持、建物導入部、火気に対する防護措置、埋設深さ、埋設表示用テープ、埋設標、防食措置）	施工中
	施工（機器等）	取付位置、固定方法、据付状況	施工中
	試験	試験用機器（規格、銘板、合格認定証等）	試験前
		試験状況（機密、点火ほか）	試験開始時 試験中 試験終了時
さく井設備工事	機材	機器類（形状、規格、銘板、保管状況等）	搬入時
	施工	事前調査（現場状況、電気探査状況）	施工前
		掘削（施工状況、水止め方法、泥水処理の状況等）	施工中
		電気検層（実施状況）	掘削終了後
		砂利充てん（使用砂利、遮水措置等）	施工中
		仕上げ（井水洗浄、スワビング、安定状態）	施工中
試験	試験用機器（規格、銘板等）	試験前	
	揚水試験（予備揚水、段階揚水、連続揚水、水位回復試験）の実施状況	試験開始時 試験中 試験終了時	
	水質試験、水の採取状況	試験中	
し尿浄化槽設備工事	機材（ユニット形）	形状、規格、能力形式、認定証、銘板等	搬入時
	施工（ユニット形）	土工事・基礎工事（屋外・土工事の項参照） 設置作業状況（設置、水平確認、水締め、埋戻し）	施工中
	試験	水張り、満水、水圧、通水、空気圧試験	試験開始時 試験中 試験終了時
		各機器単独動作試験状況	試験中
		通水・総合運転試験状況	試験中
機械式駐車設備工事	機材（駆動装置、構造体、搬器、 運転操作盤、制御盤、安全装置）	形状、寸法、規格、銘板、外観検査及び保管状況等	搬入時
	施工	耐震措置の状況	施工中
	試験	絶縁抵抗、性能試験	試験時
医療ガス設備工事	機材	配管・管継手付属品・計器その他（配管工事の項を参照） 機器類（規格・銘板等）	搬入時 搬入時
	施工（配管）	施工状況（吊り・支持、配管の識別）	施工中
		各種接合法（施工状況、品質管理状況）	施工中
		溶接（施工状況、品質管理状況）	施工中
	施工（機器等）	取付位置、固定方法 機器類（搬入・据付工事を参照）	施工中 施工中
試験	試験用機器（規格、銘板等） 試験状況（系統、気密、配管内洗浄度、作動及び性能ほか）	試験中 試験開始時 試験中 試験終了時	
総合調整	機材	試験用機器（規格、銘板等）	試験前
	試験	機器試験（着火）	試験時
		配管試験（放水、圧力、水質）	試験時
		総合試験（風量、騒音、水量、温度、湿度、振動その他）	試験時
その他	完成時写真	機械室（機器・配管状況、主配管設備状況等）	完成時
		便所・洗面所（衛生器具設置状況等）	完成時
		上級室（室内設備状況等）	完成時
		事務室等（FCU、吹出口設置状況等）	完成時
		屋上（機器・配管設置状況等）	完成時

撮影対象表（解体工事編）			
工事種目又は分類	材料及び施工状況等	材料及び施工状況等の詳細	撮影時期
一般共通事項 （解体工事）	解体前の状況	解体前の状況（敷地、周辺施設、解体施設）、地中埋設物の状況	着工前
	施工数量調査	施工数量調査の状況	調査中
	法令等に基づく測定等 （必要な場合）	測定機器 測定等の状況	設置時 測定中
	その他は一般共通事項による		
仮設工事	騒音等の養生その他	養生、散水、仮囲い等	施工中
	山留め・地盤改良等	材料	搬入時
		設置状況	施工中
		部材等の寸法	完了時
		撤去状況	撤去後
その他は仮設工事による			
解体施工	事前措置	解体重機（低騒音対応等）マーク	施工中
	建築設備（※）	撤去状況	施工中
		分別状況	施工中
	内装材	解体状況	施工中
		分別状況	施工中
	外装材	解体状況	施工中
		分別状況	施工中
	屋根葺き材等	解体状況	施工中
		分別状況	施工中
	躯体	上部解体状況	施工中
		地下解体状況	施工中
		分別状況	施工中
		埋戻し状況	施工中
	基礎及び杭	基礎解体状況	施工中
		杭解体状況	施工中
		存置物の確認状況	施工中
		分別状況	施工中
		基礎解体後の埋戻し状況	施工中
		杭撤去後の埋戻し状況	施工中
	構内舗装等	解体状況	施工中
		分別状況	施工中
		存置物の確認状況	施工中
		埋戻し状況	施工中
	地下埋設物及び埋設配管	解体状況	施工中
		分別状況	施工中
		存置物の確認状況	施工中
		埋戻し状況	施工中
解体後の整地	地ならし、埋戻し及び盛り土状況（段階的な埋め戻しが解るもの）	施工中	
	地ならし、埋戻し及び盛り土状況	完了後	
建設廃棄物	建設廃棄物の処理	集積状況	搬出前
		搬出状況（搬出業者名がわかるもの）	搬出時
		廃棄状況（廃棄先）	廃棄時
特別管理産業廃棄物	特別管理産業廃棄物の処理	保管、集積状況	搬出前
		搬出状況（搬出業者名がわかるもの）	搬出時
		廃棄状況（廃棄先）	廃棄時
その他は建設廃棄物の処理による			
アスベスト含有建材	アスベスト含有建材の除去及び処理	除去	施工中
		保管、集積状況	搬出前
		搬出状況（搬出業者名がわかるもの）	搬出時
		廃棄状況（廃棄先）	廃棄時
その他は特別管理産業廃棄物の処理による			
特殊な建設副産物	特殊な建設副産物の処理	保管、集積状況	施工中
		搬出状況（搬出業者名がわかるもの）	施工中
		廃棄状況（廃棄先）	廃棄時
その他は建設廃棄物の処理による			

（※） 建築設備撤去状況については、撮影対象表（電気設備工事編）撤去工事及び同（機械設備工事編）撤去工事等による。

別表 4 完成写真

撮影箇所及び撮影枚数標準

撮影箇所	撮影対象	枚数	撮影方法及び注意
建物外部	各面又は2面を含む外観	4枚	(1) 工事用機材の残存があってはならない。 (2) 車、人物等が入ってはならない。 (3) ブラインド、カーテン等は開放し、窓の開放があってはならない。
	玄関周り	1枚	
	その他必要と思われる外部	適宜	
	附属棟	各1枚	
建物内部	玄関ホール	適宜	(1) 内部の撮影については、室内照明及び写真撮影用照明は、なるべく点灯しない。ただし、自然光の光量不足や作画表現等の理由により点灯する場合は、色の変化や、写真撮影用照明の写り込みに注意して行う。 (2) ブラインド、カーテン等は、開放しておくこと。 (3) 工事に含まれない家具等は、原則として入れない。
	主要室の代表的な箇所		
	その他必要と思われる内部		
電気設備	主要な箇所	各1枚	(1) 装置一式の完成状況を確認できること。 (2) 照明器具は、点灯する。
機械設備	主要な箇所	各1枚	(1) 装置一式の完成状況を確認できること。

注1 上記の表による以外は、撮影枚数を特記仕様書に明示する。

埼玉県建築工事図面情報電子化媒体作成要領

制定 平成11年 4月1日
改定 平成17年 4月1日
改定 平成26年 4月1日
改定 平成29年 4月1日
改定 令和 2年 4月1日

1章 共通事項

- 1.1 目的 この要領は、埼玉県の発注する建築工事及び建築設備工事について、図面情報を電子化したもの（以下、「図面情報電子化媒体」という。）を作成するために必要な事項を定める。
- 1.2 対象図書類 (1) 図面情報電子化媒体の作成対象とする図書は、監督員の承諾を受けた完成図面とする。
(2) 図面情報電子化媒体とする完成図面については、CADを用いて作成したものである場合は、CADにおけるデータ（以下「CADデータ」という。）を用い、紙による完成図面から作成する場合は、原則として原図を用いる。
- 1.3 図面情報電子化媒体の構成 図面情報電子化媒体は、完成図面に直接示されているデータ（以下「図面データ」という。）及び図面の管理に用いるデータ（以下「検索データ」という。）により構成するものとする。

2章 図面データ

- 2.1 図面データの種類 図面データの種類は、原則として次に示すデータのいずれかのものとする。
(1) CADデータ
(2) 紙メディア（図面）を、イメージスキャナーを介して作成するイメージデータ又はCADデータを変換して作成するイメージデータ（以下「イメージデータ」という。）
- 2.2 データの形式等 (1) CADデータファイルのフォーマットは原則としてSXF（sfc）とする。ただし、監督員の承諾を得た場合は、DXF形式とすることができる。
(2) イメージデータは、TIFF形式MMR圧縮し、200dpi（A1サイズ）にて作成する。ただし、監督員の承諾を得た場合は、この限りでない。

2.3 ファイル名称等	(1) CADデータ及びイメージデータのファイル名称は、図面1枚に1つとし、監督員と協議し決定するものとする。 (2) ファイル名称は、半角英数8桁とし、検索データとの整合を図る。
2.4 提出媒体	(1) 提出媒体は、CD-R又はDVD-Rとする。 (2) 提出するCD-R又はDVD-Rには、工事完成年度、工事名、工期、受注者名を明記する。 なお、複数のCD-R又はDVD-Rで提出する場合は、分冊数等も明記する。

3章 検索データ

3.1 データの内容	検索データとして掲げる項目、データ型、属性及びフィールドサイズは、表1のとおりとし、これに工事名などの基本情報等を付加したものとする。
3.2 使用する文字	使用する文字は、MS漢字コード（JIS X 0201 又は JIS X 0208）とする。 なお、俗語等は、上記範囲内に置き換えること。
3.3 データの形式	検索データは、Microsoft Excel形式(xls)にて作成すること。
3.4 提出媒体	提出媒体は、図面データと同じ媒体とする。

表1 検索データの内容

データ番号	項目	データ型	属性	フィールドサイズ (byte)	備考 (入力上の注意事項)
1	部局名、施設名及び工事名	テキスト型	漢字	各々30 (部局名30、施設名30、工事名30を示す。)	部局名は、施設の所属する部局名を入力する。施設名は、図面の施設名を入力する。ただし、名称の先頭につく「埼玉県」は入力しない。 工事名は、図面の工事名を入力する。ただし、名称の先頭につく施設名までの部分は入力しない。 なお、データは、次のとおり作成する。 「部局名/施設名/工事名/_path_dir」 (漢字以下は、半角入力)
2	ファイル名称	テキスト型	英数	8	監督員と協議したファイル名を入力(半角入力)。図面データのファイル名称と同一とする。
3	図面名	テキスト型	漢字	60	図面の図面名を入力。
4	元号	テキスト型	漢字	4	「令和」と入力。
5	年度	数値型	数字	2	完成年度を入力 (半角入力)。
6	担当課	テキスト型	漢字	14	発注課所を入力。
7	施設	テキスト型	漢字	40	施設名と同様。
8	図面種別	テキスト型	漢字	8	建築意匠・建築構造・電気・機械のいずれかを入力。
9	予備	数値型	数字	8	「空白」とする。
10	予備	数値型	数字	7	「空白」とする。
11	予備	数値型	数字	5	「空白」とする。
12	予備	テキスト型	英数	1	「空白」とする。
13	設計者	テキスト型	漢字	40	当初の設計会社名を入力。
14	施工者	テキスト型	漢字	40	施工会社名を入力。
15	予備	テキスト型	漢字	20	「空白」とする。
16	予備	テキスト型	漢字	20	「空白」とする。
17	予備	テキスト型	漢字	20	「空白」とする。
18	予備	数値型	数字	1	「0」で固定 (半角入力)。
19	予備	数値型	数字	1	「0」で固定 (半角入力)。
20	予備	数値型	数字	1	「0」で固定 (半角入力)。
21	予備	数値型	数字	1	「0」で固定 (半角入力)。

注) 上記の内容を図面1枚に1組作成すること。

附則

この要領は、平成11年4月1日から施行する。

附則

この要領は、平成17年4月1日から施行する。

附則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

附則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

附則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

埼玉県建築工事に伴う災害、公害及び事故防止対策要領

制定	昭和62年	4月	1日
改定	平成17年	10月	1日
改定	平成23年	4月	1日
改定	平成29年	4月	1日
改定	令和2年	4月	1日

監督員は、常に災害、公害及び事故（以下「災害等」という。）を未然に防止するよう受注者を指導監督し、受注者は、積極的に、また監督員の指導監督のもとに、台風等災害の発生が予測される場合はもとより、常時の安全管理及び公害の防止に努めるものとする。特に近隣地域住民などへの第三者に対する重大な災害等は絶対に起さないよう努めなければならない。

第1 緊急時における連絡先

受注者の事務所内には、次に掲げる緊急の際の連絡先を明示する。記載事項は、連絡先とその住所、電話番号とする。

- (1) 発注者側 監督員、課長（所長）、施設管理者等
- (2) 受注者側 現場代理人、主任技術者、会社責任者、下請負人等
- (3) 関係官公署等 労働基準監督署、消防署、警察署、市・町村役場、救急病院、電力会社、電話会社、供給ガス会社、水道事業管理者等

第2 安全管理

受注者は、随時、次に掲げる事項について巡回点検し、確認する。また、工事施工中に実施する各種検査、試験に当たっては、災害の発生を予防する十分な防護対策を立てるとともに、その安全性について確認するものとする。

- (1) 養生張りの保全状況（落下物発生時の安全性等）
- (2) 危険物貯蔵、火気取扱場所の保安設備状況（貯蔵物、付近の整頓状態等）
- (3) 足場、棧橋類の保全状況（丸太、足場類の緊結状態、材質の変化等）
- (4) 消火設備の機能状況（公設消火栓付近の整頓状況、備付け消火器具の数量、機能等）
- (5) 搬入資材の整理状況（集積状態等）
- (6) 建設機械（諸設備を含む。）の保全状況（建設機械の機能、安全性、休止中建設機械の機能安全性、工事進捗に伴う移動、固定が長期の慣れ、その他に起因する建設機械の倒壊等の懸念の有無等）
- (7) 仕様書で災害の防止に関して規定する事項

第3 公害に対する予防措置

受注者は、次に掲げる公害に対し十分な予防措置を講じ、必要に応じて、監督員に意見を求めなければならない。

- (1) 大規模な根切り工事等による地盤沈下障害
- (2) 騒音、振動による障害

- (3) 粉じんの飛散
- (4) 搬出土などによる周辺道路の汚れ
- (5) コンクリートの散乱、吹付け材などの飛散による汚れ、くい打ち工事による油滴の飛散による汚れ
- (6) 排水処理の不適
- (7) 電波障害
- (8) 日照障害
- (9) 道路に近接した現場の場合の道路交通障害
- (10) その他予想される公害

第4 台風災害の発生が予想される場合の予防措置

受注者は、災害及び事故防止に対する点検等の受持ち範囲を明確にし、また、責任者を定めて次の事項を行うものとする。

- (1) 事務所、宿舎、下小屋、倉庫等の火の元、電気、ガス、危険物等について事前に点検を行い、使用者に対しては災害時の対策を指導する。
- (2) 型枠、木材、板類、木片、生子板、養生網、シート類、砂利、砂、安全標識等現場内に集積してあり飛散するおそれのある物は、倉庫等に収納するか又は飛散しないよう適切な措置を行う。
- (3) 現場内の雨水は釜場を設け、適宜集水の上、排水を行い、必要に応じて予備ポンプを用意して水はけに対処する。
- (4) 根切り後の土砂が、雨水等により流出しないようにする。
- (5) 型枠、道板等が高所にあり飛散しやすいものは、取除くか、又は緊結等を行う。
- (6) 柱、壁等の立上り鉄筋は、頭継ぎ、筋かい等により補強を行う。
- (7) 建込中の型枠は、その程度により撤去するか、又は補強を行う。
なお、建込完了のものについては適宜補強する。
- (8) コンクリート養生期間中の支柱類については、点検し、必要に応じて補強する。
- (9) 土の上に直接支持する支柱（特に庇及び片持ちばり）については、足元に雨水が流れ込まないような措置をする。
- (10) 鉄骨の建方で本締めが完了していない場合には、とら綱、仮筋かい等により補強する。
- (11) 特に大きな開口部でガラスの入ったものは、パネル等により破損防止の養生を行う。
- (12) 建物の構造により風が通り抜ける場所には、その周囲について特に補強を行うか、又は風道となる箇所を塞ぐ方法をとる。
- (13) 鉄板葺（特に長尺鉄板葺）、スレート葺等の建物は屋根材が飛散しないように補強を行う。
- (14) 各種タワー、クレーン、くい打ち機等不安定なものは、とら綱、とら尻の点検を行い、必要に応じて補強するか、場合によっては解体する。
- (15) 現場に搬入されている設備機器は、水没するおそれのない場所へ移動し雨水や湿気による機能低下を防ぐ措置を行う。
- (16) その他必要に応じて予防措置を講ずる。

第5 災害、公害及び事故発生時の措置

- (1) 工事施工中、ガス管等破損の不測事故が発生した場合は、直ちに、工事を一時中止するとともに、関係機関に通報し、併せて二次災害の発生を予防しなければならない。
- (2) 災害等が発生したとき受注者は、直ちに監督員に電話等で報告し、即時実地調査を行う。

緊急を要する場合は、必要に応じて関係官公署に連絡する。

監督員は、受注者からの報告で災害等の発生を知ったときは、速やかに課（所）長に報告するとともに、可能な限り状況を把握し、被害の拡大防止（特に、二次災害の防止）、状況によっては、応急措置あるいは現場保存等を指示し、必要に応じて関係官公署に緊急連絡するものとする。

人身事故が発生した場合は、前記の外、傷害の程度等を可能な限り確認するものとする。

第6 記録及び報告

- (1) 監督員は、公害に対する予防措置及び台風等災害の発生が予測される場合の予防措置をとらせたときは、その状況を確認の上、課（所）長に報告するものとする。
- (2) 受注者は、災害等が発生したときは、速やかにその状況を写真等により詳細に記録し、「事故報告書」を作成の上、監督員に提出するものとする。
- (3) 監督員は、受注者から「事故報告書」が提出されたときは、その内容を確認し、「工事報告書」を作成の上、課（所）長に報告するものとする。
- (4) 受注者は、近隣地域住民などの第三者からの苦情の申出があったときは、遅滞なくその内容について監督員に報告するものとする。

第7 復旧措置

復旧措置は、原則として課（所）の承認を得た後に実施するものとする。

附 則

1. この要領は、昭和62年4月1日から施行する。
2. 災害、公害及び事故に対する現場管理要領は、廃止する。

附 則

1. この要綱は、平成17年10月1日から施行する。

附 則

1. この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

1. この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

1. この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

建設工事に伴う騒音振動対策技術指針

制定 昭和51年3月1日
改正 昭和57年4月1日
改正 昭和61年4月1日
改正 平成4年4月1日
改正 平成29年4月1日

目 次

I 総 論

- 第 1 章 目 的
- 第 2 章 適用範囲
- 第 3 章 現行法令
- 第 4 章 対策の基本事項
- 第 5 章 現地調査

II 各 論

- 第 6 章 土工
- 第 7 章 運搬工
- 第 8 章 岩石掘削工
- 第 9 章 基礎工
- 第 10 章 土留工
- 第 11 章 コンクリート工
- 第 12 章 舗装工
- 第 13 章 鋼構造物工
- 第 14 章 構造物とりこわし工
- 第 15 章 トンネル工
- 第 16 章 シールド・推進工
- 第 17 章 軟弱地盤処理工
- 第 18 章 仮設工
- 第 19 章 空気圧縮機・発動発電機等

I 総論

第1章 目的

- 1 本指針は、建設工事に伴う騒音、振動の発生をできる限り防止することにより、生活環境の保全と円滑な工事の施工を図ることを目的とする。
- 2 本指針は、建設工事に伴う騒音、振動の防止について、技術的な対策を示すものとする。

第2章 適用範囲

- 1 指針は、騒音、振動を防止することにより、住民の生活環境を保全する必要があると認められる以下に示す区域におけるすべての建設工事に適用することを原則とする。ただし、災害その他の事由により緊急を要する場合はこの限りではない。
 - (1) 良好な住居の環境を保全するため、特に静穏の保持を必要とする区域
 - (2) 住居の用に供されているため、静穏の保持を必要とする区域
 - (3) 住居の用にあわせて商業、工業等の用に供されている区域であって相当数の住居が集合しているため、騒音、振動の発生を防止する必要がある区域
 - (4) 学校、保育所、病院、診療所、図書館、老人ホーム等の敷地の周囲おおむね 80m の区域
 - (5) 家畜飼育場、精密機械工場、電子計算機設置事業場等の施設の周辺等、騒音、振動の影響が予想される区域

第3章 現行法令

- 1 騒音、振動対策の計画、実施にあたっては、環境基本法、騒音規制法及び振動規制法について十分理解しておかなければならない。
- 2 地方公共団体によっては、騒音規制法及び振動規制法に定めた特定建設作業以外の作業についても条例等により、規制、指導を行っているので、対象地域における条例等の内容を十分把握しておかなければならない。

第4章 対策の基本事項

- 1 騒音、振動対策の計画、設計、施工にあたっては、施工法、建設機械の騒音、振動の大きさ、発生実態、発生機構等について、十分理解しておかなければならない。
- 2 騒音、振動対策については、騒音、振動の大きさを下げるほか、発生期間を短縮するなど全体的に影響の小さくなるように検討しなければならない。

- 3 建設工事の設計にあたっては、工事現場周辺の立地条件を調査し、全体的に騒音、振動を低減するよう次の事項について検討しなければならない。
 - (1) 低騒音、低振動の施工法の選択
 - (2) 低騒音型建設機械の選択
 - (3) 作業時間帯、作業工程の設定
 - (4) 騒音、振動源となる建設機械の配置
 - (5) 遮音施設等の設置
- 4 建設工事の施工にあたっては、設計時に考慮された騒音、振動対策をさらに検討し、確実に実施しなければならない。

なお、建設機械の運転についても以下に示す配慮が必要である。

 - (1) 工事の円滑を図るとともに現場管理等に留意し、不必要な騒音、振動を発生させない。
 - (2) 建設機械等は、整備不良による騒音、振動が発生しないように点検、整備を十分に行う。
 - (3) 作業待ち時には、建設機械等のエンジンをできる限り止めるなど騒音、振動を発生させない。
- 5 建設工事の実施にあたっては、必要に応じ工事の目的、内容等について、事前に地域住民に対して説明を行い、工事の実施に協力を得られるように努めるものとする。
- 6 騒音、振動対策として施工法、建設機械、作業時間帯を指定する場合には、仕様書に明記しなければならない。
- 7 騒音、振動対策に要する費用については、適正に積算、計上しなければならない。
- 8 起業者、施工者は、騒音、振動対策を効果的に実施できるように協力しなければならない。

第5章 現地調査

- 1 建設工事の設計、施工にあたっては、工事現場及び現場周辺の状況について、施工前調査、施工時調査等を原則として実施するものとする。
- 2 施工前調査は、建設工事による騒音、振動対策を検討し、工事着手前の状況を把握するために、次の項目について行うものである。
 - (1) 現場周辺状況

工事現場周辺について、家屋、施設等の有無、規模、密集度、地質、土質及び騒音又は振動源と家屋等の距離等を調査し、必要に応じ騒音、振動の影響についても検討する。

(2) 暗騒音、暗振動

工事現場の周辺において、作業時間帯に応じた暗騒音、暗振動を必要に応じ測定する。

(3) 建造物等

工事現場周辺において、建設工事による振動の影響が予想される建造物等について工事施工前の状況を調査する。

3 施工時調査は、建設工事の施工時において、必要に応じ騒音、振動を測定し、工事現場の周辺の状況、建造物等の状態を把握するものである。

なお、施工直後においても必要に応じ建造物等の状態を把握するものとする。

Ⅱ 各 論

第6章 土工

(掘削、積込み作業)

- 1 掘削、積込み作業にあたっては、低騒音型建設機械の使用を原則とする。
- 2 掘削はできる限り衝撃力による施工を避け、無理な負荷をかけないようにし、不必要な高速運転やむだな空ぶかしを避けて、ていねいに運転しなければならない。
- 3 掘削積込機から直接トラック等に積込む場合、不必要な騒音、振動の発生を避けて、ていねいに行わなければならない。

ホッパーにとりだめして積込む場合も同様とする。

(ブルドーザー作業)

- 4 ブルドーザーを用いて掘削押し土を行う場合、無理な負荷をかけないようにし、後進時の高速走行を避けて、ていねいに運転しなければならない。

(締固め作業)

- 5 締固め作業にあたっては、低騒音型建設機械の使用を原則とする。
- 6 振動、衝撃力によって締固めを行う場合、建設機械の機種を選定、作業時間帯の設定等について十分留意しなければならない。

第7章 運搬工

(運搬の計画)

- 1 運搬の計画にあたっては、交通安全に留意するとともに、運搬に伴って発生する騒音、振動について配慮しなければならない。

(運搬路の選定)

- 2 運搬路の選定にあたっては、あらかじめ道路及び付近の状況について十分調査し、以下の事項に留意しなければならない。

なお、事前に道路管理者、公安委員会（警察）等と協議することが望ましい。

- (1) 通勤、通学、買物等で特に歩行者が多く歩車道の区別のない道路はできる限り避ける。
- (2) 必要に応じ往路、復路を別経路にする。
- (3) できる限り舗装道路や幅員の広い道路を選ぶ。
- (4) 急な縦断勾配や、急カーブの多い道路は避ける。

(運搬路の維持)

- 3 運搬路は点検を十分に行い、特に必要がある場合は維持補修を工事計画に組込むなど対策に努めなければならない。

(走行)

- 4 運搬車の走行速度は、道路及び付近の状況によって必要に応じ制限を加えるように計画、実施するものとする。

なお、運搬車の運転は、不必要な急発進、急停止、空ぶかしなどを避けて、ていねいに行わなければならない。

(運搬車)

- 5 運搬車の選定にあたっては、運搬量、投入台数、走行頻度、走行速度等を十分検討し、できる限り騒音の小さい車両の使用に努めなければならない。

第8章 岩石掘削工

(岩石掘削の計画)

- 1 岩石掘削の計画にあたっては、リッパ工法、発破リッパ工法、発破工法等の工法について比較検討し、総体的に騒音、振動の影響が小さい工法を採用しなければならない。

(せん孔)

- 2 さく岩機によりせん孔を行う場合、必要に応じ防音対策を講じた機械の使用について検討するものとする。

(発破)

- 3 発破掘削を行う場合、必要に応じ低爆速火薬等の特殊火薬や遅発電気雷管等の使用について検討するものとする。

第9章 基礎工

(基礎工法の選定)

- 1 基礎工法の選定にあたっては、既製ぐい工法、場所打ぐい工法、ケーソン工法等について、総合的な検討を行い、騒音、振動の影響の小さい工法を採用しなければならない。

(既製ぐい工法)

- 2 既製ぐいを施工する場合には、中堀工法、プレボーリング工法等を原則とし、次のような騒音、振動対策を検討しなければならない。

- (1) 作業時間帯
- (2) 低騒音型建設機械の使用

- 3 既製ぐいの積み卸し、吊り込み作業等は不必要な騒音、振動の発生を避けて、ていねいに行わなければならない。

(場所打ぐい工法)

- 4 場所打ぐい工法には、多くの種類の掘削工法があり、それらの騒音、振動の程度、発生機構も異なるので留意しておく必要がある。
- 5 場所打ぐい工法では、土砂搬出、コンクリート打設等による騒音、振動の低減について配慮しておかななければならない。また、各ぐいが連続作業で施工されることから作業工程と作業時間帯についても留意しておかななければならない。

(ケーソン工法)

- 6 ニューマチックケーソン工法では、昼夜連続作業で施工されることから、エアロックの排気音、合図音及び空気圧縮機等の騒音、振動対策を検討しておく必要がある。

第10章 土留工

(土留工法の選定)

- 1 土留工法の選定にあたっては、鋼矢板土留工法、鋼ぐいと土留板による工法、地下連続壁工法等について、総合的な検討を行い、騒音、振動の小さい工法を採用しなければならない。

(鋼矢板土留工法、鋼ぐいと土留板による工法)

- 2 鋼矢板、鋼ぐいを施工する場合には、油圧式圧入引抜き工法、多滑車式引抜き工法、アースオーガーによる掘削併用圧入工法、油圧式超高周波ぐい打工法、ウォータージェット工法等を原則とし、次の騒音、振動対策を検討しなければならない。

- (1) 作業時間帯
- (2) 低騒音型建設機械の使用

- 3 H鋼、鋼矢板等の取り付け、取り外し作業及び積込み、積卸し作業等は不必要な騒音、振動の発生を避けて、ていねいに行わなければならない。

(地下連続壁工法)

- 4 地下連続壁工法は、土留部材を本体構造に利用できる場合や工事現場の周辺の地盤沈下に対する制限が厳しい場合には、騒音、振動の低減効果も考慮し採否を検討する。

第11章 コンクリート工

(コンクリートプラント)

- 1 コンクリートプラントの設置にあたっては、周辺地域への騒音、振動の影響が小さい場所を選び、十分な設置面積を確保するものとする。

なお、必要に応じ防音対策を講じるものとする。

- 2 コンクリートプラント場内で稼働、出入りする関連機械の騒音、振動対策について配慮する必要がある。

(トラックミキサ)

- 3 コンクリートの打設時には、工事現場内及び付近におけるトラックミキサの待機場所等について配慮し、また不必要な空ぶかしをしないように留意しなければならない。

(コンクリートポンプ車)

- 4 コンクリートポンプ車でコンクリート打設を行う場合には、設置場所に留意するとともにコンクリート圧送パイプを常に整備して不必要な空ぶかしなどをしないように留意しなければならない。

第12章 舗装工

(アスファルトプラント)

- 1 アスファルトプラントの設置にあたっては、周辺地域への騒音、振動の影響ができるだけ小さい場所を選び、十分な設置面積を確保するものとする。

なお、必要に応じて防音対策を講じるものとする。

- 2 アスファルトプラント場内で稼働、出入りする関連機械の騒音、振動対策について配慮する必要がある。

(舗装)

- 3 舗装にあたっては、組合せ機械の作業能力をよく検討し、段取り待ちが少なくなるように配慮しなければならない。

(舗装版とりこわし)

- 4 舗装版とりこわし作業にあたっては、油圧ジャッキ式舗装版破碎機、低騒音型のバ

ックハウの使用を原則とする。また、コンクリートカッター、ブレイカー等についても、できる限り低騒音の建設機械の使用に努めるものとする。

- 5 破砕物等の積込み作業等は、不必要な騒音、振動を避けて、ていねいに行わなければならない。

第 13 章 鋼構造物工

(接合)

- 1 現場における高力ボルトによる鋼材の接合には、電動式レンチ又は油圧式レンチの使用を原則とする。
- 2 現場における鋼材の穴合わせには、必要に応じドリフトピンを打撃する方法にかえて、油圧式又は電動式の静的方法の採用を検討するものとする。

(クレーン車の選定)

- 3 クレーン車の選定にあたっては、低騒音型建設機械の採否について検討するものとする。

(架 設)

- 4 架設に使用するクレーン等の運転は、作業時間帯に留意するとともに、無理な負荷をかけないようにていねいに行わなければならない。

第 14 章 構造物とりこわし工

(とりこわし工法の選定)

- 1 コンクリート構造物を破砕する場合には、工事現場の周辺環境を十分考慮し、コンクリート圧砕機、ブレイカー、膨張剤等による工法から、適正な工法を選定しなければならない。

(小割)

- 2 とりこわしに際し小割を必要とする場合には、トラックへ積込み運搬可能な程度にブロック化し、騒音、振動の影響の少ない場所で小割する方法を検討しなければならない。

なお、積込み作業等は、不必要な騒音、振動を避けて、ていねいに行わなければならない。

(防音シート等)

- 3 コンクリート構造物をとりこわす作業現場は、騒音対策、安全対策を考慮して必要に応じ防音シート、防音パネル等の設置を検討しなければならない。

第 15 章 トンネル工

(掘削工)

- 1 坑口付近の掘削は、発破等の騒音、振動をできる限り低減させるように配慮しなければならない。
- 2 トンネル本体掘削時の発破騒音対策として、坑口等に防音壁、防音シート等の設置を検討しなければならない。
- 3 土かぶりの小さい箇所が発破による掘削を行う場合には、特に振動について配慮しなければならない。

(ずりの運搬、処理)

- 4 ずりの運搬、処理に用いる建設機械は、ていねいに運転しなければならない。

(換気設備等)

- 5 換気設備及び空気圧縮機等は、工事現場の周辺環境を考慮して設置するとともに、必要に応じ騒音、振動を低減させるように配慮しなければならない。

第 16 章 シールド・推進工

(泥水処理設備等)

- 1 泥水処理設備、換気設備等は、設置場所に留意するとともに、必要に応じ防音パネル、防振装置等の設置について検討しなければならない。

(掘削)

- 2 土かぶりの小さい箇所における掘削については、推進に伴う振動に留意しなければならない。

(資機材の運搬)

- 3 資機材の運搬にあたっては、作業時間帯に留意するとともに、必要に応じ騒音、振動対策を講じなければならない。

第 17 章 軟弱地盤処理工

(軟弱地盤処理工法の選定)

- 1 軟弱地盤処理工法の選定にあたっては、対象地盤性状と発生する騒音、振動との関連を考慮の上、総合的な検討を行い、工法を決定しなければならない。

(施工)

- 2 軟弱地盤処理工の施工にあたっては、施工法に応じ、騒音、振動を低減させるように配慮しなければならない。

なお、特に振動が問題となりやすいので留意しなければならない。

第 18 章 仮設工

(設 置)

- 1 仮設材の取り付け、取り外し及び積込み、積卸しはていねいに行わなければならない。

(路面覆工)

- 2 覆工板の取り付けにあたっては、段差、通行車両によるがたつき、はね上がり等による騒音、振動の防止に留意しなければならない。

第 19 章 空気圧縮機・発動発電機等

(空気圧縮機、発動発電機等)

- 1 可搬式の場合は、低騒音型建設機械の使用を原則とする。
- 2 定置式の場合は、騒音、振動対策を講じることを原則とする。

(排水ポンプ)

- 3 排水ポンプの使用にあたっては、騒音の防止に留意しなければならない。

(設置)

- 4 空気圧縮機、発動発電機、排水ポンプ等は、工事現場の周辺の環境を考慮して、騒音、振動の影響の少ない箇所に設置しなければならない。

<参考>

騒音規制法に基づき届出が必要な作業（騒音規制法第2条第3項）

- 1 くい打機（もんけんを除く。）、くい抜機又はくい打くい抜機（圧入式くい打くい抜機を除く。）を使用する作業（くい打機をアースオーガーと併用する作業を除く。）
- 2 びょう打機を使用する作業
- 3 削岩機を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあつては、一日における当該作業に係る二地点の最大距離が五〇メートルを超えない作業に限る。）
- 4 空気圧縮機（電動機以外の原動機を用いるものであつて、その原動機の定格出力が一五キロワット以上のものに限る。）を使用する作業（削岩機の動力として使用する作業を除く。）
- 5 コンクリートプラント（混練機の混練容量が〇・四五立方メートル以上のものに限る。）又はアスファルトプラント（混練機の混練重量が二〇〇キログラム以上のものに限る。）を設けて行う作業（モルタルを製造するためにコンクリートプラントを設けて行う作業を除く。）
- 6 バックホウ（一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が八〇キロワット以上のものに限る。）を使用する作業
- 7 トラクターショベル（一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が七〇キロワット以上のものに限る。）を使用する作業
- 8 ブルドーザー（一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が四〇キロワット以上のものに限る。）を使用する作業

※ 1～8に掲げる作業で、作業を開始した日に終わるものは除く。

振動規制法に基づく届出が必要な作業（振動規制法第2条第3項）

- 1 くい打機（もんけん及び圧入式くい打機を除く。）、くい抜機（油圧式くい抜機を除く。）又はくい打くい抜機（圧入式くい打くい抜機を除く。）を使用する作業
- 2 鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業
- 3 舗装版破碎機を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあつては、一日における当該作業に係る二地点間の最大距離が五〇メートルを超えない作業に限る。）
- 4 ブレーカー（手持式のものを除く。）を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあつては、一日における当該作業に係る二地点間の最大距離が五〇メートルを超えない作業に限る。）

※ 1～4に掲げる作業で、作業を開始した日に終わるものは除く。